

令和5年度

包括外部監査報告書

子ども部に係る事務の執行及び事業の管理について

宇都宮市包括外部監査人

岩本 達之

目次

I 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3 テーマを選定した理由	1
4 包括外部監査の対象期間	1
5 包括外部監査の実施期間	1
6 監査従事者	2
7 監査要点と監査報告	2
7.1 監査要点	2
7.2 監査の結果について	2
7.3 数値表記について	3
7.4 金額表記について	3
7.5 年度表記について	3
II 包括外部監査対象の概要	4
1 宇都宮市における子ども・子育てに関する現状	4
1.1 宇都宮市の分析による少子化の現状	4
1.2 結婚・妊娠・出産の現状	9
1.3 保育所	11
1.4 障がい児・ひきこもり	13
1.5 貧困の連鎖・児童虐待	15
2 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」	16
2.1 計画の位置付け	16
2.2 計画の範囲	17
2.3 計画の期間	17
2.4 基本理念と基本目標	17
2.5 基本施策	18
3 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」	20
3.1 計画の概要	20
3.2 計画の目標	21
3.3 計画の内容	21
4 託児室トイズに関する損害賠償請求事件	26
4.1 事案の経緯	26
4.2 裁判の概要	26
4.3 今後の対応	28
5 子ども部に係る歳入・歳出の推移	29
5.1 一般会計	29

5.1.1	歳入	29
5.1.2	歳出	31
5.2	特別会計	32
5.2.1	歳入	32
5.2.2	歳出	32
6	子ども部の組織	33
6.1	組織図（令和4年4月1日現在）	33
6.2	組織図（令和5年4月1日現在）	34
6.3	事務分掌（令和4年度）	35
III	包括外部監査対象の結果	39
1	子ども未来課	39
1.1	企画グループ	39
1.1.1	「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務	39
1.1.2	宇都宮市子ども・子育て会議に関する事務	44
1.2	法人・児童福祉施設グループ	48
1.2.1	社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督	48
1.2.2	認可外保育施設の指導監督	56
1.2.3	教育・保育施設等への巡回指導支援の実施	58
1.2.4	社会福祉法人・児童福祉施設等の認可事務	61
1.2.5	障害児通所支援事業の指定・指導監督等	63
1.3	健全育成グループ	66
1.3.1	宇都宮市青少年活動センター宇都宮児童遊園の運営	66
1.3.2	宇都宮市ゆうあいひろばの運営	68
1.3.3	児童館の運営	69
1.3.4	親と子どもの居場所づくり事業	71
1.3.5	子どもの居場所づくり事業	73
1.3.6	宮っこの居場所への支援事業	76
1.4	青少年自立支援センター	77
2	子ども家庭課	80
2.1	子ども給付グループ	80
2.1.1	児童手当	80
2.1.2	障がい児福祉手当	81
2.1.3	こども医療費助成事業	82
2.1.4	妊産婦医療費助成事業	84
2.1.5	不妊に悩む方への特定治療支援事業	86
2.1.6	宇都宮市不妊治療（生殖補助医療等）支援事業	89
2.2	自立支援グループ	92

2.2.2	児童扶養手当事業	92
2.2.3	ひとり親家庭支援手当	94
2.2.4	ひとり親家庭医療費助成	95
2.2.5	自立支援教育訓練給付金事業	96
2.2.6	高等職業訓練促進給付金等事業	97
2.2.7	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	99
2.2.8	母子家庭等就業・自立支援センター事業	100
2.2.9	企業との連携による就労支援事業	101
2.2.10	母子・父子自立支援プログラム策定事業	101
2.2.11	ひとり親家庭等日常生活支援事業	103
2.2.12	ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業	104
2.2.13	病児保育事業利用者負担額補助事業	105
2.2.14	公正証書等作成支援事業補助金・養育費保証支援事業補助金	106
2.2.15	母子・父子自立支援員	107
2.2.16	母子父子寡婦福祉資金貸付	107
2.2.17	母子家庭等生活資金貸付事業	109
2.3	すこやか親子グループ	110
2.3.2	母子健康手帳の交付	110
2.3.3	妊婦健康診査	111
2.3.4	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	114
2.3.5	訪問指導事業	115
2.3.6	すこやか訪問事業（乳幼児検診未受診児訪問事業）	117
2.3.7	産後ケア事業	118
2.4	子ども家庭支援室（相談グループ）	122
2.4.1	子ども家庭総合支援拠点	122
2.4.2	児童虐待防止対策	125
2.4.3	子育て支援短期入所事業（子どものショートステイ）	127
3	保育課	131
3.1	企画グループ	131
3.1.1	公立保育所のあり方検討（民営化含む）	131
3.1.2	送迎保育ステーション事業	139
3.1.3	地域子育て支援拠点事業	147
3.2	管理グループ	154
3.2.1	児童福祉施設の整備	154
3.2.2	保育士等人材確保費	157
3.2.3	利用者負担額（保育料）	158
3.3	入所・給付グループ	161

3.3.1	教育・保育施設給付の事務事業	161
3.3.2	幼児教育・保育の無償化事業の事務事業	167
3.3.3	確認制度に基づく指導監査	170
3.3.4	支給認定及び教育・保育施設等の入退所事務	173
3.3.5	広域入所の事務	180
3.3.6	幼稚園運営費貸付金の事務事業	180
4	子ども発達センター	182
4.1	子ども発達センター全般	182
4.2	交流・管理グループ	184
4.2.1	ここ・ほっと交流事業	184
4.2.2	障がい児通所給付事業	184
4.2.3	発達支援ネットワーク会議	188
4.3	相談グループ	189
4.3.1	子ども発達相談室事業	189
4.3.2	ここ・ほっと巡回相談事業	189
4.4	発達指導グループ	191
4.5	通園グループ	193

I 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

子ども部に係る事務の執行及び事業の管理について

3 テーマを選定した理由

我が国においては出生数が過去最少を更新しており想定を上回るペースで少子化が進んでいる。宇都宮市においても2015年から2020年までの5年間における出生数の減少率が全国平均16.4%に対して宇都宮市の減少率は24.0%となっており全国を上回るペースで少子化が進行している。将来にわたって活力ある社会・経済を維持していくためには少子化に歯止めをかけることが喫緊の課題であり、結婚や出産、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（令和5年2月）において宇都宮市が目指す「スーパースマートシティ」を構成する原動力として「『人』づくり（次世代育成・少子化対策の強化）」が掲げられており、分野別計画の一つである「『子育て・教育の未来都市』の実現に向けて」に関する政策として、「結婚や妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実」、「安心して子供を産み育てることができる環境づくり」や「全ての子どもを健やかに育む環境づくり」などが戦略事業として位置付けられている。また、宇都宮市では、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」や令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに対する支援施策を総合的・計画的に推進している。

平成23年度に「少子高齢化に対応した事業に関する財務事務の執行について」として包括外部監査を実施しているが、既に10年以上経過しており、関連する制度も変わっている。また、コロナ禍の中におけるひとり親世帯の困窮や、地域コミュニティの希薄化による子育て世帯の孤立が引き起こす事件が問題となっており、子どもや子育てに関する課題については市民の関心も高いと考えられる。

よって、関連する事務を主管する子ども部を監査対象とし、事務の執行が関係法令等に基づき実施されているか否かという合規性の点について、また、行政の管理視点である有効性、効率性、経済性、優先性等について経営管理の体制を監査する意義は大きいものと考え、令和5年度の宇都宮市包括外部監査のテーマに選定した。

4 包括外部監査の対象期間

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）としたが、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度も対象とした。

5 包括外部監査の実施期間

令和5年6月26日から令和6年1月19日まで監査を実施し、令和6年3月12日に最終的な意見をまとめたものである。

6 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	岩本達之		
補助者	公認会計士	斎藤秀樹	公認会計士	西尾忍
	公認会計士	増山雄貴	公認会計士	大森拓海
	公認会計士	黒本尚良		

7 監査要点と監査報告

7.1 監査要点

包括外部監査の根拠法規である地方自治法第252条の37第2項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、第2条第14項（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）に則ってなされているかどうかを意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点としては、次の2つにまとめることができる。

7.1.1 財務事務執行の合规性（適法性と正当性）

7.1.2 行政の管理視点（住民の福祉の増進等上記第2条第14項及び第15項）に基づいて、行政の経営管理制度である予算統制制度及びP D C A循環サイクルが整備運用されているか否か

7.2 監査の結果について

この監査報告書では、上記地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づき、監査の結果について報告を2つに大別し、次のように使い分けている。

区分	指摘	意見
財務に関する事務の執行	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令、基準等に違反しているものと認められるもの（適法性） ● 法令等の実質的な違反とは言えないが、行為の目的がその法令等の予定するものとは別のものである場合や法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である場合等（正当性） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令、基準等には違反していないが、改善する必要があると認められるもの ● 指摘事項等に対する改善提案
経営に係る事業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の経営管理制度である予算統制制度及びP D C A循環サイクルに違反していると認められるもの ● 行政の管理の視点である「経済性」、「効率性」、「有効性」を管理する仕組みや運営が不適切であると認められるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の管理制度（予算統制制度やP D C A循環サイクルの行政評価制度）外の管理制度の不備に対する指摘 ● 行政の管理の視点である「経済性」、「効率性」、「有効性」についての評価

7.3 数値表記について

この監査報告書では、数値表記について数値単位を切り上げて表記している場合には、原則として単位未満について切捨て処理を行っている。ただし、指摘や意見に重要な影響がない限り、入手した数値が既に四捨五入処理されている場合には、当該数値を切捨てに補正せずに使用している。

また、小数点以下を表記している数値については、原則として単位未満について四捨五入処理している。

そのため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

7.4 金額表記について

この監査報告書では、金額表記について原則として税込で表記し、都合上、税抜で表記したものについては注釈を付している。

7.5 年度表記について

この監査報告書では、年度表記について原則として和暦を使用し、図表等で下表のとおり略称を使用しているものがある。

和暦	略称
明治	M
大正	T
昭和	S
平成	H
令和	R

II 包括外部監査対象の概要

1 宇都宮市における子ども・子育てに関する現状

1.1 宇都宮市の分析による少子化の現状

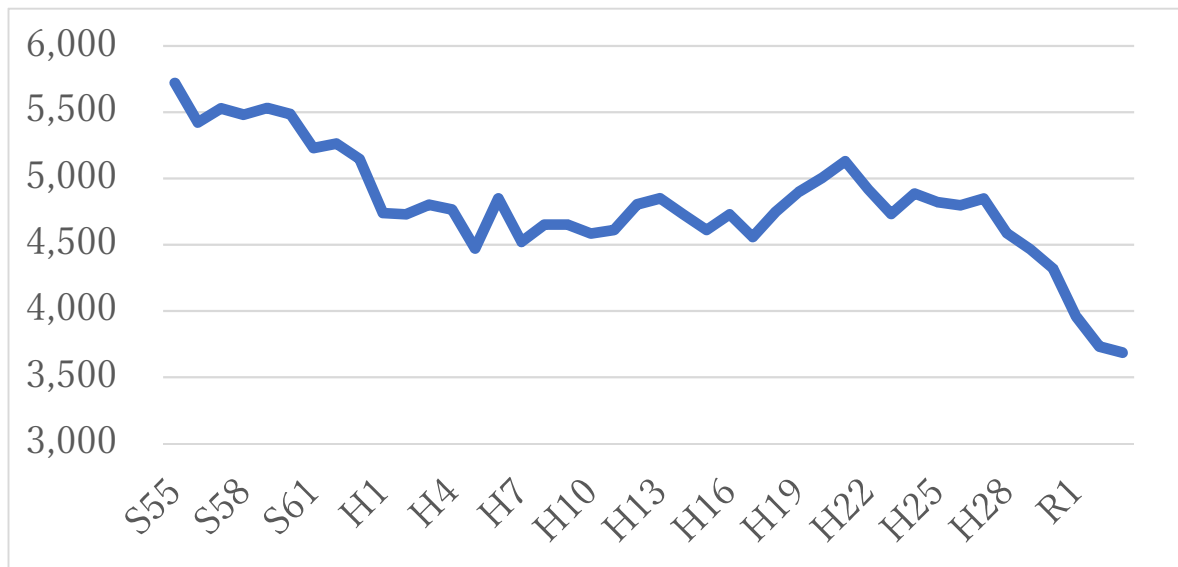
1.1.1 出生数

宇都宮市の出生数の推移は下記のとおりである。

昭和後期の出生数の減から、平成以降は出生数がほぼ横ばい（4,500人～5,000人）で推移していたが、平成27年を境に再び出生数が減少している。令和4年の出生数は3,309人であり過去最低となっている。

【宇都宮市の出生数】

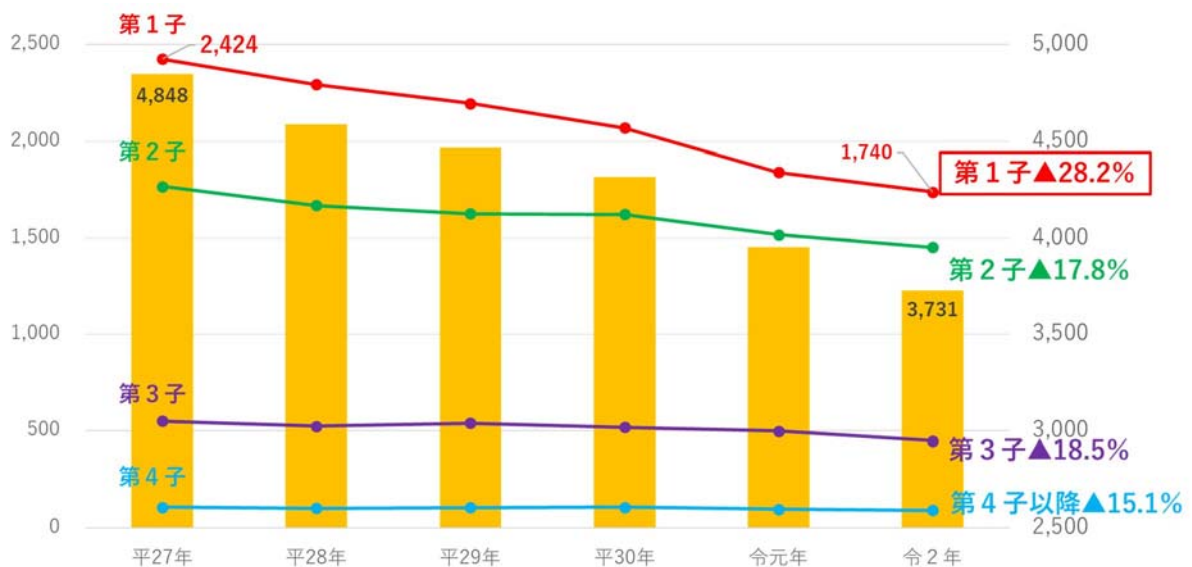
(単位：人)



また、宇都宮市の出生順位ごとの出生数は下記のとおりである。平成27年以降の出生数全体の減少は、特に第1子の減少が大きく影響（5年間で▲28%超）している。

【宇都宮市の出生順位ごとの出生数】

(単位：人)



出生数の他都市との比較は下記のとおりである。

2015年と比較すると2022年は1,713人減少する見込みで、他の5市と比較しても減少率が顕著となっている。

	2015年	2020年	2021年	2022年 (9月推計※)	2015年と2022 年比	2020年と2021 年比	2021年と2022 年比
国	100.6万	84.0万	84.2万	76.9万	-23.4%	0.2%	-8.7%
栃木県	15,306	11,808	11,841	10,618	-30.6%	0.3%	-10.3%
宇都宮市	4,939	3,802	3,752	3,226	-34.7%	-1.3%	-14.0%
兵庫県姫路市	4,708	3,948	3,924	3,528	-25.1%	-0.6%	-10.1%
広島県福山市	4,229	3,553	3,437	3,164	-25.2%	-3.3%	-7.9%
愛媛県松山市	4,225	3,428	3,482	3,236	-23.4%	1.6%	-7.1%
大分県大分市	4,281	3,737	3,592	3,498	-18.3%	-3.9%	-2.6%
群馬県高崎市	3,049	2,569	2,454	2,308	-24.3%	-4.5%	-5.9%
6都市平均	4,239	3,506	3,440	3,160	-25.2%	-2.0%	-7.9%

また、有配偶出生率の推移（類似都市比較）は下記のとおりである。

他の5市と比較すると有配偶者出生数は低く、結婚はしているが子どもを生まない傾向が強いことが分かる。

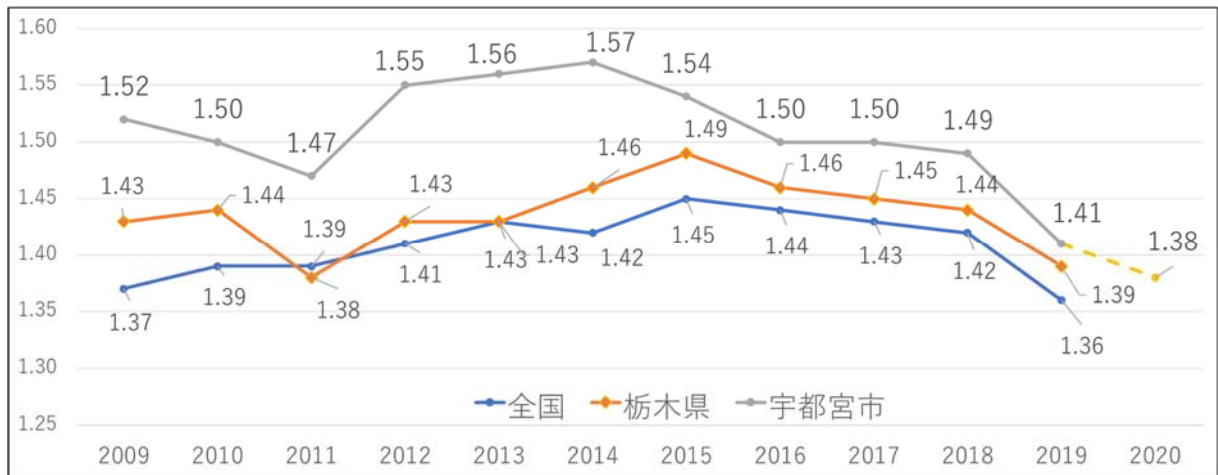
	2015年	2020年	2015年と2020年比
国	15.9%	15.8%	▲0.1pts
栃木県	15.1%	14.5%	▲0.6pts
宇都宮市	15.1%	14.9%	▲0.2pts
兵庫県姫路市	16.3%	16.5%	+0.2pts
広島県福山市	16.8%	16.7%	▲0.1pts
愛媛県松山市	16.1%	15.9%	▲0.2pts
大分県大分市	16.3%	16.9%	+0.6pts
群馬県高崎市	15.8%	16.1%	+0.3pts
6都市平均	16.1%	16.2%	+0.1pts

1.1.2 合計特殊出生率

宇都宮市、栃木県及び日本の合計特殊出生率の推移は下記のとおりである。

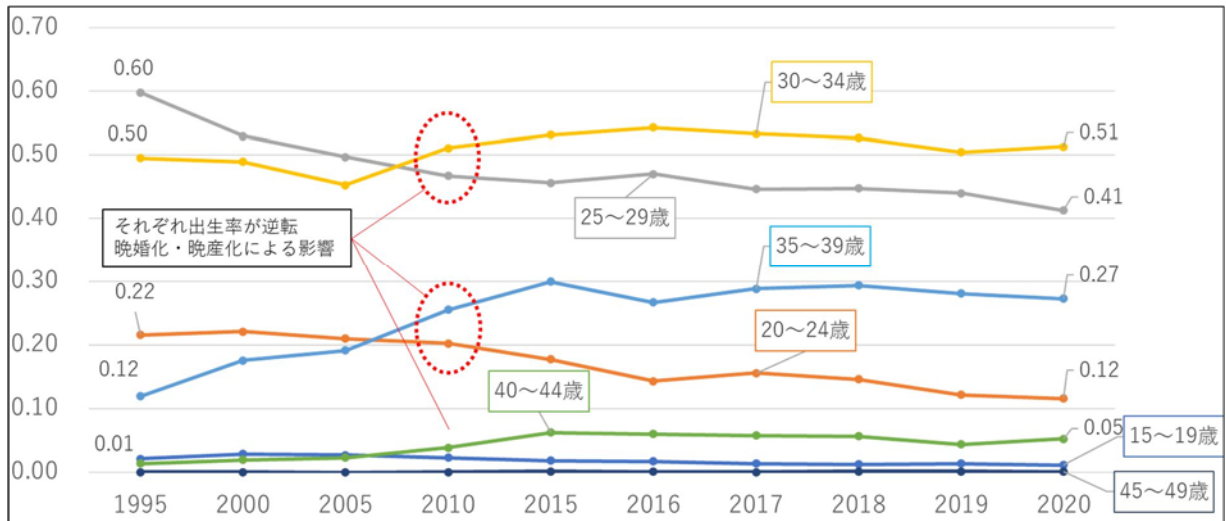
宇都宮市の合計特殊出生率は2018年までは約1.50を維持していたが、2019年に1.41まで減少し、2020年は1.38となる見込みとなっている。

【合計特殊出生率】



女性の出生年齢 5 歳階級別にみた宇都宮市の出生率の推移は下記のとおりである。

【女性の出生年齢 5 歳階級別の出生率】

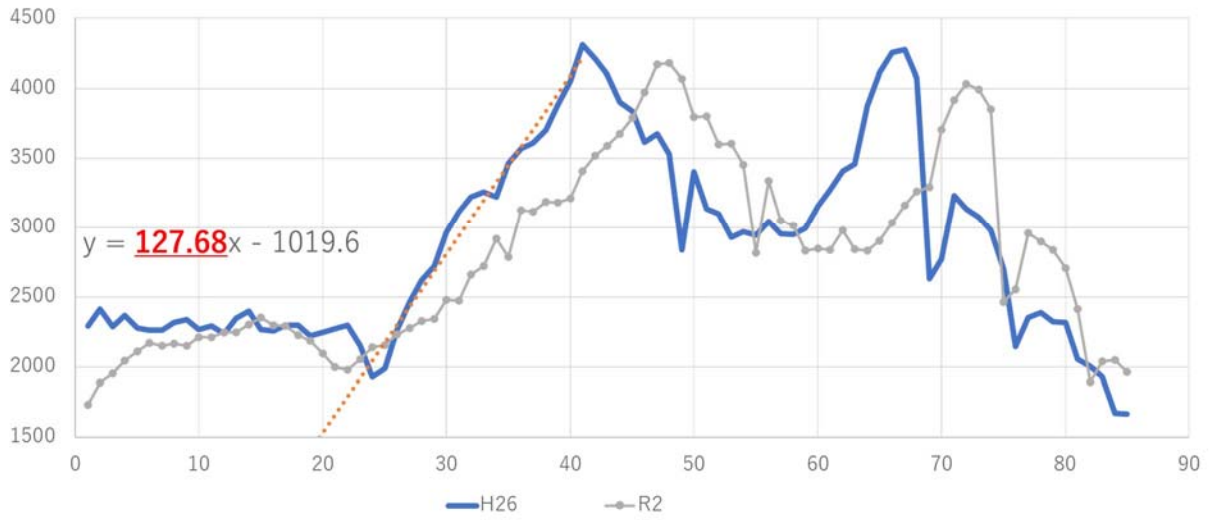


1.1.3 女性の年齢別人口

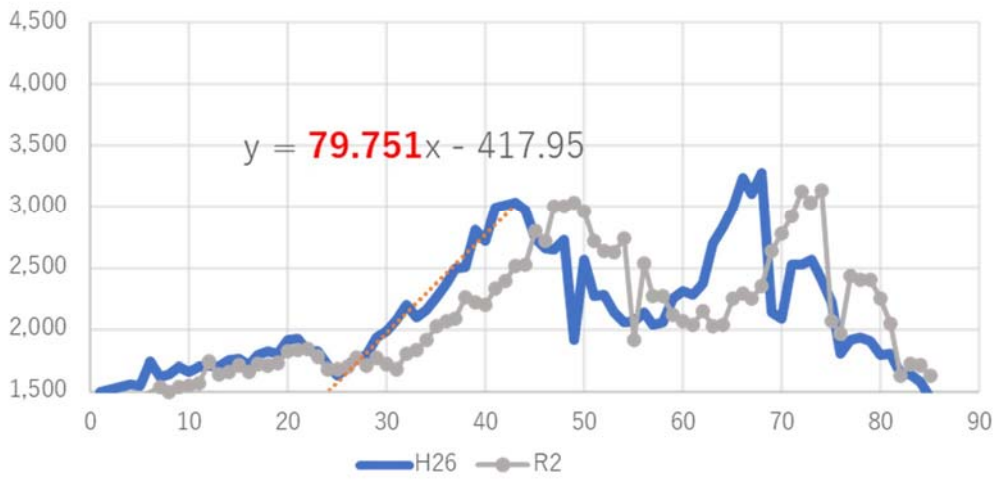
宇都宮市と他市における平成 26 年と令和 2 年における女性の年齢別人口は下記のとおりである。

平成 26 年の軌跡では、41 歳を頂点に人口減少の傾きが急になっている。1 年経つごとに「出産の多い年齢」からの減少数が大きいことが分かる。他都市の女性数は、宇都宮市と比較して減少の傾きが緩やかとなっている。

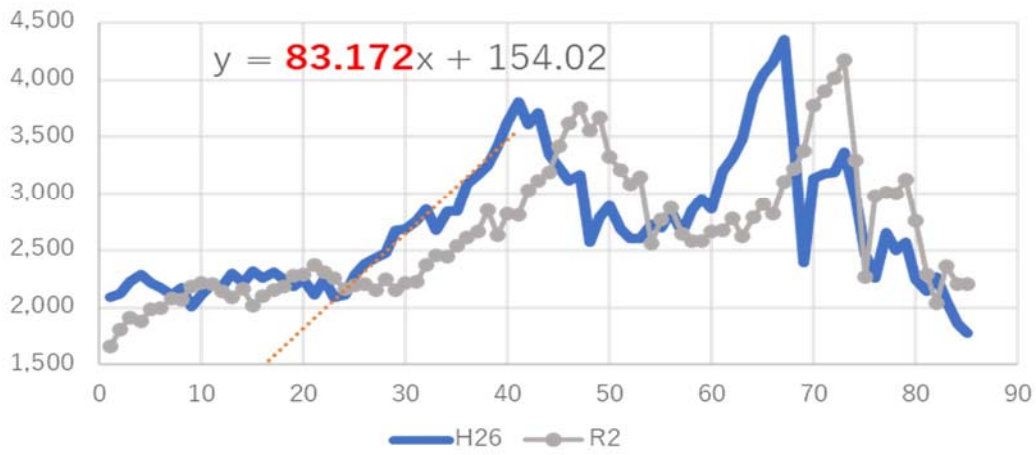
宇都宮市の女性の年齢別人口



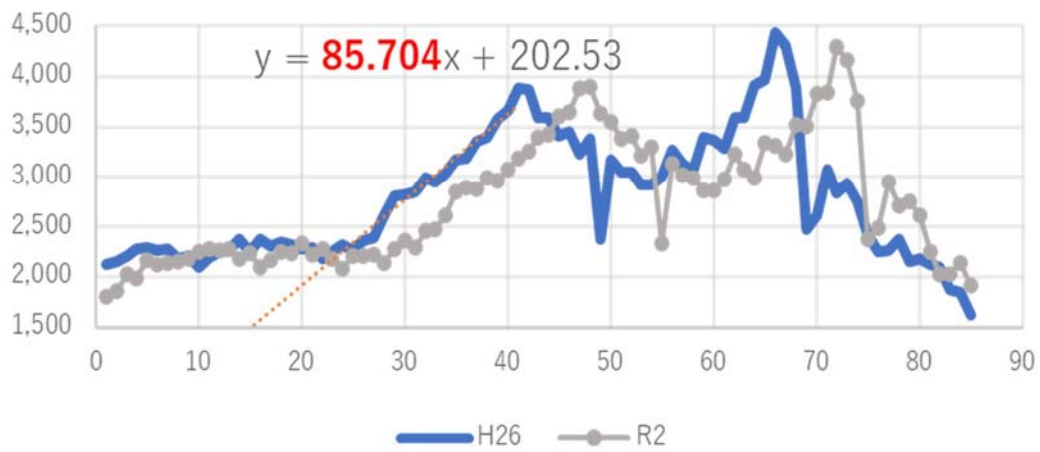
高崎市女性年齢別人口



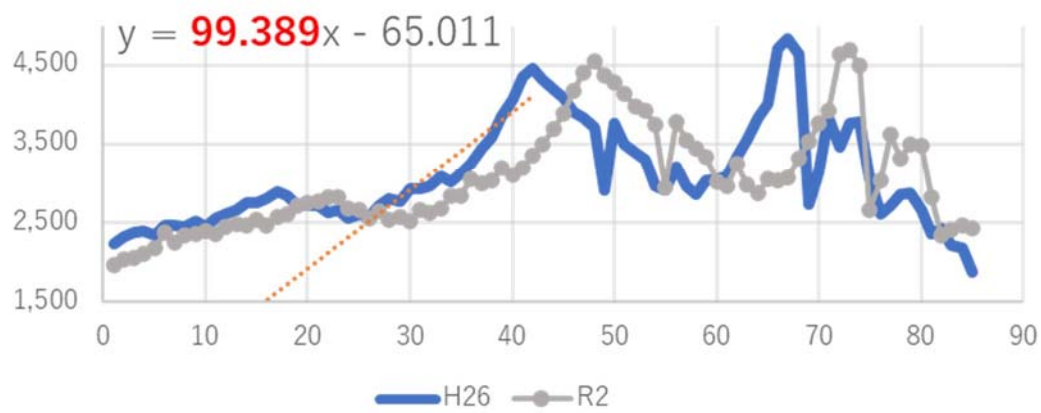
福山市女性年齢別人口



大分市女性年齢別人口



姫路市女性年齢別人口



1.1.4 宇都宮市の少子化の現状

出生数は、平成の期間中はほぼ横ばいで推移（4,500人～5,000人）していたが、平成27年から大幅な減少傾向となっており、直近2～3年の変化ではない。特に第1子の減少が顕著（第2子以降の減少は比較的ゆるやか）となっている。

出生率は、世代別に見るとほぼ横ばいであるが、女性の年齢別人口が、第2次ベビーブーム世代の人口割合が他都市より多いため、第2次ベビーブーム世代以降の世代の人口減少が急になっている。

宇都宮市においては、平成27年までは第2次ベビーブーム世代が出産を迎える年齢（25歳から40歳まで）に存在していたが、平成27年以降、この世代の女性が他都市と比較して大きく減少したことが直近の出生数急減の大きな要因となっている。

1.2 結婚・妊娠・出産の現状

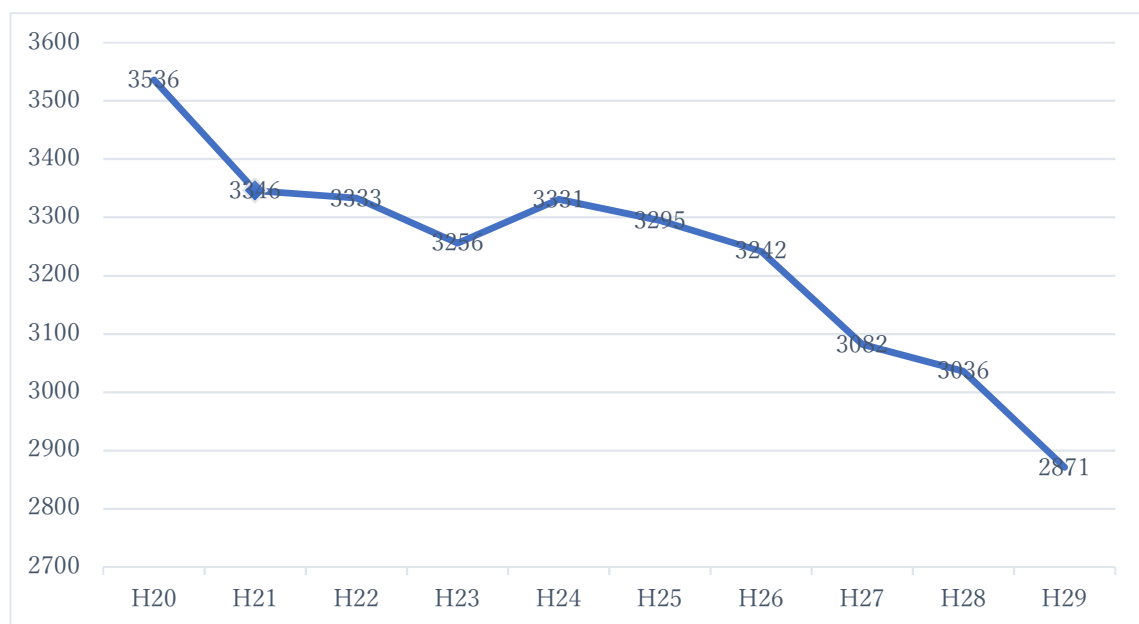
1.2.1 結婚

宇都宮市の婚姻件数と平均初婚年齢の推移は下記のとおりである。

宇都宮市の婚姻件数は減少傾向（10年間で665件（約19%）減少しており、平均初婚年齢は上昇傾向（10年間で男女ともに約1歳上昇））にある。

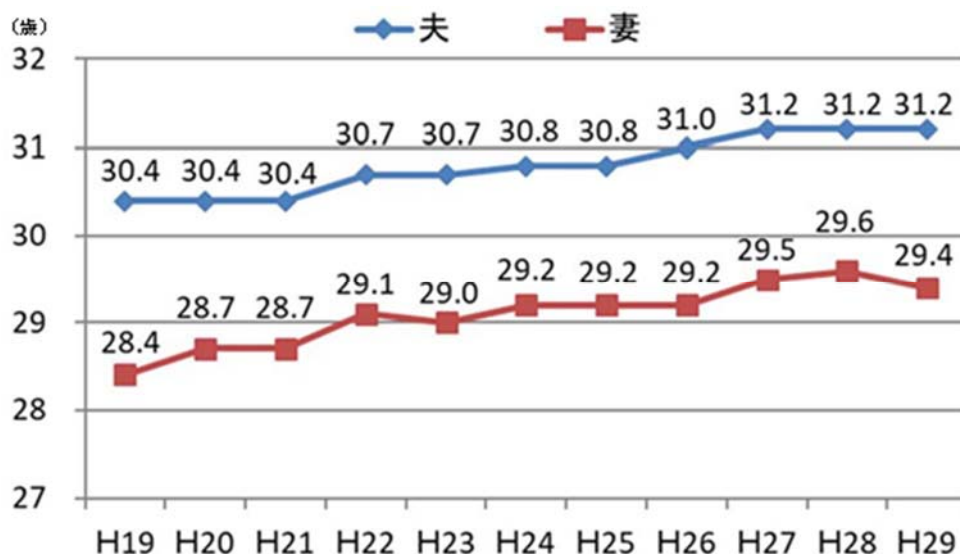
【婚姻件数の推移】

（単位：人）



【平均初婚年齢の推移】

(単位：歳)



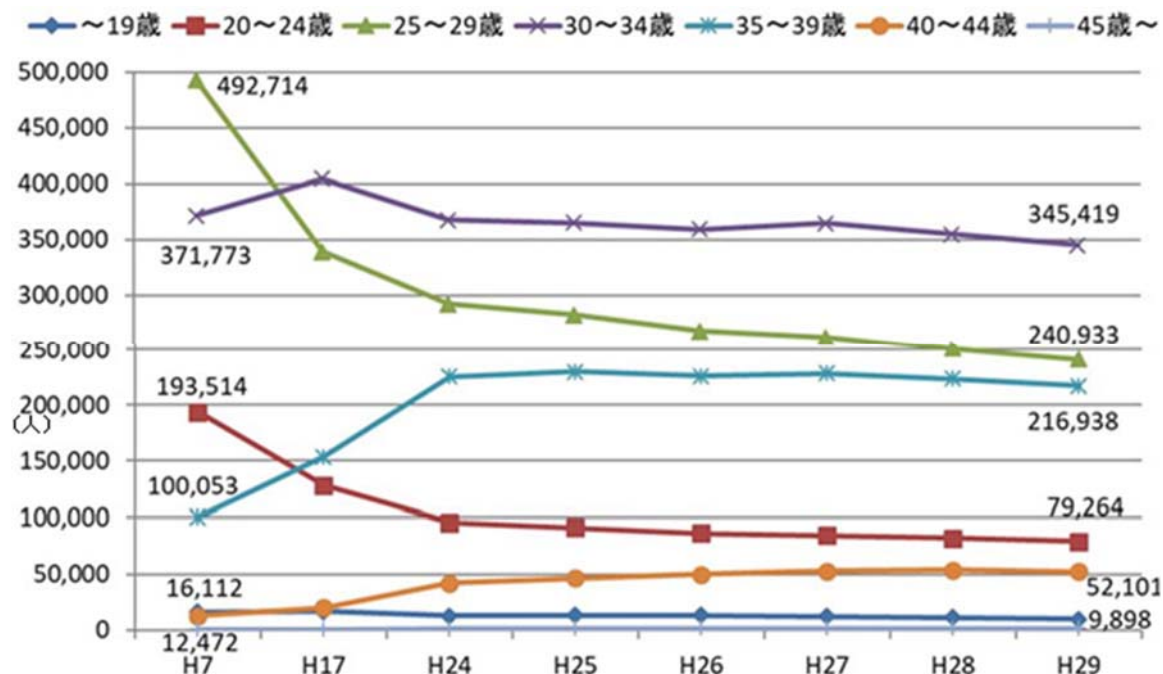
1.2.2 妊娠・出産

宇都宮市の出産時における母の年齢（5歳階級）の推移は下記のとおりである。

晩婚化が進行しているため、35歳～44歳で出産する人が増えている。20歳～24歳・25歳～29歳で出産する人は半減以下となっている。

【出産時における母の年齢（5歳階級）の推移】

(単位：人)



また、「理想の子どもの数」と「予定の子どもの数」の調査結果は、下記のとおりである。理想の子どもの数は、過去は「3人」が最多であったが、平成30年度の調査では「2人」が最多となっている。

【理想の子どもの数】

項目	平成20年度		平成25年度		平成30年度	
	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親
0人					0.0%	0.2%
1人	0.5%	2.8%	0.9%	1.6%	2.7%	4.6%
2人	35.8%	34.3%	45.0%	41.6%	47.8%	50.6%
3人	52.9%	49.1%	46.9%	46.0%	46.0%	40.0%
4人	6.5%	7.1%	3.2%	4.2%	2.7%	3.4%
5人以上					0.8%	1.3%

【予定の子どもの数】

項目	平成20年度		平成25年度		平成30年度	
	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親	就学前の 子どもの親	小学生の 子どもの親
1人	6.9%	12.5%	9.6%	16.9%	13.5%	21.4%
2人	59.0%	55.4%	59.2%	55.1%	55.7%	58.8%
3人	21.6%	20.3%	17.7%	17.9%	28.2%	17.5%
4人	2.2%	2.8%	1.5%	1.4%	2.3%	2.1%
5人以上					0.3%	0.2%

理想よりも予定の子どもの数が少ない主な理由は、「経済的」「身体的」「精神的」負担となっている。

【理想よりも予定の子どもの数が少ない主な理由】

<平成25年度調査>※あてはまるものを1つ選択

- ・ 子どもの教育にお金がかかる (26.9%)
- ・ 教育以外にもお金がかかる (25.1%)
- ・ 出産・育児の心理的・身体的負担 (19.1%)

<平成30年度調査>※複数回答可

- ・ 子どもの教育にお金がかかる (92.4%)
- ・ 教育以外にもお金がかかる (71.2%)
- ・ 育児の心理的・身体的負担 (48.3%)

1.3 保育所

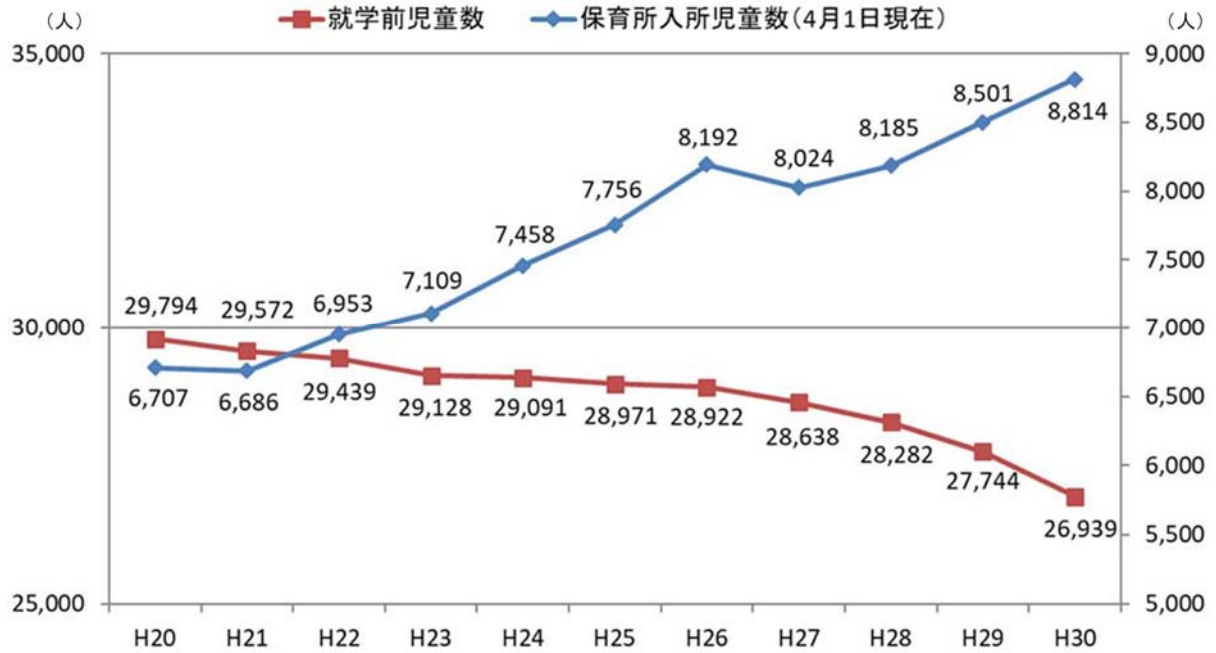
1.3.1 就学前児童数と入所児童数

宇都宮市の就学前児童数と入所児童数の推移は下記のとおりである。

就学前児童数は、約10年間で2,855人(約10%)減少しているが、一方で、保育所入所児童数は、約10年間で2,107人(約31%)増加している。

【就学前児童数と入所児童数の推移】

(単位：人)



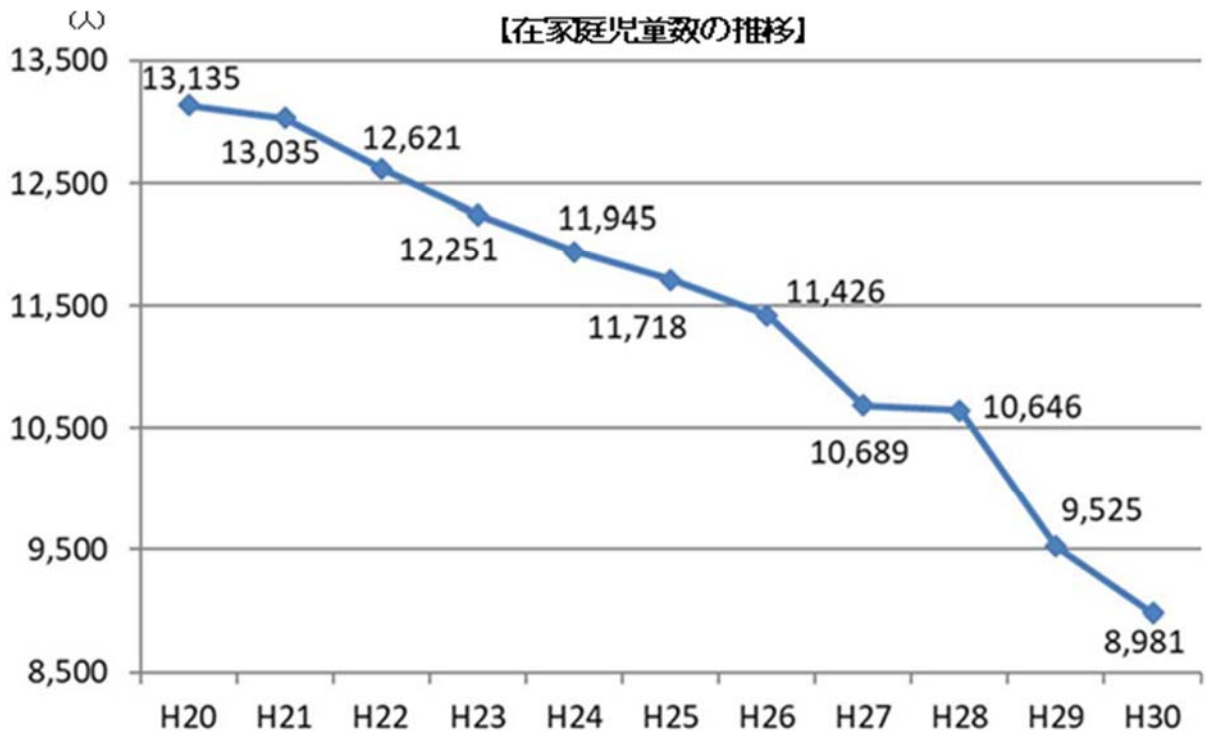
1.3.2 在家庭児童数の推移

宇都宮市の在家庭児童数の推移は下記のとおりである。

在家庭児童数は、約10年間で4,154人(約32%)減少している。

【在家庭児童数の推移】

(単位：人)

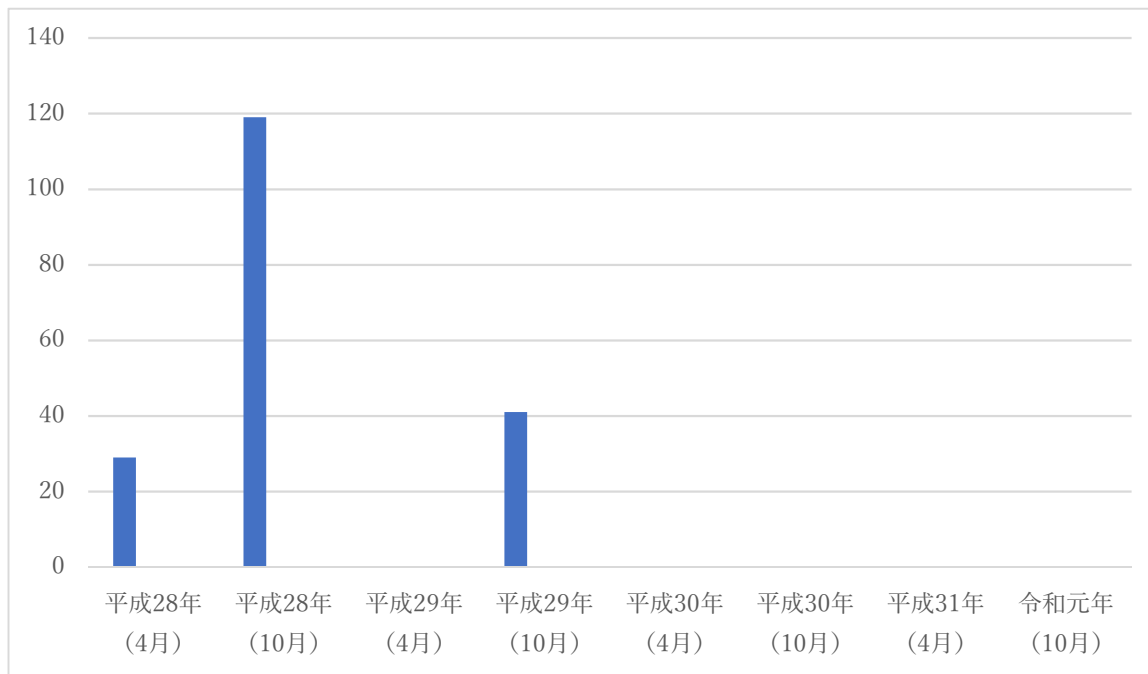


1.3.3 保育所待機児童数の推移

宇都宮の保育所待機児童数の推移は下記のとおりである。
ここ数年、待機児童数ゼロを達成している。

【保育所待機児童数の推移】

(単位：人)



1.4 障がい児・ひきこもり

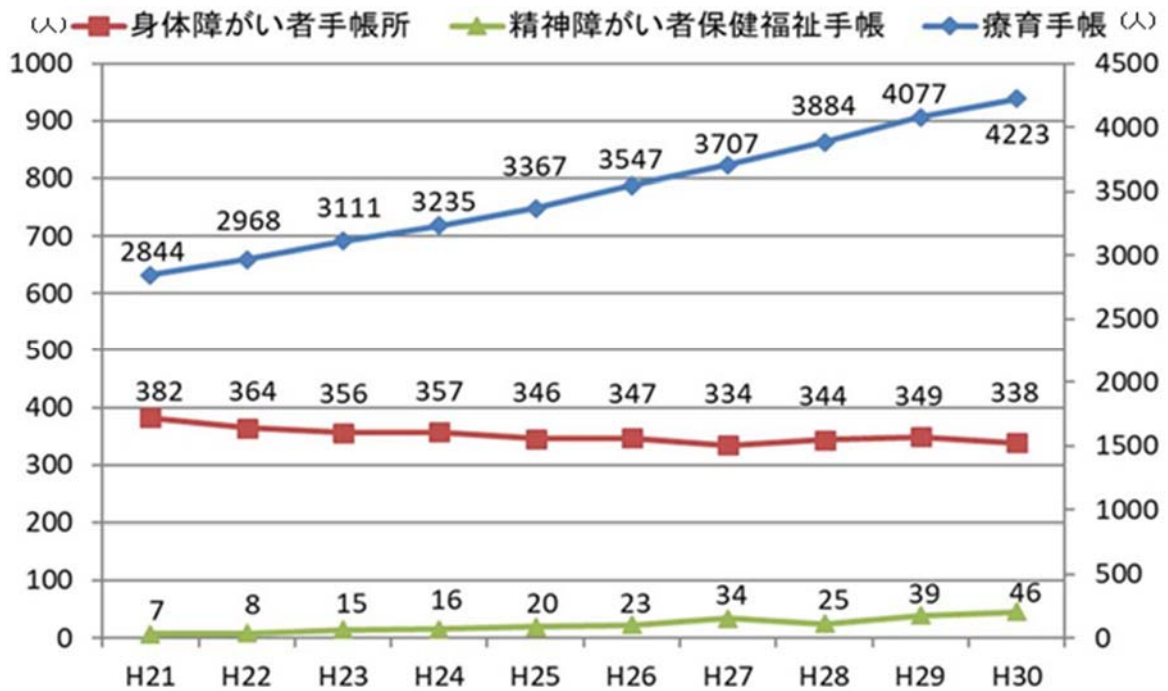
1.4.1 障がい児の現状

宇都宮市の障がい者手帳所持者の推移と特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合の推移は下記のとおりである。

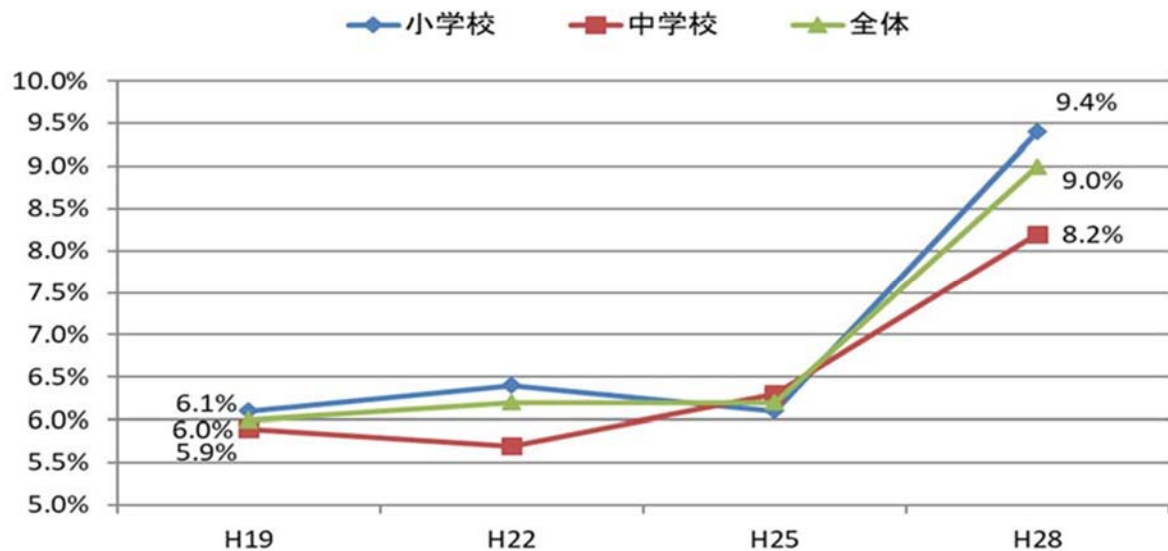
療育手帳を所持する子どもの数は10年間で1,379人(約48%)増加しており、特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合も10年間で3%増加している。

【障がい者手帳所持者の推移】

(単位：人)



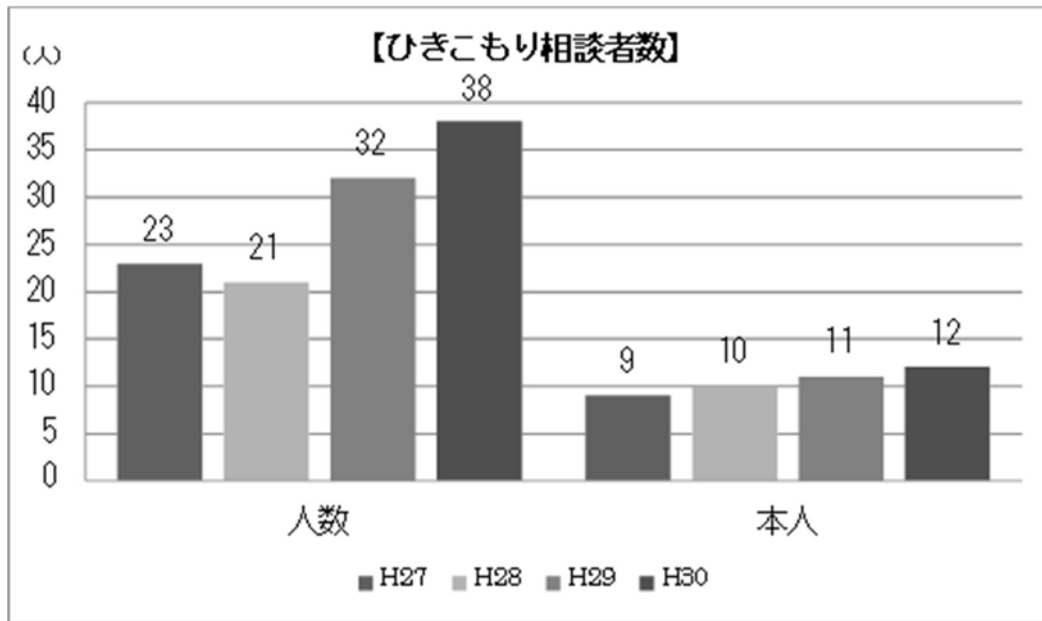
【特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合の推移】



1.4.2 ひきこもり

内閣府の調査によれば、15歳から39歳までにおけるひきこもりは対象年齢総人口の約1.5%存在していると言われており、宇都宮市の人口に換算すると約2,000人のひきこもりが存在すると推測される。一方で、宇都宮市において実際に青少年自立支援センターで受けた年間の相談者数は下記のとおりであり、相談を受けている人数はごく一部と思われる。

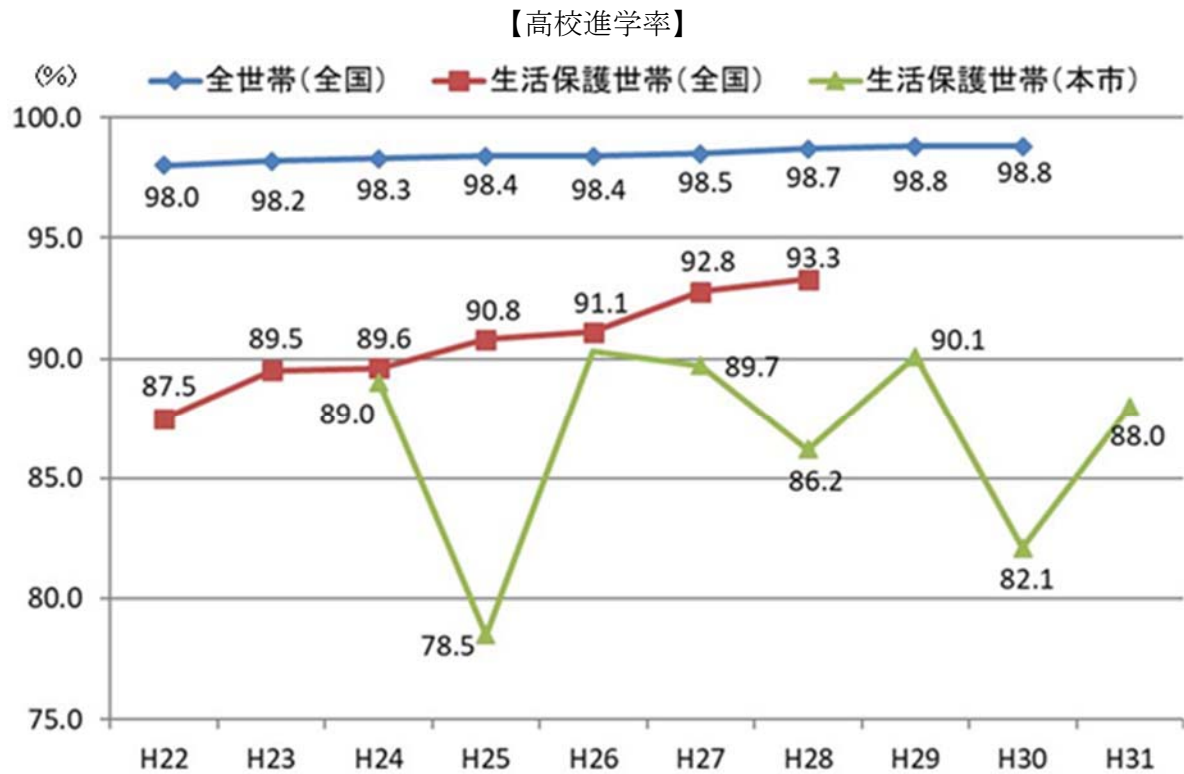
【ひきこもり相談者数】



1.5 貧困の連鎖・児童虐待

1.5.1 貧困の連鎖

宇都宮市の生活保護世帯の高校進学率の推移は下記のとおりであり、高校進学率は低迷している。

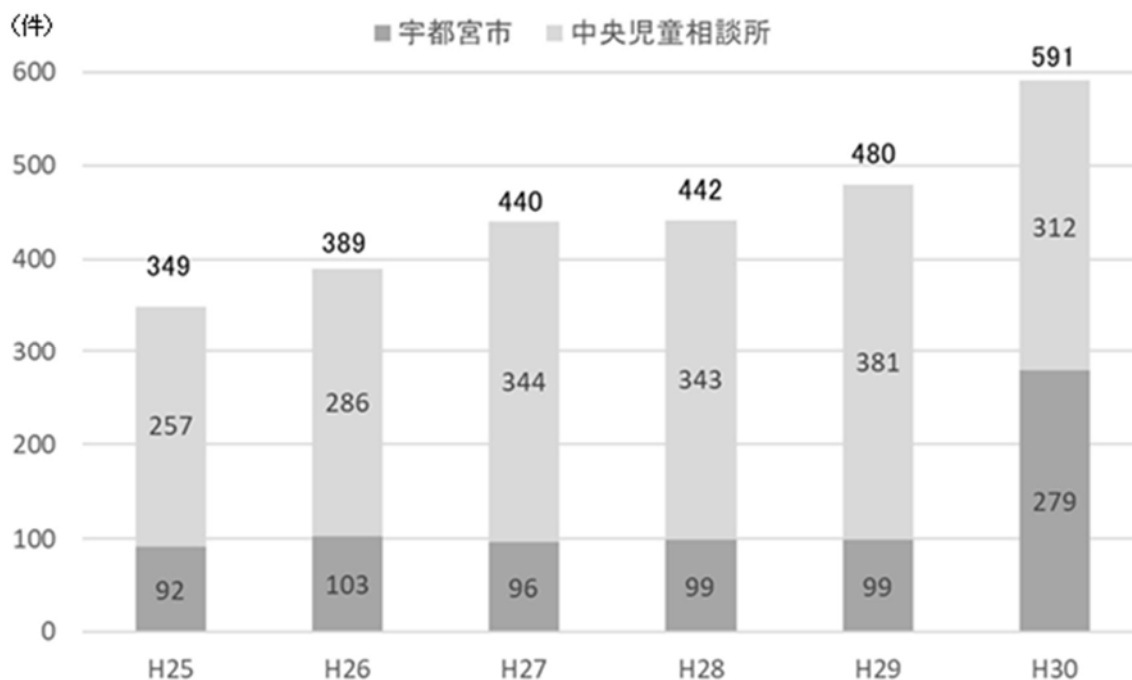


1.5.2 児童虐待

宇都宮市と宇都宮市に設置されている県所管である中央児童相談所の児童虐待新規通告対応件数の推移は下記のとおりである。

児童虐待新規対応件数は、6年間で242件（約63%）増加しており、特に宇都宮市で受けた件数は6年間で187件（約203%）と大幅に増加している。

【宇都宮市内における児童虐待新規通告対応件数】



2 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」

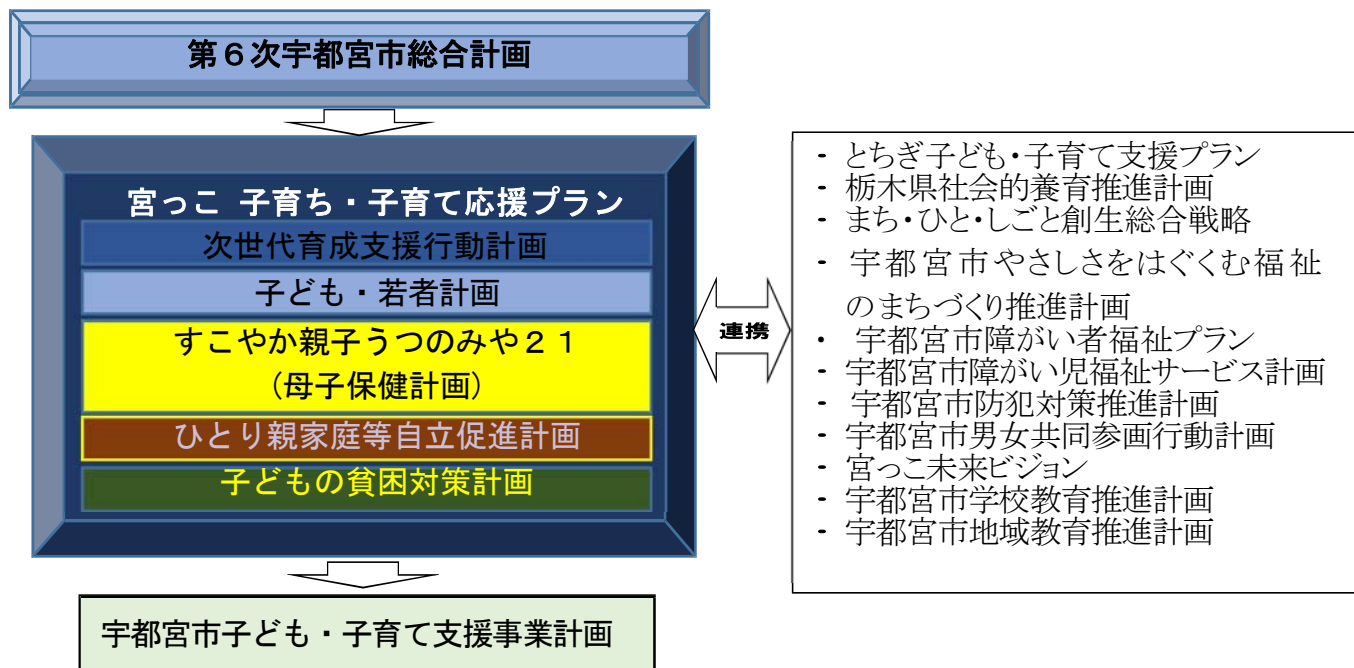
2.1 計画の位置付け

宇都宮市は、平成22年度を計画初年度とする新たな子育て支援を推進するための総合的な計画として「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」を策定している。平成27年3月の中間見直しを経て、令和元年に計画期間満了となるため、新たなプランとして、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10か年を計画期間とする第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」を令和2年3月に策定し、結婚・妊娠・出産・子育てに対する総合的な支援に取り組んでいる。

この計画は、宇都宮市の基本計画である「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画として、全ての子どもと子育て家庭を総合的に支援するための基本的な計画として位置づけられ、併せて下記の計画を兼ねるものとなっている。

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく、「子ども・若者計画」
- ・ 子どもの貧困対策に関する法律に基づく、「市町村計画」
- ・ 国の健やか親子21の地方計画 「すこやか親子うつつのみや21（母子保健計画）」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく、「ひとり親家庭等自立促進計画」

また、宇都宮市における人づくりの指針である「宮っこ未来ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、子育て・子育てに関連する各部局の分野別計画と整合を図り、連携して推進するものとなっている。



2.2 計画の範囲

この計画の範囲は、子どもや若者、子育て家庭、地域、企業など全ての人と団体を対象とし、保健、福祉、青少年健全育成、労働、教育など、子どもを取り巻く環境整備について関連の深い分野について、その取組と方向性を示すものとなっている。

また、計画の対象とする子どもの年齢は、0歳からおおむね39歳としている。

2.3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10か年を計画期間としている。

ただし、令和2年度から令和6年度までを前期計画期間、令和7年度から令和11年度までを後期計画期間とし、前期計画の終了年度に見直しを行うこととなっている。

2.4 基本理念と基本目標

基本理念を「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。」とし、基本理念の達成状況をはかるプラン全体の「成果指標」として、「希望出生率」を設定し、計画期間において1.72以上を目指している。

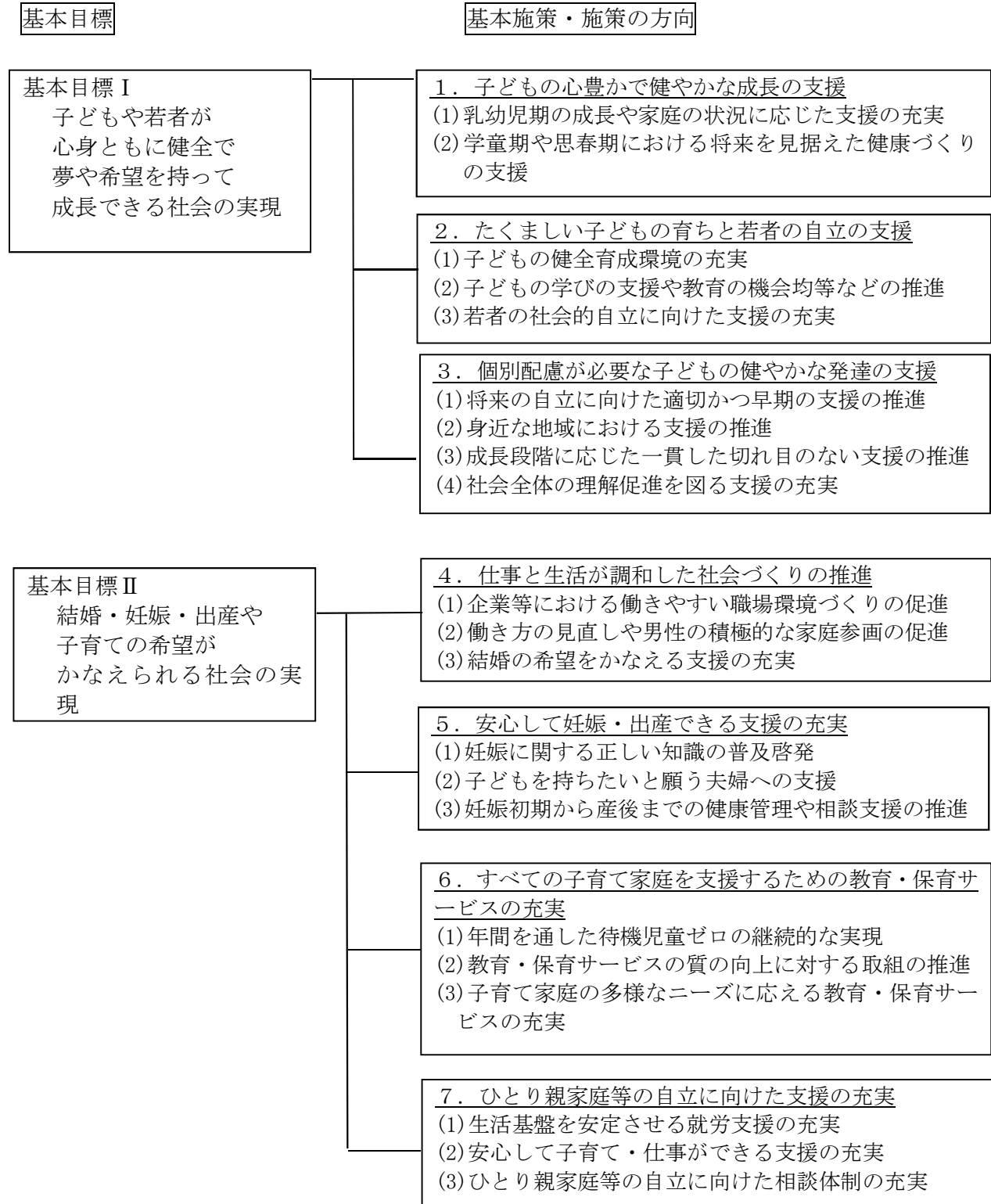
また、基本理念が実現された姿の「理想像」について、【子ども・若者】、【子育て家庭】、【地域・企業】の視点で描き、この「理想像」を実現するための目標として以下の3つを基本目標としている。

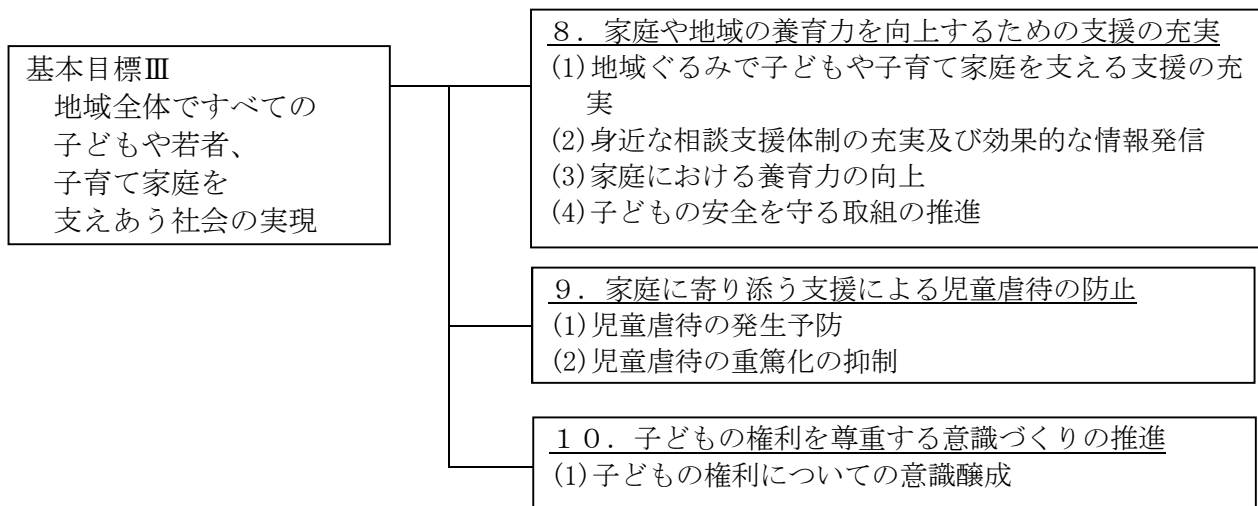
- ① 【子ども・若者】 子どもや若者が心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現
- ② 【子育て家庭】 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

③【地域・企業】地域全体ですべての子どもや若者、子育て家庭を支えあう社会の実現

2.5 基本施策

上記の3つの基本目標を実現するため、10つの基本施策に基づく施策事業を以下のとおりにまとめている。





また、それぞれの基本施策を構成する施策事業の内、重点施策事業は以下のとおりとなっている。

基本施策名	重点施策事業
1. 子どもの心豊かで健やかな成長の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ こんにちは赤ちゃん事業 ・ 乳幼児健康診査 ・ 学校教育における食育の推進
2. たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室事業） ・ 「小中一貫教育・地域学校園」の推進 ・ 子どもの体験・経験機会充実のための支援 ・ 青少年の総合相談事業 ・ ひきこもり本人・家族の居場所づくり事業に対する支援 ・ キャリア教育の充実
3. 個別配慮が必要な子どもの健やかな発達の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここ・ほっと巡回相談事業 ・ 居宅訪問型発達支援 ・ 通学・通所における移動支援の推進 ・ 発達支援児保育・医療的ケア児保育の推進 ・ 発達支援ネットワーク推進事業
4. 仕事と生活が調和した社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対するワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組啓発事業 ・ ママパパ学級 ・ 家族観や結婚観を醸成するための意識啓発 ・ 結婚活動支援事業
5. 安心して妊娠・出産できる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療費助成 ・ 妊産婦健康診査 ・ 産後ケア等事業

基本施策名	重点施策事業
6. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設等による供給体制の確保 ・保育士確保の推進 ・教育・保育施設等への巡回指導支援の推進 ・宮っ子ステーション事業（子どもの家・留守家庭児童会事業） ・休日保育
7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・自立支援給付金の支給 ・ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業 ・病児保育事業利用者負担額補助事業 ・母子・父子自立支援員等による生活・就業等相談
8. 家庭や地域の養育力を向上するための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業 ・子育てサロン（地域子育て支援拠点事業） ・親と子どもの居場所づくり事業 ・ふれあいのある家庭づくりの推進 ・園外活動時における交通安全対策 ・通学路の交通安全対策
9. 家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア等事業 ・要保護児童対策地域協議会（宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議） ・子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）
10. 子どもの権利を尊重する意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利についての普及・啓発 ・人権擁護委員による小中学生への人権啓発活動 ・いじめゼロ運動の推進

3 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」

3.1 計画の概要

宇都宮市では、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」（第1次：平成22年度～令和元年度）に基づき、平成27年3月に、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策・事業を総合的に推進する「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、第1期計画における施策の評価などを踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定した。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法第60条に規定する国の基本指針に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、宇都宮市の基本計画である「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画「『子育て・教育の未来都市』の実現に向けて」に掲げる基本施策「全ての子ども・若者を健やかに育成する」に基づく計画であり、宇都宮市の子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本施策に掲げる「すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サー

ビスの充実」や「家庭や地域の養育力を向上するための支援の充実」などに係る事業等を計画的に供給するための計画となっている。

3.2 計画の目標

この計画策定に当たって目標を次のように定めている。

- (1) 教育・保育（幼稚園や保育所、認定こども園等の入所）：年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現
- (2) 地域子ども・子育て支援事業等（保育所等の入所以外の、各種子ども・子育て支援サービス）：ニーズ予測を踏まえ、利便性にも配慮しながら供給体制を確保し、必要な世帯が利用したいときに利用できる環境の充実・強化

3.3 計画の内容

3.3.1 教育・保育（幼稚園や保育所、認定こども園等の入所）

年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指すため、全市的な需給計画として、2号認定子ども（3～5歳保育の必要性あり）345人分（令和2年度当初との比較、以下同様）、3号認定子ども（0～2歳保育の必要性あり）372人分の供給体制の確保を図るとしている。

(1) 教育・保育提供区域

立地適正化計画やLRT整備を踏まえたもので、区域の需給管理や供給体制の確保が行いやすい設定とし、第1期計画の策定時と比べ利用者の移動範囲が広範となっており、実態に即した需給体制を適切に把握・進行管理するため、第1期計画の8つの区域設定から5つの区域設定にする。

【具体的な提供区域】

行政区	0～5歳人口 (H31. 3. 31)	教育・保育施設の配置状況等	区域内施設 利用率	区域
本 庁	5,944 人	幼稚園：7 施設 保育所：34 施設（うち公立 2 施設） 認定こども園：6 施設	54.5%	中央部
豊 郷	4,568 人	幼稚園：3 施設 保育所：22 施設（うち公立 3 施設） 認定こども園：3 施設	68.7%	北東部
河 内				
上河内				
富 屋	3,814 人	幼稚園：4 施設 保育所：16 施設（うち公立 1 施設） 認定こども園：3 施設	75.4%	北西部
篠 井				
宝 木				
国 本				
城 山				
平 石	4,332 人	幼稚園：5 施設 保育所：21 施設（うち公立 1 施設） 認定こども園：2 施設	73.8%	東部
清 原				
瑞徳野				
陽 南	8,281 人	幼稚園：7 施設 保育所：37 施設（うち公立 3 施設） 認定こども園：6 施設	81.6%	南部
横 川				
姿 川				
雀 宮				

(2) 量の見込みと供給体制

幼稚園の認定こども園への積極的な移行促進や既存保育所の増改築・分園整備等の施設整備により供給体制を確保し、「利用定員の弾力化」を最大限活用するとともに、年度後半に発生する保育士確保策等を併せて実施しながら、**年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現**を目指す。

【1号（3～5歳の教育を必要とする子ども）】

区分	需給	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
1号	必要量	7,773 人分	7,703 人分	7,425 人分	7,210 人分	7,010 人分
	確保方策	10,369 人分	10,241 人分	10,017 人分	10,012 人分	10,007 人分

【2号・3号（3～5歳（2号）、0～2（3号）の保育を必要とする子ども）】

区分	需給	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
2号	必要量	5,719人分	5,805人分	5,712人分	5,643人分	5,567人分
	確保方策	5,830人分	5,901人分	5,856人分	5,831人分	5,818人分
	整備数	129人分	171人分	45人分	-	-
3号	必要量	6,513人分	6,451人分	6,415人分	6,413人分	6,412人分
	確保方策	6,513人分	6,451人分	6,435人分	6,436人分	6,436人分
	整備数	159人分	168人分	45人分	-	-

3.3.2 地域子ども・子育て支援事業等（保育所等の入所以外の、各種子ども・子育て支援サービス）

以下の14事業ごとに需給計画を定めている。

・妊婦に対する健康診査

年度	R2年	R6年
必要量（回）	53,231	52,579
確保方策（回）	53,231	52,579

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

年度	R2年	R6年
必要量（人）	4,159	3,933
確保方策（人）	4,159	3,933

・養育支援訪問事業

年度	R2年	R6年
必要量（件）	394	394
確保方策（件）	394	394

・地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）

年度	R2年	R6年
必要量（延べ人）	13,415	12,389
確保方策（延べ人）	57,250	58,210

・利用者支援事業（専門職員による子育て相談）

年度	R2年	R6年
必要量（ヶ所）	12	12
確保方策（ヶ所）	12	12

・一時預かり事業（幼稚園型）

年度	R2年	R6年
必要量（延べ人）	303,536	273,569
確保方策（延べ人）	430,000	430,000

・一時預かり事業（一般型）

年度	R2年	R6年
必要量（延べ人）	45,714	41,699
確保方策（延べ人）	68,972	70,534

- ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

年度	R2年		R6年
必要量（延べ人）	10,179	➡	13,017
確保方策（延べ人）	10,179		13,017

- ・子育て支援短期入所事業（ショートステイ）

年度	R2年		R6年
必要量（日）	460	➡	460
確保方策（日）	460		460

- ・延長保育事業

年度	R2年		R6年
必要量（延べ人）	4,712	➡	4,617
確保方策（延べ人）	5,316		5,739

- ・病児保育事業

年度	R2年		R6年
必要量（延べ人）	4,813	➡	4,716
確保方策（延べ人）	6,855		6,855

- ・放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）

年度	R2年		R6年
必要量（人）	6,067	➡	8,058
確保方策（人）	7,988		9,798

- ・実費徴収に係る補助給付を行う事業

年度	R2年		R6年
必要量（人）	17,582	➡	15,939
確保方策（人）	17,582		15,939

- ・休日保育

年度	R2年		R6年
必要量（人/日）	25	➡	37
確保方策（人/日）	30		45

3.4 中間見直し

計画の中間年度（令和4年度）において、「量の見込み」と実績に一定の乖離（±10%以上）等がある場合、原則、見直しを行うものとされている。第2期計画については、18計上事業のうち12事業で、令和3年度の「量の見込み」と実績に±10%以上の乖離が生じている。

宇都宮市は、第2期計画における実績との乖離に加え、供給量算定の基となる「量の見込み（需要）」推計に影響を与える出生数や未就学児数の減少傾向が著しいことから中間見直しに当たっては、需要に応じた適切な供給量を確保するため、全18計上事業の見直しを行うこととした。

見直し後の計画は以下のとおりである。

【教育・保育施設に関する事業】

区分	需給	見直し前		見直し後	
		R5年	R6年	R5年	R6年
1号	必要量	7,210人分	7,010人分	4,821人分	4,580人分
	確保方策	10,012人分	10,007人分	9,325人分	9,320人分
2号	必要量	5,643人分	5,567人分	6,024人分	5,803人分
	確保方策	5,831人分	5,818人分	7,282人分	7,280人分
3号	必要量	6,413人分	6,412人分	5,948人分	5,721人分
	確保方策	6,436人分	6,436人分	6,679人分	6,679人分

【地域子ども・子育て支援事業等】

事業名	指標	見直し前 R6年	見直し後 R6年
妊婦に対する健康診査	必要量(回)	52,579	42,401
	確保方策(回)	52,579	42,401
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	必要量(人)	3,933	3,201
	確保方策(人)	3,933	3,201
養育支援訪問事業	必要量(件)	394	394
	確保方策(件)	394	394
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン事業)	必要量(延べ人)	12,389	14,270
	確保方策(延べ人)	58,210	36,709
利用者支援事業 (専門職員による子育て相談)	必要量(ヶ所)	12	12
	確保方策(ヶ所)	12	12
一時預かり事業(幼稚園型)	必要量(延べ人)	273,569	289,408
	確保方策(延べ人)	430,000	430,000
一時預かり事業(一般型)	必要量(延べ人)	41,699	34,093
	確保方策(延べ人)	70,534	71,405
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	必要量(延べ人)	13,017	10,535
	確保方策(延べ人)	13,017	10,535
子育て支援短期入所事業 (ショートステイ)	必要量(日)	460	926
	確保方策(日)	460	926
延長保育事業	必要量(延べ人)	4,617	5,222
	確保方策(延べ人)	5,739	6,428
病児保育事業	必要量(延べ人)	4,716	4,133
	確保方策(延べ人)	6,855	6,855
放課後児童健全育成事業 (子どもの家等事業)	必要量(人)	8,058	7,881
	確保方策(人)	9,798	9,830
実費徴収に係る補助給付を行う事業	必要量(人)	15,939	7,624
	確保方策(人)	15,939	7,624
休日保育	必要量(人/日)	37	31
	確保方策(人/日)	45	33

4 託児室トイズに関する損害賠償請求事件

4.1 事案の経緯

平成 26 年 7 月に宇都宮市の認可外保育施設「託児室トイズ」に預けられていた、生後 9 か月の女児が、熱中症で死亡するという事件が発生した。

遺族は、施設長らが違法に、体調を崩した児童に対し適切な処理を行わなかったこと、並びに宇都宮市が違法に、施設内で虐待が行われていると通報を受けていた宇都宮市が、適切な調査や指導を行わず、指導監督権限を行使しなかったことが原因だとして、宇都宮市と施設長らに対して連帯して 1 億 1,202 万円余の損害賠償を求める訴訟を提起した。

日時	内容
平成 26 年 5 月 27 日	託児室トイズ（以下「トイズ」という。）を利用する保護者（原告とは別人）の来庁相談あり。 （トイズに預けていた子どもの爪剥がれ等について）
5 月 28 日	トイズで働いている職員の知人より、虐待等に関する匿名通報あり。 （トイズにおける毛布やシャツのぐるぐる巻き等について）
5 月 29 日	トイズに対する特別立入調査を実施 ⇒子どもが元気に遊んでおり、不審な点はなかった。
7 月 26 日	トイズにおいて児童（当時生後 9 か月の女児）が死亡【死因：熱中症】
12 月 1 日	託児室トイズ廃止
平成 27 年 1 月 5 日	遺族が施設長ら及び宇都宮市に対し、損害賠償を求める訴訟（民事裁判）を提起（請求額：1 億 1,202 万円余及び法定利息等）
8 月 12 日	宇都宮地検が施設長を起訴（刑事裁判）
平成 28 年 6 月 15 日	宇都宮地裁において、施設長に対し、「保護責任者遺棄致死罪」及び「暴行罪」で、懲役 10 年の判決が言い渡された（刑事事件）。 ⇒同年 11 月、東京高裁が控訴を棄却。上告せず、刑が確定。

4.2 裁判の概要

4.2.1 第一審の概要

令和 2 年 6 月 3 日に第一審の判決が言い渡された。判決の要旨と判決の理由は以下のとおりである。

(1) 判決の要旨（宇都宮市が関係する部分）

市は、相手方に対して、当該施設長らと連帯して、金 20,673 千円（損害額の 3 分の 1）及びこれに対する遅延損害金を支払え。

相手方の訴訟費用の 4 分の 1 と市の訴訟費用を 5 分し、その 1 を市の、その余を相手方の各負担とする。

(2) 判決の内容

宇都宮市の対応は極めて不十分であったと言わざるを得ず、当該施設に対する指導監督権限を行使すべき義務を負っていたにもかかわらず、漫然とその行使を怠ったものというべきであるから、違法である。

- ・本件事件の2か月前にあった2件の通報等を踏まえれば、事前通告なしの「特別の立入調査」を行うべきものであったのに、事前に当該施設への立入調査の実施を知らせた上で調査を実施している。
- ・保育士等の専門的知見を有する者を立会調査班に加えることなく実行
- ・調査対象が通報にある虐待的な保育状況の有無及びその裏付けとなる物証確認に限られており、その所要時間も僅30分程度であったこと等より、虐待的保育を防止する上で極めて不十分なものであった。

宇都宮市が指導監督権限に基づく注意義務を尽くしていれば、本件事件が発生しなかった蓋然性が高かったというべきであり、宇都宮市の注意義務違反と本件事件の発生との間には因果関係がある。

- ・通常の立入調査等においても、単なる避難消火設備等の消防法上の不備が指摘されていただけでなく、託児・保育業務上の問題点についても多々指摘され続けていたことなどから、2件の各通報は、託児の生命身体に重大かつ致命的な危害を及ぼしかねない虐待的な保育業務が行われている可能性を相当程度の確かさをもって示唆するものというべき。
- ・運営状況報告書の記載内容や他の行政機関からの重要な情報提供を十分に調査、確認しないまま漫然と本件立入調査を開始し、施設長の「4、5階は自宅として使用している」との虚偽弁明に適切に対応することができていない。虐待的保育が回避されていれば本件事件の発生を未然に防止することができたはずである。
- ・宇都宮市が指導監督権限に基づく職務上の注意義務を尽くしていれば、本件事件が発生しなかった蓋然性が高かったものであり、宇都宮市の注意義務違反と本件事件の発生との間には因果関係がある。

宇都宮市は、本件事件に関する事実の捉え方について、裁判所の認識と宇都宮市の認識の間に開きがあるほか、事実を誤認している部分や判断の根拠が明確でない部分などが見受けられるため、客観的な判断を求めるため、当該判決を不服として令和2年6月に控訴した。

また、原告は、令和3年3月に宇都宮市の責任が施設長らとの連帯賠償責任を全損害額の3分の1とし、3分の2を免責した部分の取消し等を求める附帯控訴を行った。

4.2.2 控訴審の概要

令和3年12月に控訴審の判決が言い渡され、宇都宮市の控訴及び第一審原告の附帯控訴を棄却された。(第一審の判決と同内容)

宇都宮市は、控訴審判決を受け、第一審の判決内容の不明確な点についてより明確化された上で、第一審と同内容となったことを重く受け止めるとともに、これ以上訴訟を長期化させることは、遺族への負担が更に大きくなることから、判決を受け入れることとなった。

原告は、上告受理申立てを行ったが、最高裁は令和5年6月に受理しない決定をし、判決が確定した。

4.3 今後の対応

宇都宮市は、このような事件が二度と起きることのないよう、判決において示された、当時の宇都宮市の対応に対する指摘（通報に基づく立入調査の在り方、警察との連携など）を踏まえ、通報内容に応じた効果的な立入調査の実施や関係機関との連携を行うなど、指導の手法や内容の充実と指導監査体制の強化を図っていくとしている。

さらに、宇都宮市は、外部有識者等で構成する「市重大保育事故再発防止検証委員会」において再発防止策について検討を行っていく方針であるが、遺族側から検討委員会の設置に関する要望をまとめた申入れ書が宇都宮市に提出され、対応している最中であり、未だ検証委員会は設置されていない。遺族側からの申入れ書によると、宇都宮市が提示した検証委員会の委員が公正・中立でないため、宇都宮市と利害関係のない幼児教育に精通している県外の学者や弁護士など5人の有識者を推薦し委員に選任するよう求めている。

5 子ども部に係る歳入・歳出の推移

5.1 一般会計

5.1.1 歳入

(単位：千円)

目名称（主な事業費名）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
民生費負担金 (保育費扶養者負担金・公立保育園運営費負担金・ひとり親家庭等日常生活支援事業負担金)	1,911,648	1,461,275	910,605	871,172	874,528
民生使用料 (青少年活動センター使用料・送迎保育事業手数料・子ども発達センター使用料)	11,384	11,672	11,260	11,496	12,308
民生手数料 (児童一時預かり手数料)	11,560	10,112	6,948	5,464	5,325
民生費国庫負担金 (特別障がい者等手当負担金・児童手当負担金・児童扶養手当負担金・障がい福祉費負担金・児童福祉費負担金・保育給付費負担金・児童発達支援費負担金)	11,765,917	13,127,931	14,203,222	14,418,884	15,258,542
衛生費国庫負担金 (保健衛生費負担金)	73,671	63,409	70,333	77,263	81,223
教育費国庫負担金 (幼児教育給付費負担金)	48,948	412,314	709,184	603,794	548,587
民生費国庫補助金 (社会福祉施設等指導検査事業費補助金・地域子ども・子育て支援費補助金・母子家庭等福祉対策費補助金・児童福祉費負担金・児童福祉施設整備費補助金・障がい福祉費補助金)	1,474,081	1,452,448	2,074,522	10,163,268	2,027,951
衛生費国庫補助金 (母子保健費補助金・出産・子育て応援金給付費補助金)	106,995	110,728	116,753	42,978	45,795
教育費国庫補助金	169,715	73,164	—	—	—
民生費委託金 (特別児童扶養手当事務委託金)	1,648	1,634	1,636	2,077	1,654
衛生費委託金 (乳幼児栄養調査委託金)	—	—	—	—	—
民生費県負担金 (児童手当負担金・障がい者自立支援費負担金・保育給付費負担金・児童福祉費負担金)	3,944,597	4,378,426	5,009,263	5,090,001	5,487,281

目名称（主な事業費名）	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
衛生費県負担金 （母子保健費負担金）	6,821	5,570	4,700	5,608	5,495
教育費県負担金 （幼稚園教育給付費負担金）	22,451	198,842	342,626	290,025	263,252
民生費県補助金 （こども医療費補助金・地域子ども・子育て支援費補助金・ひとり親家庭医療費補助金・妊産婦医療費補助金・障がい福祉費補助金）	1,243,301	1,254,101	1,510,821	1,091,317	1,211,454
衛生費県補助金 （母子保健費補助金・出産・子育て応援金給付費補助金）	11,423	11,122	22,119	149,344	83,482
教育費県補助金 （幼稚園保育料軽減化補助金）	37,437	18,596	0	12,347	12,183
財産貸付収入 （市有地貸付料）	11,517	6,963	10,063	13,623	9,075
延滞金	—	—	—	26	0
民生費貸付金元利収入 （母子家庭等生活資金貸付金元金収入・保育所運営資金貸付金元金収入）	80,000	75,000	70,000	55,000	65,000
教育費貸付金元利収入 （幼稚園運営資金貸付金元金収入）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
雑入	165,284	196,976	205,669	216,977	194,242
民生債 （児童福祉施設整備債・児童福祉債）	113,500	147,400	90,400	74,800	58,100
合計	21,216,898	23,022,685	25,375,124	33,200,464	26,250,477

5.1.2 歳出

(単位：千円)

目名称 (主な事業費名)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
社会福祉総務費 (社会福祉施設等検査指導費)	6,248	6,090	723	28,157	289
青少年費 (青少年健全育成費・青少年活動センター費・青少年活動センター維持修繕費・青少年自立支援費)	67,271	61,562	55,938	63,793	62,365
障がい者福祉費 (障がい者手当費・障がい者自立支援費)	52,951	51,536	54,074	48,771	46,220
児童福祉総務費 (児童福祉施設運営等助成金・児童発達支援費・一般事務費・児童相談費)	2,962,640	3,186,852	3,677,745	13,017,301	4,657,809
子育て支援費 (こども医療費助成費・地域子ども・子育て支援費・妊産婦医療費助成費・家庭子育て支援費)	2,959,091	2,955,267	2,924,628	3,149,128	3,276,763
児童手当費	8,521,637	8,293,919	8,097,962	7,918,979	7,555,185
ひとり親家庭等福祉費 (児童扶養手当費・ひとり親家庭医療費等助成費・ひとり親家庭等福祉対策費・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計へ繰出金)	2,304,233	2,812,396	2,811,353	2,064,500	1,955,670
保育園費 (公立保育園費・私立保育園費・保育事務費・公立保育園整備費・公立保育園維持修繕費)	15,118,288	16,385,347	16,810,205	17,251,851	17,972,562
児童福祉施設費 (児童館費・児童遊園費・ゆうあいひろば費・児童福祉施設整備費・児童福祉施設維持修繕費・子ども発達センター費)	199,094	211,821	211,017	336,896	144,033
保健衛生総務費 (難病等対策費・母子保健費・出産・子育て応援金給付金事業費)	936,174	946,057	905,739	1,076,545	902,065
幼稚園費 (幼児教育助成費)	792,442	989,704	1,337,593	1,126,467	964,095
合計	33,920,068	35,900,551	36,886,977	46,082,387	37,537,055

5.2 特別会計

5.2.1 歳入

(単位：千円)

目名称 (主な事業費名)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
母子福祉資金貸付金元利収入	85,978	97,345	111,890	126,830	129,712
父子福祉資金貸付金元利収入	121	606	1,040	1,577	1,513
寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,237	1,317	1,840	1,409	1,468
一般会計繰入金	30,437	32,956	20,745	10,637	9,667
繰越金	36,079	31,961	39,864	60,033	123,785
福祉資金債	45,860	40,400	15,000	-	-
合計	200,712	204,585	190,379	200,486	266,145

5.2.2 歳出

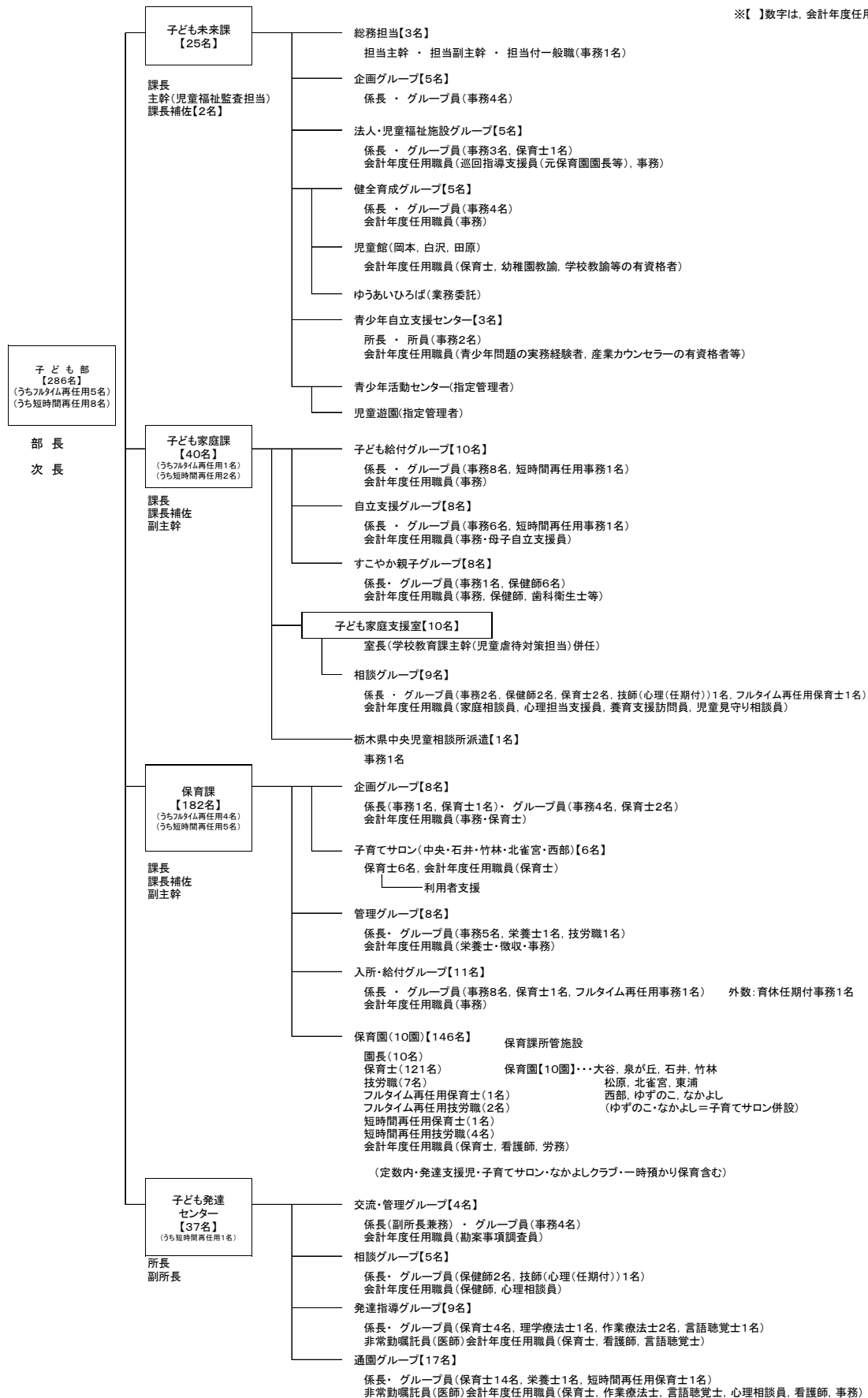
(単位：千円)

目名称 (主な事業費名)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	7,900	12,974	13,472	10,849	9,834
母子福祉資金貸付事業費	154,507	145,580	110,282	61,102	43,454
父子福祉資金貸付事業費	5,525	2,820	4,904	2,862	1,954
寡婦福祉資金貸付事業費	820	3,348	1,688	1,888	1,336
合計	168,751	164,721	130,346	76,701	56,578

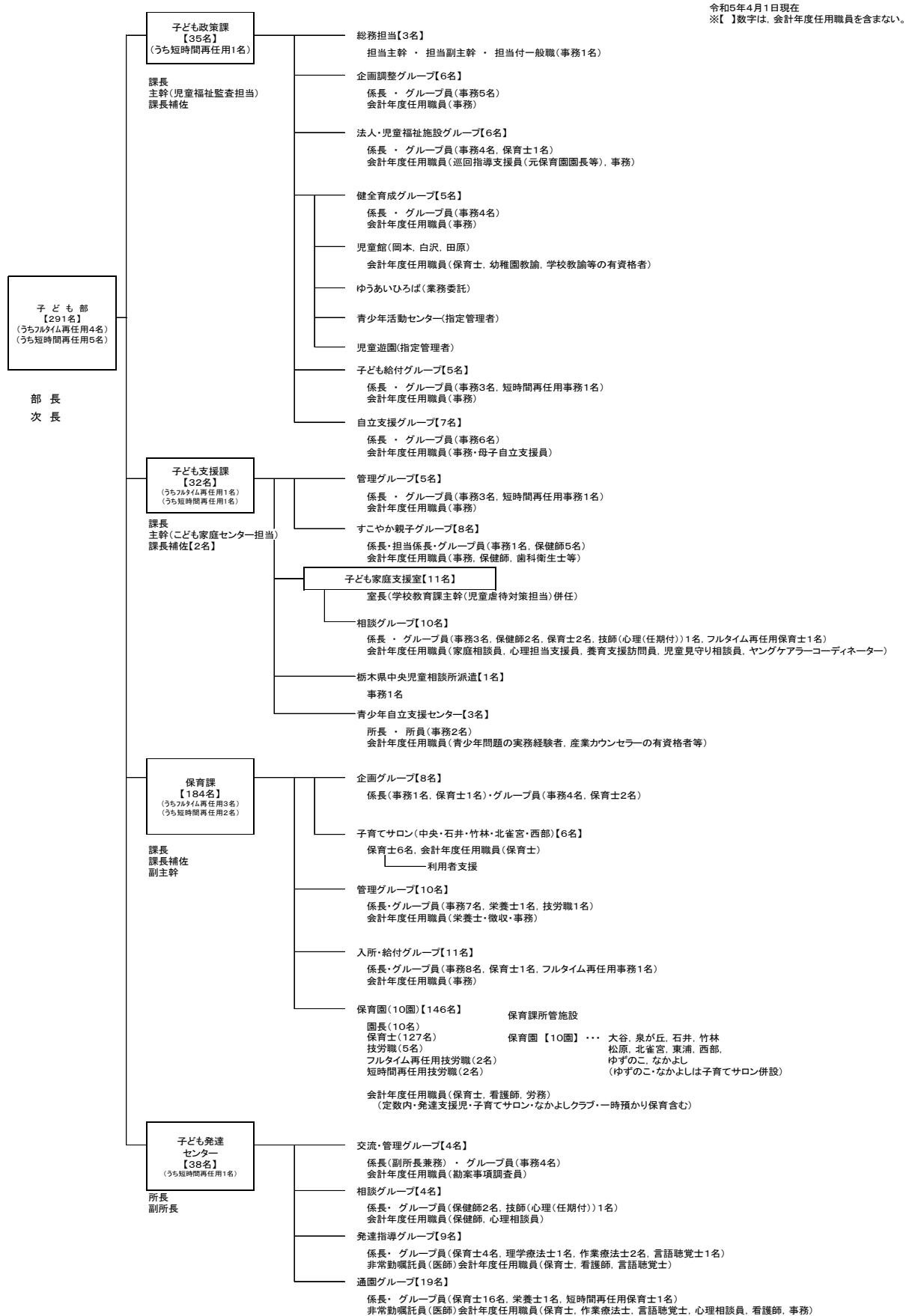
6 子ども部の組織

6.1 組織図（令和4年4月1日現在）

※【】数字は、会計年度任用職員を含まない。



6.2 組織図 (令和5年4月1日現在)



6.3 事務分掌（令和4年度）

6.3.1 子ども未来課

6.3.1.1 総務担当

- (1) 基本施策に関する調査研究に関すること
- (2) 事務事業の進行管理及び評価に関すること
- (3) 予算・決算に関すること
- (4) 組織・定員・人事に関すること
- (5) 運営に関すること

6.3.1.2 企画グループ

- (1) 子育て・子育て支援施策の企画・調整に関すること（少子化対策、次世代育成支援、子ども・若者育成支援）
- (2) 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」に関すること
- (3) 子ども・子育て会議に関すること
- (4) 子どもの権利尊重の推進に関すること
- (5) ヤングケアラー対策委員会に関すること
- (6) 家族観・結婚観の醸成に関すること
- (7) 多子世帯支援事業に関すること
- (8) 子育て情報提供事業に関すること
- (9) 赤ちゃんの駅事業に関すること
- (10) 子ども部出前講座に関すること
- (11) 宇都宮市いじめ問題調査委員会に関すること
- (12) 宇都宮市青少年賞表彰等に関すること
- (13) 宇都宮ジュニア未来議会に関すること
- (14) 課の庶務に関すること

6.3.1.3 法人・児童福祉施設グループ

- (1) 社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督に関すること
- (2) 認可外保育施設に対する報告の徴収及び立入調査に関すること
- (3) 教育・保育施設等への巡回指導支援の実施に関すること
- (4) 社会福祉法人・児童福祉施設等の認可等に関すること
- (5) 障害児通所支援事業者の指定に関すること

6.3.1.4 健全育成グループ

- (1) 青少年活動センター及び児童遊園の運営に関すること
- (2) ゆうあいひろばの運営に関すること
- (3) 児童館の運営に関すること
- (4) 親と子どもの居場所づくり事業に関すること
- (5) 宮っこの居場所づくり事業に関すること
- (6) 宇都宮市青少年育成市民会議の運営に関すること
- (7) ふれあいのある家庭づくりの推進に関すること
- (8) 青少年活動拠点創出事業に関すること

- (9) 宮っこフェスタの開催に関する事
- (10) 青少年団体の育成に関する事
- (11) チビッコ広場の運営支援に関する事

6.3.1.5 青少年自立支援センター

- (1) 青少年の自立支援や非行防止に係る相談窓口に関する事
- (2) 自立支援事業に関する事
- (3) 宇都宮市子ども・若者支援地域協議会に関する事
- (4) 巡回指導活動に関する事
- (5) 非行の未然防止事業に関する事

6.3.2 子ども家庭課

6.3.2.1 子ども給付グループ

- (1) 児童手当に関する事
- (2) 特別児童扶養手当に関する事
- (3) 障がい児福祉手当に関する事
- (4) こども医療費助成に関する事
- (5) 妊産婦医療費助成に関する事
- (6) 不妊治療費助成に関する事
- (7) 自立支援医療（育成医療）に関する事
- (8) 養育・療育医療に関する事
- (9) 小児慢性特定疾病医療に関する事
- (10) 小児慢性特定疾病児童の支援に関する事
- (11) 課内庶務に関する事

6.3.2.2 自立支援グループ

- (1) ひとり親家庭等の支援・相談に関する事
- (2) 児童扶養手当に関する事
- (3) ひとり親家庭支援手当に関する事
- (4) ひとり親家庭医療費助成に関する事
- (5) ファミリーサポートセンター，病児保育事業利用料助成に関する事
- (6) 母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事

6.3.2.3 すこやか親子グループ

- (1) 母子の健康教育，健康相談・子ども総合相談に関する事
- (2) 母子健康手帳の交付・妊婦健診に関する事
- (3) 乳幼児健康診査に関する事
- (4) こんにちは赤ちゃん事業に関する事
- (5) すこやか訪問事業に関する事
- (6) 母子の歯科保健に関する事
- (7) 産後ケア等に関する事

6.3.2.4 子ども家庭支援室相談グループ

- (1) 児童虐待防止に関すること
- (2) 家庭児童相談室に関すること
- (3) 子育て支援短期入所事業に関すること

6.3.3 保育課

6.3.3.1 企画グループ

- (1) 公立保育所のあり方（民営化を含む）に関すること
- (2) 送迎保育の実施に関すること
- (3) 保育士確保（センター事業、補助制度を含む）に関すること
- (4) 支援事業計画の進行管理・中間見直しに関すること
- (5) 保育の質の向上に関すること
- (6) 地域子ども・子育て支援事業に関すること
- (7) 発達支援児保育事業に関すること
- (8) 保育園等訪問支援事業に関すること
- (9) 新型コロナウイルス感染症の相談に関すること
- (10) 会計年度任用職員等に関すること
- (11) 課の庶務に関すること
- (12) 地域子育て支援拠点事業の総括
- (13) 地域子育て支援拠点事業の企画調整、子育てサークル支援、育児相談に関すること
- (14) 利用者支援事業に関すること

6.3.3.2 管理グループ

- (1) 栄養指導（献立）、衛生管理指導研修及び食育に関すること
- (2) 保育園の給食調理に関すること
- (3) 私立保育所等運営費補助金に関すること
- (4) 保育施設等の整備及び補助金に関すること
- (5) 利用者負担額の徴収、還付、納付相談等に関すること
- (6) 公立保育所の管理（修繕・整備等）に関すること
- (7) 公立保育所の管理（業務委託）に関すること
- (8) 保育施設等の環境整備補助金等に関すること
- (9) 子ども子育て支援交付金に係る補助金に関すること
- (10) 児童事故報告・スポセンに関すること

6.3.3.3 入所・給付グループ

- (1) 教育・保育施設等の入退所・支給認定（保育の必要性の認定）に関すること
- (2) 利用者負担額（保育料）の賦課に関すること
- (3) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の給付に関すること
- (4) 教育・保育施設等の確認に関すること
- (5) 制度管理システム等の運用に関すること
- (6) 幼稚園運営費の補助に関すること
- (7) 幼児教育・保育の無償化に関すること

6.3.4 子ども発達支援センター

6.3.4.1 交流・管理グループ

- (1) センターの進行管理に関する事
- (2) 総合計画・実施計画に関する事
- (3) 予算・決算・監査に関する事
- (4) 制度改正に関する事
- (5) 施設の管理に関する事
- (6) 発達支援ネットワーク推進事業に関する事
- (7) 障がい児通所給付費等の支給決定に関する事
- (8) 障がい児サービス利用計画等相談支援に関する事
- (9) 事業所に対する苦情・虐待等の対応に関する事
- (10) 各種補助金等に関する事
- (11) ここ・ほっと交流事業に関する事
- (12) センターの庶務に関する事

6.3.4.2 相談グループ

- (1) 子ども発達相談室に関する事
- (2) ここ・ほっと巡回相談事業に関する事
- (3) 障がいの理解・啓発に関する事
- (4) サポートファイルに関する事

6.3.4.3 発達指導グループ

- (1) 診療検査事業に関する事
- (2) 早期療育支援事業に関する事
- (3) 専門療育事業に関する事
- (4) 重症心身障害児プール活動支援事業に関する事
- (5) 家族支援事業等に関する事

6.3.4.4 通園グループ

- (1) 医療型児童発達支援センターに関する事
- (2) 児童発達支援センターに関する事
- (3) 通園児の健康管理に関する事
- (4) 交流事業に関する事
- (5) 実習生の受け入れ指導に関する事
- (6) 摂食指導に関する事
- (7) 保育所等訪問支援に関する事
- (8) 居宅訪問型児童発達支援に関する事
- (9) 給食業務、調理室管理、食育等に関する事

Ⅲ 包括外部監査対象の結果

1 子ども未来課

1.1 企画グループ

1.1.1 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務

1.1.1.1 事業の概要

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育て・子育ての未来都市うつのみや」の実現に向け、結婚、妊娠、出産から子育てまで切れ目ない支援を推進するための計画として、令和2年3月に策定した「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進を図る。

1.1.1.2 関係法令等

次世代育成支援対策推進法

子ども・若者育成支援推進法

子どもの貧困対策に関する法律

健やか親子21

母子及び父子並びに寡婦福祉法

1.1.1.3 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の概要

(1) 計画期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

前期：令和2年度～令和6年度（5年間）

後期：令和7年度～令和11年度（5年間）

(2) 計画の位置付け

宇都宮市の基本計画である「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画」の分野別計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としての役割を持ち、国の健やか親子21の地方計画である「すこやか親子うつのみや21（母子保健計画）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」である。

1.1.1.4 計画の推進組織

(1) 「子育て・子育て推進委員会」（庁内推進組織）

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の計上事業が、児童福祉、母子保健、青少年健全育成、商工労働、教育、生活環境等の多岐の分野にわたるため、プランの推進に当たり部局横断的に取り組むことを目的に設置したもの。

(2) 「宇都宮市子ども・子育て会議」（庁外推進組織）

児童福祉や青少年健全育成など子ども・子育て支援に関する施策・事業を総合的に審議する附属機関として設置したもの。

1.1.1.5 実施した監査手続

事務概要を把握し、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

1.1.1.6 監査の結果

(1) 目標指標について（意見）

「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、「基本理念」の達成状況をはかる指標を、プラン全体の「目標指標」として、「希望出生率」を設定し、計画期間において1.72以上を目指すとしている。

宇都宮市の「希望出生率」は、以下の算定式で算出される。

(①既婚者の割合×②予定する子どもの数+③未婚者の割合×④結婚希望割合×⑤未婚者の希望する子どもの数)×⑥離婚等の影響

※ ①～⑤については、「市民の出産・子育てに関する意識や希望の調査」の結果。

①：20～34歳女性の既婚者の割合

②：20～49歳既婚女性の予定子ども人数の平均値

③：20～34歳女性の未婚者の割合

④：20～34歳未婚女性の結婚希望有りとの回答者の割合

⑤：20～34歳未婚女性（結婚希望有り）の理想の子ども人数の平均値

※ ⑥については、国立社会保障・人口問題研究所設定の係数。

「第1次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の目標指標であった「合計特殊出生率」は、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計であるため、出生率が低い若年未婚女性が他地域に流出すると「合計特殊出生率」は上昇することから、地域ごとの少子化の実態を表していないとされる。そのため、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、若い世代が、結婚や出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望する数の子どもを持つ社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標とすべきことから、より適切な目標指標として「希望出生率」を第2次プランより設定している。

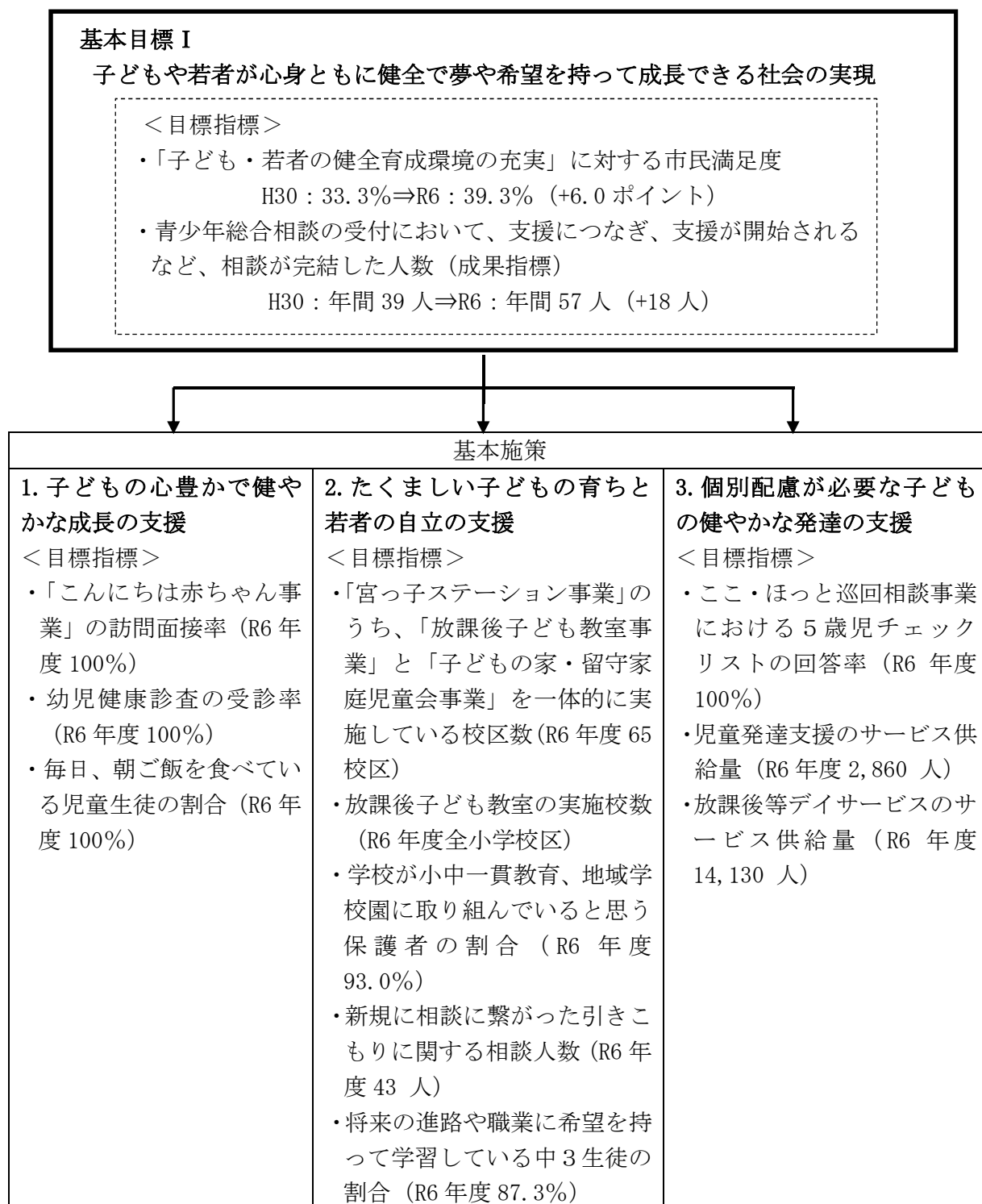
前述したように、「希望出生率」は「既婚者の割合」、「予定子ども人数」、「結婚希望の割合」等により算出されるが、具体的にどのような施策がこれらの指数を向上させるかについて明確になっていない。宇都宮市は、個別の施策が直接的に「希望出生率」を押し上げるのではなく、構成する基本施策を推進することで、結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会が実現し、プラン全体の目標である「希望出生率」が向上していくものと考えている。しかし、目標指数として設定した以上は、目標指標を達成するための施策を実行していくことが当然であり、現状のように目標指標と基本施策との関連性が不明確な状況では、仮に基本施策が達成したとしても目標指標が達成できない結果になることも否定できない。プランの最終総括において、効果的な評価や課題抽出を行うためにも、目標指標と基本施策との具体的な結びつきを明らかにすべきである。

また、宇都宮市が採用している「希望出生率」は、女性の調査結果から算定している。若い世代が希望する子どもを持つためには、女性の意思のみで決まるものではない。男性の調査結果も考慮すべきと考えられる。

(2) 基本目標・基本施策の目標指標について（指摘）

「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、「基本目標」ごとの「目標指標」として、市民の主観的な指標である「市民満足度」と客観的な指標である「成果指標」の双方に目標値を掲げ、進捗や達成状況を進行管理していくとしている。

さらに、「基本目標」に関連する「基本施策」についても重点事業などを中心としていくつかの「目標指標」を設定している。それぞれの基本目標及び基本施策の目標指標は以下のとおりである。



基本目標Ⅱ

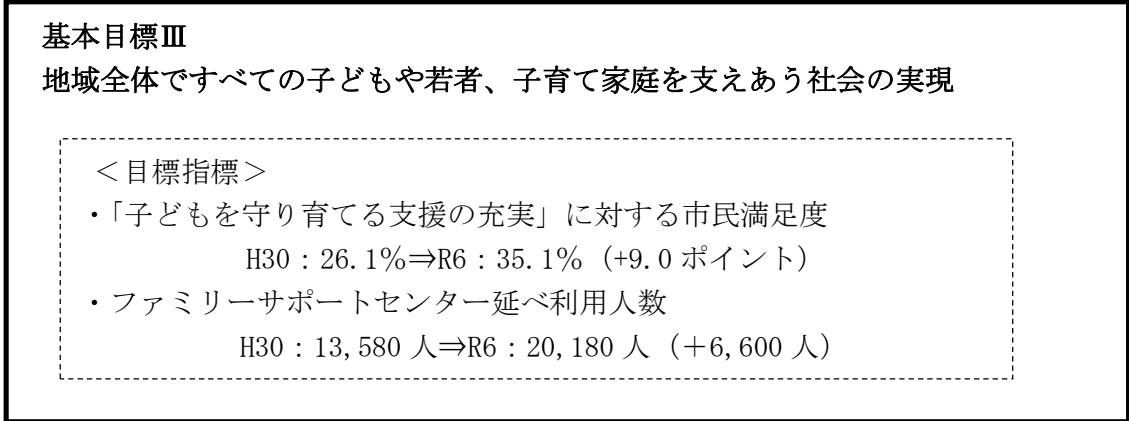
結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

<目標指標>

- ・「子育て支援の充実」に対する市民満足度
H30 : 29.9%⇒R6 : 34.7% (+4.8ポイント)
- ・3月1日現在の待機児童数(成果指標)
H30:102人⇒R6 : 0人(各年0人)

基本施策

4. 仕事と生活が調和した社会づくりの推進 <目標指標> <ul style="list-style-type: none">・女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画を策定した企業数(R6年度125社)・結婚したいと思う人の割合(20代)(R6年度83.0%)	5. 安心して妊娠・出産できる支援の充実 <目標指標> <ul style="list-style-type: none">・産婦に占める産婦健診受診者の割合(R6年度100%)	6. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実 <目標指標> <ul style="list-style-type: none">・子どもの家・留守家庭児童会のクラス数(R6年度236クラス)	7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実 <目標指標> <ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の一部支給家庭の割合(R6年度45.4%)
---	---	---	---



基本施策		
<p>8. 家庭や地域の養育力を向上するための支援の充実</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン登録者数 (R6 年度 9,000 人) ・ふれあいのある家庭づくり作品コンクール応募点数 (R6 年度 1,200 点) 	<p>9. 家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待による重度事案発生件数 (市が支援しているもののうち、分離保護など児童相談所による専門的な対応を要する事案) (R6 年度 0 件) 	<p>10. 子どもの権利を尊重する意識づくりの推進</p> <p><目標指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達の人権や気持ちを考えて行動している児童生徒の割合 (R6 年度 95.3%) ・学習や運動、文化・芸術活動などで自分が立てた目標を達成できるように家の人々が応援してくれる子どもの割合 (R6 年度 92.5%)

基本施策における目標指標は、課題解決に効果的であり基本施策の推進をけん引する事業などを重点事業として位置付け、重点事業などを中心とした指標を選定しているが、基本目標で定めた成果指標の目標値との関連性が不明確である。宇都宮市によると、基本施策の目標を達成することで、全体として基本目標の目標達成に寄与するものとしているが、基本施策の目標達成が必ずしも基本目標の成果指標の達成につながるものとは考えられない。

子ども・子育て支援法等に基づく附属機関である「宇都宮市子ども・子育て会議」が、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の進捗状況について調査審議しており、その議事録を閲覧したところ、令和3年度における進捗状況について、基本目標のうち2つについて、その構成する下位の基本施策の目標指標は「順調、概ね順調」となっているにもかかわらず、成果指標は「やや遅れている」となっており、両者が相反する状況になっている。

基本目標の成果指標は、基本施策の目標指標から選定するか、もしくは基本施策の目標指標との相関関係が明確な指標とするなどし、基本施策と基本目標との関連性を保つべきである。

1.1.2 宇都宮市子ども・子育て会議に関する事務

1.1.2.1 事業の概要

子ども・子育て支援法等に基づく附属機関であり、宇都宮市の子ども・子育て施策を子どもの出生から自立に至るまで一貫性・継続性をもって推進するため、保健・福祉・教育・青少年育成・労働など子どもを取り巻く全ての分野を総合的に調査・審議するものである。

1.1.2.2 関係法令等

子ども・子育て支援法

児童福祉法

地方青少年問題協議会法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

宇都宮市子ども・子育て会議条例

1.1.2.3 所掌事務

(1) 子ども・子育て支援に関する事項

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- ・ 「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に関する事
- ・ 子ども・子育て支援に関する施策（「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」、「宇都宮市障がい児福祉サービス計画」）の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

(2) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項

- ・ 児童福祉（要保護児童、児童の一時保護など）に関する事
- ・ 児童福祉施設等（保育所、認可外保育施設、助産施設、母子生活支援施設）の事業停止、施設閉鎖に関する事
- ・ 保育所の設置の認可に関する事
- ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可に関する事

(3) 青少年問題に関する事項

- ・ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を審議調査すること
- ・ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連携調整を図ること

(4) 幼保連携型認定こども園に関する事項

- ・ 幼保連携型認定こども園の認可に関する事
- ・ 幼保連携型認定こども園の事業停止・施設閉鎖に関する事
- ・ 幼保連携型認定こども園の認可の取消に関する事

1.1.2.4 組織（構成員）

令和4年4月1日現在

1号	子どもの保護者		子どもの保護者
			子どもの保護者
2号	事業主		宇都宮商工会議所
3号	労働者		連合栃木宇河地域協議会
4号	児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者	児童福祉	宇都宮市母子寡婦福祉連合会
			宇都宮市民生委員児童委員協議会
			宇都宮市私立保育園協会
		障がい者	NPO 法人障がい者福祉推進ネットちえのわ
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	地域福祉	宇都宮市社会福祉協議会
			教育
		事業所内保育施設実施者	
		宇都宮地区幼稚園連合会	
		宇都宮市小学校長会	
		宇都宮市中学校長会	
		宇都宮市内高等学校長会	
		保健・医療	宇都宮市医師会
		地域・市民団体	宇都宮市PTA連合会
宇都宮市青少年育成市民会議			
宇都宮市青少年巡回指導員会			
宇都宮市地域まちづくり推進協議会			
		一般社団法人栃木県若年者支援機構	
5号	学識経験者		大学教授（作新学院大学女子短期大学部）
			大学教授（宇都宮共和大学子ども生活学部）
			市議会議員
			弁護士
6号	その他市長が必要と認める者	行政	警察関係者
			栃木労働局
			栃木県中央児童相談所
		公募	地域の青少年健全育成等に関心のある方

1.1.2.5 実施状況

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
開催回数等	2回	6回	4回 (書面2回)	2回 (書面1回)	2回 (書面1回)

【令和4年度の開催実績】

<令和4年8月開催（書面協議）>

- ・「第2次宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の進捗状況について
- ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況と中期見直しについて

- ・宮っこの居場所の開設状況について
- ・公立の保育所の民営化について

<令和5年1月開催>

- ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の中期見直しについて

1.1.2.6 実施した監査手続

事務概要を把握し、宇都宮市子ども・子育て会議に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

1.1.2.7 監査の結果

(1) 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」について（指摘）

「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たって、「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」第1期計画の達成度を評価している。評価の判断は、以下のとおりとなっている。

【評価】 ④確保方策（実績）／②確保方策（計画）の割合
◎ 達成している（90%以上）
○ おおむね達成している（70%～90%未満）
△ 達成していない（70%未満）

それぞれの事業ごとに達成度を評価しているが、以下の事業については、確保方策の実績値が量の実績と同様としている。

ア 一時預かり事業（一般型）

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	延べ人数	24,758人	44,635人	36,129人	◎と同様	◎
H28	延べ人数	24,024人	44,635人	40,907人		◎
H29	延べ人数	27,132人	48,687人	53,593人	◎と同様	◎
H30	延べ人数	37,976人	44,885人	50,911人		◎
R1※	延べ人数	36,590人	44,885人	50,911人		◎

※ R1 実績値は見込み

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	1～3年生	6,079人	12,567人	3,190人	◎と同様	◎
	4～6年生	6,488人		2,934人		
	合計	12,567人		6,124人		
H28	1～3年生	6,560人	14,237人	3,884人	◎	
	4～6年生	7,677人		3,038人		

	合 計	14,237 人		6,922 人		
H29	1～3 年生	7,041 人	15,907 人	4,706 人	◎	◎
	4～6 年生	8,866 人		2,312 人		
	合 計	15,907 人		7,018 人		
H30	1～3 年生	4,536 人	7,520 人	5,812 人	◎	◎
	4～6 年生	2,984 人		3,384 人		
	合 計	7,520 人		9,196 人		
R1※	1～3 年生	4,536 人	7,520 人	6,166 人	◎	◎
	4～6 年生	2,984 人		3,303 人		
	合 計	7,520 人		9,469 人		

※ R1 実績値は見込み

ウ 延長保育事業

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	延べ人数	1,381 人	3,735 人	4,137 人	◎と同様	◎
H28	延べ人数	1,340 人	3,735 人	4,252 人		◎
H29	延べ人数	1,302 人	3,735 人	4,524 人		◎
H30	延べ人数	3,197 人	3,735 人	4,828 人		◎
R1※	延べ人数	3,139 人	3,735 人	5,100 人		◎

※ R1 実績値は見込み

確保方策の計画を上回る量の実績があった場合、確保方策の実績は、量の実績と同数としている。宇都宮市は、「計画の見込みを上回る利用があったが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができた。」と評価しているが、実際に利用できた人数のみを捉えており、利用したかったが利用できなかった人数は把握していない。潜在的な需要を反映しておらず十分な量を確保できているか判断できないため、計画を上回る利用実績があった場合は、利用希望者で利用できなかった人を把握した上で、達成度を評価すべきである。

1.2 法人・児童福祉施設グループ

1.2.1 社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督

1.2.1.1 事業の内容

市民が安心して保育施設に児童を預けられるような安全な保育環境の確保に向け、社会福祉法人及び児童福祉施設等（認可保育所、公立保育園、母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等）の指導監督に取り組む。

社会福祉法人及び児童福祉施設等の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図ることによって、利用者の福祉の向上に資するため、指導監査を実施する。

(1) 指導監査

① 法人・施設数等及び一般指導監査計画数（令和4年4月1日時点）

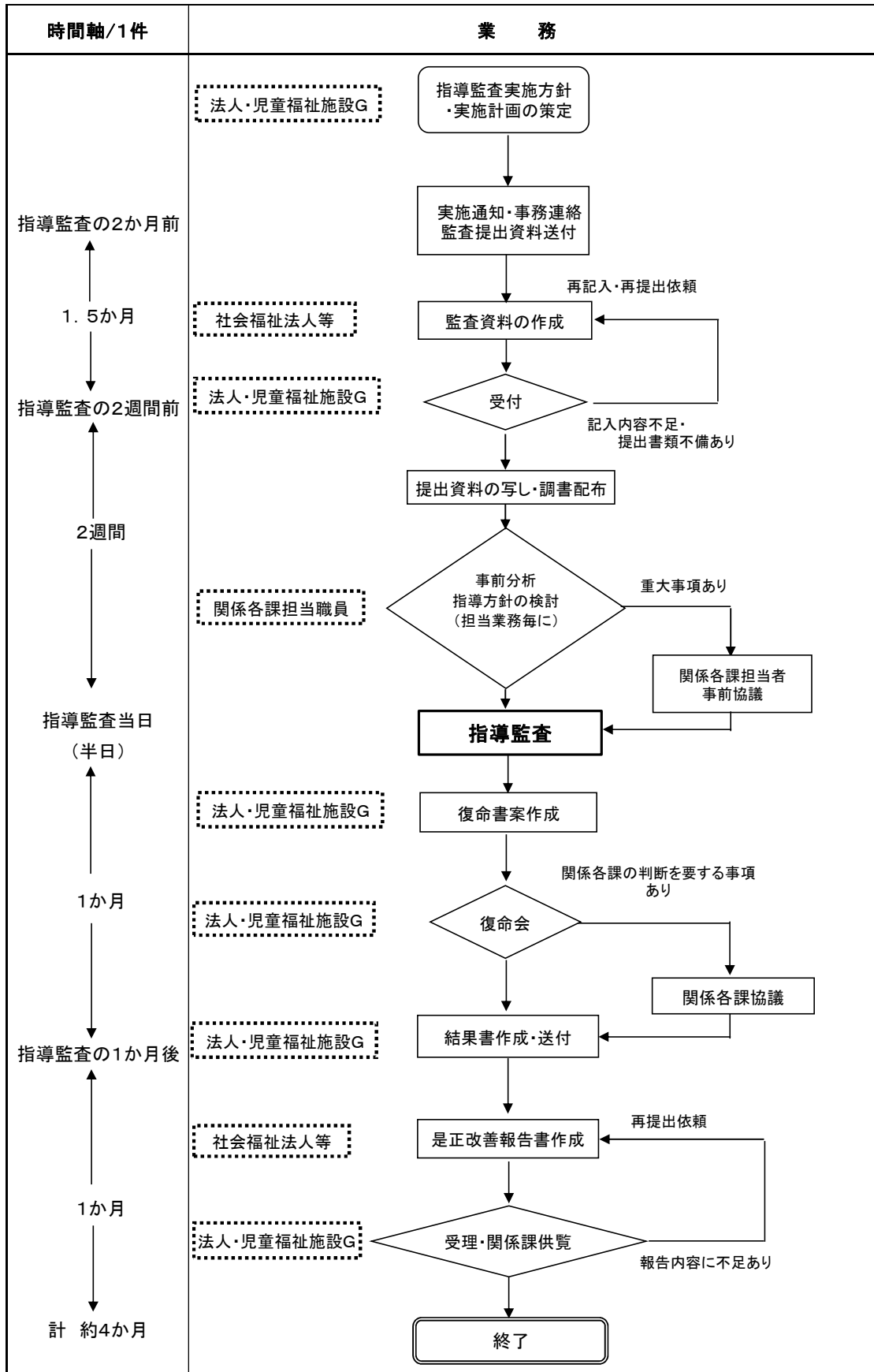
分類		法人・施設数	令和4年度指導監査計画数	一般指導監査の頻度
社会福祉法人		43	19	3年に1回
児童福祉施設等	認可保育所	69	69	1年に1回
	公立保育園	10	(※) 10	1年に1回
	母子生活支援施設	1	1	1年に1回
	助産施設	1	1	1年に1回
	幼保連携型認定こども園	22	22	1年に1回
	家庭的保育事業等	48	48	1年に1回
	計		151	

※ 公立保育園の指導監査については、これまで県が実施していたが、実施主体に関する国の取り扱いが見直され、令和3年度から市が実施することとなった。

② 一般指導監査の事務手続き等

栃木県及び県内各市による「市・県指導監査連絡調整会議」、また、宇都宮市の社会福祉業務関連課による「社会福祉業務指導監査連絡調整会議」を経て、社会福祉業務指導監査実施方針及び実施計画を策定する。

認可児童福祉施設等に対する指導監査業務の流れ



③ 特別指導監査

特別指導監査は、国が定める法令・通知等に基づき、以下のとおり実施することとし、必要に応じて、事前通告なく実施する。

ア 国の通知の規定内容

死亡事故、意識不明等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）等には、特別指導監査を実施する。

イ 宇都宮市が定めた実施判断基準

国の通知に定める「児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合」を、「児童虐待事案に相当する場合」や「最低基準条例等に定める基準を下回る場合」と定義し、これらの内容の通報等を、通報者が名乗るか匿名かを問わず、受けた場合には事前通告のない指導監査等を実施する。

(2) 現況報告書等の受理等

社会福祉法人は、インターネットを用いて「財務諸表等電子開示システム」に接続し、現況報告書等の届出を行うことから、本市においてもシステム上で確認を行う。保育所を運営する社会福祉法人以外の者や、家庭的保育事業等を運営する社会福祉法人・学校法人以外の者については、国の通知に基づき、事業に係る現況報告書等の提出を受ける。

1.2.1.2 関係法令等

関係法令等は下表のとおりである。

区分		社会福祉法	児童福祉法	認定こども園法（※）
社会福祉法人等	社会福祉事業	社会福祉法第 56 条（一般的監督） 社会福祉法第 58 条（助成及び監督） 社会福祉法第 70 条（調査） 社会福祉法第 71 条（改善命令） 社会福祉法第 72 条第 1 項（許可の取消等）		
	公益・収益事業	社会福祉法第 57 条（公益事業又は収益事業の停止）		
児童福祉施設等	保育所・幼保連携型認定こども園	社会福祉法第 72 条第 2 項（認可の取消等）	児童福祉法第 46 条（報告の聴取、改善勧告、改善命令、事業停止命令）	認定こども園法第 19 条（報告の徴収等）

		児童福祉法第 58 条第 1 項（認可の取消）	認定こども園法第 20 条（改善勧告及び改善命令） 認定こども園法第 21 条（事業停止命令） 認定こども園法第 22 条（認可の取消）
	家庭的保育事業等	児童福祉法第 34 条の 17（報告及び立入調査等、改善勧告、改善命令、事業停止命令） 児童福祉法第 58 条第 2 項（認可の取消）	
	無認可	児童福祉法第 59 条（無認可施設に対する措置）	

※ 認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

1.2.1.3 取組経過・実績等

(1) 一般指導監査及び特別指導監査の実施数

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般指導監査	社会福祉法人	11	6	19
	施設・事業	115	149	※155
特別指導監査（実施回数）		1	4	2

- ・ 社会福祉法人の指導監査は法定受託事務であり、国が定める基準等に従い実施する。
- ・ 児童福祉施設等の指導監査は、適切な利用者処遇を確保するため、法令等に基づき「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等に定める基準の適合状況について、職員の配置及び設備、会計経理の状況等、施設の運営管理全般に亘り、総合的に実施する。

※ 一般指導監査件数は令和 4 年度に開設された施設が含まれるため、「(1) 指導監査 ① 法人・施設数等及び一般指導監査計画数（令和 4 年 4 月 1 日時点）」の計画件数（151 件）よりも多くなる。

(2) 各施設数と指導監査人員の推移

社会福祉法人・児童福祉施設等

(各年4月1日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認可保育所	66	68	68	68	69
公立保育園	10	10	10	10	10
母子生活支援施設	1	1	1	1	1
助産施設	1	1	1	1	1
幼保連携型認定こども園	14	17	18	20	22
家庭的保育事業等	48	50	50	50	48
計	140	147	148	150	151
指導監査人員数	5	6	6	6	6※

※ 児童福祉監査担当主幹含む

1.2.1.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、指導監査業務に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年の指導監査業務について、無作為抽出によるサンプルチェック（一般指導監査：33件 特別指導監査：2件（全件））を実施した。

1.2.1.5 監査の結果

(1) 特別指導監査を拒否する施設について（指摘）

特別指導監査に係るサンプルチェックを実施した結果、過年度の特別指導監査で宇都宮市の特別指導監査を拒否する施設があることが判明した。

宇都宮市によると、当該施設について、匿名による情報提供があり、「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第35条（保育士配置基準）違反が疑われる事項が検出された。ここで、特別指導監査とは「1.2.1.1 (1) ③ 特別指導監査」に記載したとおり、国が定める法令・通知等に基づき、宇都宮市が事前催告なく実施する緊急性の高い指導監査として位置付けられている。それにも関わらず、当該施設は2度にわたり、園長の不在等を理由として、特別指導監査を拒否している。宇都宮としては顧問弁護士に相談し、施設の了承を得られずに施設に立ち入った場合、令状主義により住居侵入罪に該当する可能性があるとの助言を受けて、巡回指導支援（「1.2.3教育・保育施設等への巡回指導支援の実施」で後述）と定例の一般指導監査でフォローを行い、適宜、施設の状況を注視しているとのことである。

しかしながら、これらは特別指導監査の代替となるものではない。宇都宮市は、児童の処遇上の観点から施設に問題があるとみとめて特別指導監査が必要と判断したのであり、施設が特別指導監査の受け入れを拒否し特別指導監査が実現できない状況のままでは、児童の処遇面における当該施設の問題性について解明できていない状態が継続しているというべきである。

宇都宮市はホームページで、認可外保育施設の各施設の詳細な掲載内容を公表しており、「市による指導監査の状況」や「3か年以上継続して改善を求めている事項」が記載されている。一方、認可児童福祉施設については、「市による指導監査の状況」や「3か年以上継続して改善を求めている事項」の記載はなく、積極的な開示を行っていない。

秋田市等の他市では、認可児童福祉施設と認可外保育施設のいかんに関わらず、「市による指導監査の状況」をホームページで公表している事例もある。宇都宮市の指導監査に強制力がない中で、特別指導監査を拒否しているといった重要な事実については、市民に公表すべきである。また、公表することにより牽制機能を持たせ、特別指導監査の円滑な実施につながると考えられる。

(2) 指導監査資料の保存について（指摘）

令和4年度の指導監査報告書等のサンプルチェックを実施する上で、指導監査結果の意見形成過程の根拠となる資料を依頼したところ、指導監査の結果を検討する場である復命会の開催後には、廃棄しているため確認することができなかった。復命書（※1）はデータで保存されているが、復命会以後は、各担当者が現場で実施してきた紙のチェックリスト（※2）が廃棄されており、意見形成過程の重要資料が保存されていなかった。

指導監査の具体的な証跡である紙のチェックリストは、施設からの問合せや過年度の指導監査の留意事項等の引継ぎにも役立ち、また、職務上の注意義務を尽くしたかについて証明するものでもあるため、担当者が現場で実施している紙のチェックリストは、現物ないしイメージデータで一定期間保存すべきである。

※1 復命書とは指導監査の実施日及び対象事項等が記載された指導監査結果書である。指導監査対象業務及び担当者区分が一覧で明示されている。指摘事項についても指導監査事項として、当該書類に記載されている。

※2 チェックリストとは、指導監査時に担当者が現場で使用する指導監査要領である。「指導監査項目」、「確認書類・方法等」、「確認ポイント」、「監査結果等」、「担当評価」及び「指摘レベル」の項目が設けられており、担当者の判断の拠り所になるものである。

(3) 関連部署との連携について（指摘）

監査人の情報から令和4年度に特定の施設で園児の事故があり、当該施設からの事故報告（※）の提出があったかを担当者に確認したところ、事故報告の提出がされていないことが判明した。当該事故について、詳細な事実確認を行った結果、以下の事実が判明した。

令和5年2月20日	保護者から保育課に電話があり、2月7日に児童がタオル掛けのフックにぶつかり、まぶたが切れて出血してしまう事故があったが、その際の園の対応に不満があったので、市から園に指導して欲しい旨の相談があった。 この時点では保育課は事故詳細は不明であり、園への対応の不満ということが主の相談だったため、事故対応という視点で子ども政策課とは情報共有をしていない。
令和5年9月25日	保育課から保護者に上記案件とは別に電話連絡。その際に、当時の事故対応に係る市の対応について問合せがあり。
令和5年9月29日	保育課から保護者に改めて確認したところ、「市の責任」や「保育士の巡回指導の頻度」、「事故報告書の提出状況」及び「市の定例監査の状況」についての問合せがあった。
令和5年10月4日	保育課から園に対して、事故の詳細や当時の園の対応などについて聞き取りを開始。聴収の結果は以下のとおり。

	<p>「夕方のお迎えの時間だった。保育士が絵本を5～6人の園児に読み聞かせをしていた。お迎えが来たため、保育士の1人は子どもを引き渡す対応を取った。もう1人が残りの園児を見ていたが、園児がクシャミをして飛沫が床に飛んだ。コロナ禍でもあり、園児に絵本を渡して、「座って待っててね」と声をかけて、床を拭いていた。その時、該当園児だけが、保育室の衝立の後ろのタオル掛けフックに突進してしまった。この間1～2秒だった。保育士はアツという感じで、目を見上げた時には既にケガをしていた。」</p> <p>ケガの程度は2年ごとに何回か手術をしなければならず、30日以上治療を要するケガであったと判明。</p>
--	---

令和5年2月20日時点で、通報を受けた保育課は、指導監督部署である子ども政策課への連絡を怠っており、監査人が情報提供するまで子ども政策課では当該事実を把握していなかった。そのため、子ども政策課では特別指導監査の検討や一般指導監査の実施の際の当該施設への重点監査項目の検討を行っていない。当該事実を把握した後、子ども政策課は当該施設に事故報告の提出を指導し、令和5年12月には提出された事故報告に基づき、事故の要因を分析した上で、当該施設に対して指導を行っている。

重大な通報があった場合、関連部署での情報（電話での相談等）の共有が適切に行われないと、施設の重大な事故を未然に防止することができないおそれがある。保育課では、市民からの電話相談や施設に対する通報があった場合に、対応した内容を記録することとなっているが、案件の重要性に応じた報告供覧の対応や指導監督部署である子ども政策課への引継ぎについての仕組みや規定が整備されていない。関連部署での情報共有について仕組みや規定を整備し、重大な事件・事故の情報を適切に把握する体制を構築する必要がある。

※ 事故報告について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。また、平成29年厚生労働省令第123号により、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されている。

✓ 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

✓ 報告期限

国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告する。

(4) トイズ事件を受けた対応について（指摘）

宇都宮市は、託児室トイズに関する損害賠償請求の判決が確定したことを受け、判決において示された当時の宇都宮市の対応に対する指摘（通報に基づく立入調査の在り方、警察との連携など）を踏まえ、通報内容に応じた効果的な立入調査の実施や関係機関との連携を行うなど、指導の手法や内容の充実と指導監査体制の強化を図っていくとしている。

判決において指摘された事項の中には、①「利用者の苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合」に該当する場合、可及的速やかに「特別の報告」を徴求しなければならないとともに「特別の立入調査」の要否を検討しなければならないとの指摘や、②「特別の立入調査」の方法・内容が不十分であったとの指摘等があり、早急に改善しなければならないと考えられる。宇都宮市は、事件後いくつかの改善策（夜間立入調査の実施や消防との連携強化など）を講じているが、未だ総括的な議論はされておらず、判決で指摘された事項について必要十分な対応策について検証が行われていない。

宇都宮市は、外部有識者等で構成する「市重大保育事故再発防止検証委員会」において再発防止策について検討を行った後に対策を講じる方針であるが、未だ開催の目途が立っていない。事件発生後既に9年余り経過しており、検証委員会の結論を待つだけでなく、速やかに宇都宮市としての対応策について検討すべきである。

(5) 是正通知後のモニタリングについて（指摘）

一般指導監査の是正通知後の改善状況について、どのようにモニタリングしているかを担当者に確認したところ、特に決められたルールがなく、担当者ごとに対応が区々であった。また、担当者は施設からの是正改善を要する事項の回答（措置状況）を把握した上で、次回の指導監査を実施しているが、指導監査時に確認している証跡は残していない。

是正通知に対する改善状況を適切に把握し、有効的・効果的な指導監査等を実施するため、担当者は施設ごとに指導監査や巡回指導（後述「1.2.3 教育・保育施設等への巡回指導支援の実施」）時に改善状況を確認し、文書で顛末（改善済みか否か）を記載することが必要である。

(6) 指導監査体制について（意見）

令和4年度の指導監査人員数は6名である。それに対して、令和4年度の一般指導監査実施施設数は174施設（社会福祉法人19、施設事業155）である。加えて、後述の認可外保育施設の指導監督（「1.2.2 認可外保育施設の指導監督」参照）及び障害児通所支援事業の指定・指導監督等（「1.2.5 障害児通所支援事業の指定・指導監督等」参照）にも同じ人員が割かれている。令和4年度の認可外保育施設への一般立入調査等が54施設で、障害児通所支援事業の実地指導は63施設の実施となっている。年間291件の指導監査と臨時で発生する特別指導監査を6名体制で回している。宇都宮市の指導監査対象施設は年々増加しているにもかかわらず、指導監査人員は増員されていない。

令和4年度を例にとると、週に約6施設（291件÷52週）回らなければならない計算となる。通常の指導監査は2～3名体制で実施するので、6名で2チーム編成として考えると、少なくとも週に3日間は現場に出ることになり、担当者の事前・事後の業務を考えると、時間的余裕はない。つまり、1施設にかかる時間は限られており、チェックリストによる形式的な監査にな

るおそれがある。効果的な指導監査を実施するために、指導監査人員の拡充が必要であると考えられる。また、指導監査計画時においては、実施施設件数だけでなく、監査資源である人員も考慮した計画の策定が望まれる。

1.2.2 認可外保育施設の指導監督

1.2.2.1 事業の内容

認可外保育施設の適正な保育内容及び保育環境を確保するため、指導監督（立入調査）を実施する。

(1) 認可外保育施設に関する届出の受理

原則として、施設の設置・休止・廃止又は事業内容を変更した事業者から、設置等の日から1か月以内に出される届出を受理する（⇒届出対象施設）。上記の例外として、半年を限度として臨時に設置される施設や、店舗その他の事業所において、商品の販売等の提供を行う間に限り、顧客の乳幼児を預かるために設置した施設等については、届出を行う必要がない（⇒届出対象外施設）。

(2) 立入調査の実施

① 一般立入調査

届出対象施設に対し、年1回立入調査を行う。

② 指導監督の充実・強化に向けた取り組み

幼児教育・保育の無償化制度に伴い、認可外保育施設が、国が定める基準を満たし、無償化対象施設となるため、立入調査で指導を行った全ての事項の改善確認を行う。（令和元年度から実施）

認可外施設の保育の質の向上を図るため、以下の取り組みを実施している。（平成27年度から実施）

ア 夜間立入調査

20時以降に常時利用されている届出対象施設（企業が従業員の乳幼児に限定して預かるために設置した施設を除く。）に対し、夜間の保育実態を確認するため、日中の立入調査に加えて夜間立入調査を行う。

イ 関係課との合同立入調査

関係課が連携して総合的な視点で調査・指導を行うために、消防局予防課（対象：保育面積50㎡以上）や建築指導課（対象：保育面積100㎡以上）と連携した合同での立入調査を行う。

③ 特別立入調査

死亡事故等の重大事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合、又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等に実施する。

(3) その他

① 報告の徴収

認可外保育施設の運営状況について、年1回報告を徴収する。

② 証明書の交付

認可外保育施設指導監督基準を満たしていると認められる届出対象施設に対して証明書を交付するとともに、その旨を公表する。

1.2.2.2 関係法令等

児童福祉法

国通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

国通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」

1.2.2.3 取組経過・実績等

(1) 一般立入調査等の状況

【認可外保育施設】 (箇所数)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度
施設	届出対象	45	47	44
	届出対象外	0	0	0
一般立入調査	届出対象	44	47	44
	届出対象外	0	0	0
証明書交付施設		27	47	44
特別立入調査 (実施回数)		0	2	0

【認可外の居宅訪問型保育事業】 (箇所数)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
事業者	10	8	10
立入調査等※1	10	7※2	9※3

※1 国の通知を踏まえ、令和2年度より(※国の通知が改正された)、事業所がない事業者については、個別指導を実施

※2 未実施の1件については、乳幼児の預かりがなかった事業者

※3 未実施の1件については、令和5年3月に設置されたため、令和5年度に実施

(2) 各施設数と指導監査人員の推移

認可外保育施設

(各年4月1日現在)

	H30	R元	R2	R3	R4
認可外保育施設	44	45	46	47	48
認可外の居宅訪問型保育事業	5	7	12	9	9
指導監査人員数	5	6	6	6	6※

※児童福祉監査担当主幹含む

1.2.2.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、指導監査業務に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年の指導監査(立入調査)業務について、無作

為抽出によるサンプルチェック（認可外保育施設：10件 居宅訪問型保育事業：3件）を実施した。

1.2.2.5 監査の結果

(1) 指導監査（立入調査）資料の保存について（指摘）

令和4年度の指導監査報告書等のサンプルチェックを実施する上で、指導監査結果の意見形成過程の根拠となる資料を依頼したところ、指導監査の結果を検討する場である復命会の開催後には、廃棄しているため確認することができなかった。復命書（※1）はデータで保存されているが、復命会以後は、各担当者が現場で実施してきた紙のチェックリスト（※2）が廃棄されており、意見形成過程の重要資料が保存されていなかった。

指導監査の具体的な証跡である紙のチェックリストは、施設からの問い合わせや過年度の指導監査の留意事項等の引継ぎにも役立ち、また、職務上の注意義務を尽くしたかについて証明するものでもあるため、担当者が現場で実施している紙のチェックリストは、現物ないしイメージデータで一定期間保存すべきである。

※1 復命書とは指導監査の実施日及び対象事項等が記載された指導監査結果書である。指導監査対象業務及び担当者区分が一覧で明示されている。指摘事項についても指導監査事項として、当該書類に記載されている。

※2 チェックリストとは、指導監査時に担当者が現場で使用する指導監査要領である。「指導監査項目」、「確認書類・方法等」、「確認ポイント」、「監査結果等」、「担当評価」及び「指摘レベル」の項目が設けられており、担当者の判断の拠り所になるものである。

(2) 人員体制について（意見）

「1.2.1.5 監査の結果(6) 指導監査体制について（意見）」で述べたが、指導監査人員が不足している状況である。宇都宮市は適正な保育環境の維持のため、巡回支援等を設けたりと施設に対する指導を強化してきているが、人員が不足している状況では、近年、施設が増加傾向にある中では対応しきれないと思料する。

効果的な監査を担保するためにも、人員の拡充が望まれる。

1.2.3 教育・保育施設等への巡回指導支援の実施

1.2.3.1 事業の内容

(1) 背景

教育・保育施設等で死亡や重篤な事故が毎年発生している状況を踏まえ、平成28年3月、国において、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（※）が定められ、その中で巡回指導支援の実施が望ましいとされた。

※【参考】ガイドラインの概要

施設・事業者に対し、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながると考えられることから、各施設・事業者の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告なく訪問し、子どもへの対応の方法、教育・保育の環境の状況、「事故防止に係る通知等」に沿った教育・保育が実施されているかなどについて、巡回指導等を行うことが望ましい。

(2) 目的

国のガイドラインを踏まえ、教育・保育施設等における、保育の質の更なる向上を図り、より一層の安全・安心な保育環境を確保するため、平成 29 年度から実施している。

(3) 対象

市内の教育・保育施設等

(保育所 (※分園含む)、認定こども園、地域型保育事業 (※居宅訪問型を除く)、認可外保育施設)

⇒ 計 196 施設(令和 4 年 4 月 1 日時点)

(4) 内容

巡回指導支援員が事前通告なく施設を訪問し、子どもへの対応の方法や教育・保育環境の状況等の確認を行うほか、保育上の相談や困りごとに対して助言を行う。また、必要に応じて、指導監査・立入調査における指摘事項の改善状況の確認を行う。

1.2.3.2 関係法令等

宇都宮市教育・保育施設等巡回指導支援実施要領

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成 28 年 3 月 31 日 府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号)

1.2.3.3 取組経過・実績等

(1) 予算・決算額

単位：千円

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
予算額	4,560	4,560	5,180	5,556	5,544
決算額	4,202	4,203	4,775	4,882	5,167

(2) 体制

保育現場の改善を促し、保育士からの相談にも的確に対応するためには、保育業務の一定の知識・経験が必要であることから、経験豊富な保育士(公立保育園の園長経験者等)を巡回指導支援員として任用している(2名体制)。

⇒ 巡回指導支援員(会計年度任用職員)に係る費用について、国の補助あり
(「保育対策総合支援事業費補助金」/補助率 2 分の 1)

単位：千円

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
保育対策総合支援 事業費補助金 (歳入額)	2,280	2,280	2,589	2,777	2,772

(3) 実施状況

施設の類型や基準の遵守状況等に応じて年2～4回実施。令和4年度の巡回指導支援の実施状況は下表のとおり。

類 型	施設数 ※1	回数	計 ※2
保育所(分園含む)	78	2	155
認定こども園	28	2	56
地域型保育事業	51	3～4	153
認可外保育施設	44	2～4	86
計	201	2～4	450

※1 認可施設と併設する認可外3施設は、認可施設と合わせて実施するため施設数から除外。

※2 年度中に開所した施設や期間限定の施設等があるため、施設数と回数の積と計は一致しない。

※3 不適切な保育の疑いに関する情報提供があった施設は、予定回数を増やして実施している。

(4) 巡回指導支援実施施設数と指導員数

(各年4月1日現在)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
保育所(分園含む)	68	71	73	73	74
認定こども園	14	20	21	26	28
地域型保育事業	46	48	48	48	46
認可外保育施設	44	45	46	47	48
計	172	184	188	194	196
指導員数	2 (非常勤嘱託員)	2 (非常勤嘱託員)	2 (会計年度任用 職員)	2 (会計年度任用 職員)	2 (会計年度任用 職員)

1.2.3.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、巡回指導業務に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年の巡回指導業務について、無作為抽出によるサンプルチェック(5件)を実施した。

1.2.3.5 監査の結果

(1) 巡回指導支援実施報告書の様式について(意見)

巡回指導支援実施報告書の様式はチェック大項目(例えば、「子どもへの対応方法(訪問時の状況)」や「教育・保育の環境の状況(施設全体)」)ごとに詳細なチェック項目が記載されている。指導員はそれらの項目に基づき、合致しているか否かを現場でチェックする。

当該報告書の様式は実施年度のみチェック方式だが、施設ごとに過年度3～5か年分を横並びで記載すれば、過去の不備項目の見落としや前回にチェックできなかった項目を一覧できるため、効果的・効率的な観点から、当該報告書の様式の変更を検討すべきである。

1.2.4 社会福祉法人・児童福祉施設等の認可事務

1.2.4.1 事業の内容

社会福祉法及び児童福祉法等関係法令に基づき、社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する事務を適切に行う。

(1) 社会福祉法人の認可事務

- ・社会福祉法人設立の定款の認可に関する事務
- ・社会福祉法人の定款変更に関する事務

(2) 児童福祉施設等の認可事務

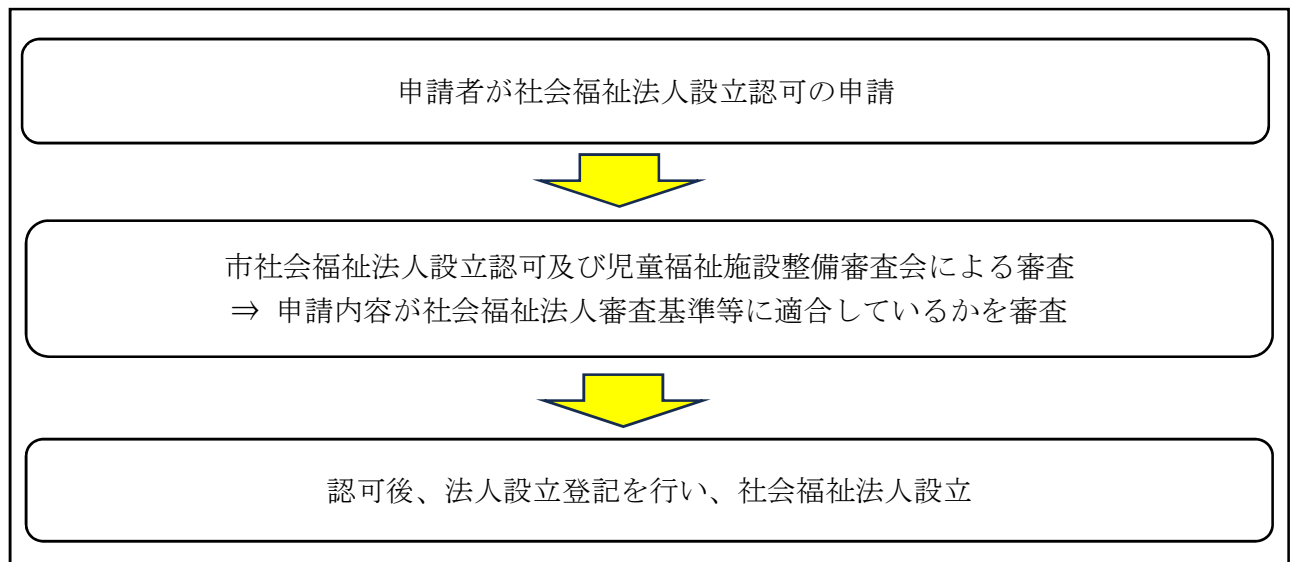
- ・児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設・助産施設に限る。以下同じ。）、幼保連携型・保育所型・地方裁量型認定こども園，家庭的保育事業等の認可に関する事務
- ・児童福祉施設等の認可事項の変更に関する事務

(3) 社会福祉法人設立認可及び児童福祉施設整備に関する審査会

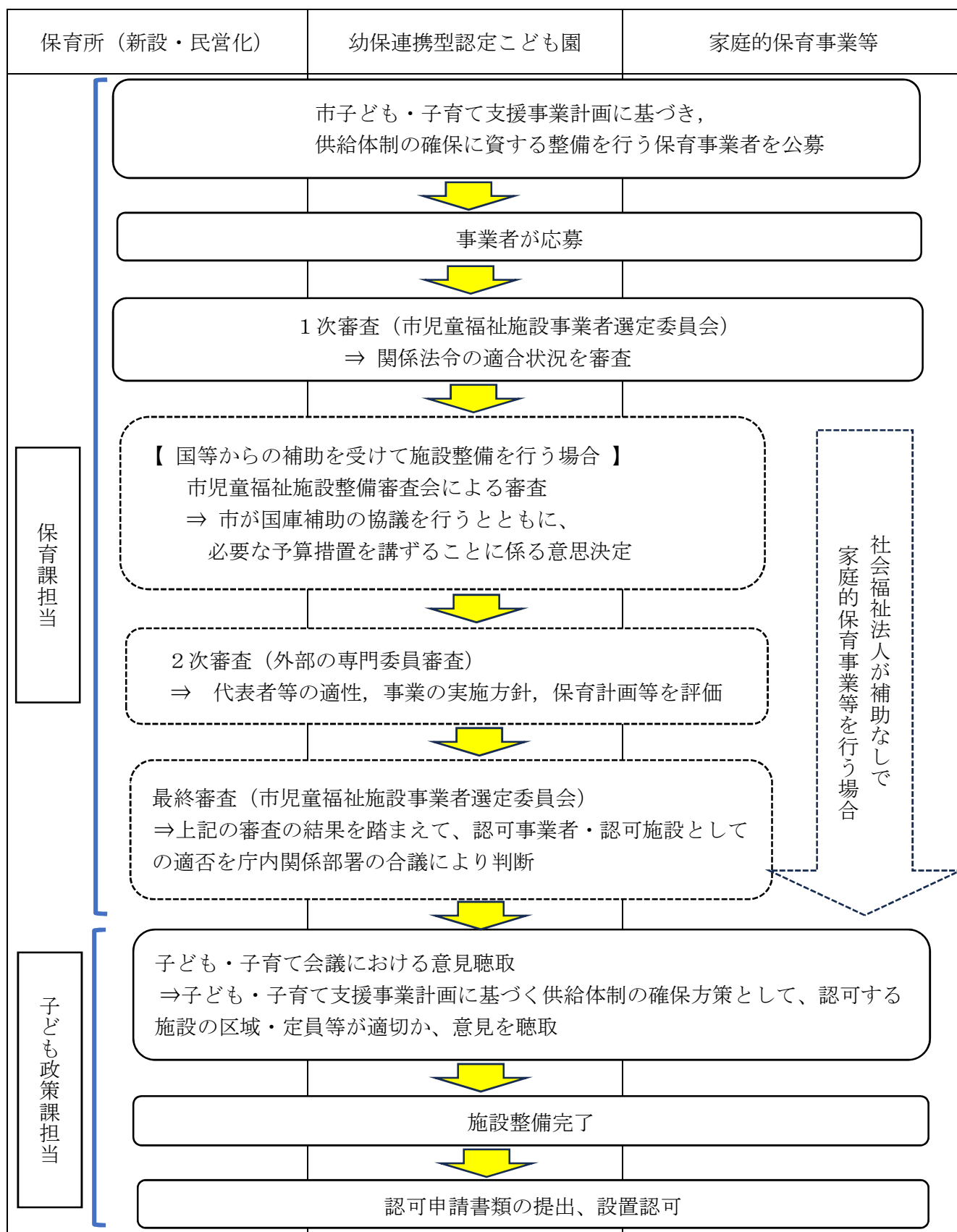
「宇都宮市社会福祉法人設立認可及び児童福祉施設整備審査会設置要領」に基づき、社会福祉法人設立の定款の認可に係る申請に対して、審査会を設置し、役員の構成や資産状況など総合的にその適否を審査する。

(※児童福祉施設整備に関しては、保育課が所管する。)

《社会福祉法人認可・設立までの手続き》



《保育所等の整備・認可までの手続き》



1.2.4.2 関係法令等

社会福祉法

児童福祉法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

宇都宮市社会福祉法人設立認可及び児童福祉施設整備審査会設置要領

1.2.4.3 取組経過・実績等

社会福祉法人設立の定款の認可、児童福祉施設等の設置の認可に係る事務処理件数は下表のとおり。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
社会福祉法人	0	0	0	2	0
児童福祉施設等（※）	5	1	5	3	6

※ 翌年度当初（4月1日付）に事業開始する施設等を含む。

1.2.4.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、令和4年度の認可事務全6件について関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

1.2.4.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

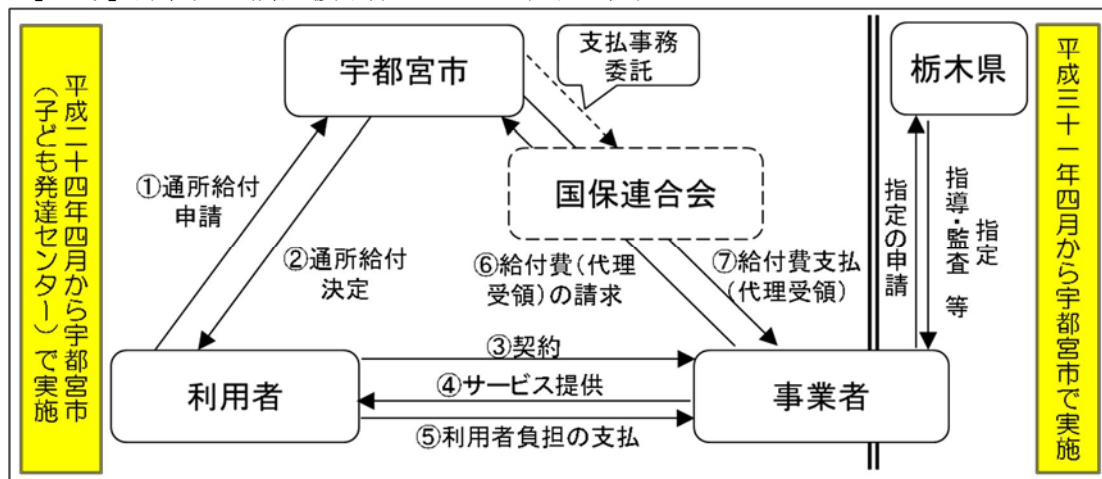
1.2.5 障害児通所支援事業の指定・指導監督等

1.2.5.1 事業の内容

(1) 経緯

国の地方分権改革（第7次地方分権一括法）における児童福祉法の一部改正等により、障害児通所支援事業者の指定等の事務が、平成31年4月に栃木県から本市に移譲された。

【参考】障害児通所支援事業における本市の役割



(2) 障害児通所支援事業について

① 障害児通所支援事業とは

障害児通所支援事業とは、障害児に対して、施設への通所又は居宅等への訪問により、日常生活における基本的動作と知識経験を習得し、集団生活への適応ができるよう、生活能力向上に向けた必要な訓練や支援を行う事業である。

② 事業の分類及び施設数

(令和4年4月1日現在)

分類	対象・実施形態	事業所数※
児童発達支援	小学校入学前の障害児が施設に通う	55
医療型児童発達支援	肢体不自由児が施設に通う	2
放課後等デイサービス	小学校から18歳までの障害児が施設に通う	91
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問する	2
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問する	6

※ 多機能型事業所として、1つの施設において複数の事業を実施している事業者あり

(3) 事務の概要

① 障害児通所支援事業者の指定等

- ・事業者の指定、指定の更新（6年に1回）、指定の取消し等

② 障害児通所支援事業者の指導監督

- ・実地指導（3年に1回）、集団指導（1年に1回）、特別監査（通報時等）の実施
- ・事業者に対する勧告・命令等

③ 障害児通所支援事業者情報の管理

- ・システムを活用した事業者情報の管理

④ その他

- ・実地指導においては、「宇都宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の遵守状況の確認を行うほか、給付費の請求が適正に行われているか確認を行う。

1.2.5.2 関係法令等

宇都宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
児童福祉法（第21条の5の15、第21条の5の22ほか）
地方自治法施行令（第174条の49の2）

1.2.5.3 取組経過・実績等

(1) 実地指導

令和4年度の実地指導の実施状況は下表のとおりである。

分類	事業所数	実地指導数
児童発達支援	62	21
放課後等デイサービス	101	41
その他（医療型、訪問型）	13	1

(2) 集団指導

栃木県と共催で、事業実施上の留意事項等について集団指導を実施している。

(3) 各施設数と指導監査人員の推移

(各年4月1日現在)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
児童発達支援	26	34	43	55
医療型児童発達支援	2	2	2	2
放課後等デイサービス	58	67	78	91
居宅訪問型児童発達支援	1	1	2	2
保育所等訪問支援	3	3	5	6
計	90	107	130	156
指導監査人員数	6	6	6	6 (児童福祉監査担当主幹含む)

※ 1つの施設において、複数の事業を実施しているケースあり

1.2.5.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、指導監査業務に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年の指導監査業務について、無作為抽出によるサンプルチェック（10件）を実施した。

1.2.5.5 監査の結果

(1) 人員体制について（意見）

「1.2.1.5 監査の結果(6) 指導監査体制について（意見）」で述べたが、指導監査人員が不足している状況である。宇都宮市は適正な保育環境の維持のため、巡回支援等を設けたりと施設に対する指導を強化してきているが、人員が不足している状況では、近年、施設が増加傾向にある中では対応しきれないと思料する。

効果的な監査を担保するためにも、人員の拡充が望まれる。

1.3 健全育成グループ

1.3.1 宇都宮市青少年活動センター宇都宮児童遊園の運営

1.3.1.1 事業の内容

(1) 青少年活動センター

① 目的

青少年の健全育成、自主的活動及び交流の促進を図る。

(2) 児童遊園（あそぼの家）

① 目的

児童に健全な遊びを与え、健康増進と自主性・社会性・創造性を育み、情操を豊かにすることを目的としている。また、屋内施設である「あそぼの家」については、幼児や小学生低学年の児童への遊びの指導や、保護者の交流の場を提供する。

(3) 全体概要（昭和 55 年 4 月開設）

施設名	青少年活動センター	児童遊園（あそぼの家）
所在地	宇都宮市今泉町 3007 番地	
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (日曜日・祝日は午後 5 時まで)	午前 10 時 30 分から午後 5 時まで
休館日	年末年始	日曜日、祝日、年末年始
利用対象	35 歳未満の宇都宮市居住、在勤、在学の青少年（施設使用料無料）	主に乳幼児とその保護者及び小学生
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 4 月に勤労青少年ホームに青少年活動センターを併設 平成 21 年 4 月より青少年活動センターに統一（勤労青少年ホーム条例廃止） 	
	平成 22 年度：財団法人とちぎ YMCA による管理運営(3 年間)	
	平成 25 年度：公益財団法人とちぎ YMCA(2 期目)による管理運営(5 年間)	
	平成 30 年度：公益財団法人とちぎ YMCA(3 期目)による管理運営(5 年間)	

1.3.1.2 関係法令等

宇都宮市青少年活動センター条例

宇都宮市青少年活動センター条例施行規則

児童福祉法，宇都宮市児童遊園条例

宇都宮市児童遊園条例施行規則

1.3.1.3 取組経過・実績等

(1) 予算・決算額

単位：千円

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
予算額	40,107	36,057	41,331	50,755	48,265
決算額	39,303	36,056	40,677	48,738	46,349

※ 各年度の予算・決算額は指定管理料、整備費及び修繕費の合計である。

(2) 令和4年度の事業実施計画

- ・業務報告書の提出及び事業実施に係る意見交換の実施（毎月）
- ・月次報告等を活用した協議の実施
- ・実地調査（半年に1回）
- 3月 指定管理料（上限額）積算
- 4月～青少年活動センターの最新の利用状況・実施状況等を把握・整理
指定管理者更新の募集要項の作成（～5月下旬）
建築保全課による施設定期点検の実施
- 6月 指定管理者募集要項等公表・告示，説明会開催
- 5月 管理運営評価の実施
次期指定管理期間の仕様書案とりまとめ
子ども子育て会議へ仕様書案について諮問
- 8月 次年度予算の検討（老朽設備の改修・修繕，ニーズを捉えた事業に必要な設備導入等）
実施計画提出（仕様書をもとに改修・更新の必要額提示）
指定管理者更新の応募者の審査
- 10月 指定管理者候補者決定
- 12月 指定管理者議決
- 2月 次期指定管理期間の仕様書案の経営管理課提出
- 3月 次年度事業計画について指定管理者と協議
年度協定書の締結

(3) 利用者数の推移

令和4年度開館日数 活動センター：359日、あそぼの家：266日

※新型コロナウイルス感染症による休館あり

年度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
青少年活動センター	青少年	33,104人	36,950人	20,764人	18,567人	17,194人
	一般利用	21,813人	23,550人	12,919人	13,869人	15,090人
	合計	54,917人	60,500人	33,683人	32,436人	32,284人
児童遊園	児童遊園	22,608人	20,106人	13,867人	19,663人	18,058人
	あそぼの家	11,777人	10,338人	3,131人	4,441人	7,487人
	合計	34,385人	30,444人	16,998人	24,104人	25,545人

1.3.1.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、青少年活動センター及び児童園に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年度に実施された指定管理者の選定手続の検証を行った。

1.3.1.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

1.3.2 宇都宮市ゆうあいひろばの運営

1.3.2.1 事業の内容

(1) 目的

宇都宮市ゆうあいひろばは、多世代交流施設として、遊びを通して、あらゆる世代の人々との交流を深め、心豊かでたくましく生きることができる人づくりを目指すとともに、保護者の育児に対する心理的及び肉体的負担を軽減するため、一時的に児童を預かり、保育し、また、育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者との間で行う相互援助活動を支援する、総合施設として運営するものである。

(2) 全体概要（平成19年7月31日開設、令和3年度大規模改修）

所在地	宇都宮市馬場通り 4-1-1 うつのみや表参道スクエア 6階 宇都宮市民プラザ内
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）
開館時間	午前9時～午後6時 （ただし、青少年エリア、カフェエリアは午後7時まで）
委託先	社会福祉法人 宇都宮市母子寡婦福祉連合会

① 子どもたちのあそび広場

主に乳幼児から小学生までを対象に、大型遊具や読書、読み聞かせ、工作などの遊びを通して、児童の健康増進や創造性を育成する。

② ファミリーサポートセンター

育児の援助を行うことを希望する者（以下「協力会員」という。）と育児の援助を受けることを希望する者（以下「依頼会員」という。）の間で行う相互援助活動を支援する。

③ 一時預かり保育

保護者の育児に対する心理的及び身体的負担を軽減するため、一時的に児童を預かり、保育する。

④ 青少年エリア

主に中高生を対象に青少年の居場所を確保するとともに、青少年の仲間づくりに必要な情報の提供や活動を支援する。

⑤ カフェテリア

市民の福祉の増進及び交流のため、気軽に立ち寄ることができる憩いの場や交流の場を提供する。

1.3.2.2 関係法令等

市民プラザ条例

市民プラザ施行規則

宇都宮市ゆうあいひろば一時預かり保育事業実施要綱

宇都宮市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

1.3.2.3 取組経過・実績等

(1) 予算・決算額

単位：千円

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
予算額	40,260	50,159	44,155	41,239	41,849
決算額	40,249	49,730	44,132	41,160	41,846

※各年度の予算額・決算額はひろばの運営委託費、遊具の点検委託費、遊具の修繕費及びプロバイダ料の合計である。

(2) 施設利用者数

施設名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
一時預かり保育	3,637 人	3,250 人	2,371 人	1,942 人	1,911 人
あそび広場	78,983 人	71,225 人	18,465 人	9,577 人	86,183 人
青少年エリア	4,781 人	5,377 人	889 人	205 人	2,237 人

(3) ファミリーサポートセンター会員数

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
依頼会員	2,013 人	2,059 人	2,023 人	2,040 人	2,005 人
協力会員	509 人	528 人	516 人	519 人	522 人
両方会員	194 人	205 人	204 人	207 人	206 人
合計	2,716 人	2,792 人	2,743 人	2,766 人	2,733 人

(4) ファミリーサポートセンター会員活動件数

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
活動件数	13,580 件	14,560 件	12,552 件	14,623 件	14,706 件

1.3.2.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、ゆうあいひろばに関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年に係る「子どもたちのあそびの広場」の遊具の点検状況の確認を行った。

1.3.2.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

1.3.3 児童館の運営

1.3.3.1 事業の内容

(1) 目的

児童の健全育成の拠点施設の一つとして、乳幼児から18歳未満の全ての子どもに対して、一貫して安全かつ健全な遊び場を提供することで、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、異年齢間の児童が集団で遊ぶことにより、幼少期から社会性を身につけた健全な児童の育成を図るものである。

また、子育てに対して不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じるなど、児童育成を中心とした施設として運営する。

(2) 全体概要

	岡本児童館	白沢児童館	田原児童館
住 所	下岡本町 1954-10	白沢町 385	上田原町 1
面 積	198.19 m ²	242.1 m ²	273.42 m ²
開設年月日	S44.4.1	H5.7.21	H11.4.1
児童厚生員	3人	3人	4人
開館時間	9:30~17:30		
休館日	月曜日、第1・3・5土曜日、第3日曜日、祝日、年末年始等		
開館日数 (R4年度)	253日	255日	254日

(3) 実施事業

① 通年事業

- ・ 工作：物を作って遊ぶ楽しさを知り、子どもたちの創造力を育てる。
- ・ ゲーム：ゲームや遊びのルールを理解し、他人と関わりながら楽しく参加する。
- ・ 運動：運動を通して、スポーツのルールを学ぶと同時に健康づくりに励む。

② 大型イベント

児童館イベントを通して、同世代の利用者だけでなく、ボランティアなど異世代との交流を深めることを目的として実施する。

【春まつり(田原)、夏まつり(岡本)、クリスマス会(白沢)】

③ 親子クラブ(白沢)

次年度幼稚園や保育園に入園予定の幼児が、半年間同じメンバーによるグループ活動を通して、集団の雰囲気になれ、さらに親子のふれあいやほかの親子との交流の場とし、子育て家庭を支援することを目的に、月に1回実施し、2期募集を行う。

1.3.3.2 関係法令等

児童福祉法

宇都宮市児童館条例

1.3.3.3 取組経過・実績等

(1) 予算・決算額

単位：千円

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
予算額	1,754	1,922	1,723	1,866	1,932
決算額	1,702	1,792	1,433	1,791	1,820

※各年度の予算額・決算額に人件費は含まれていない。

(2) 施設利用者数

施設名	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
岡本児童館	16,400 人	13,831 人	7,901 人	12,350 人	12,464 人
白沢児童館	8,798 人	7,383 人	2,154 人	3,760 人	5,505 人
田原児童館	11,695 人	9,660 人	3,945 人	5,425 人	7,106 人

1.3.3.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、児童館に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

1.3.3.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

1.3.4 親と子どもの居場所づくり事業

1.3.4.1 事業の内容

(1) 目的

「子どもの貧困対策」として、親から子どもへの「貧困の連鎖」を断ち切るため、現在、「関係性の貧困※」にある親と子どもへの支援強化として、個々の状況に応じた包括的な支援を提供する「親と子どもの居場所」を実施するもの。具体的には、親に対して、子育てに係る精神的・身体的負担の軽減を図るとともに、子どもに対しては、学習や基本的な生活の習慣付け、体験・経験の機会の提供を行う。

※ 関係性の貧困

家庭の世帯収入の状況とは関係なく、全ての子どもが物や教育、経験、人とのつながりなどが恵まれていない状態

(2) 支援内容

「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」から導いた 5 つの課題に対応し、子どもが「前向きな力」や「生きる力」など身に付けるべき力を積み重ね、「関係性の貧困」を解消できるよう、次の 5 つの支援を行う。

- ① 親への支援：親の心理的・身体的な子育て負担を軽減し、子どもに関心を持ち、子育てに積極的に向き合えるようにし、「関係性の貧困」を防ぐ。
- ② 家庭学習の支援：子どもに家庭学習の習慣付けを行い、学習に対する意欲を高め、ひいては「自己肯定感」を高める。
- ③ 生活習慣の支援：食習慣などの生活習慣を整え、将来にわたる健康問題を引き起こさず、継続して「自己肯定感」を高める。
- ④ 体験・経験機会を提供する支援：様々な体験・経験を通して、子どもがスポーツや芸術・文化など自分のやりたいことを見つけ、人とのつながりをつくるきっかけを提供する。
- ⑤ 地域全体で見守る支援：子どもや子育て家庭にとって身近な地域の育成会や自治会などの見守り意識を醸成することにより、見えにくい「関係性の貧困」を早期発見・早期防止する。

(3) 委託先と令和4年度実施状況

名 称	キッズハウス・いろどり	子どもの里 ふらっと☆たからぎ	
委託先	一般社団法人 栃木県若年者支援機構	企業組合 労協センター事業団	
所在地	戸祭 4-7-11	若草 4-27-3	
開設日	毎週水曜日・金曜日	毎週月曜日・水曜日 金曜日	
登録者数	35 組	30 組	
延べ開設回数	115 日	155 日	
延べ利用者数	1,332 人	1,928 人	
名 称	キッズハウス・はなび※	めいめい※	オリーブ※
委託先	一般社団法人 栃木県若年者支援機構	社会福祉法人 とちぎYMCA福祉会	NPO法人 うつのみやオリーブ
所在地	兵庫塚 3-22-25	陽東 4-18-30	海道町552
開設日	毎週火曜日・木曜日	毎週水曜日・金曜日	毎週水曜日・金曜日
登録者数	15 組	11 組	12 組
延べ開設回数	58 日	57 日	67 日
延べ利用者数	732 人	535 人	895 人

※令和4年度に新規に拡充した3区域（東区域、南区域、北西区域）の施設

(4) 財源

令和2年度：内閣府 地域子供の未来応援交付金（補助率1/2）

令和3年度：厚生労働省 支援対象児童等見守り強化事業（補助率10/10）

令和4年度：厚生労働省 支援対象児童等見守り強化事業（補助率2/3）

1.3.4.2 取組経過・実績等

(1) 予算・決算額

単位：千円

年度	令和2	令和3	令和4
予算額	8,000	13,382	39,825
決算額	8,177	13,319	39,649

(2) 事業開始

令和2年度

(3) 「子どもの貧困対策」に係る経過

平成30年 2月 貧困対策に係る検討体制の構築

8月 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」実施

令和 2年 3月 第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」策定

(子どもの貧困対策の市町村計画として「子どもの貧困対策プロジェクト

(通称『うつのみや子どもミルフィーユ (みる・feel you) プロジェクト』) を設定)

7月 事業者選定に係る公募型プロポーザル審査実施

9月 市内2か所で事業開始

令和 3年 3月～中間評価

令和 4年 4月～新規に拡充する3区域（東区域，南区域，北西区域）の募集と選考

1.3.4.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、親と子どもの居場所づくり事業に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年度に募集された3区域の委託事業者の選定手続の検証を行った。

1.3.4.4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

1.3.5 子どもの居場所づくり事業

1.3.5.1 事業の内容

(1) 目的

家庭でも学校でもなく、子どもにとって自分の居場所と思える「子どもの居場所」を身近な地域に設置することにより、健全育成に取り組むとともに地域全体で子どもを見守り・育てる機運の醸成を図るため、地域が主体となる「子どもの居場所」の設置・運営を支援する。

(2) 概要

① 居場所の定義

子どもにとって身近な地域において、家や学校以外で全ての子どもが気軽に立ち寄り、かつ、自由に集まることができ、見守り役の大人がいる中で自主的な活動や交流の機会が提供される「場」

② 居場所の要件

ア 子どもたちが誰でも自由に利用可能であり、地域に開かれた居場所として市内で運営すること。

イ 原則として、月2回以上、1回2時間以上子どもの居場所を開催すること。

ウ 居場所の開設中の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること。

エ 子育て経験、子どもの見守り経験又は同等の経験がある者を1名以上見守り役として配置し、子どもの安全性の確保に努めること。

オ 食事を提供する場合において、食品衛生責任者養成講習会を修了した者又は同等以上の資格を有する者を置くほか、食品衛生に関する研修、講習会に参加し、常に食品衛生に努めること。

カ 1人当たり1.65㎡以上の面積を確保することとし、5名以上を受け入れられる面積の場所を用意すること。

キ 1年以上継続して子どもの居場所を運営する見込みがあり、その能力を有すること。

ク 地域や学校関係者へ登録前又は開設前の説明を行うこと。

③ 内容

ア 財務支援

子どもの居場所を設置・運営しようとする者に対し、その費用の一部を補助することにより、居場所の設置・運営を支援する。

・宇都宮市 子どもの居場所づくり事業基本補助金交付要綱

・宇都宮市 子どもの居場所づくり事業支援付加補助金交付要綱

令和4年度実績		
	交付団体数	交付額
基本補助金	18	1,988千円
支援付加補助金	2	961千円
合計	18※	2,949千円

※基本補助と支援付加補助の両方の交付を受けることができるため。延べ団体数では20団体。

項目		内容	補助額
基本補助金	開設支援 ※2	備品購入等経費や看板作成経費、改修・修繕等居場所開設に係る対象経費	上限5万円
	場の提供	損害保険料や光熱水費など居場所の開設に必要な経費を助成	上限12万円
支援付加補助金	学習生活支援 ※3	生活習慣や学習習慣を身につけるための支援を開始するための備品購入等経費や改修修繕等経費等を助成	上限5万円
	体験・経験の機会提供（全般） ※3	体験・経験機会の提供を開始するための備品購入等経費や改修修繕等経費等を助成	上限5万円
	体験経験の機会提供（食事） ※3	食事の提供を伴う体験・経験機会の提供を開始するための備品購入等経費や改修修繕等経費等を助成	上限15万円
	※1 学習生活支援	人件費や消耗品費等、家庭学習・生活支援の提供に必要な経費を助成	上限 122万円(100日) (1時間あたり 1,220×2人) ×開設時間×開設日数
	体験・経験の機会提供	人件費や消耗品費、食料経費や交通経費等、体験・経験の機会の提供に必要な経費を助成	上限 25万円(100日) 1日あたり 2,500円 ×開設日数

※1 選考で選ばれた団体に対して交付、各教育保育提供区域に1団体（南区域のみ2団体）

※2 登録初年度のみ申請可能

※3 過去に補助を受けた団体は対象外

イ 相談支援・開設支援

新たに開設を希望する者や子どもの居場所運営者からの相談についての専用の相談窓口の設置や、開設に必要な基礎知識等に係る準備講座の開催を実施する。

ウ 周知啓発

宮っこの居場所を周知するための専用ホームページの開設や、宮っこの居場所への理解を深めるための講演会を実施する。

居場所間の連携を強化するためのネットワーク会議を実施する。

1.3.5.2 取組経過・実績等

(1) 事業開始

旧青少年の居場所づくり：平成18年度

子どもの居場所づくり：令和4年度

令和4年度の子どもの居場所づくり事業補助金：予算額8,854千円 決算額2,949千円

(2) 居場所 登録数・補助金利用実績

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
登録個所数	18	16	18	21	27
補助交付団体	12	8	7	8	18
交付金(千円)	1,031	758	538	802	2,976

令和3年度(旧青少年の居場所)実績 延べ参加人数 約9,500人

令和4年度(宮っこの居場所)実績 延べ参加人数 約12,000人

(3) 経緯と現状

- ・令和3年度までは「青少年の居場所」として、青少年育成市民会議を通して交付金として地域主体での設置・運営を支援した。
- ・令和3年度の政策会議において、青少年の居場所や子ども食堂は、様々なイベントや食事の提供など、誰もが利用しやすい環境づくりの中で、健全育成に取り組むとともに、支援が必要な子育て家庭を把握することができる有効な事業として、令和4年度以降、身近な地域で子育て家庭が利用しやすい居場所を確保するため、新たに「子どもの居場所」として、居場所の開設や実施回数に応じた財政支援を行こととされた。
- ・また、将来の「親と子どもの居場所」運営者を確保するとともに、親と子ども居場所の量的な補完を図るため、各教育保育提供区域において、「子どもの居場所」運営者のうち学習や生活習慣の支援、体験・経験の機会提供を行うことができる運営者を選定し、子どもの居場所づくり事業支援付加補助金を交付することとした。
- ・総合計画の改定において、将来的な全小学校区への設置を見据えて目標設置か所数を令和9年度時点で51か所にする事とした。
- ・令和4年度における子どもの居場所の状況は以下のとおり。
 - ✓主な利用者は小学生
 - ✓運営主体は任意団体や株式会社、社会福祉法人やNPO法人など
 - ✓市からの補助金のほか、運営者の自己資金により運営
 - ✓新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止している居場所が3か所

・居場所の設置促進を図るため、地区育成会等の集まりにおいて宮っこの居場所づくり事業についての説明を随時実施（令和4年度は石井、峰、上河内、宝木）。

1.3.5.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、子どもの居場所づくり事業に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

1.3.5.4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

1.3.6 宮っこの居場所への支援事業

1.3.6.1 事業の内容

(1) 目的

子どもたちが地域の身近な場所で安心して過ごすことができるよう、「子どもの居場所」（旧「青少年の居場所」や「子ども食堂」など）の増設や質の向上を図るため、子どもの居場所の支援者と運営者を適切につなぎ、地域全体で居場所を支援する。

(2) 概要

① 子どもの居場所の運営者と支援者のコーディネート

食料や物品、金銭等の寄附や体験・経験の機会の提供、ボランティアなどについて、支援を必要とする子どもの居場所の運営者に適切に分配する。

② 宇都宮市宮っこの居場所応援連絡会議の運営

行政や企業、団体等が相互に連携・協力して子どもの居場所づくりを支援するため、市、商工会議所、社会福祉協議会、青少年育成市民会議で構成する「宇都宮市宮っこの居場所応援連絡会議」を設置し、運営を行う（令和4年3月設置）。

1.3.6.2 関係法令等

宇都宮市宮っこの居場所応援連絡会議設置要綱

1.3.6.3 取組経過・実績等

(1) 予算・決算額

令和4年度が事業開始年度となり、予算額は2,864千円、決算額は2,862千円である。

(2) 令和4年度の事業実施計画

令和4年	4月	居場所支援業務委託に係る第1回審査委員会 宮っこの居場所応援連絡会議委員推薦依頼 寄附受入・分配開始
	5月	居場所支援業務委託に係る選考委員会
	5月～	公募
	6月	プロポーザル審査（第2回審査委員会） 宮っこの居場所応援連絡会議開催
	7月	居場所支援業務委託に係る選考委員会、契約締結

1.3.6.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、宮っこの居場所への支援事業に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年度に実施された居場所支援業務委託の選考手続の検証を行った。

1.3.6.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

1.4 青少年自立支援センター

1.4.1 主な事業

1.4.1.1 青少年自立支援

青少年自立支援は、ニート・ひきこもりなど自立に困難を抱える青少年に対して、自立の促進のため、個別面談の実施や社会参加体験事業などの活動支援に取り組むほか、関係機関・団体等と連携を図りながら自立に向けた計画的な支援を実施する。

1.4.1.2 宇都宮市子ども・若者支援地域協議会の活用

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため「宇都宮市子ども・若者支援地域協議会」を活用する。

事業活動としては以下のことを行っている。

- ① 個別案件への具体的な対応策を検討する個別ケース検討会議の開催（適宜）
- ② 構成団体同士の情報共有や連携強化を目的とした全体会議の開催（年1回）
- ③ その他、広報啓発活動として講演会等の開催

構成団体は、国・県・市及びNPO法人等の26機関・団体から成る。

1.4.1.3 ひきこもり本人・家族の居場所づくり事業補助金

本補助金事業は、ひきこもりに悩む本人や家族に、同様の境遇にある他者とのふれあいや交流などを通じ、安心感と共感をはぐくむ居場所を提供する事業を行うひきこもり経験者やその家族が運営する団体に、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、社会的孤立の防止に資するとともに、ひきこもり本人や家族が青少年支援センターとつながり、宇都宮市子ども若者支援地域協議会の構成団体の連携により、福祉や就労など必要な支援につながることを目的とする。

1.4.1.4 巡回指導活動

巡回指導活動は、青少年の非行未然防止・問題行動発生抑止のため、また、自立に困難を抱える青少年の掘り起こしの一環として、悩みを抱える青少年について青少年総合相談につなげるため、地域において青少年への声掛けや注意・指導を行う。

1.4.1.5 非行未然防止啓発活動

非行未然防止啓発活動は、非行の未然防止に対する市民意識の高揚と積極的な協力を得るために行われている。

1.4.1.6 環境浄化活動

環境浄化活動は、青少年を取り巻く様々な有害環境を浄化するため、主体である栃木県民協働推進課及び、宇都宮市建築指導課との連携を図り、書店や有害図書等自販機、携帯電話販売店などへの立入調査や路上違反物広告の除去を行う活動である。

1.4.2 決算額の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	19,504	19,859	10,048	9,962	10,430

平成30年度、令和元年度は自立支援センター嘱託員報酬を含んだ額であり、報酬を除いた額は、平成30年度が8,991千円、令和元年度が8,893千円となる。

1.4.3 人員体制

人員体制は職員が3名、会計年度任用職員が5名（キャリアコンサルタントの有資格者1名、産業カウンセラーの有資格者1名、青少年問題に関する実務経験を有する者3名）である。

1.4.4 関係法令等

宇都宮市補助金等交付規則

宇都宮市ひきこもり本人・家族の居場所づくり事業補助金交付要綱

1.4.5 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問や他市の状況との対比分析を行った。

1.4.6 監査の結果

(1) 「ニート」「ひきこもり」など「自立に困難を抱える青少年」の人数

担当者に宇都宮市の「ニート」「ひきこもり」など「自立に困難を抱える青少年」の人数調査の実施状況と対象者の定義を質問したところ、宇都宮市では平成30年度・令和5年度に行われた「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」の中でひきこもりの状況についてアンケートを行っている。このアンケートでは、外出する頻度と、外出する頻度が少なくなった期間についての回答を求めている。

この点、厚生労働省のガイドラインでは「ひきこもり」を、「さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義している。また、「横浜市子ども・若者実態調査」におけるひきこもり群の定義とも近いことから、宇都宮市の「ひきこもり」を把握するためのアンケートは適切に行われているものと考えられる。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 市民の「自立に困難を抱える青少年」に対する理解度の調査（意見）

自立に困難を抱えるのは本人側の要因もあるが周囲・社会の理解と受け入れ意識の要因も大きい。このため、「自立に困難を抱える青少年」に対する理解度について、市民に対する意識調査をしていくことは重要である。

この点について担当者に質問をしたところ、市民の意識を調査することは重要だが意識調査は行っていないとの回答があった。

他市の事例として、川崎市が令和3年3月に「川崎市子ども・若者調査報告書」を公表している。この調査報告書は、川崎市内の下表の子ども・若者や子育て家庭を対象に、生活状況や生活意識、行政に対する意識等についての調査を多面的に調査することにより、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定（令和3年度予定）の際の基礎資料とすることを目的としている。この調査の中では、経済的困難の状況に関する設問により、市内でどれくらいの世帯が経済的に困難な状況にあるのか、また、その経済的困難の状況が、子ども・若者の発達段階別のどのような課題と関連しているのかということを明らかにすることを試みている。

調査対象	対象者数	配布方法	回収方法
0～6 歳の子を持つ親	3,000 人	郵送	郵送
小学2年生の子を持つ親	3,295 人	学校配布	学校回収
小学5年生の子ども	3,105 人	学校配布	学校回収
小学5年生の子を持つ親	3,105 人	学校配布	学校回収
中学2年生の子ども	3,482 人	学校配布	学校回収
中学2年生の子どもを持つ親	3,482 人	学校配布	学校回収
16～30 歳の子ども・若者	3,000 人	郵送	WEB 回答

自立に困難を抱える青少年の社会参画に向けた政策の有効性を高めるためにも、市民、特に子供の親の意識調査を実施することが必要と考えられる。

2 子ども家庭課

2.1 子ども給付グループ

2.1.1 児童手当

2.1.1.1 事業の概要

(1) 目的

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに資することを目的として、中学校修了前までの児童を対象に手当を支給する。

(2) 受給資格者

中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の児童の養育者。

原則として、父母のうち生計の中心者（所得の高い方）。父母の一方が、所得制限限度額以上の場合は、当該者を受給資格者とする。

※ 令和4年度（令和4年6月分）から所得上限額が設定され、上限額以上の場合は資格喪失となる。

(3) 手当額

支給対象児童		事業主	国	県	市	手当額（円）
3歳未満	被用者	21/45	16/45	4/45	4/45	15,000
	()は所得超過分	(0)	(2/3)	(1/6)	(1/6)	
	非被用者	—				
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	—	2/3	1/6	1/6	10,000
	第3子以降	—				15,000
中学生		—				10,000

所得制限額：736万円未満、所得上限額：972万円未満

所得制限額以上は一律5千円（特例給付）、所得上限額以上は資格喪失

※ 扶養親族等3人の場合。扶養親族等の人数が1人増えるごとに38万円を加算

(4) 関係法令等

児童手当法

2.1.1.2 実施状況・推移・摘要

(1) 支給実績

(単位：千円)

年度	令和元	令和2	令和3	令和4
支出額	8,293,919	8,097,962	7,918,979	7,555,185
うち扶助費	8,270,795	8,071,905	7,889,830	7,535,765

(参考) 支給延べ人数

(単位：人)

年度	令和元	令和2	令和3	令和4
3歳未満	130,001	122,755	116,014	108,785
3歳以上(第1子・第2子)	378,587	370,835	364,669	357,406
3歳以上(第3子以降)	43,465	43,250	42,959	42,675
中学生	135,775	133,048	132,722	130,850
所得制限限度額以上(特例給付)	105,037	108,600	106,265	76,261
計	792,865	778,488	762,629	715,977

(2) 受給者数及び児童数(各年度2月末時点)

(単位：人)

年度	受給者数	児童数				
		3歳未満	3歳～小学校修了前		中学生	計
			第1,2子	第3子		
H30	42,154	11,971	38,247	4,517	13,368	68,103
R元	41,507	11,355	37,709	4,493	13,449	67,006
R2	40,737	10,798	37,235	4,441	13,413	65,887
R3	39,953	10,237	36,413	4,414	13,414	64,478
R4	36,886	9,245	33,651	4,045	12,311	59,252

2.1.1.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、児童手当に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.1.1.4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.1.2 障がい児福祉手当

2.1.2.1 事務の概要

(1) 目的

在宅で精神又は身体に重度の障がいを有する児童について障がい児福祉手当を支給することにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 受給対象者

日常生活で常時、介護を必要とする重度の障がい児(20歳未満)に支給

- ・身体障害者手帳1・2級の一部の人
- ・最重度の知的障害のある人(療育手帳A1)
- ・身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある人

受給者・配偶者・扶養義務者の所得が基準額以上の時は支給されない。

(3) 手当額

児童1人につき 14,850円/月（令和4年4月分～）

(4) 所得制限限度額（所得ベース）・・・扶養親族等の人数0の場合

障がい児本人 3,604千円

配偶者及び扶養義務者 6,287千円

※扶養義務者（配偶者、親、子、祖父母、兄弟姉妹）と同居している場合は、扶養義務者の所得制限あり

(5) 負担割合

国 3/4 市 1/4

(6) 関係法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

2.1.2.2 実施状況・推移・摘要

(1) 過去5年間の実績

年度	受給者延人数 (月平均)	支給月額（円）	支給総額（円）
H30	2,772 (231)	14,580 (2か月)、14,650 (10か月)	40,577,950
R元	2,797 (233)	14,650 (2か月)、14,790 (10か月)	41,302,250
R2	2,881 (240)	14,790 (2か月)、14,880 (10か月)	42,827,070
R3	2,896 (241)	14,880 (12か月)	43,092,480
R4	2,834 (236)	14,880 (2か月)、14,850 (10か月)	42,099,330

※ 年度により支給額の変更がある。

※ 令和4年5月の支給は、2～3月分（旧額）・4月分（新額）

2.1.2.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、障がい児福祉手当に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.1.2.4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.1.3 こども医療費助成事業

2.1.3.1 事業の概要

(1) 目的

病気の早期発見・早期治療を促し、子どもの健康増進や子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、健康保険が適用になる治療を受けた際に支払う医療費（自己負担分）を助成する。

(2) 制度の経過等 [昭和47年創設]

年 度	47	62	8	9	12	13	14	17	18	20	20.10	22	24	27	28	R3																		
1歳未満	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>償 還 (県)</p> </div> <div style="width: 55%;"> <p>現物 (県) 【県 1/2, 市 1/2】</p> </div> </div>																																	
3歳未満																																		
4歳未満																																		
5歳未満																																		
未就学児																																		
小学3年生																																		
小学4年生																																		
小学6年生																																		
中学生																		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 70%;"> <p>入院の み (市単)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>現物 (市独自 (上乗せ)) 【県 1/4, 市 3/4】</p> </div> </div>																
高校生相当																																		
所得制限	無							無 (入院有)			無																							
自己負担	無	1,000円	無					500円			無																							
食事療養費	対象												対象外																					

※ 小学6年生以下の償還払いは、県1/2、市1/2

(3) 関係法令等

宇都宮市医療費助成に関する条例

宇都宮市医療費助成に関する条例施行規則

栃木県子ども医療対策費補助金交付要領

2.1.3.2 実施状況・推移・摘要

(1) 過去5年間の実績

(単位：件、円)

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
助成対象者 (3月末累計)	77,243人	74,098人	72,305人	82,525人	81,428人	
件数	償還払	8,338	6,914	4,134	4,663	5,130
	現物給付	1,165,471	1,133,282	910,943	1,093,152	1,150,971
	計	1,173,809	1,140,196	915,077	1,097,815	1,156,101
金額	償還払	30,990,716	25,667,915	22,062,914	24,215,360	23,487,799
	現物給付	2,200,942,835	2,167,558,833	1,778,942,142	2,281,693,850	2,409,109,327
	計	2,231,933,551	2,193,226,748	1,801,005,056	2,305,909,210	2,432,597,126

県補助金の実績報告書より

年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
県補助額①+②+③	695,298,407	675,572,333	546,612,568	624,904,754	614,206,322
扶助費補助 1/2 分	982,017,558	953,701,116	740,192,944	895,476,633	854,871,763
補助額①	491,008,779	476,850,558	370,096,472	447,738,316	427,435,881
扶助費補助 1/4 分	743,433,464	726,553,195	655,367,291	653,635,263	690,992,847
補助額②	185,858,366	181,638,298	163,841,822	163,408,815	172,748,211
手数料補助 1/2 分	36,862,524	34,166,954	25,348,549	27,515,247	28,044,460
補助額③	18,431,262	17,083,477	12,674,274	13,757,623	14,022,230

※ 県補助 平成 27 年度から（現行）

未就学児 現物給付による補助率 1/2

小学生 償還払いによる補助率 1/2 現物給付による補助率 1/4

中学生・高校生相当 助成対象外（市単独助成）

(2) 助成手続き等

ア 受給資格者証の有効期間(カッコは現物給付時に使用する公費番号)

未就学児(60090016)、小学生(80090012)、中学生～高校生相当(80091010)

イ 助成方法

- ・現物給付 栃木県内の医療機関等（平成 27 年 4 月より未就学児まで県補助対象）
- ・償還払 県外の医療機関等

ウ 支払方法

- ・現物給付 毎月 1 回の支払（国保連、支払基金）
- ・償還払 毎月 1 回の支払（毎月 15 日、受付後約 3 か月後）

2.1.3.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、こども医療費助成に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.1.3.4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.1.4 妊産婦医療費助成事業

2.1.4.1 目的

妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見、治療の促進や経済的支援を図る。

2.1.4.2 事業の内容

病気の早期発見・早期治療を促し、妊産婦の健康増進を図るため、健康保険が適用になる治療を受けた時の支払った医療費（自己負担分）を出産した月の翌々月末分まで助成する（償還払い方式）。

また、資格者証交付前の妊娠に関する疾病（流産を含む）についても助成対象とする。翌々月にあたる1か月分については市単独事業として助成する。

- ・助成対象者：宇都宮市に住所を有する妊産婦
- ・助成期間：妊娠の届出が受理された月の始めから出産した月の翌々月※まで
※県の補助が「出産した月の翌月まで」のところを宇都宮市は独自に延長
- ・所得制限：なし
- ・助成方法：償還払い（申請の受付より約3か月後に振込）
- ・助成金の支払：毎月2回の支払（毎月15日・月末支払）

【日本一事業】（宇都宮市の資料から抜粋）

平成31年の日本産婦人科医会の調査によると、本事業を実施している自治体自体が少ない状況（栃木県、岩手県、茨城県、富山県のほか、市町村単独で実施しているところも少数）であり、宇都宮市は先駆的と言える。

また、全国保険医団体連合会の未定稿の資料によると、助成期間を出産した月の翌々月としている自治体は宇都宮市のほか、糸魚川市など4自治体と少数であることから、全国トップクラスと言える。

2.1.4.3 関係法令等

宇都宮市医療費助成に関する条例

宇都宮市医療費助成に関する条例施行規則

栃木県妊産婦医療対策費補助金交付要領

2.1.4.4 制度の経過

	昭和48年	平成19年	平成21年10月	令和3年4月
助成方法	償還払	償還払	償還払	償還払
対象期間	出産翌月末	出産翌月末	出産翌々月末	出産翌々月末
所得制限	無	無	無	無
自己負担	無	500円	500円	無
食事療養費	有	無	無	無
県補助率	1/2	1/2	1/2	1/2

2.1.4.5 実施状況・推移・摘要

年 度		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対 象 者 (3 月末時点)		7,959 人	7,344 人	7,394 人	6,828 人	6,251 人
県 事 業	償還払件数	32,005 件	32,113 件	24,509 件	27,831 件	30,510 件
	助成総額	145,438,270 円	143,718,363 円	113,613,617 円	127,053,940 円	119,804,302 円
県補助額(1/2)		72,719,135 円	71,859,181 円	56,806,808 円	63,526,970 円	59,902,151 円
市 事 業	償還払件数	1,680 件	1,646 件	1,465 件	1,998 件	2,111 件
	助成総額	3,974,090 円	3,640,540 円	3,510,980 円	5,347,250 円	16,925,630 円
総件数 (件)		33,685 件	33,759 件	25,974 件	29,829 件	32,621 件
総額 (円)		149,412,360 円	147,358,903 円	117,124,597 円	132,401,190 円	136,729,932 円

2.1.4.6 実施した監査手続

事業概要を把握し、「妊産婦医療費助成事業」に関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.1.4.7 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.1.5 不妊に悩む方への特定治療支援事業

2.1.5.1 事業の概要

(1) 目的

子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成するもの(令和4年4月以降の保険適用化に伴う国の経過措置について、令和5年5月31日まで受付)

(2) 助成対象者

夫又は妻が宇都宮市民であり、法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦

(3) 内容

①助成額 ※ 日本一事業（トップクラス）

治療内容	初回		2回目以降	
	治療金額	助成額	治療金額	助成額
A・B・D・E	45万円以上	45万円	30万円以上	30万円
	45万円未満	全額	30万円未満	全額
C・F	25万円以上	17万5千円	25万円以上	17万5千円
	10万円超え ～25万円未満	10万円を超えた額 の1/2+10万円	10万円超え ～25万円未満	10万円を超えた額の 1/2+10万円
	10万円以下	全額	10万円以下	全額

※ 男性不妊治療を実施した場合、上限30万円まで加算（C除く）

※ 市税の滞納者は、国助成額が異なる場合がある。

※ 初回の助成額を市単独で15万円上乗せしている点が、日本一事業（トップクラス）である。

【参考：国基準】

治療内容	初回		2回目以降	
	治療金額	助成額	治療金額	助成額
A・B・D・E	30万円以上	30万円	30万円以上	30万円
	30万円未満	全額	30万円未満	全額
C・F	10万円以上	10万円	10万円以上	10万円
	10万円未満	全額	10万円未満	全額

男性不妊治療を実施した場合、上限30万円まで加算（C除く）

【参考：治療内容A・B・C・D・E・F・G・H】

別表 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の治療内容

令和4年4月1日現在

1回の治療内容	採卵まで				採精（夫）	胚移植						助成対象範囲	男性不妊治療への助成
	薬品投与（点滴薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵	採精（夫）		新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与（点滴薬） （自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施*													助成対象
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													対象外
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止													助成対象
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													対象外
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

※B: 採卵・受精後、1～3週間程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

注) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

②助成回数等（国基準と同じ）

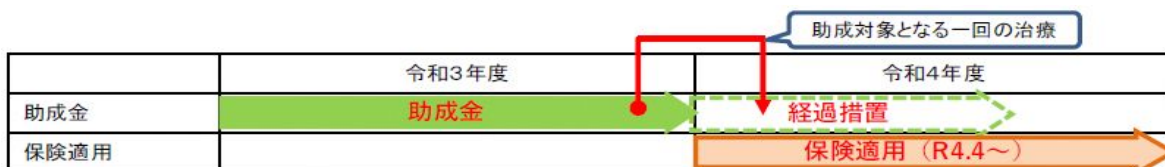
対象となる治療について1回限り（男性不妊治療のみ実施時も1回でカウント）

【参考：これまでの助成回数の考え方】

初めて助成を受けた際の 治療開始時の妻の年齢 (1子ごと)	助成回数 (※)助成回数は過去に受けた助成を含みます。 (他の都道府県、指定都市、中核市からの助成も含みま す。)
39歳以下	43歳に達するまで6回(※) (年度回数・通算年度制限なし)
40歳から42歳まで	43歳に達するまで3回(※) (年度回数・通算年度制限なし)
43歳以上	助成対象外 (一つの治療期間の開始日が43歳に達している もの)

③対象治療 治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した体外受精および顕微授精、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として手術を行った場合）

※ 令和3年度以前に開始し、かつ、令和4年度中に終了しなかった治療については、令和5年3月31日までに終了した治療まで



- ・所得制限 ※ 令和3年1月1日以降に終了した治療から所得制限を撤廃
- ・滞納要件 平成24年度より市税滞納の場合、市単独分の助成をしない。

2.1.5.2 制度の経過等 [平成16年創設]

年度	助成回数・助成期間	助成額	所得制限
H16～	年1回通算2年	上限10万円	650万円 未満
18～	年1回通算5年		
19～	年2回通算5年	上限20万円	730万円 未満
20～		上限25万円	
21～			
23～	年2回通算5年 (初年度目のみ3回) (平成26、27年度初めて助成を受ける40歳未満のみ 年間制限無し通算6回)	ABDE 上限25万円 CF 上限17万5千円 平成28年1月20日以降初回のみABDE 上限30万円 男性不妊治療(C除く) 上限15万円	
25～			
28～	初めて助成が39歳以下 通算6回 40歳から42歳まで 通算3回	【ABDE】 初回 上限45万円(国30、市15) 2回目～ 上限30万円(国15、市15)	
30		【CF】 上限17万5千円(国7.5、市10) 【男性不妊】 上限15万円(国15、市0)	
31		【ABDE】 初回 上限45万円(国30、市15)	

		2回目～ 上限30万円(国15、市15) 【CF】 上限17万5千円(国7.5、市10) 【男性不妊】 初回 上限30万円(国30、市0) 2回目～上限15万円(国15、市0)	
R3.1	初めて助成が39歳以下 1子ごとに6回 40歳から42歳まで 1子ごとに3回	【ABDE】 初回 上限45万円(国30、市15) 2回目～ 上限30万円(国30、市0) 【CF】 上限17万5千円(国10、市7.5) 【男性不妊】 上限30万円(国30、市0)	無

2.1.5.3 実施状況・推移・摘要

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
助成組数(組)	466	505	476	740	534
助成件数※(件)	688	763	721	1204	704
(男性不妊)(件)	3	4	2	6	4
助成額(円)	192,915,185	211,792,340	192,094,889	345,023,495	179,728,790

※ 男性不妊と男性不妊以外の申請が同時にあった場合は、1件でカウント(国への報告件数と異なる。)

2.1.5.4 関係法令等

母子保健医療対策総合支援事業実施要綱
母子保健衛生費国庫補助金交付要綱
宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業要綱
宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業要領

2.1.5.5 実施した監査手続

事業概要を把握し、「宇都宮市不妊に悩む方への特定治療支援事業」に関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.1.5.6 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.1.6 宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援事業

2.1.6.1 事業の概要

(1) 目的

令和4年4月1日以降の保険適用化に伴い、国の助成制度が廃止となることから、子どもを持ちたいと望みながらも不妊に悩む夫婦に対し、宇都宮市独自に経済的支援策を講じる。

(2) 「2.1.2.1 不妊に悩む方への特定治療支援事業」との関係性

従来保険適用とならなかった「人工授精」「体外受精」「顕微授精」「男性不妊治療」に対して国庫補助事業「特定治療支援事業」として助成していた。

令和4年4月より同治療が保険適用となったことから、「特定治療支援事業」は令和4年

3月をもって廃止となった。

一方で、専門医療機関以外で受診する保険外併用療養は保険適用外となってしまう、宇都宮市においては経済的負担が重くなってしまう対象者が増える見込みであったことから、宇都宮市独自の当該助成事業を新たに創設した。

(3) 助成対象者

- ・夫又は妻が宇都宮市民であり、法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係である夫婦
- ・治療開始日及び申請日に夫婦のいずれかが宇都宮市民であること

(4) 助成要件等

① 助成額 ※初回助成（上限 45 万円）は、日本一事業（トップクラス）

	初回	2回目以降
助成上限額 (※)	<ul style="list-style-type: none">・ <u>保険適用分を含む</u>自己負担額の 10 割助成・ <u>上限 45 万円</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>保険適用分を除く</u>自己負担額の 7 割助成・ <u>上限 30 万円</u>（ただし、<u>混合診療の場合</u>は上限 7 万円）

(※) 男性不妊治療は、初回上限額 45 万円に含む。

- ② 助成回数 通算 6 回まで
- ③ 所得制限 なし
- ④ 滞納要件 市税滞納の場合は、助成対象外
- ⑤ 年齢制限 治療開始時の妻の年齢 42 歳まで

【参考：保険制度】

治療開始時の妻の年齢が 39 歳以下：6 回

42 歳以下：3 回

⑥ 対象治療

- ・令和 4 年 4 月 1 日以降に開始した治療
- ・保険適用となる生殖補助医療（体外受精・顕微授精等）及び先進医療の自己負担分
 - ※ 保険適用となった治療の自己負担分に対する助成は、初回のみ
 - ※ 第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療（第三者の精子提供による人工授精、第三者の卵子・胚提供、代理懐胎）は対象外
- ・日本産婦人科学会の「体外受精・胚移植」及び「顕微授精」に関する登録施設となっている医療機関で受けた治療
- ・先進医療の実施機関として承認されている保険医療機関以外で受けた先進医療の治療
- ・保険適用回数を超えた治療

⑦ 受付開始 令和 4 年 7 月 1 日（4 月 1 日以降開始の治療から対象）

⑧ 受付期限 治療が終了した日の翌月から 1 年間（1 回ごと）

2.1.6.2 実施状況

	R4 年度
助成組数（組）	164
助成件数※（件）	183
（男性不妊）（件）	0
助成額（円）	29,592,846

※男性不妊治療と男性不妊治療以外の申請が同時にあった場合は1件カウント

2.1.6.3 関係法令等

宇都宮市不妊治療（生殖補助医療等）支援制度実施要綱

宇都宮市不妊治療（生殖補助医療等）支援制度実施要領

2.1.6.4 実施した監査手続

事業概要を把握し、「宇都宮市不妊治療（生殖補助医療等）支援事業」に関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.1.6.5 監査の結果

(1) 宇都宮市以外の自治体との二重助成の防止について（指摘）

1回の不妊治療について、宇都宮市以外の他自治体から助成を受けている場合、宇都宮市はその不妊治療に対して助成しないこととしている。

これは、従前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」で適用していた次の制度運営を踏襲したものである。

- ・助成は「1回の治療」に対して行うこと
- ・転居等により以前の助成状況を把握していない場合には前住所地等へ照会することが推奨されていること

この点について、令和4年度の受給者のうち、夫婦の片方が他自治体に居住している夫婦は12組いたが、宇都宮市は、宇都宮市以外で当該助成金を受給しているかどうか申請者本人への口頭による確認のみで他自治体への照会を行っていなかった。

宇都宮市は、1回の不妊治療に対する他自治体との二重助成を防止する観点から、リーフレットなどに明示して周知を図るとともに、申請書の様式改定、申請者からの申告や他市照会による受給状況の確認を行うなどの運用の見直しを行う必要がある。

2.2 自立支援グループ

2.2.1 組織上の位置づけ

自立支援グループは令和4年度までは子ども家庭課に所属していたが、令和5年度では組織再編が行われ、子どもに係る給付事務として子ども政策課に異動され、専門的な相談・支援を行う業務は子ども支援課として特化することとなった。

2.2.2 児童扶養手当事業

2.2.2.1 事業の概要

児童扶養手当は、離婚や死別などにより、父又は母の監護が受けられなくなった18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（重度の障害がある児童は20歳未満）の心身の健全やかな成長を図るため、その児童を監護する父、母又は扶養するものに対して児童扶養手当法に基づいて手当を支給する事業である。

手当の月額額は次のとおりとなっている。

	児童1人の場合	児童2人目の加算額	児童3人目以降の1人当たりの加算額
全部支給	43,070円	10,170円	6,100円
一部支給 (本人の所得に応じて10円刻みで決定)	43,060円から 10,160円まで	10,160円から 5,090円まで	6,090円から 3,050円まで

また、扶養親族等が一人の場合の所得制限限度額は次のとおりである。

	本人の所得 (扶養が一人の場合)	扶養義務者(注1)と同居している場合の扶養義務者の所得制限 (扶養が一人の場合)
全部支給	87万円(収入160万円)	274万円(収入420万円)
一部支給	230万円(収入365万円)	—

(注1) 扶養義務者とは、親、子、祖父母、兄弟姉妹等の直系血族を指す。

2.2.2.2 支給実績の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童扶養手当	事業費決算額(千円)	1,965,692	2,458,134	1,893,411	1,812,654	1,712,209
	受給者数(件)	4,085	3,987	3,591	3,473	3,247

児童扶養手当の支給回数の変更(年3回から年6回)により令和元年度のみ支払い対象月が増加(12月から15月)したため決算額も増加しているが、それ以外では全般的には少子化の影響で減少している。

2.2.2.3 関係法令等

児童扶養手当法

児童扶養手当法施行令

児童扶養手当法施行規則

2.2.2.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.2.5 監査の結果

(1) 児童扶養手当の過払いについて（指摘）

宇都宮市は2023年3月31日、ひとり親家庭対象の児童扶養手当を市民2人に誤って支給し、昨年12月まで過払いをしていたと発表した。過払い期間は1年9か月と1年4か月で、過払い額は791千円と689千円になり、宇都宮市は2人に返還を求めた。現時点では129千円の返還があったが、残額について引き続き納付書により返還を求めている。

過払いの発生原因は、令和2年10月に国において年金と児童扶養手当の併給に係る制度改正があり、本来、制度改正の対象とならず手当が支給されない「障害厚生年金3級」受給者の2名に対し、改正後の制度を適用して手当を支給したことであった。令和5年2月に年金受給者に対する児童扶養手当との併給確認作業において誤認定が判明した。

宇都宮市としては担当職員が年金制度への知識と理解を深められるよう指導・教育や事務処理のダブルチェックを徹底するなど、再発防止に取り組んでいるとのことである。

(2) 物価変動への対応について

昨今の我が国では円安や原油価格の高騰を受けて物価が上昇しており、消費者物価指数のうち総合指数は2020年を100とすると、2023年3月では104.4になっていたことから、物価変動の影響が児童扶養手当の支給額において考慮されるのか、担当者に質問を行った。

この点、児童扶養手当は国において、前年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定しており、令和4年の同指数が前年比2.5%の上昇だったことを踏まえ、令和5年4月分から手当額を改定し2.5%引き上げられたことを確認した。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 事業の周知について

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化を受けてひとり親世帯の収入の減少が想定される中、児童扶養手当の周知状況について担当者へ質問を行った。

子ども家庭課（現、子ども政策課）では市民課等と連携した周知や市ホームページへの掲載を行ったり、家計が急変したひとり親世帯等を対象とする国の「子育て世帯生活支援特別給付金」について、チラシや広報誌・市ホームページ等で周知を行っているとのことであった。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 他の事業との情報発信面での連携について

個々の事業の認定対象者に対して、生活支援、教育支援、訓練・就労支援といった各種支援事業が連携して自立支援を行っているかを質問した。

宇都宮市は、児童扶養手当の更新手続きがある8月の現況届時期においてサイネージ等を活用して自立支援教育給付金や高等職業訓練給付金等といったひとり親家庭支援事業の案内をしたり、現況届時期に同じ会場でハローワークの相談窓口を設置することで教育訓練給付金を含む就業相談がスムーズにいくよう案内を行い、現況時期以外についても、月に一回ハ

ローワークによる就業相談を子ども政策課で行っているとのことであった。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 認定対象児童の年齢等の情報活用について（意見）

認定時の児童の年齢といった情報は、児童の修学や進学に関係する情報であり、他の支援事業を案内するうえで必要な情報となることから、児童扶養手当の年齢別の認定対象者数の把握状況を質問したが、宇都宮市からはこの点について把握していないとの回答であった。

児童扶養手当を認定するに際して対象児童の年齢を把握し、その上で年齢に見合った支援情報を案内していくなど、年齢等の認定情報を他の事業へ案内するための基礎情報として活用することが望ましいと考える。

(6) コロナ禍における申請業務の迅速化について

コロナ禍においては、就業環境が悪化し、家計が急速に悪化することも考えられたため、児童扶養手当の申請受付に対して感染防止と手続きの迅速化を両立させるための施策の実施状況について、担当者へ質問を行った。

この点宇都宮市では、個々の生活状況や児童の養育状況により申請に必要な添付書類が異なることから、申請者に聞取調査を行う必要があるため、原則対面による手続きを行っている。但し、付属書類の提出については郵送による提出を可能とするなど柔軟な対応を行ったとのことであった。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

2.2.3 ひとり親家庭支援手当

2.2.3.1 事業の概要

ひとり親家庭支援手当は、ひとり親家庭がひとり親となった後早期の就労収入の増加により安定した生活を送ることができるよう、生活面及び就労面での経済支援を行う事業である。

この事業の支給対象者は父母の一方又は両方の養育を受けられない義務教育終了前（重い障がいがある場合は20歳未満）の児童を監護・養育している者である。

支給額及び支給期間は、世帯当たり生活支援を月3,000円、就労による自立を目指す者への就労支援加算を月2,000円、ひとり親となった後5年間支給する。また、ひとり親となった後5年経過後、本人の病気・障がいにより就労による自立が困難と認められる者については、生活支援部分の月3,000円を、義務教育終了まで継続支給する。

2.2.3.2 支給実績の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ひとり親家庭 支援手当	支給総額(千円)	124,933	90,695	106,381	62,199	55,777
	対象受給者(人)	2,110	2,051	1,895	1,059	920

ひとり親家庭支援手当の支給総額及び支給件数は令和3年度に前年対比で大幅に減少しているが、これは遺児手当や児童福祉手当等といった従来の手当が平成27年9月に廃止、平成27年10月にひとり親家庭支援手当に統合され、令和2年9月に5年経過したことで一斉に喪失したためである。また、令和3年度以降は少子化の影響と考えられる。

2.2.3.3 関係法令等

宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例

宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例施行規則

2.2.3.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.3.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.2.4 ひとり親家庭医療費助成

2.2.4.1 事業の概要

ひとり親家庭医療費助成事業は、ひとり親家庭の親と子、あるいは両親のいない児童の健康と福祉の増進を図る事業である。

受給対象者は市内に住所を有し 18 歳到達後の最初の年度末までの児童を養育している者（ただし、令和 3 年度から高校 3 年生までの児童については、子ども医療費助成制度の助成対象となる。）で、親と子の医療費の 2 分の 1 を市（残り 2 分の 1 を県）が助成する。なお、令和 3 年度からは自己負担額 500 円が廃止されている。

2.2.4.2 支給実績の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ひとり親家庭 医療費助成	支給総額(千円)	106,126	116,629	110,872	110,333	107,652
	年間延件数(件)	41,066	45,207	42,625	38,365	36,033

過去 5 年間の支給実績額に大きな増減は見られないが、令和 3 年度から年間延べ件数が前年対比で減少している。これは、令和 3 年度から子ども医療費助成事業を高校 3 年生まで拡充したため、受給資格者（ひとり親と子）のうち実際にひとり親家庭医療費助成事業を利用する人が減少し、その結果、平均利用件数も減少している。また、入院等による高額療養費事業の利用が増えており、1 件当たりの支給額が増加しているためである。

2.2.4.3 関係法令等

宇都宮市医療費助成に関する条例

宇都宮市医療費助成に関する条例施行規則

ひとり親家庭医療費補助金交付要領(県要領)

2.2.4.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.4.5 監査の結果

(1) 支給手続きの検証

高額医療者に該当する申請者のうち、令和4年度で社会保険に加入している申請者のうち申請金額上位3名、国民健康保険に加入している申請者のうち金額上位4名を対象にひとり親家庭医療費助成申請書及び医療機関からの請求書が整備されているか、及び支給金額が申請資料と整合しているかについて検証を行った。

検証の結果、全件についてひとり親家庭医療費助成申請書及び医療機関からの請求書が整備されており、また、支給金額についても妥当であったことが確認できた。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

2.2.5 自立支援教育訓練給付金事業

2.2.5.1 事業の概要

自立支援教育訓練給付金事業は、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親が、介護福祉士初任者研修や医療事務、経理事務など指定された教育訓練を受講した際に負担した費用の一部を支給する事業である。

対象要件は、所得が児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の親で、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有さず、教育訓練を受けることが適職につくために必要であること、となっている。また、対象講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座となっている。

支給額は次のとおりとなっている。

	一般又は特定一般教育訓練給付金		専門実践教育訓練給付金
	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がないひとり親	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有するひとり親	
支給額	対象講座の受講料の60%に相当する額 (上限25万円、下限12,001円) 国の支給上限は20万円で、20万円超過分は市単独補助。	対象講座の受講料の40%に相当する額。 雇用保険法の一般教育訓練分(訓練に要した費用の2割相当額)に4割相当額を上乗せする。	専門実践教育訓練指定機関で修業した際に自己負担した入学金及び授業料について、年間支給額40万円を上限に受講費用の60%に相当する額

2.2.5.2 支給実績の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援教育訓練給付金事業	支給総額(千円)	514	1,358	267	1,975	4,118
	支援件数(件)	9	19	6	8	8
	就業者数(人)	9	14	6	6	7
	(内訳) 常勤	3	12	4	6	5
	非常勤	4	2	2	0	1
	休職中	2	3	0	2	1
未回答(人)	0	2	0	0	1	

令和3年度から令和4年度までにかけて支援件数の増減はないが支給総額は倍増している。

これは、専門実践教育訓練の対象講座の受給者に対しての上限が倍増したことが大きな要因である。金額上位者の内訳としては、令和3年度は600千円が2人、400千円が1人で、令和4年度は1,200千円が2人、1,170千円が1人となっている。

2.2.5.3 関係法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

宇都宮市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金交付要綱

2.2.5.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.5.5 監査の結果

(1) 支給手続きの検証

令和4年度の受給者の8件について、宇都宮市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金交付請求書、学費納付証明書、宇都宮市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助対象講座指定申請書、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書に基づいて給付金が交付されているかを検証した。

検証を行った結果、必要な資料及び手続に基づいて給付金が交付されていることを確認できたことから、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 支給を受けたが就業が未回答だった受給者の就業状況（意見）

令和4年度に給付金の交付を受けたが就業状況について「未回答」だった受給者について、その後の勤務状況について質問を行った。

担当者によれば、講座の修了時点では就業が未定だったが、令和4年11月から常勤で勤務できているとの回答を得ていた。但し、回答は電話によるもので書面等は入手していなかった。これは、国からは支給対象者に対する就業状況の確認についての指示が無いことを理由としていた。

この点について、国も市も、税を財源にしてひとり親家庭の親に自立支援のための教育訓練給付を行っていることからすれば、税金が適切に活用されたかを客観的に示せる書類を入手すべきであり、また、入手できない場合は自立（就業）できていない可能性が大きいと捉えて、支援を継続する必要があるものとする。

2.2.6 高等職業訓練促進給付金等事業

2.2.6.1 事業の概要

高等職業訓練促進給付金等事業は、就業に有利な資格取得を容易にするため、ひとり親家庭の父母が1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給し、生活費の負担を軽減する事業である。

支給要件は次の2点となっている。

- ① 児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の父母が養成機関において1年以上のカリキュ

ラムを修業し対象資格の取得が見込まれること。

② 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。

対象資格は看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士のほか修業期間が1年以上の全ての国家資格となっており、支給額は月額100,000円（市民税課税世帯は70,500円）、修学最終期間（12月）については月額40,000円が増額給付される。

2.2.6.2 支給実績の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高等職業訓練促進給付金等事業	支給総額(千円)	42,651	45,462	43,118	28,028	34,009
	支援件数(件)	41	38	31	23	26
	修了者数(人)	11	18	18	6	9
	(内訳) 常勤	9	13	13	6	7
	非常勤	0	2	1	0	1
	休職中	0	1	2	0	1
	就業継続	2	2	0	0	0
未回答	0	0	2	0	0	

高等職業訓練促進給付金の支給総額及び支給件数は令和2年度から令和3年度にかけて大幅に減少しているが、これはおそらくコロナ禍における学校や講座等の休校・休講や市民が修業を控えたことによる影響で入校者及び受講者が減少したものと考えられる。

2.2.6.3 関係法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

宇都宮市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金補助金交付要綱

2.2.6.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.6.5 監査の結果

(1) 支給手続きの検証

令和4年度の支援決定26件について、出席状況証明書、成績証明書、高等職業訓練促進給付金請求書、高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の整備状況を検証した。

検証した結果すべての書類が整備されていることを確認できたことから、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 支給期間中に支給が停止している受給者の状況の質問

令和4年度の支給決定26件のうち、支給期間中に支給が停止している受給者が1名いたため、支給停止となっている原因を質問したところ、婚姻によりひとり親でなくなったため資格喪失届の提出を受けたことにより、支給を停止したとの回答を得た。

このことから支給期間中の支給停止は妥当なものと考えられ、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 就業状況が「未回答」となっている者の就業状況の把握（意見）

令和2年度に本事業の給付金を受けているが就業状況が「未回答」となっている2名の受給者について、「未回答」となっている理由の質問を行ったところ、1名は修了後に正社員として勤務しており、もう1名は再婚しひとり親ではなくなったため、把握の対象外とのことであった。このうち再婚した後者については、児童扶養手当システムにおいて再婚により手当の資格を喪失したことを確認した。一方で前者については、自立支援教育訓練給付金と同様に支給対象者から就業状況に係る書面等の提出を求めている。

この点についても、自立支援教育訓練給付金と同様に税金が適切に活用されたかを客観的に証明する書類を入手すべきであり、また、入手できない場合は就業できていない可能性が大きいと捉えて、支援を継続する必要があるものとする。

2.2.7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

2.2.7.1 事業の概要

高等学校卒業程度認定試験合格事業は、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子のより良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対象講座の受講費用の一部を支給する事業である。

2.2.7.2 支給実績の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	事業費決算額(千円)	0	0	0	55	0
	実績(件)	0	0	0	1	0

直近5年度の利用実績は1件に留まる。また、直近5年度の相談実績は令和3年度の1件のみとなっている。

2.2.7.3 関係法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

宇都宮市高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金交付要綱

2.2.7.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.7.5 監査の結果

(1) 事業の周知について

まず、本事業がそもそも必要とする人に認知されているのか、周知方法を担当者へ質問したところ、母子父子自立支援員の相談時に周知したり、宇都宮市の案内窓口での案内冊子配布や市HP・広報誌等への掲載などにより、事業の案内を行っているとの回答が得られた。

以上より、本事業は自立の支援を受けているひとり親家庭への周知は適切に行われている

と考えられることから、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 利用者のニーズに合った制度となっているかについて（指摘）

本事業の周知が適切に行われているにも関わらず本事業の利用がほとんどない原因について担当者に質問を行ったところ、高卒認定よりも就職に有利である資格取得を目指す方が多いためと、認定試験のために学校に入学することで多額の費用を支払うよりは独学により参考書等で1教科ずつ勉強し自分のタイミングで合格を目指す方もいることが考えられるとのことである。

本事業の利用がほとんどないという事実は、本事業が高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子のニーズに合った形になっていないと考えられる。本事業は厚生労働省（現こども家庭庁）の制度であるが、同省の令和2年度の事業に係る行政事業レビューにおける評価結果は「事業全体の抜本的改善」となっていたことから、同省における制度改革を踏まえ、本市における本事業の利用促進を図るべきである。

2.2.8 母子家庭等就業・自立支援センター事業

2.2.8.1 事業の概要

母子家庭等就業・自立支援センター事業は、求職中や転職を希望するひとり親家庭、寡婦を対象に、就業相談員による就業相談から就業情報の提供、就業支援講習会の開催、特別相談事業（養育費、借金問題等の法律相談、起業相談）など一貫した就業・生活自立支援を行う事業である。

2.2.8.2 事業費の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子家庭等就業・自立支援センター事業	事業費決算額(千円)	4,532	4,616	4,541	4,584	4,577
	就業支援事業(延相談件数)	31	82	87	112	75

2.2.8.3 関係法令等

宇都宮市母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱

2.2.8.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.8.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.2.9 企業との連携による就労支援事業

2.2.9.1 事業の概要

企業との連携による就労支援事業は、就労支援に関してノウハウや実績のある企業と連携し、就職が困難なひとり親に対して相談や能力開発、就職後のフォローなど、継続的・総合的な支援を実施し、ひとり親家庭の自立支援を図る事業である。

2.2.9.2 事業費及び支援者の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業との連携による就労支援事業	事業費決算額(千円)	10,565	9,346	9,432	9,432	9,207
	支援者(登録者)	89	81	74	113	82
	上記のうち就労した者	13	13	15	22	14

支援者(登録者)の登録数及び就労した者の人数が令和3年で増加しているのは、新型コロナウイルスの影響による減収、失業などに伴い支援者が増加したものと考えられる。

また、令和4年度からは、支援対象を障がいのある親子双方にも拡充した結果、2名(親1名、児童1名)への就労支援・相談が実施できた。

2.2.9.3 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.9.4 監査の結果

(1) 周知の方法について

本事業の活用を呼び掛ける周知の実施状況を質問したところ、担当者よりポスター、パンフレットを出先機関へ設置したり、児童扶養手当現況届受付と併せ出張就労相談を実施しているとの回答が得られた。よって、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託先選定手続きの妥当性

本事業における委託先の選定手続はプロポーザル方式により行われていることから、「企業との連携による就労支援事業業務提案プレゼンテーション企画書評価・検討総括表」を閲覧し委託先の選定手続を確認した。選定手続は、候補者3社のプレゼンテーションを受けて、子ども部次長・生活福祉第2課長・こども未来課長・商工振興課長・子ども家庭課長が評価者となり、「体制・実績」2項目(実施体制、実績)、「実施方針」2項目(目的、実現性)、「業務内容」7項目(カウンセリング・相談、企業訪問・求人開拓、就労支援講習会等、マッチング、託児サービス、周知・広報、独自の取組)と見積金額により、評価を行っていた。

以上から委託先の選定手続は妥当に行われているものと考えられ、特に指摘すべき事項はなかった。

2.2.10 母子・父子自立支援プログラム策定事業

2.2.10.1 事業の概要

母子・父子自立支援プログラム策定事業は、児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員(母子・父子自立支援員兼務)が面接に応じ、相談者の意向や生活状

況、職歴などを把握して自立支援プログラムを作成する。その後、プログラム策定員とともにハローワーク担当者と面接して、相談者の状況にあった就労支援メニューの選定（児童扶養手当受給者就労支援事業への移行）又は宇都宮市においてひとり親家庭自立支援給付金事業の助成などを行い、就労を支援する事業である。

自立支援プログラム作成事業の流れは、次のとおりとなっている。

- ① 児童扶養手当給付者へ本事業を紹介する。
- ② 母子・父子自立支援プログラム策定員（母子・父子自立支援員兼務）が就労の相談を受ける。
- ③ 生活や子育ての状況、自立・就労の妨げになっている要因を把握する。
- ④ 自立目標や支援内容（プログラム）を作り、各支援制度の紹介やアドバイスを行う。
- ⑤ 必要に応じ、相談者を生活保護受給者等就労自立促進事業での支援候補者として、ハローワークへ支援要請する。

2.2.10.2 事業費及びプログラム策定件数等の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子・父子自立支援プログラム策定支援事業	事業費決算額(千円)	0	0	0	0	0
	プログラム策定件数(件)	0	0	0	11	17
	生活保護受給者等就労自立促進事業移行件数(件)	0	0	0	0	0
	就業件数(件)	0	0	0	0	0

令和3年度からプログラム策定件数が増えているが、これは令和3年7月から、自立支援プログラムを作成した者を対象に県から住宅支援資金貸付を実施しているためである。この住宅支援資金貸付は上限4万円、返済期限は12か月以内で、貸付後1年以内に就職、又はより高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就業を継続した場合は返還が免除されることになっている。

2.2.10.3 関係法令等

母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

2.2.10.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.10.5 監査の結果

(1) プログラム策定者に対する支援の実施状況について（指摘）

令和3年度からプログラム策定件数が増えているものの、生活保護受給者等就労自立促進事業移行件数及び就業件数はゼロ件となっている。「父子・母子自立支援プログラム策定事業の実施について」では、「目標達成後のアフターケアの実施」で、「プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援を実施するなど、アフターケアを実施すること」とされている。

この点について、担当者へプログラム策定者へのアフターケアの実施状況を質問したとこ

ろ、実際にはアフターケアを実施できていない、との回答が得られた。また、目標達成状況やアフターケアの状況に係る管理資料は無いとのことであった。

宇都宮市は、母子・父子自立支援プログラム策定事業において自立支援プログラム策定者に対し、「父子・母子自立支援プログラム策定事業の実施について」で定めたアフターフォローを実施すべきである。

なお、令和3年度以降の実際のプログラム策定利用者は、県の住宅支援資金貸付を利用することを主目的としているため、プログラム策定後も定期的に面談に来るように呼び掛けても面談に来ない状況となっている。この点、住宅支援資金貸付は、貸付けを受けた者で、①現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職、又は、②現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときに、住宅支援資金の返還の債務を免除する、となっている。そして実際にはほとんどの利用者が返還の債務の免除を受けているとのことである。

このことから、市は、住宅支援資金貸付の返還の債務の免除の要件を満たせず、自立に繋がっていない利用者の情報を県と共有し、対象者へアフターケアを行っていく必要がある。

2.2.11 ひとり親家庭等日常生活支援事業

2.2.11.1 事業の概要

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭、寡婦を対象とし、本人の技能習得のための通学、就職活動等自立のための事由、疾病、出産、看護、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等、離婚して間もない家庭環境の激変などの事由で、家事・育児等が困難な場合に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の世話をする事業である。

本事業は社会福祉法人宇都宮市母子寡婦福祉連合会へ委託しており、乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話が委託対象業務となっており、利用者の1時間当たりの負担金額は次のとおりとなっている。

世帯所得	子育て支援（※）	生活支援
生活保護世帯・非課税世帯	無料	無料
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
その他	150円	300円

※ 子育て支援のうち、宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じた額とする。

2.2.11.2 実施状況の推移

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ひとり親家庭等日常生活支援事業	事業費決算額(千円)	837	1,246	1,135	1,846	2,605
	派遣件数	34	44	23	150	207
	派遣世帯数	5	4	3	10	13

派遣件数が令和3年度以降増加しているのは、ひとり親資格等の初回窓口相談時や市のホームページにて事業周知を積極的に行ったためである。

2.2.11.3 関係法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

宇都宮市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要領

2.2.11.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.11.5 監査の結果

宇都宮市母子寡婦福祉連合会から宇都宮市へ提出している実績報告書のうち、令和元年度から令和4年度までの実績報告を閲覧し、令和4年度で利用件数が多い上位4名について、利用に当たって必要な書類の確認と利用が多かった理由について質問を行った。

検証対象とした4名については宇都宮市に対して全員ひとり親家庭等日常生活支援事業利用申請書が提出され、必要資料は整備されていた。また、利用を必要とする理由も異常なものは見受けられなかった。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

2.2.12 ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業

2.2.12.1 事業の概要

ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業は、ひとり親家庭の父母が、安心して就労活動ができるよう、また、子育てと仕事の両立ができるよう、ファミリーサポートセンター利用料の2分の1を補助し、負担を軽減させることにより、ファミリーサポートセンター事業の利用を促し、自立を支援する事業である。

2.2.12.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業	支給総額(千円)	660	847	683	309	223
	年間延件数(件)	872	772	739	494	395

令和3年度以降、年間延件数が大きく減少しているが、これはコロナウィルス感染症による学校等の休業補償金や会社が休業し親が家に居ることになったことで本事業の利用が減少したためである。

2.2.12.3 関係法令等

宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業実施要綱

2.2.12.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.12.5 監査の結果

本事業の利用が減少したことに対して、担当者に宇都宮市の対策と周知方法についての質問を行ったところ、申請時に渡している案内冊子に本制度を掲載しているほか、市ホームページ、チラシの配布、毎年の現況届提出時の会場での案内によって周知しているとのことであつた。事業そのものの改善については、補助の対象要件から所得制限を撤廃し対象者を広げるとしていた。

以上から、特に指摘すべき事項はなかつた。

2.2.13 病児保育事業利用者負担額補助事業

2.2.13.1 事業の概要

病児保育事業利用者負担額補助事業は、ひとり親家庭の父母が、安心して就労活動ができるよう、また、子育てと仕事の両立ができるよう、病児保育事業利用者負担額（非課税世帯は無料）の2分の1を補助し、負担を軽減させることにより、病児保育事業の利用を促し、自立を支援する事業である。

2.2.13.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
病児保育事業利用者負担額補助事業	支給総額(千円)	86	92	29	14	35
	利用件数(件)	69	74	24	11	28

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えにより、利用件数が減少している。

2.2.13.3 関係法令等

宇都宮市病児保育事業利用者負担額補助事業実施要綱

2.2.13.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.13.5 監査の結果

本事業の利用が減少したことに対して、担当者に市の対策の質問を行ったところ、申請時に渡している案内冊子への本制度を掲載、市ホームページへの掲載、チラシの配布、毎年の現況届提出時の会場での案内、保育課を通じた病児保育施設に対する周知を行っていた。また、事業そのものの改善については、補助の対象要件から所得制限を撤廃し対象者を広げることとしていた。

以上から、特に指摘すべき事項はなかつた。

2.2.14 公正証書等作成支援事業補助金・養育費保証支援事業補助金

2.2.14.1 事業の概要

養育費は、離婚時に子の利益を最も優先し考慮した上で定めるべき「子の監護について必要な事項」として民法で規定され、子の健やかな成長や生活を支えるうえで重要であることから、養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行の確保によるひとり親家庭の経済的な安定を図ることを目的に、公正証書等作成支援事業費補助金及び養育費保証支援事業補助金を実施する。

対象者の要件は、宇都宮市に住民登録があり 20 歳未満の児童を養育する者で、養育費の取決めに係る債務名義の取得に係る費用（公正証書等）の負担をした者や、養育費の取決めに係る債務名義の取得により保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結した者となっている。

支給方法及び支給額については、公正証書等作成支援事業補助金の場合は公正証書等の作成後に公証人手数料等の領収書とともに補助申請し、児童 1 人に対して 43,000 円を上限に助成される。養育費保証支援事業補助金の場合は養育費保証契約に要した保証料等の支払い後、契約書と併せて補助申請を提出することで、保証料について 50,000 円を上限に助成される。

2.2.14.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公正証書等作成支援事業補助金	支給総額(千円)	-	-	-	146	809
	助成件数(件)	-	-	-	6	39
養育費保証支援事業補助金	支給総額(千円)	-	-	-	40	27
	助成件数(件)	-	-	-	1	1

本事業は令和 3 年度から開始されたが、市民課と連携し、離婚届受付時に本事業の周知を実施したこと等により、助成件数が増加している。

2.2.14.3 関係法令等

宇都宮市養育費確保支援事業補助金交付要綱

宇都宮市養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金交付要領

宇都宮市養育費保証支援事業補助金交付要領

2.2.14.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.14.5 監査結果

宇都宮市として更なる利用促進に向けた検討の状況を事業性評価に基づき確認したところ、次のとおりであった。

制度利用の促進に向け、引き続き市のホームページや広報誌等へ掲載するとともに、就業・自立支援センター等の関係機関と連携しながら事業の周知に取り組んでいく。また、ADR（裁判外紛争解決手続）に係る経費助成や、親子の面会交流支援について、関係機関（宇都宮ファミリー相談室など）との意見交換や先進市への調査等により、事業化の必要性について検討を行っていく。

以上の通り、利用促進に向けた検討を継続的に行っているものと評価できたことから、特に指摘すべき事項はなかった。

2.2.15 母子・父子自立支援員

2.2.15.1 事業の概要

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の生活一般、手当及び母子父子寡婦福祉資金貸付などに関する相談に応じ、就業問題なども含め母子家庭、父子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を行う事業である。

2.2.15.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子・父子自立支援員	事業費決算額(千円)	8,143	8,723	9,962	9,962	10,949
	相談指導件数(件)	3,220	3,654	2,090	2,284	2,507

相談指導件数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に減少しているが、その後徐々に件数が回復している。

2.2.15.3 関係法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法
宇都宮市母子・父子自立支援員取扱要領

2.2.15.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.15.5 監査の結果

監査上指摘すべき点は無かった。

2.2.16 母子父子寡婦福祉資金貸付

2.2.16.1 事業の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付は、配偶者の無い女子や寡婦、又は配偶者の無い男子であって、現に児童を扶養している者等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸し付けを行うことで、自立更正を促進する事業である。

2.3.16.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子父子寡婦福祉資金貸付	事業費決算額(千円)	168,752	164,722	116,874	76,702	56,579

令和2年度以降貸付額が減少しているが、これは生活資金においては、総合支援資金(社会福祉協議会)の貸付が開始され、本制度の利用が減少したためである。修学資金においては、高等教育の修学支援新制度(文部科学省、日本学生支援機構)が開始され、本制度の利用者が減少したためである。

貸付額の償還額、年度末残高と貸倒処理額は次のとおりである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
償還額(千円)	88,336	99,269	114,770	129,816	132,693
期末残高(千円)	888,935	940,244	952,830	899,484	821,438
貸倒処理額(千円)	0	3,700	320	0	1,165

2.2.16.3 関係法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法
 宇都宮市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
 宇都宮市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領
 宇都宮市財産管理規則 等

2.2.16.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.16.5 監査の結果

(1) 徴収嘱託員の廃止について

回収業務について、令和2年度に徴収嘱託員を廃止している。

この制度を廃止した理由について担当者に質問を行ったところ、貸付金等の回収の利便性の向上や収納の促進を図るために令和元年度より民間債権回収事業者(サービサー)に徴収委託を実施するとともに令和2年度からはゆうちょ銀行やコンビニエンスストアでの収納を開始したことから徴収嘱託員を廃止したとの回答が得られた。

徴収嘱託員の廃止は令和元年度から始まる民間債権回収業者への委託など他の施策と併せた施策の一環として行われているが、平成30年度からの期末残高に対する収入未済率の推移を確認すると、下表のとおり新型コロナウイルス感染症の影響が想定されるものの全般的に下落傾向にある。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
期末残高(千円)	888,935	940,244	952,830	899,484	821,438
内、償還予定分の収入未済額	194,484	195,905	181,960	171,217	162,303
(期末残高に対する収入未済率)	21.9%	20.8%	19.1%	19.0%	19.8%

以上より、徴収嘱託員の廃止について、監査上指摘すべき点は無かった。

(2) 督促手続きの検証(意見)

返済の滞納がある者の情報は納税催告センターに提供されているが、そこで実施されている手続きを担当者に確認したところ次の回答を得た。

滞納者一覧表の対象者に、納税催告センターが毎月任意の日に2回電話を行い、督促を促し、分納の相談は担当課へ訪問の上相談することとなっている。

続いて、上記の電話督促のやり取りについての履歴の閲覧を行い、任意の10人について納付状況の質問を行った。その結果、回収に応じる債務者、分納方法の協議を行う債務者、償還が途絶える債務者が居た。

宇都宮市としては民間事業者を活用しながら回収方法の多様化、債務者への督促の継続を行い回収率の向上を意識しているものの、様々な債務者がおり、必ずしも回収を完全には行いきれていないことから、回収率の継続的な向上を目指す必要がある。

2.2.17 母子家庭等生活資金貸付事業

2.2.17.1 事業の概要

病気等の理由から、経済的に生計維持が困難な母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、必要な生活資金を応急的に貸付し、生活の維持と安定を図る事業である。

2.3.17.2 事業の実施状況

平成10年3月に国の貸付制度創設により貸付業務が廃止され、償還のみ実施している。

現在は未納者に対して継続的に償還を働き掛けており、催告状を送付し、連絡が無い者に対して臨戸訪問や電話による償還指導を行っている。

未納額の推移は次のとおり。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
償還額（千円）	0	0	0	0	0
期末残高（千円）	451	451	451	451	451
未納者数（人）	22	22	22	22	22

2.2.17.3 関係法令等

宇都宮市母子家庭生活資金貸付条例

2.2.17.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.2.17.5 監査の結果

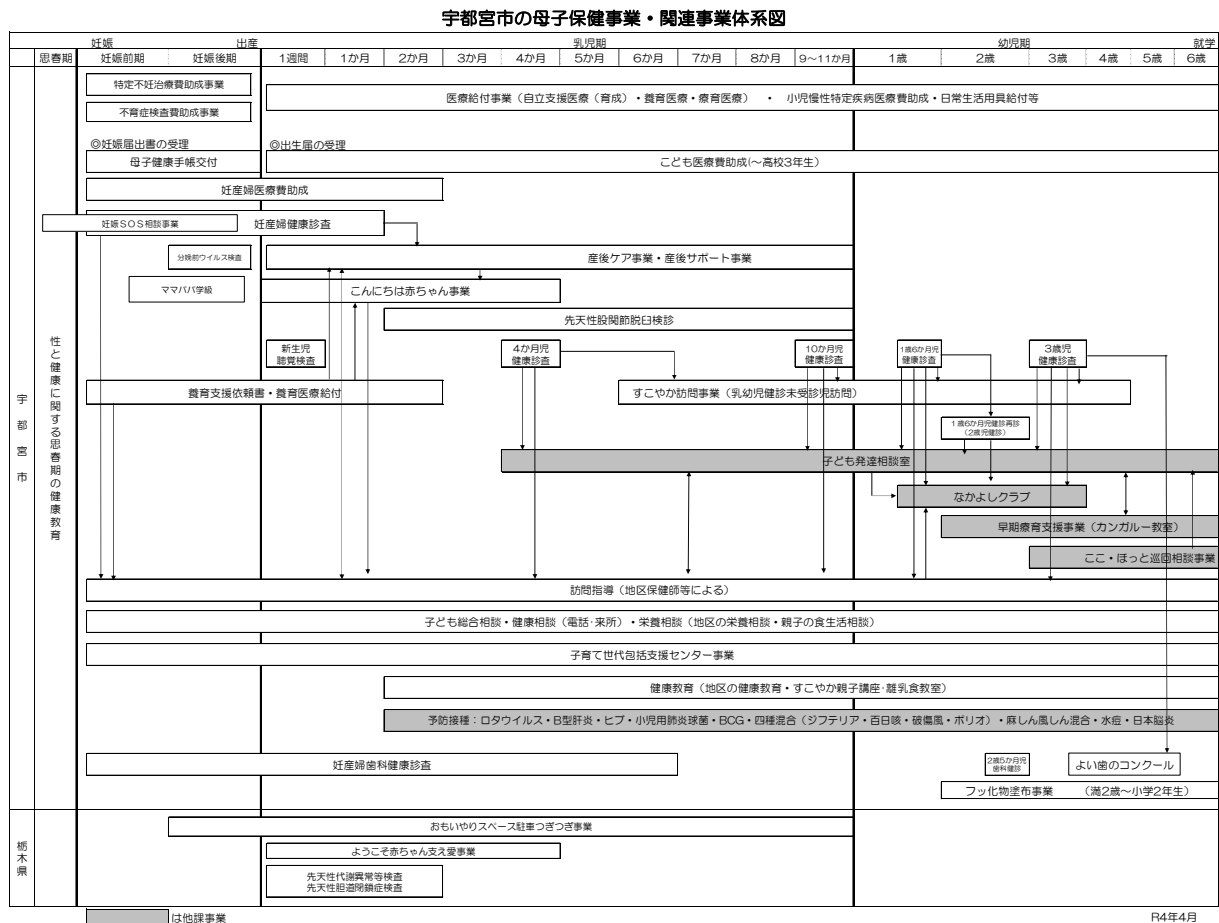
(1) 債権回収業務の委託等の検討（意見）

現在の未納者に対する宇都宮市の対応方針について担当者に質問を行ったところ、債権回収業務委託等の活用の可能性を含め、適切な滞納整理に向け検討をしていく、との回答であった。

この点に関して、母子家庭等生活資金貸付金の期末残高は平成30年から令和4年度末まで回収が進んでいないことも踏まえ、滞納整理業務を人数に制約のある市の職員が行い続けるのではなく、費用対効果も検討しながら、適切な債権回収業務専門事業者への委託を早期に行うべきと考える。

2.3 すこやか親子グループ

2.3.1 宇都宮市の母子保健事業・関連事業体系図



2.3.2 母子健康手帳の交付

2.3.2.1 事業の概要

(1) 目的

母と子の健康管理と保持増進に役立てられるよう母子健康手帳を交付する。また、母子健康手帳交付時に本市作成の「ママ・パパと赤ちゃんのためのしおり」を配布し、母子保健サービスについての周知を行う。

また、外国人、又は国外で出産等の理由で希望する者には、外国語版の母子健康手帳を交付し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。

(2) 全体概要

妊娠の届出をした者に交付する。

(3) 事業内容

子ども家庭課、保健と福祉の相談窓口、宇都宮市保健センターで交付。(令和4年5月9日より、保健福祉拠点以外の地区市民センターや出張所における妊娠届出書の受付は終了となり、保健センターで交付開始となる。) 外国人、又は希望者には、外国語版母子健康手帳(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ハンデル語・タイ語・ベトナム語・ネパール

語)を交付する。

(4) 制度の沿革

事業開始	昭和 17 年	妊産婦手帳
	昭和 22 年	母子手帳
	昭和 40 年	母子健康手帳

2.3.2.2 関係法令等

母子保健法 第 16 条

2.3.2.3 実施状況・推移

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
妊娠届出数 (件)	4,323	4,065	3,919	3,558	3,434
追加交付 (双胎) (件)	67	55	60	65	68
再交付 (件)	73	73	48	55	61
出生後交付 (件) ※	44	40	24	21	62
計	4,507	4,233	4,051	3,699	3,625

※ 出生後交付の主な理由は「外国で出産したため」「妊婦健診を受けないまま出産したため」である。なお、令和 4 年度の出生後交付の内 8 件が妊婦健診未受診である。

※ 出産後交付 R4 年度の増加要因について、宇都宮市は、R2、R3 年度はコロナの影響により外国で出産し帰国できなかった方が、令和 4 年度に帰国して母子手帳の交付申請したことが一因にあると推察している。

2.3.2.4 実施した監査手続

事業概要を把握し、「母子健康手帳の交付」に関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.3.2.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.3.3 妊婦健康診査

2.3.3.1 事業の概要

(1) 目的

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるため、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。

(2) 事業内容

妊婦の健康診査の徹底を図るため、県内の医療機関に委託して行っており、受診票を提出することにより現物給付となる。県外の医療機関については後日申請により償還払いで対応する。

(3) 受診票の交付

- ・単胎妊婦 1人当たり14回分を交付
- ・多胎妊婦 令和3年4月から、14回分に加えて5,000円の受診票を上限なく交付
- ・公費負担上限額

内 訳	公費負担上限額
1回目	20,000円
8回目	11,000円
11回目	9,000円
その他(2~7、9、10、12~14回)	5,000円

公費負担上限額合計 20,000円+11,000円+9,000円+5,000円×11回=95,000円

【妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 (平成27年03月31日厚生労働省告示第226号) (抜粋)】

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 第一 妊婦健康診査の実施時期及び回数等 一 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査(以下「妊婦健康診査」という。)を行い、妊婦一人につき、出産までに十四回程度行うものとする。 イ 妊娠初期から妊娠二十三週まで おおむね四週間に一回 ロ 妊娠二十四週から三十五週まで おおむね二週間に一回 ハ 妊娠三十六週から出産まで おおむね一週間に一回 二 市町村は、妊婦一人につき十四回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。
--

(4) 制度の沿革及び改正の経緯

- 平成8~18年度まで公費負担 2回分
- 平成19年4月から公費負担 5回(公費負担上限額 28,000円)
- 平成20年4月から公費負担 12回(公費負担上限額 63,000円)
- 平成21年1月27日から公費負担 14回 ※6回~14回に県補助導入(公費負担上限額 73,000円)
- 平成22年4月から1人当たり公費負担上限額を91,000円に拡大
- 平成23年1月からHTLV-1抗体検査追加で公費負担上限額を92,000円に拡大
- 平成23年4月からクラジミア抗体検査追加で公費負担上限額を95,000円に拡大
- 平成23年度 事業名を県の事業名と同様に、「妊婦一般健康診査」から「妊婦健康診査」に変更
- 令和3年4月から多胎妊婦への公費負担上限額を撤廃

2.3.3.2 関係法令等

母子保健法 第13条

2.3.3.3 実施状況・推移

年度	H30	R元	R2	R3	R4
受診票交付数（枚）	60,522	56,910	54,866	50,137	48,416
受診票利用数（枚）	52,922	51,201	47,173	44,846	41,688
受診票利用率（%）	87.4	90.0	86.0	89.4	86.1

※ 受診票交付数と利用数

- ・ 交付数 当該年度の妊娠届出者数×14回+（当該年度の追加交付（双胎）数×5回）
- ・ 利用数 当該年度の健診受診者総数
- ・ 利用率 利用数／交付数
⇒早期出産等で14回利用できないケースがある。

2.3.3.4 実施した監査手続

事業概要を把握し、「妊婦健康診査」に関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.3.3.5 監査の結果

(1) 公費負担上限額の設定金額の検討について（指摘）

全国の自治体における妊婦健康診査の公費負担の状況は次のとおりである。（宇都宮市は④に該当する。）

【妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）令和5年3月7日】

2. 妊婦1人当たりの公費負担額の状況

全国平均 107,792円

（注）公費負担額が明示されていない96市区町村を除く1,645市区町村について集計。

[令和2年4月時点 106,211円（1,660市区町村）]

<市区町村数>

① 120,000円～	333(19.1%)
② 110,000円～119,999円	368(21.1%)
③ 100,000円～109,999円	522(30.0%)
④ 90,000円～99,999円	241(13.8%)
⑤ 80,000円～89,999円	141(8.1%)
⑥ ～79,999円	40(2.3%)
⑦ 公費負担額が明示されていない（無制限、上限なし）	96(5.5%)

宇都宮市は、単胎妊婦について、合計95,000円を上限に公費負担を行っている。公費負担上限額の設定については、宇都宮市は医療機関と相談し、妊娠中の検査項目の費用を基に設定しているとのことであるが、現行の金額に設定した根拠資料等を確認できなかった。

また、平成23年に現行の金額に改定されてからすでに10年以上経過しており、妊婦健康診査の内容や費用も変化しているものと考えられる。現行の金額は、妊婦1人当たりの公費負担額の全国平均107,792円を下回っており、公費負担額の順位では下位25%の階層に位置している。このことから、妊婦健診費用に対して公費負担額が不足している可能性が推測できるが、宇都宮市は、公費負担額を超えた分（自己負担分）がどの程度発生しているか把握していない。

宇都宮市は、妊婦健康診査の自己負担額の調査を行い、自己負担額の実態把握を行うとともに公費負担額の設定根拠を明確にすべきである。

2.3.4 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

2.3.4.1 事業の概要

(1) 目的

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境などの把握を行うとともに、保健指導及び子育て支援に関する情報を直接提供することで母親の育児不安の軽減を図る。

(2) 事業内容

生後4か月になるまでの乳児のいる家庭を「出生連絡票」や住民基本台帳により把握し、訪問指導員（助産師・保健師・看護師）が全戸訪問する。

- ・母子の健康状態、養育環境の把握と保健指導
- ・子育て支援サービスに関する情報提供など

(3) 人員

- ・人員24名（令和4年4月1日現在）
- ・宇都宮市内を4地区（北・中央・東・南）に区分し、4グループ体制で訪問を実施

(4) 制度の沿革

- ・制度改正の経緯 平成8年度から実施していた「助産師による新生児訪問指導」の拡充事業
- ・事業開始 平成19年度

2.3.4.2 関係法令等

児童福祉法 第6条の3第4項

母子保健法 第11条、第17条、第19条

2.3.4.3 実施状況・推移

年度		H30	R元	R2	R3	R4
出生数(人)		4,479	4,001	3,693	3,652	3,405
訪問人数(人) 実数		4,363	3,795	3,529	3,559	3,313
訪問実施率(%)		97.4	94.9	95.6	97.5	97.3
面接人数 (人)	実数	4,157	3,628	3,466	3,417	3,091
	延数	4,241	3,736	3,519	3,491	3,217
訪問面接率(%)		92.8	90.7	93.9	93.6	90.8

訪問実施率：不在を含む訪問実件数／出生数

訪問面接率：訪問して面接を実施した実件数（不在は含まない）／出生数

2.3.4.4 課題及びその対応事例

(1) 訪問指導員の育成と質の向上

訪問指導員に対する研修として「月一回の定例会でミニ講座や情報提供」「小児科の外部講師を招いて年1~2回の研修（子どもの発育発達など）」を実施

(2) 面接できなかつたケースへの対応

面接できない理由として、長期入院している子どもや何度訪問しても不在であるなどの場合が挙げられる。その場合は、訪問指導員ではなく、地区保健師により訪問指導「2.3.5 訪問指導事業」を実施し、状況を確認する。

また、4か月健診の受診状況を確認し、未受診である場合は、「2.3.6 すこやか訪問事業（乳幼児健診未受診児訪問）」にて対応する。

2.3.4.5 実施した監査手続

事務概要を把握し、「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.3.4.6 監査の結果

(1) アンケート等の実施による業務の評価及び訪問指導員の質の向上について（指摘）

産後期において、母親は出産時の疲労に加えて新たな育児などにより、心身の変調を来しやすく、不安定な時期である。また、一般的に育児に関する知識・経験が乏しい時期であり、核家族化により周囲からの支援を受けることが困難な状況の家庭もある。

そのため、訪問指導員には各家庭が抱える不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供や相談を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付ける質が求められる。

宇都宮市は、毎月1回の定例会の実施により訪問指導員の育成及び質の向上、必要時に開催するケース検討会により個別ケースに応じた取組を行っている。

一方で、訪問した結果は訪問指導員が記録する「訪問指導記録票」に基づく報告によるため、訪問指導員の視点のみの業務の評価になりかねない状況である。

本事業に関して、アンケートその他の方法で訪問を受けた側の感想や反応を調査することで訪問を受けた側の視点に立った業務の評価を行い、訪問指導員の育成と質の向上に繋げるべきである。

2.3.5 訪問指導事業

2.3.5.1 事業の概要

(1) 目的

妊産婦・乳幼児とその保護者が健やかに生活できるよう、生活状況に応じた保健指導や支援を行い、疾病予防や健康増進、育児不安の軽減を図る。

(2) 事業内容

支援が必要と思われる、また、支援を希望する妊産婦・乳幼児の保護者等に対して、保健師等が家庭訪問を実施し、個々の健康状態に応じた保健指導や情報提供を行う。

①訪問指導

乳幼児健康診査などで支援が必要な家庭へ訪問し、保健指導や情報提供を行う。

②養育支援訪問指導

総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターと連携し、「出生時の体重が 2,000g 以下、または、新生児期に特別な医療を要した児」について、「養育支援連絡票」により連絡を受けた場合、必要に応じて訪問指導を行う。

③医療機関からの情報提供書に基づく訪問指導

医療機関より「妊娠・出産・育児期において早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した患者」について「妊娠・出産・育児期の養育支援依頼書（こども用）」「妊娠・出産・育児期の養育支援依頼書（保護者用）」により情報提供を受けた場合、必要に応じて訪問指導を行う。

2.3.5.2 関係法令等

母子保健法 第 11 条、第 17 条、第 19 条

児童福祉法 第 6 条の 3 第 5 項

2.3.5.3 実施状況・推移

(1) 訪問指導実績

年度		H30	R 元	R2	R3	R4
訪問人数(人)	実数	846	667	833	1,043	1,047
	延数	1,691	1,592	1,989	1,772	2,110
要訪問件数に対する訪問指導実施の割合 (%)		88.3	88.5	89.2	87.1	88.4

(2) 養育支援訪問指導としての情報提供実績

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
養育支援連絡票件数 (件)	7	1	1	0	3

(3) 医療機関からの情報提供実績

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
患者が子どもの場合 (件)	205	224	215	190	192
患者が保護者の場合 (件)	502	537	519	612	568

2.3.5.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、「訪問指導事業」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.3.5.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.3.6 すこやか訪問事業（乳幼児検診未受診児訪問事業）

2.3.6.1 事業の概要

(1) 目的

乳幼児健康診査を受診していない家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境などの把握を行うとともに、養育に関して保健指導を行うなど、適切な養育支援を実施し児童虐待予防を図る。

(2) 事業内容

4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児の健康診査未受診家庭を訪問支援員（保健師・看護師）が訪問する。

（対象者の把握）

- ・健康診査受診データから未受診者を抽出し、世帯状況や健診受診履歴等を確認
- ・地区保健師や家庭児童相談室で対応しているケースの状況確認

（訪問実施）

- ・訪問支援員が未受診児の家庭を訪問し、母親などに母子の健康状態、養育環境の把握及び保健指導・子育て支援サービスに関する情報提供などを実施

（事後支援）

- ・訪問結果、継続して支援が必要と判断したときは、地区保健師や家庭児童相談室による継続支援を実施

（不在家庭への対応）

- ・保育所等の入所情報や民生委員児童委員を中心とした地域のネットワークを活用し、家庭状況を把握するとともに、確認が困難なケースについては、子ども家庭支援室（要保護児童対策協議会）に引き継ぐ。

2.3.6.2 関係法令等

母子保健法 第 10 条

2.3.6.3 事業の沿革

・事業開始 平成 23 年度

乳幼児期の健診未受診家庭の中に虐待に陥るリスクが高い家庭が多いことから、保護者の養育状況や家庭環境などを把握し必要な養育支援を行う「すこやか訪問事業」を開始する。

- ・平成 23 年 4 月 事業開始（平成 23 年 6 月 訪問開始）
- ・平成 23 年 9 月 保育所等の入所状況を確認開始
- ・平成 23 年 11 月 生活保護受給状況を確認開始
- ・平成 24 年 6 月 民生委員・児童委員、主任児童委員に居住確認依頼開始
- ・平成 24 年 11 月 子ども家庭相談室との連携強化、課内打ち合わせ会実施（計 3 回）
- ・平成 25 年 2 月 すこやか訪問事業課内検討会議実施（月 1 回）

- ・平成 29 年 5 月 出国確認については決定方法を課内検討会議から、子ども家庭支援室との協議に変更

2.3.6.4 訪問実施状況

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
訪問対象（件）	304	262	277	251	229
訪問延べ回数（回）	471	404	374	338	355
状況把握児数（人）	297	257	275	244	226
状況把握率（％）	97.7	98.1	99.3	97.2	98.6

2.3.6.5 実施した監査手続

事務概要を把握し、「すこやか訪問事業（乳幼児検診未受診児訪問事業）」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.3.6.6 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.3.7 産後ケア事業

2.3.7.1 事業の概要

(1) 目的

産後うつなど精神疾患の疑いのある産婦を早期に発見し、心身のケアをはじめ育児サポートや休養の機会を提供することで、母親と乳児相互の愛着形成を図り、もって母子の健康増進と児童虐待の未然防止に寄与する。

(2) 事業内容

①産婦健康診査

産後うつの疑いのある母親を早期に発見するための取組

- ・産婦健康診査時の「エジンバラ産後うつ検査」の実施
- ・産後 2 週間、1 か月の全ての産婦が対象
- ・1 回当たり 5,000 円を上限に公費負担

適切なケアを行う取組（宇都宮市保健師が支援プランを作成）

②産後ケア事業

産婦健康診査の結果等を受け、保健師が作成する支援プランに基づき、授乳や育児手技などの指導や適切なケアを行う取組

ア) 対象者 産後 4 か月以内であり、産後うつの疑いがあると判定された者等

イ) 実施内容

宿泊型 （ショートステイ型）	実施期間において児と宿泊しながら、指導やケア、睡眠などの休息を取るもの 利用期間：産後 4 か月まで 実施期間：宇都宮市が事業を委託している病院、産婦人科クリニック及び助産院
-------------------	---

通所型 (デイサービス型)	日中、実施期間で過ごしながらか指導やケアを受けるもの 利用期間：産後4か月まで 実施期間：宇都宮市が事業を委託している病院、産婦人科クリニック及び助産院
訪問型 (アウトリーチ型)	自宅に助産師が訪問し、指導やケアを受けるもの 利用期間：産後1年以内 実施期間：栃木県助産師会

ウ) 利用回数 宿泊・通所・訪問型を合わせて最大7回の範囲内で利用可能

エ) 利用料金 事業に要した額の8割(住民税非課税世帯等は全額)に2,500円を加算した額を現物給付(上限額を超えた分は自己負担)(令和5年4月以降)

③産後サポート事業

- ・助産師等の産後サポート員が自宅を訪問し、寄り添った相談支援を行う取組
- ・産後1年頃まで利用可能
- ・利用料金は無料

(3) 制度の沿革

平成29年10月 事業開始

平成30年10月 公認心理師による産後サポート開始

2.3.7.2 関係法令等

母子保健法 第17条の2、第22条

2.3.7.3 訪問指導・産後サポート・産後ケア事業の比較

項目	訪問指導 (2.3.4 訪問指導事業)	産後サポート	産後ケア(訪問型)
事業の目的 (制度趣旨)	対象者の生活状況に応じた保健指導や支援を行う。	出産後1年以内の産後うつなど精神疾患の疑いのある産婦を早期に発見し、心身のケアや育児のサポートを行う。	
事業内容	支援が必要となった家庭を保健師等が訪問し、保健指導や支援制度等の情報提供を行う。	助産師等の産後サポート員(赤ちゃん訪問員が兼務)が自宅を訪問し、傾聴などの相談支援を行う。	助産師(委託先の栃木県助産師会から派遣)が自宅を訪問し、授乳方法など育児手技の指導やケアを行う。
対象者	妊産婦や乳幼児とその保護者	産婦	
対象期間	妊娠期から就学前まで	産後1年以内	
回数等	対象期間内で随時(対象者の必要に応じて) 利用料無料	対象期間内で月1回程度利用可能 利用料無料	対象期間内で最大7回利用可能 令和5年4月より実質無料

実施者	市職員(保健師・保育士)	産後サポート員(助産師・臨床心理士) ※報償費払い	栃木県助産師会(助産師) ※業務委託
-----	--------------	------------------------------	-----------------------

2.3.7.4 産後ケア事業等の実績

(1) 産婦健康診査(2週間)の実績

年度	H30	R元	R2	R3	R4
対象産婦数(人)	4,278	3,986	3,744	3,681	3,404
受診者数(人)	3,047	3,140	2,983	3,030	2,980
受診率(%)	71.2	78.8	79.7	82.3	87.5
産後うつ疑い(人)	308	363	364	423	361

(2) 産婦健康診査(1か月)の実績

年度	H30	R元	R2	R3	R4
対象産婦数(人)	4,331	3,994	3,750	3,714	3,566
受診者数(人)	3,900	3,632	3,581	3,559	3,424
受診率(%)	90.0	90.9	95.5	95.8	96.0
産後うつ疑い(人)	333	278	302	334	295

(3) 産後ケア事業の実績

年度	H30	R元	R2	R3	R4
宿泊型(人)	6人	22人	48人	74人	83人
(泊)	13泊	70泊	114泊	146泊	210泊
通所型(人)	1人	13人	41人	43人	22人
(回)	1回	35回	72回	78回	43回
訪問型(人)	13人	10人	21人	12人	22人
(回)	22回	16回	71回	40回	59回

(4) 産後サポートの実績

年度	H30	R元	R2	R3	R4
看護職 人数(人)	33人	31人	31人	33人	68人
(回)	111回	82回	127回	115回	288回
心理職 人数(人)	4人	5人	3人	2人	3人
(回)	8回	6回	7回	2回	11回

2.3.7.5 実施した監査手続

事務概要を把握し、「産後ケア事業」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.3.7.6 監査の結果

(1) 事業評価について（指摘）

産後ケア事業の事業評価について、厚生労働省の「産後ケア事業ガイドライン」は次のとおり定めている。

【「産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）」より抜粋】

11 事業の評価

事業の継続・拡充、質の担保のためには、定期的に評価し、より効果的な支援に向けて運営方法を見直していくことが望ましい。評価の際には、利用者の声や満足度を反映することが望ましい。

(1) 事業内容の評価方法

事業の実施内容、実施担当者の対応に反映されるべきものであり、実施担当者の研修内容等に組み込むことが望ましい。

ア 利用者へのアンケート

満足度だけでなく、主な利用目的が良い方向に向かったか確認する。

例) ・孤立感が軽減されたか。

・仲間ができ、前向きに子育てに臨めそうか。

・身体的、心理的不安が改善されたか。

・育児の手技について理解し、自信を持って育児に向かえるようになったか。

・また利用したいと感じたか。

イ 実施担当者の報告

例) ・利用者の疑問を解決に導くことができたか。

・必要に応じて、担当保健師や母子保健サービスにつなぐことができたか。

・関係機関、他部署、地区担当保健師等からの紹介の場合、その主な理由が解決に向かっているか。

宇都宮市の事業評価は、主にサービス提供後に医療機関等からの「宇都宮市産後ケア事業実施結果報告書」による報告（実施担当者の報告）で行われ、利用者へのアンケートを実施したことはない。

この点について、閲覧した記録票の中に次のとおり変更を希望するケースがあった。

宿泊型：1回目の利用時に気持ちが休まらなかったため、2回目の利用時は別の実施機関を希望

訪問型：初めに派遣された助産師の育児手技の指導やケアが利用者のニーズと合わないため、担当の変更を希望

これらのケースは、利用者が希望を出したため顕在化したケースである。

宇都宮市における産後ケア事業の利用後のフォローは、こんにちは赤ちゃん訪問や地区保健師の訪問指導等において、利用後の状況を聞くことで行われているが、特にルール化されているものではなく、訪問指導員の個人裁量に委ねられているのが現状である。

したがって、「産後ケア事業ガイドライン」において、行うことが望ましいとされる利用者へのアンケートを実施することで、産後ケア事業の利用後のフォローを行うとともに利用者の声や満足度を反映することで事業の質の向上を図るべきである。

2.4 子ども家庭支援室（相談グループ）

2.4.1 子ども家庭総合支援拠点

2.4.1.1 事業の概要

(1) 目的

コミュニティを基盤としたソーシャルワーク（社会福祉援助）の機能を担い、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

(2) 全体概要

- ・ 設 置 昭和 40 年 5 月
- ・ 開設時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・ 職 員 11 名
(教員 1 名、保健師 2 名、保育士 3 名、心理職 1 名、事務職 4 名)
- ・ 会計年度任用職員 11 名
(家庭相談員 6 名、心理担当支援員 2 名、養育支援訪問員 1 名、
児童見守り相談員 1 名、ヤングケアラーコーディネーター 1 名)
※家庭相談員は平成 30 年度から 6 名
※心理担当支援員は令和元年度から 2 名配置
※児童見守り相談員は令和 2 年 10 月から 1 名配置
- ・ 支援体制 平成 30 年度から 5 地区（6 班体制）とし、地区担当として職員と
相談員がペアとなり対応
※ 1 班は、主に児童相談所からの事案送致に対応

(3) 事業内容

満 18 歳未満の児童に関する虐待、養育、性格・生活慣習、学校・家庭生活等の電話・面接・家庭訪問等による相談指導

- ・ 対象者 市内に所在する全ての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等

(4) 業務内容

- ・ 子ども家庭支援全般に係る業務
実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- ・ 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
相談・通告の受付、受理会議（緊急受理会議）、調整、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童記録票の作成、支援の終結
- ・ 関係機関との連絡調整
要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所との連携協働、他関係機関・地域における各種協議会等との連携
- ・ その他の必要な支援
子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において孤立しないための支援等

2.4.1.2 関係法令等

児童福祉法第10条の2

宇都宮市社会福祉事務所設置条例施行規則

宇都宮市家庭相談員取扱要領

市町村児童家庭相談援助指針

2.4.1.3 実施状況・推移

(1) 相談件数

年度	H30	R1	R2	R3	R4
児童虐待相談対応件数	748件	976件	870件	768件	806件
相談指導実数	4,582件	5,455件	5,102件	4,743件	4,841件
相談指導回数	13,177件	14,316件	13,869件	15,103件	15,988件

児童虐待相談対応件数：虐待（疑いを含む）やその他の相談に対応した件数である。対応した結果、虐待非該当の相談対応も含む。

虐待非該当としたケースは、近隣住民間のトラブル、親族間のトラブルなどが挙げられる。その他の相談では不登校の相談（他部署の所管）などが挙げられる。

相談指導実数：月毎の相談対象となった児童の実人数（件数）を12か月積み上げたもの

相談指導回数：月毎の相談延件数を12か月積み上げたもの

(2) 児童虐待新規通告受付件数（虐待及びその疑いに該当）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	279件 (174件)	345件 (227件)	233件 (78件)	212件 (69件)	289件 (97件)

※（）内は、受付件数のうち、児童相談所から事案送致された件数（H30より本格実施）

(3) 児童虐待相談取扱件数（進行管理ケース：要保護）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
ケース総数	458件	467件	434件	331件	398件 (新規289件) (継続109件)
終結数	214件 (46.7%)	216件 (46.3%)	295件 (68.0%)	222件 (67.1%)	226件 (56.8%)
未終結数	244件 (53.3%)	251件 (53.7%)	139件 (32.0%)	109件 (32.9%)	172件 (43.2%)

※ 終結又は未終結（継続）の一次判断を宇都宮市子ども家庭支援室で行う。その後、年4回の宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）実務者会議（進行管理会議）に諮り、決定する。

(4) 令和4年度虐待種別件数・割合

種別	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
件数	77件	1件	67件	144件
(割合)	(27%)	(0%)	(23%)	(50%)

(5) 令和4年度児童年齢別件数・割合

区分	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他
件数	84件	93件	82件	23件	7件
(割合)	(29%)	(32%)	(28%)	(8%)	(2%)

(6) 令和4年度虐待者別件数・割合

区分	実母	実父	実母以外の母親	実父以外の父親	その他
件数	181件	93件	0件	8件	7件
(割合)	(63%)	(32%)	(0%)	(3%)	(2%)

(7) 令和4年度通告者別件数・割合

区分	家族親族	学校	保育園幼稚園	近隣	民生委員等	児童相談所	その他
件数	23件	35件	17件	53件	0件	97件	64件
(割合)	(8%)	(12%)	(6%)	(18%)	(0%)	(34%)	(22%)

※その他：病院、福祉施設、市関係課など

(8) 特定妊婦対応件数

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	67	71	57	69	83

※特定妊婦：出産後の養育について出産前におちて支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

2.4.1.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、「子ども家庭総合支援拠点」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.4.1.5 監査の結果

(1) 児童虐待相談の進行管理と「児童相談システム」の見直しについて（指摘）

宇都宮市は、児童虐待案件の進行管理を紙ベースの資料（台帳）と「児童相談システム」を使って管理している。児童虐待（疑いを含む）として受け付けたとき、紙ベースの台帳に記載し管理番号を付して終結まで進行管理する。これと同時に児童相談システムに登録し、相談、支援及び指導等の経過を当システムに記録する。事案が終結した場合は、紙ベースの台帳に終結の記録をし、児童相談システムにおいても終結処理する。児童相談システムは、平成26年度に導入された。

この点について、児童相談取扱件数の確認過程で、児童相談システムにおいて終結処理が未処理となっている事案があることが判明した。

終結になった場合は紙ベースの台帳でその処理を行っていたが、児童相談システムへの反映が漏れていた。そのため、児童相談システムによる終結・未終結管理、件数管理ができていない。

指導相談システムを見直し、紙ベースの台帳からシステムによる進行管理を実施して一元管理を行うとともに、事務の適正化・効率化を図ることが必要である。

【児童相談システム関連経費（決算額）】

(単位：円)

項目		R3	R4
リース料	サーバー 1台	1,020,231	819,516
	プリンタ 1台		
	パソコン 20台		
ソフト保守	児童相談システム	549,120	549,120
ハード保守	サーバー 1台	528,000	489,500
	プリンタ 1台		
	パソコン 20台		
合計		2,097,351	1,858,136

2.4.2 児童虐待防止対策

2.4.2.1 事業の概要

(1) 目的

児童虐待の通告を受けた場合における受理体制の迅速・適切な運営及び地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図る。

(2) 事業内容

①関係機関との連携

名称：宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）

設置：平成18年4月1日（任意設置から移行）

概要：児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会（宇都宮市告示第192号）

会議の種別	会議の名称	内容
代表者会議	総合対策調整会議	外部関係機関及び庁内関係課・所の実務者クラス等で構成。（年1～2回開催）
実務者会議	進行管理会議	児童相談所及び庁内関係課・所の実務者クラスで構成。進行管理のためのケース会議（3か月毎、年4回開催）
個別ケース会議	個別ケース会議	庁内関係課及び関係機関から、ケース内容に応じて構成。（随時開催）

・宇都宮市虐待・DV対策連携会議（年1回開催）平成26年4月～

児童、高齢、障がい、DVに係る外部機関及び庁内関係課の代表者等で構成

- ・児童福祉連携会議（随時開催）

児童虐待には該当しないが、乳児の死亡事例が発生した場合などに関係機関で構成

②児童虐待防止等に関する地域組織（「〇〇地区児童虐待防止ネットワーク」）の設置

名称：児童虐待未然防止等推進事業

設置：平成17年度～（平成29年度に市内39地区全てに整備完了）

概要：各地区民児協を中心に地区内関係者・関係機関によりネットワークを作り、児童虐待防止の啓発、連絡体制を整備するもの

③児童虐待防止の周知・啓発

【虐待防止パンフレット作成・配布等】

- ・児童虐待防止パンフレットのイベント時等における配布
- ・児童虐待防止推進月間における地域啓発のぼり旗、オレンジリボンツリーの設置
- ・大型映像装置への広告放映
- ・企業・学校等へのポスター配布 など

④総合的な児童虐待防止対策の強化

関係課と連携し、未就園児（満4歳）とその保護者への家庭訪問等により養育状況を確認し、必要な支援やサービスの早期導入を図る

2.4.2.2 関係法令等

児童福祉法

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議設置要綱

2.4.2.3 個別ケース会議開催回数

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回数	97回	87回	81回	79回	97回

2.4.2.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、「児童虐待防止対策」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

2.4.2.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2.4.3 子育て支援短期入所事業（子どものショートステイ）

2.4.3.1 目的

児童の保護者が疾病その他の理由により、居宅において児童を一時的に養育できなくなった場合に、おおむね7日/月を限度として児童を児童福祉施設で預かり、昼夜を通して保護者に代わり養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育てを支援する。

2.4.3.2 事業内容

(1) 事業内容

①入所基準

宇都宮市は、本事業の入所基準について次のとおり実施要綱に定めている。

<p>(入所基準)</p> <p>第2条</p> <p>市長は、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当することにより児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を施設に入所させることができる。</p> <p>(1) 疾病にかかり、又は負傷していること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 同居の親族を看護していること。</p> <p>(4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(5) 短期間遠隔地に出張勤務していること。</p> <p>(6) 学校での参観、冠婚葬祭その他の行事に参加していること。</p> <p>(7) その他市長が特に認める場合</p>
--

②入所期間

7日/月

③手続等

利用希望者が宇都宮市に申請書、心身の状況、健康カードを提出し、宇都宮市が業務委託契約を締結した児童福祉施設と調整の上、利用決定を行う。

④費用負担

利用者の世帯区分	入所児童の区分	平成16年から	
		事業単価	利用者負担
生活保護世帯・母子家庭及びそれに準ずる父子家庭で、市民税非課税世帯	2歳未満児	10,700円	負担額なし
	2歳以上児	5,500円	負担額なし
市町村民税 非課税世帯	2歳未満児	9,600円	1,100円
	2歳以上児	4,500円	1,000円
一般世帯	2歳未満児	5,350円	5,350円
	2歳以上児	2,750円	2,750円
県の補助		2分の1	

⑤実施施設（※下線は宇都宮市内の施設）

済生会宇都宮乳児院（2歳未満） 平成6年4月より委託
児童養護施設きずな（2歳以上） 平成6年4月より委託
 （平成19年12月より普恵園からきずなに施設名改称）
 児童養護施設ネバーランド（2歳以上）平成20年10月より委託
 児童養護施設氏家養護園（2歳以上）平成21年4月より委託
児童養護施設下野三楽園（2歳以上）平成21年4月より委託
ファミリーホームはなの家（2歳以上）平成28年4月より委託
 （※はなの家については、施設の体制状況により学童以上のみが対象）
 児童養護施設養徳園（2歳以上）平成29年4月より委託
 児童養護施設あかつき寮（2歳以上）平成29年4月より委託

(2) 実施状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
乳児院	22人	7人	23人	35人	46人
延べ	80日	24日	82日	112日	151日
きずな	10人	22人	7人	33人	21人
延べ	29日	63日	20日	109日	55日
ネバーランド	3人	21人	4人	6人	0人
延べ	15日	51日	8日	42日	0日
氏家養護園	0人	5人	4人	2人	13人
延べ	0日	12日	15日	4日	30日
下野三楽園	2人	7人	0人	0人	0人
延べ	4日	16日	0日	0日	0日
はなの家	10人	4人	2人	1人	4人
延べ	22日	21日	28日	7日	11日
あかつき寮	7人	4人	2人	2人	0人
延べ	27日	17日	4日	18日	0日
養徳園	14人	32人	63人	95人	116人
延べ	54日	136日	286日	320日	381日
延利用（人）	68人	102人	105人	174人	200人
延利用（日）	231日	340日	443日	612日	628日
確保方策 供給量 ※1	460日	460日	460日	460日	460日
（見直し）※2	—	—	—	753日	926日
事業費（委託料）	1,295,550円	1,738,350円	2,504,350円	3,484,500円	3,651,050円

※1 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」

※2 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し

<供給量の見直しについて>

当事業の利用実績は上昇傾向（R2：443日、R3：612日、R4：628日）にある。当事業の対象となる養育が必要となる子どもの数は直接的な少子化の影響を受けるものではないため、「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、「量の見込み」を上方修正した。

これに合わせて、宇都宮市は「量の見込み」を全て網羅するように確保方策（供給量）を児童養護施設における利用日数の弾力的運用により確保した。

(3) 令和4年度区分ごとの実施状況

区 分		市負担額	延日数（人日）	事業金額
生活保護世帯・母子家庭及びそれに準ずる父子家庭で、市民税非課税世帯	2歳未満児	10,700円	53日(18人)	567,100円
	2歳以上児	5,500円	487日(147人)	2,678,500円
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	2歳未満児	9,600円	0日(0人)	0円
	2歳以上児	4,500円	31日(17人)	139,500円
一 般 世 帯	2歳未満児	5,350円	42日(12人)	224,700円
	2歳以上児	2,750円	15日(6人)	41,250円
合 計		—	628日(200人)	3,651,050円

(4) 令和4年度の入所基準別の入所数

入所理由	人数	構成比
疾病	13人	6.5%
出産	3人	1.5%
看護	0人	0.0%
事故	0人	0.0%
災害	0人	0.0%
レスパイト ※	173人	86.5%
その他	11人	5.5%
仕事	9人	
引っ越し	2人	
合計	200人	

※レスパイト(respite)とは「一時休止」「息抜き」「休息」という意味である。

(5) 課題

更なる利用希望の増加を見据え、里親への委託など受け入れ先の拡大に向けた検討・調整を行う必要がある。

2.4.3.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、「子育て支援短期入所事業」に関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。子育て支援短期入所（ショートステイ）申請書のサンプルチェック（19件）を実施した。

2.4.3.4 監査の結果

(1) 利用申請書の不備（指摘）

子育て支援短期入所を利用する者は、「子育て支援短期入所（ショートステイ）申請書」に必要事項を記載の上、宇都宮市に提出する。当該申請書には、入所の理由を記入することになっており、「1 疾病、2 出産、3 看護、4 事故、5 災害、6 レスパイト、7 その他」から該当する項目を選択する。「7 その他」の場合は、その内容・理由を記入する。

令和4年度利用申請書の一部をサンプル閲覧したところ、「7 その他」であるにも関わらず、その内容が記載されていない利用申請書によって、利用決定されているケースがあった。申請者が、入所基準を満たしているか明確にするため、入所理由が「その他」の場合は、その内容の記載を求めるべきである。

(2) 宇都宮市子育て支援短期入所事業実施要綱の見直し（意見）

令和4年度の利用者の内、レスパイトの占める割合は86.5%である。レスパイトは、実施要綱で定める入所基準の内「(7)その他市長が特に認める場合」として取り扱っている。レスパイトのための利用は、育児疲れなどの一時的な解消、軽減を図ることで、子どもの適切な養育環境を確保することができることから、宇都宮市は、入所基準に合致するものとしている。

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、一時預かり事業の拡充として、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能であることが明確化された。

実際の入所理由の多数をレスパイトが占めること、レスパイトケアの明確化及びその必要性を考えると、宇都宮市は、現況に合わせて実施要綱を見直し、入所基準にレスパイトを加えることが望ましい。

3 保育課

3.1 企画グループ

3.1.1 公立保育所のあり方検討（民営化含む）

3.1.1.1 事業の概要

(1) 目的

多様化する保育ニーズや社会環境の変化に柔軟かつ、効果的・効率的に対応するため、公民の役割分担を踏まえ、公立保育園の一部民営化や給食調理業務の外部委託を実施してきたところであり、今後は、第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、公立保育所のあり方を検討していくとともに、民営化後の園の運営や財産管理等に適切に対応する。

(2) 検討経緯

一般財源化後の平成12年度に、公立含む保育所のあり方について、市の考え方を取りまとめた「宇都宮市保育園整備方針・整備計画」を策定し、公民の役割を整理するとともに、公立保育所の民営化を初めて位置付けた。

その後、概ね5年に1度、計画を見直ししながら、順次計画に位置付けた民営化を実施するなどしながら、現在に至る。具体的には、「宇都宮市保育園整備方針・整備計画」が平成22年度に改定した後、平成27年度策定の「第1期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に継承され、令和2年度の「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に引き継がれている。

◇ 公立保育所の位置付け等（「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」令和2年3月）

① 公立保育所の役割と現況

【公立保育所（基幹保育所）の役割】

- すべての在家庭親子等に対する地域の子育ての相談・コンシェル機能等
- 民間保育所、小規模保育事業等に対する専門研修などの支援的機能
- 養育上特別な問題を抱える家庭への支援や、虐待等による児童の緊急一時保護的な保育への対応、地域型保育事業等への支援などの機能とともに、セーフティネットの機能
- 保育ニーズへの調整的機能

【公立保育所の配置等】

教育・保育提供区域	施設名	位置付け	一時預り	子育てサロン
中央部区域 (本庁)	泉が丘保育園	当面存続園	無	無
	松原保育園※	当面存続園	無	無
北東部区域 (豊郷・河内・上河内)	竹林保育園	基幹園	無	有
	なかよし保育園	当面存続園	有	有
	ゆずのこ保育園	当面存続園	有	有
北西部区域 (富屋・篠井・宝木・国本・城山)	大谷保育園	当面存続園	無	無

東部区域 (平石・清原・瑞穂野)	石井保育園	基幹園	無	有
南部区域 (陽南・横川・姿川・雀宮)	北雀宮保育園	基幹園	無	有
	西部保育園	基幹園	無	有
	東浦保育園	当面存続園	無	無

宇都宮市作成資料に基づき監査人作成

※ 令和6年4月民営化予定

注) 公立保育所は全園、発達支援児保育、延長保育(1時間)を実施している。また、表中の、一時預りは一時預り事業の実施、子育てサロンは子育てサロンを併設の有無を示すものである。

② 公立保育所に係る課題

【保育所を取り巻く環境と公立保育所に係る課題等】

ア 今後の保育ニーズの動向

- ▶計画期間中における保育ニーズは、中央部・東部・南部区域を中心に継続的に高く、「利用定員の弾力化」など、既存施設を最大限に活用して、保育ニーズに対応していくことが必要となっています。
- ▶女性就業率の上昇など社会状況の変化に伴い、休日保育や一時預かりなどの特別保育へのニーズが増加しています(ニーズ調査から)。

イ 公立保育所に係る課題等

- ▶教育・保育施設が増加・多様化したことにより、民間保育所を選択する保護者の割合が以前に比べ増加するとともに、第1希望として一部の当面存続園を選択する人の割合は相対的に低下しています(入所申込資料から)。
- ▶また、こうしたことから、継続的に保育ニーズが高い区域にありながら、一部の当面存続園においては入所率(定数調整機能)が低下しています。
- ▶民間保育所における、発達に課題を持った児童や医療的ケアを必要とする児童など、支援を必要とする児童の受入れ割合は過去約5年で14.2%増加しており、支援を必要とする児童の受け皿としての役割も、相対的に低下しています。

受入率(民間園/公立園+民間園)42.4%(H25.4) ▶56.6%(H31.4)

③ 公立保育所の今後のあり方

【基幹園】

地域の子育て拠点施設であり、「子育てサロン」などの事業を実施するなど本市における中核的な役割と機能を担うほか、小規模保育事業等が展開する中で、研修などを通して各園の保育の質の維持・向上を図っていく必要があることから、保育需要の動向に関わらず、現行の施設数・配置を維持し、研修・相談機能や医療的ケア児の受け入れ態勢の強化など、機能拡充を図っていくこととします。

【当面存続園】

保育サービスの現状や中長期的な保育ニーズの動向を踏まえ、公立保育所の役割を引き続き確保していく必要がありますが、保育ニーズの高い地域にありながら、入所

率（定数調整機能）の低下など、十分に役割を果たすことが難しい園については、今後のあり方を検討していきます。

(3) 民営化の実績

年 月	対象園	民営化後の名称	民営化手法
H16年4月	今泉第一保育園	今泉保育園 〔(社福) 大門福祉会〕	民間移管※1
H18年11月	峰保育園	宇都宮大学まなびの森保育園 〔(社福) 峰陽会〕	民間誘導※2
H19年4月	西保育園	あゆみ保育園 〔(社福) 宇都宮市母子寡婦福祉連合会〕	民間移管
	あゆみ保育園※3		
H20年1月	あずま保育園	まなびの森あずま保育園 (あずま保育園に改名(R2年度～)) 〔(社福) 峰陽会〕	
H20年4月	大曾保育園	しらとり保育園 〔(社福) 明成会〕	民間誘導
H21年4月	御幸が原保育園	つながるほいくえん御幸が原 〔(社福) センスオブワンダー〕	民間移管
	緑が丘保育園	グリーンナーサリー 〔(社福) 源会〕	民間誘導
H22年4月	みなみ保育園	みなみ保育園 〔(社福) 愛親会〕	民間移管
H24年4月	北保育園	あゆみ北保育園 〔(社福) 宇都宮市母子寡婦福祉連合会〕	民間誘導
	不動前保育園	不動前保育園 〔(社福) 青葉学園福祉会〕	
H26年4月	上横田保育園	上横田よつば保育園 〔(社福) 内木会〕	
H27年4月	今泉第二保育園	ようとう保育園 〔とちぎYMCA福祉会〕	民間誘導
	西が岡保育園	西が岡保育園 〔(社福) 青葉学園福祉会〕	
R6年4月 (予定)	松原保育園	(仮称) 松原保育園 〔(社福) 青葉学園福祉会〕	民間移管

※1…【民間移管】民営化対象園の建物を無償譲渡、土地を有償譲渡又は有償貸与（10年間無償）し、民間事業者により継続して運営する手法

※2…【民間誘導】民営化対象園の近隣に民間保育所を設置し、民営化対象園の児童を継続して保育する手法

※3…H18.4.1～H19.3.31までは指定管理者による業務を実施

上記の他、東浦保育園は民間誘導型により令和4年度に公募を行ったが、応募事業者が1者となり、及第点に至らず、「選定法人なし」となったため、募集条件を再整理し、令和5年12月に再度、公募を開始している。

【給食調理業務の外部委託】

年 月	実施園	委託業者
H19年4月	西部保育園	子ども発達センターによる委託
H25年4月	なかよし保育園	(株)日本栄養給食協会
H26年4月	泉が丘保育園	イトランド(株)
H28年4月	大谷保育園	恵産業(株)
	ゆずのこ保育園	イトランド(株)
H29年4月	東浦保育園	恵産業(株)
H31年4月	松原保育園	(株)日本栄養給食協会
R3年4月	竹林保育園	(株)日本栄養給食協会
R5年4月	北雀宮保育園	富士産業(株)

【営繕業務の外部委託】

年 月	実施園	委託業者
R2年4月	公立保育園 10 園	仲田総業(株)

(4) 公立保育所等の入所数推移

【公立保育所・私立保育所・認定こども園の施設数、定員、児童数、入所率推移】

年度		H27			H28			H29			H30		
		公立	私立	認定	公立	私立	認定	公立	私立	認定	公立	私立	認定
施設数		10	65	13	10	67	15	10	67	17	10	67	17
入所定員(人)	A	1,380	5,965	878	1,380	6,075	996	1,380	6,125	1,150	1,380	6,215	1,160
入所児童数(人)	B	1,386	6,325	768	1,368	6,442	966	1,427	6,612	1,241	1,443	6,754	1,334
入所率(%)	B/A	100.4	106.0	87.5	99.1	106.0	97.0	103.4	108.0	107.9	104.5	108.7	115.0
年度		R元			R2			R3			R4		
		公立	私立	認定	公立	私立	認定	公立	私立	認定	公立	私立	認定
施設数		10	67	20	10	67	21	10	67	26	10	73	26
入所定員(人)	A	1,380	6,465	1,386	1,380	6,673	1,550	1,380	6,693	1,868	1,380	6,863	1,880
入所児童数(人)	B	1,410	6,929	1,528	1,372	7,183	1,739	1,289	7,068	1,916	1,157	6,968	2,104
入所率(%)	B/A	102.1	107.1	110.2	99.4	107.6	112.1	93.4	105.6	102.5	83.8	104.1	112.6

(参考)

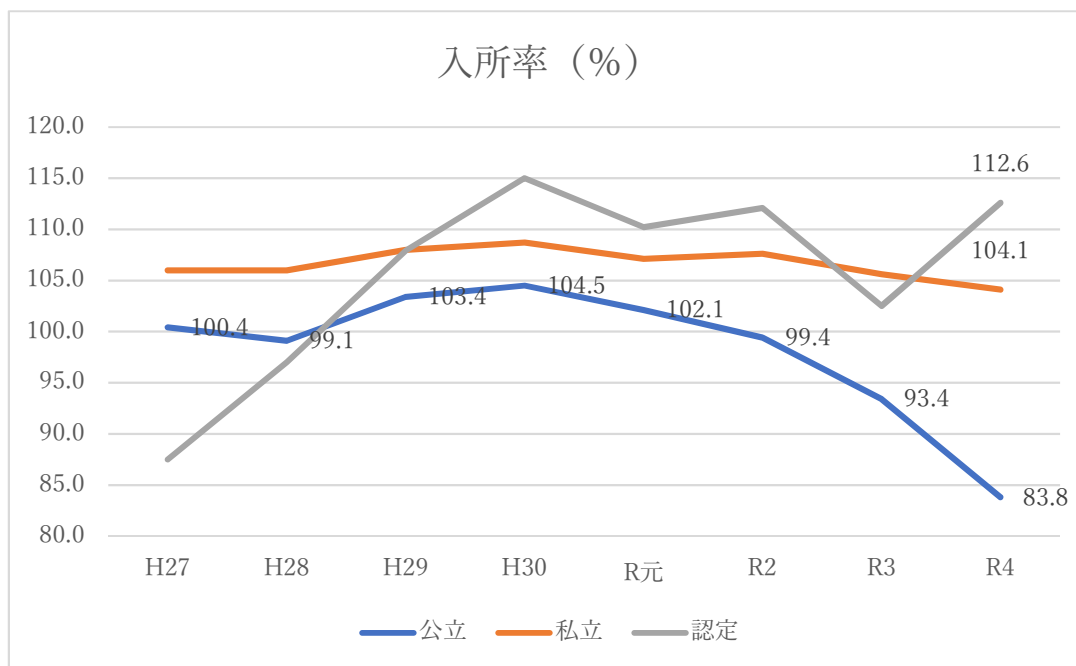
平成 10 年度から平成 26 年度までの入所率平均

公立保育所 107.4% (平成 10 年度 23 施設、平成 26 年度 12 施設)

私立保育所 107.7% (平成 10 年度 34 施設、平成 26 年度 70 施設)

認定こども園は制度開始前のためなし。

【入所率推移】



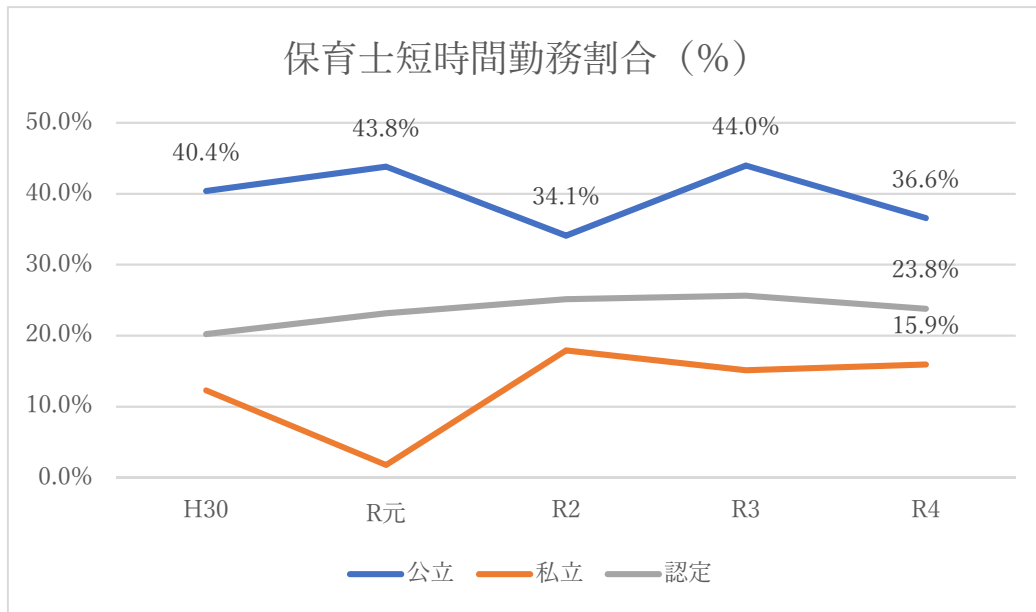
(5) 公立保育所等の保育士推移

区分		H30			R元			R2		
		公立	私立	認定	公立	私立	認定	公立	私立	認定
保育士	A	359	1,442	653	379	1,472	700	437	1,568	732
うち会計 年度任用 職員※1	B	249			259			251		
会計年度 任用職員 割合	B/A	69.4%			68.3%			57.4%		
うち短時 間勤務者 ※2	C	145	177	132	166	26	162	149	281	184
短時間勤 務者割合	C/A	40.4%	12.3%	20.2%	43.8%	1.8%	23.1%	34.1%	17.9%	25.1%
保育士以外		49	422	189	48	342	212	60	478	242
合計		408	1,864	842	427	1,814	912	497	2,046	974
区分		R3			R4					
		公立	私立	認定	公立	私立	認定			
保育士	A	382	1,499	885	331	1,512	874			
うち会計 年度任用 職員※1	B	255			237					
会計年度 任用職員 割合	B/A	44.0%			71.6%					
うち短時 間勤務者 ※2	C	168	227	227	121	241	208			
短時間勤 務者割合	C/A	44.0%	15.1%	25.6%	36.6%	15.9%	23.8%			
保育士以外		79	466	282	59	465	289			
合計		461	1,965	1,167	390	1,977	1,163			

※1 R元年度以前は非常勤嘱託員と呼称。

※2 短時間勤務者は、1日6時間未満又は月20日未満の保育士。

【保育士短時間勤務者割合】



(6) 公立保育園整備事業

「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公立保育所が果たす機能等の維持に取り組む。

【実施状況・推移・摘要】

年度	H30	R元	R2	R3	R4
件数	3園	4園	9園	5園	2園
実施園内容	大谷保育園シャワーパン設置工事 竹林保育園空調設備改修工事(繰越案件) 北雀宮保育園屋上防水改修工事	松原・東浦保育園防災設備改修工事 泉が丘・なかよし・石井保育園空調設備改修工事 石井保育園電気設備改修工事 なかよし保育園動力設備改修工事	石井保育園空調設備改修工事 松原保育園ブランコ改修工事 大谷保育園ほか8園監視カメラ設備設置工事 雨水貯留タンク設置工事(竹林・松原・北雀・東浦・ゆずのこ)	大谷保育園空調設備改修工事 泉が丘保育園電話設備改修工事 竹林保育園乳児室系統空調設備修繕工事 松原保育園雨水排水整備工事 なかよし保育園調理室厨房機器設備修繕工事	ゆずのこ保育園空調設備改修工事 ゆずのこ保育園電気設備改修工事 石井保育園屋外階段修繕工事
金額	3,462千円	17,669千円	63,109千円	21,622千円	26,991千円

3.1.1.2 関係法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法
第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画

3.1.1.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、公立保育所のあり方検討の内容、経緯について理解し、公立保育所の運営、利用状況に関する資料の閲覧、分析及び担当者への質問を実施した。

3.1.1.4 監査の結果

(1) 公立保育所の位置付けの見直し（意見）

宇都宮市は第2次宇都宮市子ども・子育て事業計画において、現在10ある公立保育所について、4の基幹園は、地域の子育て拠点施設であり、中核的な役割と機能を担うほか、研修などを通して各園の保育の質の維持・向上を図っていく必要があることから、保育需要の動向に関わらず、現行の施設数・配置を維持し、研修・相談機能や医療的ケア児の受け入れ態勢の強化など、機能拡充を図っていくこととしており、6の当面存続園（うち松原保育園令和6年4月民営化予定）については、保育ニーズの高い地域にありながら、入所率（定数調整機能）の低下など、十分に役割を果たすことが難しい園については、今後のあり方を検討していくとしている。

平成27年度から令和4年度までの公立保育所の入所率推移をみると、令和2年度までは私立保育所や認定こども園より若干低いものの、ほぼ100%の入所率を保っていたことが分かる。また、平成10年度から平成26年度までの平均入所率をみても、公立保育所と私立保育所との差異は認められないが、令和3年度以降低下し、令和4年度の入所率は83.8%となっている。その理由について宇都宮市は、多様化、複雑化する保育ニーズの中で私立保育所等が選択されやすくなっていること、施設が老朽化していることが要因としている。

しかし、施設の老朽化に関しては、第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立保育所が果たす機能等の維持に取り組む方針であるため、公立保育所において近年大規模改修工事等が行われていないことの影響も考えられる。民営化によらず公立保育所のままでも、リニューアル、建て替えを行うことでも対応可能といえる。

また、「多様化、複雑化する保育ニーズの中で私立保育所等が選択されやすくなっていること」についても、長年支持されてきた公立保育所が突然選択されにくくなるほど、ここ数年で保育ニーズの変化があったかどうかについては疑問がある。安心できる標準的な保育に対するニーズが最も根源的な保育ニーズであるから、そのニーズが充足できているか批判的に検討する必要がある。たとえば、保育士の短時間勤務者割合推移をみると、公立保育所は私立保育所及び認定こども園に比べ短時間勤務者割合が高い。また、宇都宮市の短時間勤務保育士は会計年度任用職員であり、平均的な正規職員より給与水準が低く、会計年度（1年間）の有期の任用であり、期末手当以外の手当がないなどの任用環境である。宇都宮市は、午睡の時間や朝夕の短時間のみ従事する職員を任用することで、ピーク時間や正規職員が手薄な時間の業務を補っており、保育の質に対する影響はないものと考えているとのことだが、短期任用の職員が多くを占める場合、利用者は保育の質や継続性に不安を感じるのではないかと推測される。

さらに、公立保育所は10園すべて、発達支援児保育、延長保育（1時間）を行っているが、一時預り保育については、旧上河内町・河内町の施設であったゆずのこ及びなかよし保育園の2園のみが実施しており、地域の子育て支援拠点となる子育てサロンを併設する園は6園である。両事業はニーズ調査においてニーズが認められる事業であるが、その確保策を民間に委ね、公立保育所が行わないのであれば、公立保育所に対する期待を損なうものとする。

児童福祉法第24条1項において、「市町村は、（中略）児童を保育所において保育しなければならない」とされる。はたして、教育・保育提供区域5区域のうち、中央区域と北西部区域に基幹園が存在しない現行計画で、公立保育所の設置は今後十分といえるか疑問である。公開保育や第三者評価など、保育の質に資すると考えられる取り組みについては、公立保育所では積極的に実行されているが、民間園については推進するに留まり、実行のモニタリン

グ等が行われていない。また、施設長連絡会についても、公立保育所についてはほぼ毎月実施されているが、民間園を含めた連絡会については年2回（令和4年度）の開催となっている。こうしたことから、宇都宮市保育課との意思疎通、連携という点においても公立保育所の果たす役割は大きい。

令和7年度には第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画が策定されるが、公立保育所の位置付けについては、解決可能な建物の老朽化や、多様化する保育ニーズという概念に拠らず、将来に渡って児童福祉法の保育責任を果たすために、公立保育所の必要性や教育・保育提供区域（現行計画では5区域）にそれぞれいくつ必要かの議論を行うべきと考える。またそれに伴って、必要な常勤保育士数を見直すこと、および民間園に比べて高くなっている現在の保育士短時間勤務者割合について見直すことも検討すべきと考える。

3.1.2 送迎保育ステーション事業

3.1.2.1 事業の概要

(1) 目的

年間を通した待機児童の解消に向けた取組として、JR宇都宮駅東口周辺におけるマンションの建設等による局所的な保育ニーズの高まりへの対応と保護者の送迎負担の軽減を図るため、駅東口周辺に送迎保育ステーションを設けて送迎保育を実施するもの。

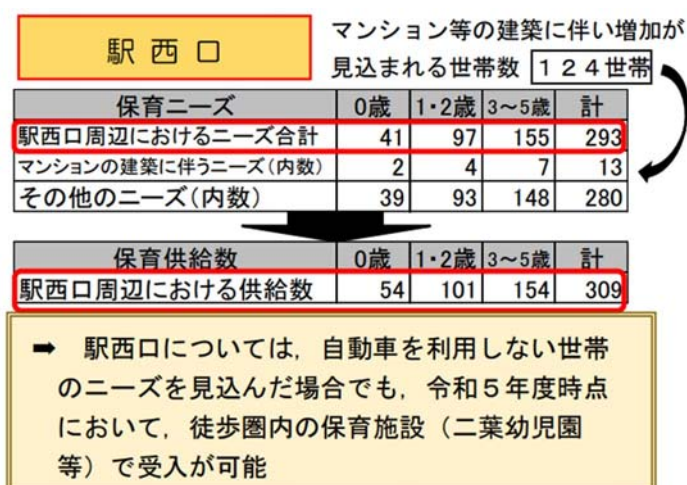
(事業沿革)

- 平成30年度 新たな保育需要への対応について二役報告 ⇒ 事業の検討開始
- 令和元年度 第2期宇都宮子ども・子育て支援事業計画の策定
 - 2年度 実施計画において「小規模保育施設を併設した送迎保育事業の実施」の必要性を承認
 - 3年度 送迎保育事業について政策会議実施、事業者の公募実施⇒事業実施者の決定
 - 4年度 送迎保育ステーション未来、併設小規模保育施設（駅ひがし保育園）の施設整備（4月～6月）

※課題と対応案（「令和3年11月22日 政策会議資料」より抜粋）

- ・ 駅周辺等における保育ニーズについて

➡ 計画では将来展望型人口推計を元に保育ニーズを見込んでいる中、マンション等の建築に伴い、駅周辺等において見込まれる「通勤時に自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」への対応を図る。



駅東口 マンション等の建築に伴い増加が見込まれる世帯数 351世帯

保育ニーズ	0歳	1・2歳	3～5歳	計
駅東口周辺におけるニーズ合計	62	111	155	328
マンションの建築に伴うニーズ(内数)	6	12	17	35
LRTの整備に伴うニーズ(内数)	8	16	24	48
(マンション・LRTの重複人数)	-1	-1	-1	-3
その他のニーズ(内数)	49	84	115	248

保育供給数	0歳	1・2歳	3～5歳	計
現在見込んでいる供給数	58	99	126	283

不足が見込まれる受皿の数	0歳	1・2歳	3～5歳	計
	4	12	29	45

➡ マンションの建築動向により、今後、増加することが見込まれる。

課題

駅周辺については、計画の内数だが、自動車を利用しないことにより徒歩圏内の施設を希望する世帯が上記のとおり見込まれ、駅東口に特化した需給状況を見ていく中で、今後最低50人分の受け皿の確保が必要になると考えられる。

対応案

対応案	内容	定員	対象年齢	事業費	国庫補助	メリット	課題
対応案①	分園の整備	原則30名以内	0～5歳	98,280千円～	保育所等整備交付金	本園を運営する、実績ある事業者による安定した事業が期待できる	用地の確保が難しい
対応案②	認可保育所の整備	50名程度	0～5歳	130,117千円	保育所等整備交付金	1施設で必要となる整備量の確保が可能	用地の確保が困難
対応案③	小規模保育事業の整備	19名以内	0～2歳	58,818千円	保育所等整備交付金	ビルテナント等で実施可能で、開設が比較的容易	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎に係るノウハウを持った事業者の確保や、協力園の理解促進 ・安心・安全な実施体制の構築
	送迎保育の実施(送迎センターの整備)	30名程度	3～5歳 ※要検討	60,046千円(初年度)	保育対策総合支援事業費補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的定員に余裕のある郊外部の既存保育施設の最大限の活用が可能 ・ビルテナント等で実施可能で、用地確保が比較的容易 ・日中の時間を活用した一時預かり等、付加的なサービスの実施が可能 	

➡今後の保育ニーズに柔軟に対応できる小規模保育事業及び送迎保育を実施する

(2) 実施場所の選定方法

局所的な保育ニーズへの対応策として、徒歩での送迎を前提としたJR宇都宮駅東口周辺において、駅東口から徒歩10分圏内のテナント（建物床面積約200㎡、送迎バス駐車スペース、2階以上の場合は2方向避難）を確保するため、テナント取扱い業者等に確認したところ2候補地を選出し、優位性のある②サンライズ宇都宮を選定した。

候補地		① A	② サンライズ宇都宮
賃借面積		600㎡弱 ※1階及び2階	248.16㎡ ※1階
賃料		総賃料：2,000,000円/月 保証料：3か月分	総賃料：990,924円/月 保証料：4か月分
施設環境		採光弱 窓による換気弱	採光あり 窓による換気あり
アクセス	JR 宇都宮駅	徒歩：約4分	徒歩：約6分※1
	LRT 東宿郷	徒歩：約1分	徒歩：約2分
併設小規模代替 園庭アクセス		徒歩：約3分	徒歩：約4分
総評		駅前の通りに面しており、公共交通機関からのアクセスはよいが、保育を実施する上で課題があるほか、賃料が高額である。	公共交通機関からのアクセスがよく、小規模を含めた保育環境が整っている。賃料については東口の築浅物件として平均的である。
評価		×	○

※1 宇都宮市の検討では徒歩約6分となっていたが、監査時点において、インターネット地図サイト、及び、同候補地別物件の入居募集広告で確認した所、徒歩9分となっている。

・送迎保育事業実施場所

- 送迎保育事業実施場所（サンライズ宇都宮）
- マンション建設予定地



(3) 実施場所の確保方法

宇都宮市において借り上げるか委託事業者側で用意するかを検討した結果、宇都宮市のみで借り上げることにした。

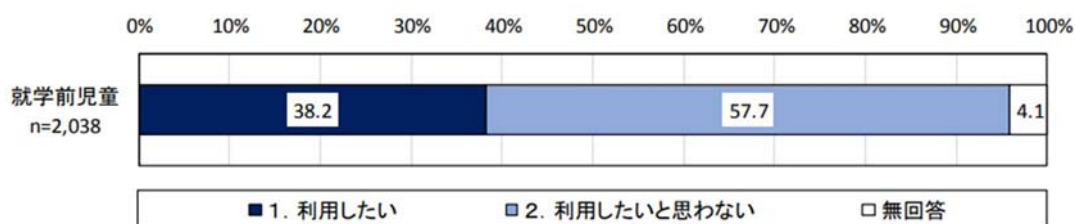
	実施場所	総合評価
市のみ	(メリット) ・駅前での実施場所を市が用意することで確実に実施できる。 ・同一敷地での公募となることで場所の優位性ではなく、保育の内容による比較ができ、事業者間での公平性が保たれる。 ・事業者による実施場所選定に係る時間がなくなることにより、提案内容の検討にかかる時間が増え、よりよい提案を受けることができる。 (デメリット) ・委託事業者決定までにテナント契約に係る財政負担がある。	◎
事業者提案のみ	(メリット) ・委託事業者が決定するまでの財政負担がない。 (デメリット) ・駅周辺の空きテナントが限られているため、事業者間で公平性が保たれない。 ・小規模保育施設を実施する際、近隣保育施設に了承を得る必要があり、スピードのある対応ができない。	△
市 + 事業者提案	(メリット) ・市が用意することで確実に実施できる。 ・市が用意する物件を含めた公募となることで場所の優位性ではなく、保育の内容による比較ができ、事業者間での公平性が保たれる。 (デメリット) ・事業者提案のテナントを選定した場合、市で確保したテナントの解約手続き等に係る負担が発生する。 ・小規模保育施設を実施する際、近隣保育施設に了承を得る必要があり、スピードのある対応ができない。	○

(4) ニーズ調査の結果（「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」より抜粋）

送迎サービスの利用希望について

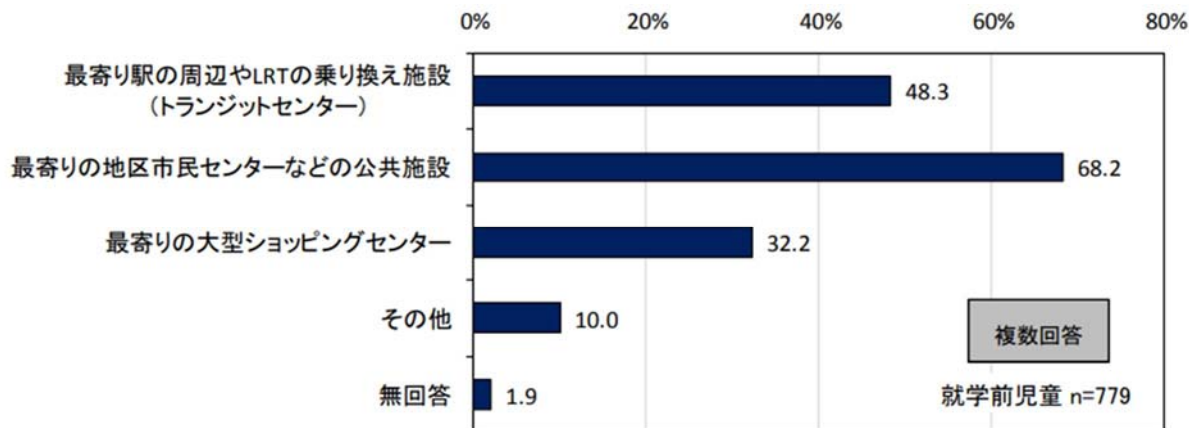
① 送迎サービスの利用希望

○ 送迎サービスの利用希望は4割弱となっており、一定の利用ニーズがあるものの、利用したくない人の割合が、利用を希望する人の割合を上回っています。



② 送迎サービスの利用希望場所

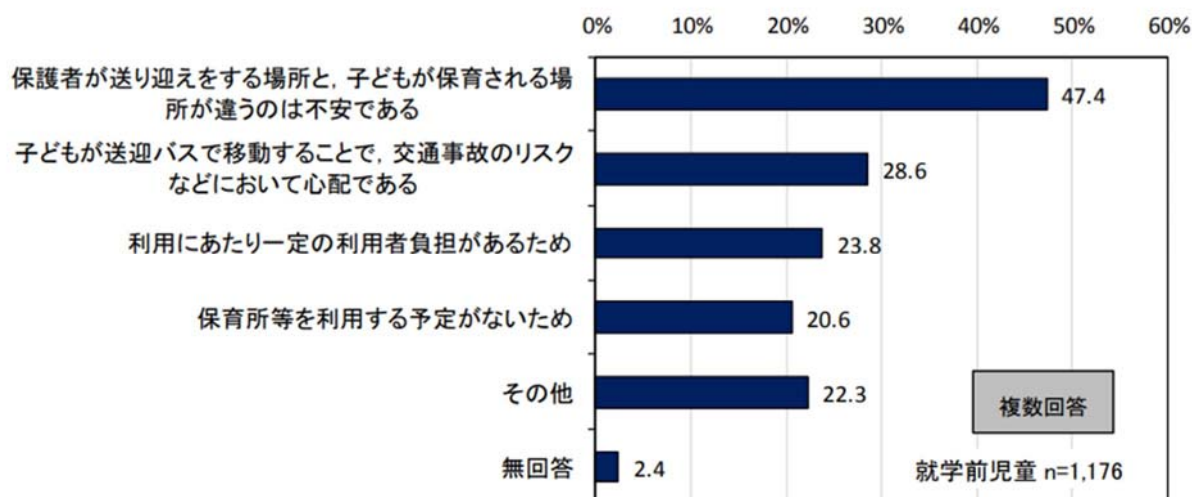
○ 送迎サービスの利用希望場所は、「最寄りの地区市民センターなどの公共施設」が7割弱で最も高く、次いで「最寄りの駅周辺やLRTの乗り換え施設」の5割弱となっています。



③ 送迎サービスを利用したくない理由

○ 送迎サービスを利用したくない理由については、「保護者が送り迎えをする場所と、子どもが保育される場所が違うのは不安である」が5割弱で最も高くなっています。

○ その他の理由を挙げている世帯も一定数おり、送迎サービスの導入には課題がある状況が窺えます。



(5) 事業内容

朝・夕方に幼児専用バスにて送迎先となる保育所又は認定こども園へ送迎を行い、その前後において預かりを実施するもの。

(6) 施設場所・対象児童等

場 所	宇都宮市東宿郷 2 丁目 18-2 サンライズ宇都宮 1 階
名 称	送迎保育ステーション未来
開所日時	月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始除く）／7 時～20 時
実施事業者	社会福祉法人 峰陽会
対象児童	本市より 2 号認定を受け送迎先施設に入所している 3 歳児以上の児童
定員	30 名（最大 50 名）
料金※	月額 2,000 円（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、里親等は 0 円）
延長利用料※	日額 250 円 月額 2,800 円 （生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、里親等は 0 円）

(7) 送迎先の対象施設（延べ 13 園）

宇都宮保育園	御幸保育園
今泉保育園	宇都宮大学まなびの森保育園
不動前保育園	あさひの保育園
ようとう保育園	ひので保育園
認定うつのみやこども園東うつのみや保育園	認定こども園さくらが丘
認定こども園清愛幼稚園	松ヶ峰幼稚園認定こども園
認定こども園愛隣幼稚園	

(8) 利用児童数

令和 5 年 7 月（開所より 1 年経過） 9 名

(9) 決算額・予算額

令和 4 年度決算額 33,996 千円

（内訳）人件費：14,382 千円、施設運営費（事業費）：7,216 千円、送迎バス購入費：12,398 千円

令和 5 年度予算額 33,533 千円

（内訳）人件費：21,168 千円、施設運営費（事業費）：12,365 千円

3.1.2.2 実施した監査手続

事務概要を把握し、送迎保育事業の実施計画、予算・決算、利用状況に関する資料の閲覧、分析及び担当者への質問を実施した。

3.1.2.3 監査の結果

(1) 実施場所選定方法の再検討（意見）

宇都宮市は、現行計画である「第 2 期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年 3 月）において、教育・保育施設や地域型保育事業の供給基盤整備等にあたっての単位となり、施設等の認可における需給調整の判断基準となる、教育・保育提供区域について、第 1 期計画策定時の 8 区域から 5 区域とする見直しを行った。これは、施設数が増加したことと、保護者等の移動範囲が自動車通勤等により拡大したことによるものである。

本事業は、J R 宇都宮駅周辺におけるマンションの建設等による局所的な保育ニーズの高まり、特に「通勤時に自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」への対応として行われたものである。監査においては、実施場所選定方法が、そのニーズに十分に合致するものであったか検討した。

宇都宮市は、駅東口において3歳未満児16名、3歳以上児29名の受皿が不足することが見込まれるとし、小規模保育事業及び送迎保育事業を実施することとしている。送迎保育事業において3歳以上児30名以上の利用を想定するものだが、実施場所を確保する要件として、駅東口から徒歩10分圏内を上げているが、徒歩利用の場合、徒歩1分と徒歩10分では利用対象者に大きな違いが生じる。

下表は、送迎保育ステーション設置場所についてJ R 東北新幹線停車駅所在市との比較である。小山市（小山駅）においては徒歩1分、また、さいたま市（大宮駅）においても徒歩4分の距離に送迎保育ステーションが設置されており、徒歩10分圏内は要件設定として緩いと考える。

J R 東北新幹線停車駅所在市との比較

県	市	新幹線駅	距離 (m)	徒歩 (分)	併設施設
埼玉県	さいたま市	大宮	300	4	子育て支援センター
栃木県	小山市	小山	60	1	小規模保育所
	宇都宮市	宇都宮	650	9	小規模保育所
	那須塩原市	那須塩原			設置なし

※ 距離及び徒歩は、各自治体公表のものではなく、インターネット地図サイトによる。

また、実施場所の候補検討において用いられた下図（再掲）において、マンション建設予定地と実施場所を示している。実施場所から見て左側のマンション住民が利用した場合、J R 宇都宮駅まで徒歩2分である所、送迎保育ステーションを経由すると約14分かかるとなり、利便性は低い。右側のマンション（2棟）住民が利用した場合、徒歩でJ R 宇都宮駅利用にて通勤する場合、通勤経路からの大きな逸脱はなく利便性はあると推測できるが、L R Tを利用しJ R 宇都宮駅利用にて通勤する場合、東宿郷駅で下車することとなり利便性は高いと言えない。もちろん、これらのマンションだけが政策の対象ではないが、検討に用いられている以上、実施場所候補の利用対象として説得力がある必要があると考える。



よって、宇都宮市の行った実施場所選定方法は、JR 宇都宮駅東口周辺で見込まれる定員 30 名以上の「通勤時に自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」に対するものとして、政策会議を経て現在地を当事業の実施場所に選定したとのことであるが、そのニーズに十分に合致するものであったか疑問がある。改めて、通勤時に自動車を利用しない世帯の保育ニーズを詳細に調査し、定員の調整、実施場所の移転等を検討すべきと考える。

(2) 実施場所確保方法の再検討（意見）

本事業実施にあたり、宇都宮市は駅周辺の用地確保が困難なこと等を理由に、事業実施場所について、事業者提案によらず宇都宮市のみにより確保することとした。本事業の受託者は、宇都宮市で契約した実施場所において、借主の地位を継承して事業を行うため、事業開始後は受託事業者が借主となるとしても、賃料は宇都宮市から委託料に含め支出されるため、実質的には、宇都宮市が長期間の不動産賃貸借契約を、一者随意契約で行ったことに等しい。

過去において宇都宮市では、民間保育所等の新設整備については、運営を担う事業者が将来にわたり、自らの特徴を最大限に活かすことができるよう、提供区域や敷地面積・利用定員数などの公募条件を満たしたうえで、整備用地も含めて提案することを原則としているため、新園整備については、公立園の民営化（民間移管型等）を除き、宇都宮市のみで実施場所を確保したことはないとのことである。

宇都宮市は、今回の事業実施場所確保について、その性質又は目的が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）として、一者随意契約によったとのことであるが、監査において、競争入札（今回においては事業者提案）によらず、一者随意契約によることができる相当の理由（特殊性、緊急性など）が認められるか検討した。

まず、特殊性が認められるかであるが、J R 宇都宮駅周辺で条件（駅東口から徒歩 10 分圏内のテナント（建物床面積 200 m²、送迎バス駐車スペース、2 階以上の場合は 2 方向避難））に合致する物件は限られているが、宇都宮市の確保した実施場所は一般に広く募集されていた物件である。宇都宮市は、実施場所の探索にあたって、不動産業者 2 社に紹介を求めたのみであり、他の関連部署や県等への働きかけを行っていない。宇都宮市は政策会議において、宇都宮市が物件を確保することにより公募を確実に実施できる点、実施場所が確保されることにより物件の優位性ではなく、保育内容による比較となる点が優れていることから、送迎保育事業等の実施場所を宇都宮市が確保したうえで事業者提案を募ったとのことであるが、物件確保についても事業者提案の手法を用いれば、条件を満たす物件（公表・非公表とも）を確保できた可能性が高いと考えるから、宇都宮市のみで物件を確保する特殊性は低いと考える。

また、緊急性についても同様に、事業者提案によっても同様の実施場所の確保が可能であったと考えられるため、宇都宮市のみで確保する緊急性は低いと考える。

なお、宇都宮市は、前述の通り、宇都宮市のみで確保することのメリットとして、同一敷地での公募となることで、場所の優位性ではなく保育の内容による比較ができ、事業者間での公平性が保たれること等を挙げているが、本事業は、通勤時に自動車を利用しない世帯の保育ニーズへの対応として行われたものであり、場所の優位性が特に重要な事業であると考えられ、宇都宮市が示す理由は事業実施場所を宇都宮市のみで確保するまでのメリットとはならないと考える。

以上より、今回の事業実施場所確保について、一者随意契約によることとした真にやむを得ない理由があるとは認められず、今回の確保方法が妥当であったかあらためて検討すべきと考える。

(3) 不動産賃貸借契約に係る規定・ガイドライン等の整備（意見）

本事業において、宇都宮市は5年間の賃貸借契約を結び、受託者に借主の地位を継承させている。児童福祉施設として建物を賃借すれば、利用目的に合った改修また退去時に現状復帰が必要となるため、契約期間は5年であるとしても、5年間で退去することは経済合理性が乏しく、10年20年といった長期契約となることが想定される。なお、厚生労働省通知においても、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、建物の賃貸借期間を10年以上とすることが助言されている。

本事業において、送迎保育ステーション事業と併せて地域型保育事業を同じ賃借物件で行っている。合計賃料は月額約99万円であり、仮に10年間賃借した場合、約1億1,891万円の賃料が発生する。

長期契約となることが想定され金額的に重要性のある不動産賃貸借取引については、特に透明性、公正性が求められると考えるため、宇都宮市に当該不動産賃貸借契約に係る規定等について質問した所、特段の規定等はないとの回答であった。

自治法第96条第1項において、不動産（土地を除く）の買入れ売払い契約については、予定価格が1件6,000万円以上（宇都宮市条例による基準）である場合、議会の議決に付さなければならないとされているが、不動産賃貸借契約については定めがない。

不動産賃貸借契約は、不動産の買入れ受払い契約に準じて、多額の財政負担を伴う可能性のある取引であるから、特に透明性、公正性を担保する必要があると考える。今回のように受託事業者が最終的な借主となる場合なども含めて、宇都宮市が物件を選定する場合は、一定の期間や金額を超える不動産賃貸借契約については、競争入札によることや、随意契約とする場合の具体的な要件などを定めた規定・ガイドライン等を整備することを検討すべきと考える。

3.1.3 地域子育て支援拠点事業

3.1.3.1 事業の概要

(1) 目的

地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談指導・育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を推進する。

(2) 施設状況（公立7園、民間5園）

公立サロン

- ・子育てサロン中央 保健センター内（平成7年5月8日）
- ・子育てサロン石井（平成13年4月1日）
- ・子育てサロン竹林（平成16年4月5日）
- ・子育てサロン西部（平成19年4月2日）
- ・子育てサロンゆずのこ（平成19年4月2日）
- ・子育てサロンなかよし（平成19年4月2日）

- ・子育てサロン北雀宮（平成 20 年 4 月 1 日）

民間サロン

《5 日型》

- ・子育てサロンみずほの（平成 13 年 5 月 1 日）
- ・子育てサロンとまつり（平成 19 年 4 月 2 日）
- ・子育てサロンとよさとなかよし広場（平成 22 年 7 月 1 日）

《3～4 日型》

- ・子育てサロン宝木（平成 16 年 4 月 12 日）
- ・子育てサロンやよい（平成 20 年 4 月 1 日）

※ 民間サロンについては、宇都宮市の補助事業として実施している。

(3) 関係法令等

○子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 4 年 10 月 20 日改正）抜粋

事業・区分	基準額	対象経費	
地域子育て支援拠点事業	1 運営費（1 か所当たり年額）	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	
	(1) 一般型		
	ア 基本分		
	(ア) 3～4 日型		
	・職員を合計 3 名以上配置する場合		5,700,000 円
	・職員を合計 2 名配置する場合		4,199,000 円
	(イ) 5 日型		
	・常勤職員を配置する場合		8,398,000 円
	・非常勤職員のみを配置する場合		5,149,000 円
	イ 加算分		
	(イ) 子育て支援活動の展開を図る取組		
	3～4 日型		1,555,000 円
	5 日型		3,306,000 円
6～7 日型	2,931,000 円		
(イ) 地域支援	1,518,000 円		
(ウ) 特別支援対応加算	1,062,000 円		
(エ) 研修代替職員配置加算 1 人当たり年額	22,000 円		
(オ) 育児参加促進講習休日実施加算	400,000 円		

(4) 推移

子育てサロン利用者数 (人/年)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
中央	21,677	20,059	7,762	10,346	9,894
石井	16,271	12,696	4,528	4,802	4,885
竹林	13,590	11,393	4,915	4,897	4,767
西部	24,676	22,759	5,845	6,804	7,869
北雀宮	11,857	10,317	3,493	4,852	4,873
ゆずのこ	2,553	2,294	788	999	1,252
なかよし	11,144	6,718	2,927	3,184	3,132
みずほの	7,302	5,818	2,171	2,285	2,906
宝木	4,524	3,520	1,544	2,187	3,265
とまつり	5,264	2,954	1,027	1,383	1,186
やよい	624	406	65	166	194
とよさと	3,549	3,102	1,966	2,080	2,637
計	123,031	102,036	37,031	43,985	46,860

子育てサロン相談件数（件／年）

	H30			R元		
	来訪	電話	合計	来訪	電話	合計
中央	731	37	768	824	17	841
石井	702	4	706	613	1	614
竹林	1,206	11	1,217	840	3	843
西部	872	8	880	846	5	851
北雀宮	692	5	697	476	170	646
ゆずのこ	421	13	434	454	26	480
なかよし	345	3	348	447	1	448
みずほの	43	2	45	29	0	29
宝木	191	7	198	156	0	156
とまつり	224	0	224	95	1	96
やよい	152	274	426	82	1	83
とよさと	152	2	154	121	3	124
総計	5,731	366	6,097	4,983	228	5,211

	R2			R3			R4		
	来訪	電話	合計	来訪	電話	合計	来訪	電話	合計
中央	1,206	14	1,220	1,834	67	1,901	1,030	42	1,072
石井	433	4	437	511	11	522	249	7	256
竹林	557	2	559	262	4	266	388	8	396
西部	955	4	959	1,588	18	1,606	1,115	14	1,129
北雀宮	218	1	219	926	7	933	974	3	977
ゆずのこ	241	4	245	172	0	172	49	0	49
なかよし	474	6	480	773	4	777	459	17	476
みずほの	12	0	12	6	0	6	2	1	3
宝木	234	12	246	200	0	200	205	1	206
とまつり	123	1	124	127	0	127	192	0	192
やよい	1	0	1	2	108	110	1	96	97
とよさと	132	3	135	33	7	40	14	0	14
総計	4,586	51	4,637	6,434	226	6,660	4,678	189	4,867

(5) 主なる子育て支援講座一覧

事業名	目的	令和4年度参加数 (令和元年度参加数)
ファミリー遊ゆう 夏祭り	核家族化や新型コロナウイルス感染症等の流行等により、人と人が触れ合う機会が減少し、子育て家庭の孤立が進む中、親子が気兼ねなく集い、つながりあうこのできる場を通し、豊かな体験の中で親子の関係を深める機会となるよう実施する。(令和3年～)	15組 37名 (中止)
グランパ・グランマ 孫まご講座	孫とどう関わって良いのか戸惑う祖父母も多い中、自信を持って孫と関わったり、育児のサポートが行なえるよう、祖父母の役割りや、最新の情報を知る機会とする。(15年度～)	9人 (18人)
わくわく 保育園体験	在宅で子育てをしている親子が保育園体験に参加し、同年齢の子どもの発達や保育士と子どもの関わりを知り、また、園長のアドバイス等を通じ子育ての不安解消や子育てについて学べる機会とする。(19年～)	85組 173人 (116組 232人)
中高生と乳幼児 のふれあい体験	多感期である中学・高校生が、子育てサロン及び公立保育園において、乳幼児と直接ふれあう交流事業を通じ、関わり方を学び小さな子どもを慈しむ気持ちを育てる。また、自分の生き立ちを振り返り、自他の存在生命の尊さに気づくなど、これから親になる子どもたちの育成を図る。(17年度～)	39人 (143人)
赤ちゃんステキ 広場(フレマ・ プレパのふれ あい体験)	出産を控えた夫婦が、出産を経験した夫婦や赤ちゃんとの交流を通して、出産、育児へのイメージが図れるようにする。また、育児中の夫婦においても、出産、育児の経験を話すことにより、自分たちの子育てを肯定的に受け止め、積極的な育児へと意識や自信が持てるよう支援する。(20年度～)	13組 26人 (78人)
子育 て サークル支援	乳幼児を持つ親同士が交流により、育児不安を解消するとともに、豊かな心を持ち地域全体で子育てする基盤づくりができるよう支援する。(7年度～)	支援サークル数 9サークル (12サークル)
ファミリーエンジョイ 事業 (サロンまつり)	子育て家庭の親子を対象に、広々とした戸外で行う催しに参加する機会を設けることで、解放感を味わいながら親子で楽しい時間を共有するとともに、同じ子育て中の親子と交流することで、子どもと過ごす楽しさや喜びへと繋げていく。	中止 (1,000人)
ファミリーエンジョイ 事業 (人形劇鑑賞コン サート親子リトミ ック)	子育てサロン利用者や地域の親子を対象に人形劇や親子リトミック、コンサートに参加する機会を提供し、親子で楽しい時間を共有することで、子どもと過ごす楽しさや喜びへと繋げていく。	154組 328人 コンサートは中止 (172人)

(6) 決算

令和4年度決算

公立子育てサロン事業費	3,264千円
地域子育て支援拠点事業費補助金（民間サロン）	31,750千円

【決算推移（民間サロン）】

単位：千円

年度	H30	R元	R2	R3	R4
5日型	23,853	24,456	24,810	25,194	23,352
3～4日型	7,834	8,022	8,214	8,388	8,398
合計	31,687	32,478	33,024	33,582	31,750

3.1.3.2 関係法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

3.1.3.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、地域子育て支援事業の法令等、決算、利用状況に関する資料の閲覧、分析及び担当者への質問を実施した。

3.1.3.4 監査の結果

(1) 地域子育て支援拠点事業費補助金（民間サロン）に係る要綱の不整備（指摘）

宇都宮市は本補助事業実施にあたって、国が定めた子ども・子育て支援交付金実施要綱・交付要綱を根拠に補助を実施しているが、宇都宮市と事業者間において、様式、提出書類、確認内容等について定めた要綱等は存在していない。

つまり、宇都宮市は事業者に対して年2回の補助金交付申請及び年1回の補助金実績報告を求め補助要件適合等の確認を行っているが、様式、提出書類、確認内容等について規定がないまま事務を行っていることとなる。

令和4年度の補助金交付申請書及び補助金報告書を閲覧した所、実績報告書の支出金額が申請時の事業計画書上の支出予定金額と同一であり、実績報告書の支出額等内訳書においても、人件費、消耗品費等の内容について全く詳細な記載がないものがあつた。支出額が補助の対象として適合するか十分な検討を行っているか疑問がある状況である。

よって、当該補助金支給が補助の目的を達成するため適切に行われるよう、補助金交付を受けるための根拠として提出する様式、提出書類及び宇都宮市が確認する内容について定めた当該補助金に係る交付要綱を整備し、要綱に従っているかについて適切に確認した上で補助金の交付を行うべきである。

(2) 地域子育て支援拠点事業（民間サロン）の配置変更等の実施（意見）

令和2年度から令和4年度の子育てサロン運営においては、感染防止のため事前予約制を導入するなど対策を行った結果、多くのサロンで利用者が減少している。当該減少については必要な対応を取ったためと推測できるが、その影響を考慮してもなお、令和2年度以前より継続して利用者が著しく少ない民間サロンが認められるため、民間サロンの配置変更等の対応について質問を行った。

その結果、当該事業の実施主体は宇都宮市であり、市町村が認めた者へ委託等を行うことができるかとされているが、民間サロンの事業者を決定した際の募集要項等は保管されておらず、また前項の通り、宇都宮市と事業者間において要綱等はない。宇都宮市は、国の「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に準じて当該事業を実施しているとのことであるが、その要綱においても、事業期間、事業継続等について定めた規定等はないが、宇都宮市においては独自に巡回訪問などの機会を捉えて利用者増加に向けた助言等を行っており、現時点では配置変更等は予定していないとのことである。

地域における子育て家庭に対する支援を推進するため、効果的・効率的に事業を実施することが求められる所、利用者が長期間低迷しても配置変更等が行えない制度設計は妥当ではない。早急に、宇都宮市と事業者において、事業内容、事業期間、提出書類等について定めた当該補助金に係る要綱を整備し、利用者が著しく少ないサロンについては、事業者変更等の配置変更等を行うべきと考える。

(3) 子ども・子育て支援交付金加算対象事業実施の検討（意見）

地域子育て支援拠点事業に係る子ども・子育て支援交付金において、宇都宮市は制度開始から現在まで、開所日数、配置職員数に応じて決定される基本分のみを申請している。制度上、市町村以外の者が基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、特定の取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援グループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途加算の対象とするものとされている。

宇都宮市の民間サロンにおいては、公立サロン主催のわくわく保育園体験や、中高生と乳幼児のふれあい体験の受け入れをはじめ、各施設においても多様な子育て支援活動を実施している所であり、今後、さらに活動を支援していくためには、開所日数、配置職員数のみで決定される基本分のみではなく、加算分支給を受けられるよう宇都宮市が積極的に活用を促すべきと考える。

3.2 管理グループ

3.2.1 児童福祉施設の整備

3.2.1.1 事業の概要

(1) 目的

市内において保育所（分園を含む）を新設、既存の保育所を増改築、地域型保育事業等を実施する法人等に対し、児童福祉の増進に寄与するため整備費の一部を助成する。

(2) 助成内容

① 幼稚園の認定こども園への移行、既存保育所の増改築・分園整備、認可保育所の新設等

- ・保育所等整備交付金（国庫補助金）
- ・保育対策総合支援事業費補助金（国庫補助金）
 <保育所改修費等支援事業> ※賃貸物件のみ対象
- ・栃木県安心こども特別対策事業費補助金
 <保育所等緊急整備事業（県基金）>

補助率 補助基本額の 3/4（国：1/2、市：1/4） 通常

（国：2/3、市：1/12） 子育て安心プラン による嵩上げ※

※嵩上げ対象の拠りどころとなる制度

平成 24 年度～「先取りプロジェクト」

平成 25 年度～「待機児童解消加速化プラン」

平成 30 年度～「子育て安心プラン」

令和 3 年度～「新子育て安心プラン」

- ・幼保連携型認定こども園の整備に係る上乗せ（令和 2 年度～）

<認定こども園等整備事業者負担割合軽減補助金>（市単独補助）

補助率 補助対象経費の 1/6 ※上限額 25,000 千円

対象事業 既存幼稚園が市の指定する地域において幼保連携型認定こども園に移行するために要する整備事業

② 地域型保育事業への移行のための整備費補助（認可外の認可化）

- ・保育所等整備交付金（国庫補助金）
 <特別対策事業>（平成 28 年度～）
- ・保育対策総合支援事業費補助金（国庫補助金）
 <小規模保育改修費等支援事業> ※賃貸物件のみ対象

補助率 補助基本額の 3/4（国：1/2、市：1/4） 通常

（国：2/3、市：1/12） 新子育て安心プラン

(3) 実施状況

年度	法人	対象施設	定員
H30	(福) ともの会	ひので保育園	2号 71名 3号 39名
	(株) キープキャリエール	ゆめキララ。保育園ひらいで	3号 19名
	(学) 開陽舎	ひのおか森のナーサリー	3号 19名

年度	法人	対象施設	定員
R元	(学) やまざき学園	認定こども園釜井台幼稚園	2号 60名 3号 45名
	(学) 伊東学園	認定こども園伊東文化幼稚園	2号 69名 3号 33名
	(福) 峰陽会	まなびの森あずま保育園	2号 75名 3号 75名
	(福) 鶴西会	つるた保育園	2号 90名 3号 84名
	(福) なかよし会	こばと保育園	2号 60名 3号 60名
	(福) いずみ会	御幸保育園	2号 66名 3号 44名
	(福) 青葉学園福祉会	ゆいの杜保育園 (定員の変更)	2号 69名 3号 30名
		ゆいの杜保育園分園 テクノ保育園	2号 0名 3号 25名
(福) 渚会	希望保育園分園 やまびこ保育園	2号 15名 3号 15名	
R2	(学) 池田学園	認定こども園聖幼稚園	2号 60名 3号 30名
	(学) 岩本学園	認定みどりこども園	2号 51名 3号 39名
	(学) 江東学園	認定こども園陽南幼稚園	2号 60名 3号 35名
R3	(福) 白百合会	しらゆり幼児園	2号 75名 3号 65名
R4	(学) 静和学園	認定こども園静和幼稚園	2号 41名 3号 30名
	(学) 報徳会	ほうとく認定こども園	2号 68名 3号 36名
	(福) ともし	あいせんの森保育園	2号 74名 3号 66名
	(特非) パパママおうえん隊	東部ひよこ保育園	2号 66名 3号 54名
	(福) 藹藹会	ハートフルナーサリー分園	3号 9名
	(福) 愛親会	となりのみなみ保育園	2号 30名 3号 20名
	(福) 内木会	上横田よつば保育園第二分園	2号 30名

年度	法人	対象施設	定員
			3号 20名
	(福) 峰陽会	駅ひがし保育園 ※送迎保育ステーション併設 (賃貸物件 保育対策総合支援事業費補助金)	3号 19名
	(福) そらまめ会	そらまめ保育園	3号 19名
	(株) エクシオジャパン	サンライズキッズ保育園宇都宮園	3号 19名
	(株) リトル・ワンズ	しもぐり保育園	3号 19名
	(株) ピーエイケア	ココカラ雀宮 (賃貸物件 保育対策総合支援事業費補助金)	3号 19名

※注 複数年度に渡る整備については完了・開所年度に記載している。

3.2.1.2 関係法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法、保育所等整備交付金交付要綱

宇都宮市補助金等交付規則

宇都宮市保育所整備費及び運営費助成要綱

3.2.1.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、児童福祉施設の整備における交付の内容について理解した。平成30年度から令和4年度までの施設整備について、11件サンプリングし、児童福祉施設整備費補助金交付申請書及び実績報告書を閲覧し、担当者への質問を実施した。

3.2.1.4 監査の結果

(1) 開設準備費に係る証拠書類の保管不備（指摘）

児童福祉施設整備費補助金交付申請書及び実績報告書を閲覧した所、サンプル全11件中1件について、開設準備費に係る証拠書類（備品購入等に係る内訳書の写し）が保管されていなかった。担当者によると、内訳書の保管がされていなかったものの、支出先の内訳、通帳の支出状況については確認しており、条件適合について適切に確認しているとの回答を得た。

当該補助金については、工事、設計監理の金額的重要性が高い項目については、契約書、支出状況を確認し、写しを適切に保管しているものと認められたが、什器や消耗品等の備品購入など開設準備に必要な費用については、内訳書が提出書類となっており、施設が作成した内部資料でもよいとのことである。開設準備費は工事等と比較すると金額が小さいが、抽出したサンプルにおいては、開設準備費について合計数百万円の経費が補助対象と認められているケースが多く、内訳書保管のなかった園については、756万円の経費が対象となっていた。補助金として金額的に僅少といえるものではない。

開設準備費に係る証拠書類については、宇都宮市が適切に条件適合を確認した証跡となるものであるから、開設準備費についても必ず保管すべきである。また、開設準備費についても金額的重要性が認められるため、工事設計監理等と同様に、契約書、請求書等、施設による内部資料以外の証拠書類で、内容及び金額を確認できる資料の提出を要綱等に定め、確認及び保管を行うことが、補助金執行の適正化、透明化のために必要と考える。

3.2.2 保育士等人材確保費

3.2.2.1 事業の概要

(1) 目的

教育・保育施設等において、多様な保育ニーズに対応できる経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保を図る。

(2) 概要

多様なニーズに対応できる経験豊富な保育士等を安定的・継続的に確保するため、保育士等（園長、経営に携わる法人の役員及び事業所における社会保険未加入者を除く者）に対し、経験年数によって算出した額を補助する。

〔制度の経過等〕

- ・昭和 48 年度 制度創設
- ・平成 16 年度 理事長、施設長は非該当
- ・平成 21 年度 経験年数 0 年の職員は非該当、経験年数の上限を 30 年から 25 年に引き下げ
- ・平成 25 年度 基本分（一人あたり 4 千円／月）を廃止
- ・平成 27 年度 国の処遇改善等加算に併せ、過去の経験年数の算出に、幼稚園や小学校での経験を加算

〔事業内容（補助金額）〕

- ・1 年当たり 1 千円／月（経験年数は 2 年から該当とし 25 年を限度とする）
- ・最高額 24 千円／月

(3) 実施状況・推移

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
実額（千円）	206,504	227,536	243,104	259,925	280,097
補助単価 基本分 （円） 傾斜分	— 1,000	— 1,000	— 1,000	— 1,000	— 1,000

3.2.2.2 関係法令等

宇都宮市保育所等整備費及び運営費助成要綱

3.2.2.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、保育士等人材確保費の目的、要件、実施状況について理解し、担当者への質問を実施した。

3.2.2.4 監査の結果

(1) 社会保険加入要件の検討（意見）

宇都宮市の単独補助事業である保育士等人材確保費については、国の処遇改善加算とは異なり社会保険未加入者を除いた保育士に対して支給されることとなっている（社会保険加入要件）。

この理由について宇都宮市は、保育士の配置基準で規定される保育士定数は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者との連携を十分に図るため、長時間にわたって保育

できることを重視し、「常勤保育士」をもって確保することを原則とする国の考え方に準じており、当該補助金は、保育士等を安定的に確保するために必要な経費を助成することにより、多様化する保育ニーズに対して教育・保育施設等が柔軟に対応することで、質の高い保育を実現することを目的としていることから、社会保険加入者（常勤保育士）に限定しているとのことである。

保育の質を重視し当該補助金の対象を社会保険加入者（常勤保育士）に限定する、宇都宮市の考えは納得できるものであり、職員配置に関わる最低基準の引き上げを求めつつ、常勤保育士の確保を推進することは望ましい方向性と考ええる。

ただし、保育標準時間が11時間になるなど、保育の長時間化がすすむ一方で、職員の配置に関わる最低基準の改善が進まず、保育所の運営には、短時間勤務保育士が欠かせないとも言われる現状においては、社会保険未加入者を一律に除外することが、多様な保育ニーズに対応できる経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保を図るという本事業の目的に合致するものか疑問もある。

常勤保育士の確保を推進するため、常勤保育士の総数が最低基準上の定数の8割以上である場合に限るなどの条件を付すことや、補助単価に段階を持たせることは必要と考えるが、多様な保育ニーズに対応できる経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保を図るため、当該補助金の対象要件から社会保険加入要件を外すことも検討すべきと考える。

3.2.3 利用者負担額（保育料）

3.2.3.1 事業の概要

(1) 目的

教育・保育施設等の運営に要する費用は、国・県・市の負担（給付費）と、保護者の負担（保育料）によって賄われている。保育料は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により保護者等扶養義務者が負担する費用で、その額は世帯の市民税額の所得割課税額により決定する。

(2) 保育料の徴収

① 徴収方法 ⇒ 口座振替（約90%）、納付書（約10%）

② 納付期限 ⇒ 各月の末日

③ 収納対策 ⇒ 職員による電話催告・臨戸徴収（休日・夜間）

※令和5年度は新型コロナウイルス感染症により、職員による臨戸訪問を中止とする。

分割納付の誓約

徴収嘱託員（1名）による臨戸徴収・納付指導（H19～）

財産差押（不動産差押，預貯金差押など）（H20～）

民間保育園長等による納付指導（H20～）

児童手当からの申出徴収（H24.2～）

児童手当からの特別徴収（H28.2～）等

(3) 収納率の推移

① 収納率の推移

(単位：円)

年度	区分	調定額	決算額	不納欠損額	滞納繰越額	収納率 %
R元	現	1,446,654,850	1,434,533,240	0	12,121,610	99.2
	過	71,201,234	18,787,850	7,488,194	44,925,190	26.4
	計	1,517,856,084	1,453,321,090	7,488,194	57,046,800	95.8
R2	現	892,728,860	887,812,170	0	4,916,690	99.4
	過	57,046,800	16,820,759	3,640,950	36,585,091	29.5
	計	949,775,660	904,632,929	3,640,950	41,501,781	95.2
R3	現	861,635,510	854,556,530	0	7,078,980	99.2
	過	41,501,781	11,082,982	2,218,750	28,200,049	26.7
	計	903,137,291	865,639,512	2,218,750	35,279,029	95.8
R4	現	861,761,070	861,688,090	0	3,072,980	99.6
	過	35,279,029	7,600,120	1,787,000	25,891,909	21.5
	計	900,040,099	869,288,210	1,787,000	28,964,889	96.6

※ 現＝現年度，過＝過年度

※ 収納率＝収入済額／調定額

② 口座振替・納付書利用率の推移（各年度：3月末現在）

年度	口座振替	納付書	合計
R元	90.03%	9.97%	100.0%
R2	90.72%	9.28%	100.0%
R3	92.84%	7.16%	100.0%
R4	92.91%	7.09%	100.0%

③ 過年度分調定額に対する不納欠損額の推移

年度	調定額	不納欠損額	欠損率	備考
R元	71,201,234円	7,488,194円	10.52%	生活困窮等 57人
R2	57,046,800円	3,640,950円	6.38%	生活困窮等 42人
R3	41,501,781円	2,218,750円	5.34%	生活困窮等 25人
R4	35,279,029円	1,787,000円	5.07%	生活困窮等 14人

3.2.3.2 関係法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

3.2.3.3 実施した監査手続

事務概要を把握し、利用者負担額（保育料）における徴収、滞納整理について理解し、令和4年度末時点高額滞納者上位5者1,501千円について対応記録の閲覧及び担当者への質問を実施した。

3.2.3.4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3.3 入所・給付グループ

3.3.1 教育・保育施設給付の事務事業

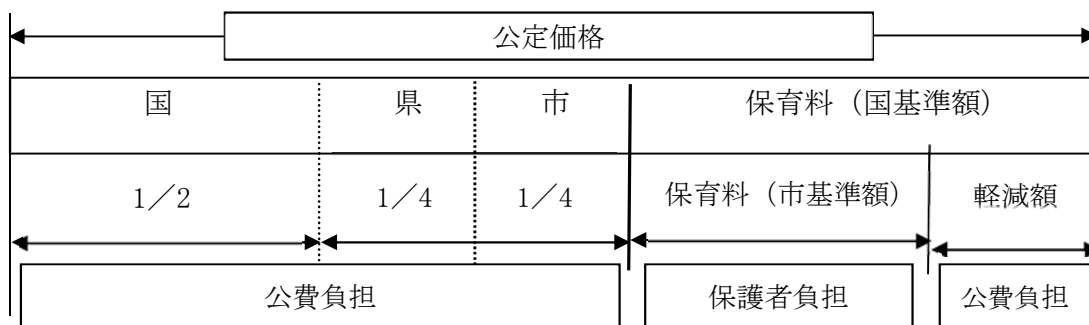
3.3.1.1 事業の目的・概要

教育・保育施設等は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的としており、児童福祉施設最低基準の維持に必要な経費を入所児童数に応じ、支給する事を目的として給付の事務事業が実施されている。支給額は国が定める公定価格に基づいて給付が行われる。

市町村が児童福祉法第24条の規定により教育・保育施設等による「保育の実施」を行った場合における児童の入所後の保護につき、同法第45条の最低基準を維持するための費用で民間教育・保育施設等のみを対象とする。なお、公立保育所は平成16年度から一般財源化されている。教育・保育施設給付の仕組みは以下のとおり、国・県・市の負担（給付費）と、保護者の負担（保育料）によって賄われている。

保育料は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により保護者等扶養義務者が負担する必要で、その額は世帯の市民税額の所得割課税額によって決定する。宇都宮市では、国の徴収基準額から追加して保育料を軽減する仕組みを独自に設けている。なお、宇都宮市独自の仕組みは、平成26年11月に実施された政策会議を元に、軽減額のテーブルを決定している。軽減額のテーブルの見直しは国の基準が見直しされた時点で実施する運用となっている。平成26年以降国の基準の見直しが行われていないため、宇都宮市は軽減額のテーブルの見直しは実施していない。

【教育・保育施設等給付の仕組み】



【軽減額の基本的考え方】

下記は平成26年11月に実施された宇都宮市の政策会議の資料を元に、監査人が軽減額の基本的な考え方を要約したものである。

- ①「1号認定子ども」の保育料設定については、宇都宮市に所在する幼稚園保育料の平均額を基礎とし、保護者負担額が現行より上がることがないように設定する。
- ②「2号・3号認定子ども」の保育料設定については、子育て世帯の経済的負担軽減を目的に保育料を軽減してきた実績等を踏まえ、宇都宮市の現行保育料を基本とし、保護者負担額が現行より上がることがないように設定する。
- ③利用時間の短い「1号認定子ども」の保育料が、利用時間の長い「2号認定子ども」の保育料を上回ることをないようにバランスを考慮し、設定する。

【保育料軽減 総額ベース（国基準額との比較）】

	国基準額：A	調定額：B	軽減率(A-B)/A
平成30年度	4,291,343,650円	1,921,144,550円	55.2%
R元年度	3,620,907,600円	1,446,654,850円	60.0%
R2年度	2,243,143,000円	892,728,860円	60.2%
R3年度	2,199,557,700円	861,635,510円	60.8%
R4年度	2,190,142,400円	864,761,070円	60.5%

【保育料軽減 課税所得ベース（国基準額・中核市平均との比較）】

下記表は、市民税所得割課税額世帯に応じた、宇都宮市の保育料負担額と国の軽減率との比較及び、中核市平均額（中核市平均の最新のデータである令和3年度）と国の軽減率との比較に加えて、当該階層に応じた宇都宮市の軽減率の順位（上位であるほど軽減率が高い）を示した表である。

階層	市民税所得割課税額	国基準額:A	宇都宮市基準額:B	軽減率:(A-B)/A	中核市平均額:C	軽減率:(A-C)/A	宇都宮市順位※
1	生活保護世帯	0	0	-	0	-	-
3	非課税世帯	9,000	0	100.00%	0	-	-
5	所得割非課税世帯	19,500	6,000	69.23%	9,808	49.70%	9
7	48,600円未満	19,500	8,000	58.97%	12,879	33.95%	8
8	77,100円未満	30,000	13,000	56.67%	21,904	26.99%	3
9	97,000円未満	30,000	14,000	53.33%	24,531	18.23%	3
10	109,000円未満	44,500	20,000	55.06%	30,734	30.93%	3
11	169,000円未満	44,500	27,000	39.33%	38,953	12.46%	1
12	211,200円未満	61,000	37,000	39.34%	46,711	23.42%	2
13	301,000円未満	61,000	41,000	32.79%	50,327	17.50%	3
14	341,000円未満	80,000	54,000	32.50%	54,595	31.76%	31
15	397,000円未満	80,000	56,000	30.00%	55,548	30.57%	30
16	397,000円以上	104,000	67,000	35.58%	62,460	39.94%	45

※ 順位は令和3年度の中核市62市の中で、軽減率が最も高いのを1位とした順位

【保育料軽減 総額ベース（令和3年度中核市62市との比較）】

当表は包括外部監査実施時点で最新のデータを元に記載しており、令和3年度の軽減率比較の表となっている。

（単位：％）

順位	自治体名	軽減率	順位	自治体名	軽減率
1	豊田市	64.5	32	福島市	31.0
2	枚方市	64.3	33	寝屋川市	30.5
3	八王子市	61.7	34	富山市	30.4
4	甲府市	61.0	35	豊中市	30.0
5	大分市	60.8	36	水戸市	29.9
6	宇都宮市	60.8	37	郡山市	29.8
7	旭川市	60.7	38	船橋市	29.4
8	盛岡市	57.0	39	倉敷市	28.9
9	いわき市	56.9	40	西宮市	28.1
10	明石市	54.7	41	高松市	27.9
11	松本市	51.7	42	岐阜市	27.7
12	豊橋市	50.7	44	吹田市	27.6
13	松江市	49.4	44	東大阪市	27.6
14	鳥取市	44.9	45	青森市	27.3
15	函館市	43.2	46	佐世保市	26.6
16	松山市	42.2	47	那覇市	26.2
17	高知市	41.5	49	下関市	25.1
19	前橋市	40.0	49	高槻市	25.1
19	横須賀市	40.0	50	和歌山市	25.0
20	八戸市	39.2	51	川口市	24.9
21	山形市	39.1	52	長野市	24.7
22	高崎市	39.0	54	川越市	24.6
23	福井市	38.3	54	奈良市	24.6
24	呉市	37.8	55	長崎市	23.2
25	久留米市	37.4	56	鹿児島市	22.0
26	金沢市	37.2	57	尼崎市	21.2
27	八尾市	37.0	58	越谷市	20.6
28	岡崎市	36.2	60	姫路市	16.8
29	秋田市	33.5	60	福山市	16.8
30	一宮市	32.5	61	柏市	16.2
31	宮崎市	32.4	62	大津市	15.4

※令和3年度における中核市62市の平均軽減率は、36.0%

【給付費経費の主たる内訳】

- 事業費：一般生活費（給食材料費、保育材料費等）
- 人件費：保育士、調理員その他の職員の人件費
- 管理費：庁費、旅費、職員研修費、被服手当、補修費、保健衛生費等、各種加算額
- 処遇改善等加算等

【給付費算定に当たっての区分等】

- 地域区分：宇都宮市は6/100地域（自治体によって公定価格の根拠となる地域区分が指定）
- 定員区分：21名から10人刻み（保育所の例）（以下、各自治体共通）
- 処遇改善等加算Ⅰ：職員の平均経験年数、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた加算
- 加算率（最大）：基礎分12%、賃金改善要件分7%
- 処遇改善等加算Ⅱ：技能・経験を積んだ職員に係る追加的な加算
- 副主任保育士等：月額4万円
- 職務分野別リーダー等：月額5千円
- その他の加算：3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、外部監査費加算等

3.3.1.2 実施状況・推移

各保育施設に対する給付は、各月の各教育・保育施設等の利用定員・入所児童数に応じた給付を実施しており、給付は毎月12日に行われる。給付総額の確定に当たっては、処遇改善加算における加算率等やその他の加算の認定、入所児童の確定が必要であることから、4月の年度初めの給付から3月の給付までは児童数を基準とした概算で行い、年度末において確定した金額との差額が精算されることになる。

毎月の給付は、国が定める利用定員毎の公定価格を単価として、対象月の実際の児童数の人数を掛ける事により金額が決定する。ここで、実際の児童数は、宇都宮市が入退所を管理しており、子育て支援システムでの把握を基礎として計算を実施する。

なお、公定価格の設定は、利用定員を増員すると、単価が減少する仕組みになっている事から、利用定員と児童数の実績に大幅な乖離が発生する事を防止するため、平成27年度から、年間平均入所率が120%以上の状態が5年連続した場合、利用定員を上げるか、給付額が減額される運用となっている。但し、施設の受入人数拡大による待機児童の解消を図る趣旨から、利用定員を増員をした施設は公定価格の一部を補助する『保育所等利用定員増員促進補助金』の制度を準備している。

処遇改善加算等の各施設の属性に応じた加算は、施設から職員名簿、各職員の給与情報、加算に必要な証憑類、例えば外部監査費加算の場合は、公認会計士からの監査報告書の写しを入手する等の提出を受け、宇都宮市が確認をする事により給付の可否を判断する事になる。

給付に当たり各施設とのやり取りは、郵送・FAX等を利用していたが、現状、従来のやり取りの方法を残しつつ、電子メールを利用したやり取りに移行しており、事務負担の軽減を図っている。

	保育所数 定員	入所児童数 (延べ)	支弁額 (決算額)	支弁額 (予算額)
H27年度	公立 10園 1,380人 私立 99園 10,515人 計 109園 11,895人	公立 17,400人 私立 131,836人 計 149,236人	9,848,125千円	11,089,883千円
H28年度	公立 10園 1,380人 私立 115園 11,446人 計 125園 12,826人	公立 17,081人 私立 142,200人 計 159,281人	11,143,769千円	11,415,759千円
H29年度	公立 10園 1,380人 私立 132園 12,101人 計 142園 13,481人	公立 18,082人 私立 147,693人 計 165,775人	12,613,283千円	13,711,037千円
H30年度	公立 10園 1,380人 私立 140園 12,613人 計 150園 13,993人	公立 18,434人 私立 158,100人 計 176,534人	13,306,246千円	14,139,154千円
R元年度	公立 10園 1,380人 私立 142園 13,088人 計 152園 14,468人	公立 17,902人 私立 160,493人 計 178,395人	14,252,657千円	15,079,954千円
R2年度	公立 10園 1,380人 私立 145園 13,208人 計 155園 14,588人	公立 17,215人 私立 163,891人 計 181,106人	14,812,109千円	15,699,713千円
R3年度	公立 10園 1,380人 私立 151園 14,183人 計 161園 15,563人	公立 16,095人 私立 164,365人 計 180,460人	15,184,488千円	16,449,844千円
R4年度	公立 10園 1,380人 私立 160園 14,682人 計 170園 16,062人	公立 14,180人 私立 163,907人 計 178,087人	15,530,558千円	16,283,525千円

3.3.1.3 関係法令等

児童福祉法第24条

児童福祉法第51条5

子ども・子育て支援法

3.3.1.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また、令和4年支給実績一覧を入手し、給付施設170施設の中から、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育、家庭的保育、給付型幼稚園の6つの施設種別からそれぞれ1施設、合計6施設を任意に抽出し、給付実績の根拠となる計算シート及び各種加算のために施設から入手した処遇改善加算申請、申請書の根拠となる各種証憑等入手し、公定価格及び各施設の利用者数、施設の属性に応じた適切な給付が実施されているか通査を実施した。

3.3.1.5 監査の結果

(1) 公立保育所延長保育料の賦課誤り（指摘）

令和4年10月分の延長保育料について、利用した覚えがない料金の徴収があった旨の連絡を受け、宇都宮市が確認したところ、令和4年9月分の延長保育料で賦課している事が判明した。これは、令和4年10月分の延長保育料をシステムに取り込むべきところ、令和4年9月分の延長保育料のデータを取り込んでいたことが理由で、結果的に9月分の延長保育料が二重で請求され、10月分の請求が漏れていた。

宇都宮市は、追徴対象者について、個別通知等で謝罪するとともに、正しい金額の納付書を同封した。また、納付書での納付が難しい場合は担当者が訪問し徴収した。返金対象者については、個別通知等で謝罪するとともに、保育料引落口座へ還付した。

当該賦課誤りを踏まえ、宇都宮市は以下の対策を講じている。

- ① 延長保育料の取り込み作業において、担当職員以外による取り込み内容の2重チェックを行い、賦課計算後に再度対象者を確認する体制に変更
- ② 取り込み済みのデータは、同様の誤りが発生しないように格納場所を変更

公立保育所延長保育料の賦課以外の業務についても、今後同様の誤りが起きないように業務を見直し、2重チェックが実施されていない業務については、2重チェックの実施等の対策を講じる必要がある。

【延長保育料再計算後徴収返金・追徴額まとめ】

年度	詳細	追徴 OR 返金	人数	金額（合計）
令和4年度	9月→10月金額変更有	返金	48件	36,500円
		追徴	69件	56,850円
	9月のみ利用	返金	57件	31,850円
	10月のみ利用	追徴	80件	39,300円
	9月→10月金額変更無	無	100件	174,450円

(2) 給付に当たって使用するスプレッド・シートの取扱い（意見）

各施設に対する教育・保育施設給付の実務は、宇都宮市独自で使用している Excel シート（スプレッド・シート）を元に算定されている。監査の結果、当該 Excel シートに関する計算上の不備は発見されなかったものの、当該 Excel シートは公定価格の変更等、制度改定に応じ、担当者自身によって更新が行われる。一般的に Excel シートの更新は属人的になりやすく、誤りが発生しやすい領域である。また誤りが発生した場合は広範に影響が発生する可能性がある。給付に係るベンダーのシステム導入も含めて、誤りが発生しないような給付の仕組みの構築を検討する事が望ましい。

(3) 給付に当たって入手する施設からの証憑資料の入手方法（意見）

給付算定の基礎となる各施設から入手する証憑資料は、紙面・FAX での入手から、電子メール等を用いた電子的方法による入手に移行している。一方で、証憑資料の種類は多岐に渡る事から、電子的に入手できる証憑資料は施設毎にクラウド上のフォルダを構築し、投稿を依頼する等、効率的な証憑資料入手のための仕組みの構築をする事が望ましい。

3.3.2 幼児教育・保育の無償化事業の事務事業

3.3.2.1 事業の概要

平成24年度に、子ども・子育て関連3法の施行に対し、附帯決議として、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目的に幼児教育の無償化が盛り込まれ、令和元年10月1日より保育料の無償化が実施された。幼児教育・保育の無償化として、保育料等に対して無償化とする。対象施設は市民が利用する市外施設を含む保育所等各施設となる。

3.3.2.2 制度の経緯

年度	経緯
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法、関係法律の整備法）の施行に対し、附帯決議として、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目的に幼児教育の無償化が盛り込まれた。
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> 関係閣僚・与党実務者連絡会議において、幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すという基本的考え方を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野において、平成26年度から「段階的」に取り組む事とした。
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 低所得世帯：保育所と同様に生活保護世帯の保護者負担を無償化 ✓ 多子世帯：保育所と同様に第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限の撤廃 第3子以降についても所得制限の撤廃
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 「幼稚園就園奨励費」における年収約270万円までの世帯の保護者負担の軽減と市町村に対する補助を拡充
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> 多子世帯とひとり親世帯等の保育料負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 年収約360万円未満相当世帯の多子世帯に係る年齢制限を撤廃、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化 ✓ 年収約360万円未満相当世帯のひとり親世帯等への優遇措置を拡充、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯の第2子無償化 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の軽減措置を更に拡充
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> 1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の軽減 「幼稚園就園奨励費」において、年収約270万円～360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減 実質的な補助割合を約2/7⇒1/3へ増加
その後	<ul style="list-style-type: none"> 以上の経緯を踏まえて、国は平成29年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳から2歳児のうち住民税非課税世帯について、幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することが示された（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化）。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の施設以外の無償化措置の対象範囲等については、有識者会議での議論を経て、平成30年5月31日に提言がまとめられた。その内容も踏まえ、国は平成30年6月15日に「経済財政運営の基本方針（骨太の方針）」を、平成30年12月28日に「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」をそれぞれ閣議決定し、幼児教育無償化の概要が示された。 ● 平成31年2月12日に支援法の改正が閣議決定され、令和元年5月10日に法案が成立した。
--	---

3.3.2.3 事業内容

対象者は、全ての3～5歳児（応能負担から応益負担への変更）、市町村民税非課税世帯の0～2歳児（応能負担のまま）となる。対象施設・サービス、無償化上限額、支払方法は以下のとおり。

(1) 対象施設・サービス、無償化上限額

対象施設・サービス	無償化上限額	支払方法
認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園（給付対象・私学助成）、企業主導型保育事業	全額無償 ※ 幼稚園（私学助成）については、月2.57万円まで	私学助成幼稚園は、毎月施設から宇都宮市に保育料の請求を実施（法定代理受領）
幼稚園、認定こども園在籍児の預かり保育等【※1】	月1.13万円まで ※ 市町村民税非課税世帯の満3歳児については、上限月1.63万円まで	保護者は施設に対して施設利用料を支払った後、直接宇都宮市に保育料の請求を実施し、支払を受ける（償還払）
認可外保育施設等（認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）【※1】【※2】 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業【※1】	月3.7万円まで ※ 市町村民税非課税世帯の0～2歳児については、月4.2万円まで ※ 複数サービス利用の場合は、その合計額と上限額とで比較	
障害児通園施設	全額無償	保護者の支払い等なし

※1：無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要

※2：指導監督基準を満たしているものに限る

(2) 財政負担

① 国・県・市の負担割合

施設・サービス	現行制度	負担割合
公立保育所	地方交付税措置	市 10/10
私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園（給付対象）	施設型給付	国 1/2 県 1/4

幼稚園（私学助成）	幼稚園就園奨励費補助金	市 1/4
障害児通園施設	障害児通所給付	
その他の施設・サービス（認可外保育施設、一時預かり事業など）	—	

② 予算・実績金額

年度	予算額	決算額
R 元年度	805,550 千円	631,770 千円
R2 年度	1,747,677 千円	1,283,863 千円
R3 年度	1,286,362 千円	1,096,784 千円

(3) その他

食材料費は無償化対象外で、これまで保育料に含まれていた 2 号認定の副食費は新たに実費徴収化。また、低所得者世帯や第三子以降の副食費の免除は継続し、令和 3 年度より県の事業拡充に伴い、1 号認定についても副食費免除対象者を 2 号認定と同様に、年収約 360 万円未満相当世帯の子ども又は 18 歳までの子どものうち第 3 子以降の子どもまで拡充。

その他、認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて、指導監督の充実等を実施、届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、認可施設への移行支援、ベビーシッターの指導監督基準の創設等を行っている。

3.3.2.4 認定状況・認定事務

(単位：人)

認定号数	認定区分	R3. 3. 31 時点	R4. 3. 31 時点	R5. 3. 31 時点	
新 2・3 号	預かり 保育	私学利用児童	1,017	909	882
		1 号認定児童	712	673	676
	認可外施設		69	63	57
	一時預かり（緊急）		7	7	20
新 1・2・3 号	私学（教育時間分）	4,094	3577	2,971	
	国立大附属 （教育時間分）	153	148	146	

3.3.2.5 関係法令等

子ども・子育て支援法

3.3.2.6 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。なお、宇都宮市が保護者から請求を受ける償還払いに関して任意のサンプル 1 件について、無償支給要件認定のための支給認定申請書・現況届、施設への支払証明である特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書、施設等利用費請求書（償還払い用）を入手し、

一連の業務フローの理解を行った。また宇都宮市が施設から請求を受ける、代理受領に関してサンプル1件について、施設等利用請求書・施設等利用請求書内訳、支出命令書を入手し、一連の業務フローの理解を行った。

3.3.2.7 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3.3.3 確認制度に基づく指導監査

3.3.3.1 事業の概要

「宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年宇都宮市条例第33号。以下「確認基準」という。)及び施設型給付費等の請求に関する事項等について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るため、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定に基づき宇都宮市が行う質問、立ち入り及び検査等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適性化を図る。

実地指導は、『特定教育・保育施設等の確認制度に基づく指導監査における実地指導』のチェックリストを宇都宮市が準備し、当該チェックリストの指導監査項目、確認書類・方法等、確認ポイントの記載を元に、担当者が監査結果をチェックリストに記載、評価し、最終的に『指導監査結果書』の特定教育・保育等/施設型給付費等の欄に実施した旨の履歴を残し、指導監査結果の箇所に改善を要する事項(口頭指摘・文書指摘)の有無を記載する事になる。

改善を要する事項の判断基準は、整備すべき規程が整備されていない場合を文書指摘とし、規程等整備されているが、記載項目に不備がある場合を口頭指摘(軽微)と判断している。それ以外のケースは、過去の指摘内容などを踏まえながら、都度判断する運用となっている。

年度	経緯
H27年度 制度開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団指導：新規事業者説明会、施設長事務連絡会により対応 ● 実地指導：子ども未来課における指導監査と同時に実施(原則4年に1回実施予定)
R4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団指導：5月、12月、2月(施設長事務連絡会) ● 実地指導：4月対象園選定、6月より実地指導開始(原則4年に1回実施、実施の際は、子ども未来課の日程と同日程)

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、口頭指摘の場合を除き、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。また、宇都宮市は、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指導内容の通知を行った事項は、改善報告、別記様式第7号『指導事項に対する措置状況(回答)』の提出を求めるものとする。

なお、令和4年度の確認制度に基づく指導監査の改善を要すると認められた事項について、新型コロナウイルスの影響により、口頭指摘を含めて軽微か否かを問わず、後日文書によって指導内容の通知を行う運用を実施し、施設に対して宇都宮市への改善報告書の提出を求めている。

3.3.3.2 令和4年度実地指導結果の概要

下記は令和4年度の実地指導時の監査結果をまとめたものである。

【施設類型・施設数に基づいた指摘事項概要】

施設類型	施設数	指摘事項の有無	改善報告書の入手
私立保育所	8	指摘事項：0施設 軽微な指摘事項：5施設 指摘事項なし：3施設	1件入手漏れ (改善は口頭で確認)
私立認定こども園	4	指摘事項：0施設 軽微な指摘事項：2施設 指摘事項なし：2施設	全施設入手
小規模保育事業	16	指摘事項：0施設 軽微な指摘事項：5施設 指摘事項なし：11施設	全施設入手
事業所内保育事業	2	指摘事項：0施設 軽微な指摘事項：1施設 指摘事項なし：1施設	全施設入手
合計	30	指摘事項：0施設 軽微な指摘事項：13施設 指摘事項なし：17施設	

※ 1つの施設で複数の指摘事項があったケースは2施設、指摘数は合計15件

※ 軽微な指摘事項：是正改善を要する事項（口頭指摘）

※ 指摘事項：是正改善を要する事項（文書指摘）

【指摘内容に基づいた指摘事項一覧】

軽微な指摘事項の分野 (指摘の件数)	指摘事項の内容（概要）
利用定員に関する基準 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営規程に記載される教育・保育給付子どもの区分ごとの利用定員が記載されていない、若しくは誤っている。 ● 条例第20条に基づき、運営規程には教育・保育給付子どもの区分に応じた利用定員を記載する必要があるため、適正な利用定員を運営規程に記載する事。(宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条、以下『条例』)
実費徴収 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 実費徴収として入所手数料(入所後の書類等の準備費)、その他(帽子、遊び着等)との記載があった。 ● 条例第13条第4項、第6項に基づき、保護者に対し実費分の金銭の支払を求める際は、あらかじめ当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について書面によって明らかにする必要があるため、運営規程や重要事項説明書には具体的な用途を記載する事。
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生の防止のための指針の不備。 ● 条例第33条第1項において、事故が発生した場合の対応、

(2件)	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告、分析及び周知の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備することとされているため、事故発生時のマニュアル等を整備・改訂する事。
領収書の発行 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 実費徴収分（保育料、絵本代、遠足代等）について、封筒を使い徴収しており、封筒は領収印の押印後、施設が保管をしていた。 ● 領収証は、保護者が領収を確認できることが重要であるため、施設が保管するのではなく、保護者が保管するか領収証を発行するなど改善を行う事。（条例第13条第5項）
秘密保持・個人情報保護 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の特定教育・保育施設に対し、情報を提供する際、文書による保護者の同意を得ていない。 ● 条例に基づき、他の特定教育・保育施設に対し、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならないため、重要事項説明書に記載するなどの方法により、保護者からの同意を得る事。（条例第27条第3項）
利用者負担の徴収 (1件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 実費徴収の項目に冷暖房費が含まれていた。 ● 冷暖房費は、地域型給付費の冷暖房費加算として支払を行っているため、保護者から徴収するのは適切ではないため改善を行う事。（条例第13条第4項）

3.3.3.4 関係法令等

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法施行規則

宇都宮市子ども・子育て支援法施行細則

宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

3.3.3.5 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。また令和4年度に実施した確認検査結果全件の通査を実施し、指摘事項の有無を確認、指摘事項がある場合は内容の確認を実施し、改善が適切に行われているかどうかを確認した。また過去4年のローテーション表、及び令和5年度のローテーション予定表を入手し、適切にローテーション管理・計画が実施されているかどうか確認を行った。

3.3.3.6 監査の結果

(1) 指導事項に対する措置状況（回答）の入手漏れ（指摘）

令和4年度の確認監査にて、一つの施設から確認監査の口頭指摘に関する改善報告を入手していない。理由は、確認監査と同じタイミングで実施した子ども未来課の指導監査の改善報告と連携ができなかった事によるものである。

全ての施設を4年に1回実施するという確認監査のルールの中にあつて、指導監査と同じタイミングで実施する場合もあれば、確認監査のみ実施する事がある。特に、指摘事項があ

る場合は子ども未来課の指導監査の監査結果と十分な連携が取れるような体制をとる必要がある。

(2) 監査の結果における改善を要する事項の判断基準・過程の明確化（指摘）

令和4年度の指摘事項の中には、条例で規定された利用者が負担すべきでない費用が実費徴収されていることに対する指摘もあるが、全て軽微な指摘事項として処理されている。宇都宮市は、「規程整備がそもそもないもの」を指摘事項、「規程整備がなされているが、記載項目に不備がある場合」は軽微な指摘事項と判断しているが、それ以外のケースは、過去の指摘内容などを踏まえながら、都度判断する運用となっている。

現状、規程整備に関する指摘以外については、指導監査結果書の中でどのような過程を経て軽微と判断したのか資料が保存されておらず、その判断過程や理由が明らかでない。施設への条例遵守を効果的に伝達する趣旨で、判断過程や判断に当たっての協議内容を文書化し、保存する必要がある。

(3) 確認監査で使用するチェックリスト（意見）

保育課の確認監査、子ども未来課の指導監査等、各種監査は、主としてチェックリストを使用して実施している。それぞれの監査で用いられるチェックリストの内容は一部重複する項目があるが、課を跨いだチェックリストのすり合わせ・更新検討を定期的には実施していない。

確認監査は4年に1回ローテーションにより実施し、指導監査は毎年実施する事から、一部の項目が重複する事は致し方ないものの、同じタイミングで実施した際に同じ事項を重複して監査を実施する事は効率性を阻害する事にも繋がる。そのため、それぞれの課で使用されるチェックリストを横断的に見直し、より効果的・効率的な監査を実施できる体制を整える事が望まれる。

3.3.4 支給認定及び教育・保育施設等の入退所事務

3.3.4.1 事業の概要

保護者の就労状況などに応じて、保育が必要な子どもの保育を実施するために支給認定及び教育・保育施設等の入退所事務を実施する事により、子どもの健全な育成に資する。

3.3.4.2 事業の詳細

(1) 支給認定

- 支給認定区分：(2号・3号) 子ども・子育て支援法第19条
- 認定区分基準：保育を必要とする事由、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）

(2) 保育を必要とする要件

- 常時就労をしている（月64時間以上）
- 母親の出産
- 保護者の障がい、又は病気等で保育が困難、等

(3) 受入年齢

- 0歳～2歳（地域型保育事業：生後2か月を経過した日の翌月からの受入）
- 0歳～就学前（公立保育所：生後6か月を経過した日の翌月からの受入）
（私立保育所、幼保連携型・保育所型認定こども園：生後2か月を経過した日の翌月からの受入）
- 3歳～就学前（幼稚園型認定こども園：施設によって0歳から受入）

(4) 申込み手続き

① 受付場所

宇都宮市役所保育課、平石・富屋・姿川・河内地区市民センター、各保育所、認定こども園、地域型保育事業

② 申込みに必要な書類

- 支給認定申請書・入所（園）申込書（保育児童台帳）
- 就労証明書や診断書など保育を必要とする証明、健康状況申告書、（母子健康手帳）

（公立保育所：生後6か月を経過した日の翌月からの受入）

（私立保育所、幼保連携型・保育所型認定こども園：生後2か月を経過した日の翌月からの受入）

(5) 利用調整

「宇都宮市保育の実施選考基準」（平成26年10月改定）に基づき、保育を必要とする要件の高い世帯から利用調整（2号・3号のみ）令和3年度には、在園児兄弟を対象とした教育・保育施設等の優先利用を図るため、「宇都宮市保育の実施選考基準指数表」の見直しを実施（令和4年4月入所申込者の利用調整から適用）

(6) 実施状況・推移

各年度4月1日時点での待機児童数は、平成29年度から令和4年度まで6年連続で0名となっている。ここで「待機児童」とは、教育・保育施設等への入所申込をしているが入所できていない児童（いわゆる「保留児童」という。）のうち、国が示す待機児童の定義に基づき、一定要件を満たすものを除いた児童のことをいうが、国の待機児童の定義としては、「他に利用可能な保育所等の情報提供を行ったにも関わらず特定の保育所等を希望し待機している場合」や、「求職活動を行っておらず保育の必要性が確認できない場合」、「育児休業を取得しており復職の意思が確認できない場合」などは待機児童に含めないこととされている。

【待機児童数・保留児童数の推移】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
入所定員	10,048名	10,420名	10,758名	11,117名
入所児童数（延べ）	136,776名	139,754名	141,169名	140,275名
待機児童数	0名	0名	0名	0名
保留児童数	474名	431名	356名	295名

※ 入所児童数（延べ）は広域委託者を含む

※ 待機児童数・保留児童数は各年度4月1日現在

【地区別保留児童数の推移】

	地区区分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	北東部地区 (上河内・河内・豊郷)	79 名	64 名	61 名	41 名
2	北西部区域 (篠井・富屋・岡本・城山・宝木)	80 名	47 名	37 名	29 名
3	中央区域 (本庁)	114 名	95 名	91 名	69 名
4	南部区域 (姿川・陽南・雀宮・横川)	201 名	133 名	103 名	113 名
5	東部区域 (平石・清原・瑞穂野)		92 名	64 名	43 名
合計		474 名	431 名	356 名	295 名

(7) 新規・継続入所

新規入所について、毎年 5 月～11 月の入所受付は希望月前月 5 日頃が締め切りであるが、12 月～1 月の入所受付は毎年 10 月頃、2 月～3 月の入所受付は毎年 11 月頃を受付期間としているほか、4 月（新年度）入所は 1 次受付が前年 12 月頃、2 次受付は 1 月中旬頃を受付期間としている。

また、継続入所については、毎年 12 月に各教育・保育施設等を通じて現況届等を送付し、保育の必要性の確認作業を実施する。

なお、新規入所者や認定内容（保育を必要とする事由など）が変更となった場合には、「支給認定証交付通知書」を交付している。

(8) 入退所月次事務概要

	事務	事務の詳細
①	入所相談・受付	<ul style="list-style-type: none"> 入所相談の電話対応 入所申請の市役所、地区センター、各施設、郵送等による受付 発達・発育に心配のある児童の面接 広域入所調整
②	入所申請受付	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の入所申請確認 申請内容の子育て支援システム入力、入力内容の確認 申請内容を入力する際、AI（AI-OCR・RPA システム）を並行活用
③	支給認定通知書の作成・発送	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援システムにおいて支給認定証交付通知書を作成・郵送
④	入所選考	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の入所申請実数を施設に確認 AI（AI入所選考システム）にて選考 選考結果の確認・調整及び内定者データの作成
⑤	内定あり：内定者連絡 内定なし：あっせん	<p>内定あり：</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設と内定者一覧（内定者台帳と必要に応じて健康状況申告書）を共有

		内定なし： ・あっせん希望者に対してあっせん通知の作成・郵送 ・あっせん希望者の選考後、各施設と内定者一覧（内定者台帳と必要に応じて健康状況申告書）を共有
⑥	賦課作業の実施	・保育事由の変更、退所届, 税情報等の変更内容について子育て支援システムに入力 ・子育て支援システムによる保育料の賦課作業
⑦	保留通知の発送	・入所保留児童に対する入所保留通知の作成・郵送
⑧	入所決定通知書 保育料決定通知書	・入所決定児童に対する入所決定通知書、保育料決定通知書の作成・郵送 ・施設に対する支給認定者一覧表等の作成・郵送

(9) AI の利用

教育・保育施設等の入所事務においては、AI-OCR・RPA システム及び AI 入所選考システムを活用し、「申請書の読取データ化及びシステムへの自動入力」、「AI による保育入所選考マッチング」を令和 2 年度から実証的に導入し、実証における効果等を踏まえ、令和 4 年 4 月入所選考分から本格導入している。

① 導入の経緯

教育・保育施設等の入所業務においては、入所申込件数が年々増加している中、受理した申請書の「申請内容の入力」、「入力データに基づく入所利用調整」、「利用調整後の結果入力」、「利用調整後の施設・保護者宛て結果通知の発送」を全て職員の手で行うなど、職員の事務負担が増していた。

そこで、特に事務負担の大きい「申請内容の入力」、「入力データに基づく入所利用調整」「利用調整後の結果入力」について、AI-OCR や RPA といった ICT を活用することにより、入所業務の効率化・迅速化を図るため、「AI ツール」「OCR・RPA ツール」を組み合わせたワンパッケージシステムの実装・導入に向けた実証実験を令和 2 年度に実施し、実証実験を通じて効率化が図られたなどの効果があったことから、令和 3 年度（令和 4 年 4 月入所選考分）より本格導入した。

② システム概要

システム	利用場面・利用方法	導入時費用（税抜）
AI 入所選考	<ul style="list-style-type: none"> ● 入所選考の場面で利用 ● 子育て支援システムから出力したデータを AI 入所選考システムに取り込み、入所選考を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品導入費：8,500 千円 ● 運用支援保守費：1,050 千円 ● 合計：9,550 千円
AI-OCR・RPA	<ul style="list-style-type: none"> ● 入所申請書を子育て支援システムに入力する場面で利用 ● 手書きの入所申請書を AI-OCR・RPA で読み取り子育て支援システムに自動入力を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品保守：127 千円 ● 年間ライセンス：348 千円 ● 運用支援保守費：500 千円 ● 合計：1,415 千円

※令和 4 年度の上記システムの運用保守費用は総額年間 3,081 千円。

③ AI システムの導入結果

AI 入所選考システムの導入により、数分で選考結果が出る事から、手作業により膨大にかかっていた要員・時間が大幅に削減する事ができたほか、自動化による要員・時間の削減により、選考以外の確認・調整の時間を十分に確保する事が可能となった。

この結果として、教育・保育施設等の入所選考業務について、作業効率が向上するとともに、より確実性の高い選考を実現できる効果があった。

AI-OCR・RPA システムを導入は、入所申請書の内容について、子育て支援システムへの入力を補完する形で利用している。手書の入所申請書の読み取りのため、システムが自動入力した結果を人の目で再度確認する必要があるが、自動化による要員・時間の削減が可能となる効果があった。

なお、宇都宮市における入所選考基準は以下のとおりである。

【基準指数表】

N	種別	保護者（父母）の状況		指数	実施期間	
1	就労	月 160 時間以上の就労を常態		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		月 140 時間以上の就労を常態		9		
		月 120 時間以上の就労を常態		8		
		月 100 時間以上の就労を常態		7		
		月 80 時間以上の就労を常態		6		
		月 64 時間以上の就労を常態		5		
2	妊娠 出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)		7	出産予定月の前後 2 か月の期間	
3	疾病	入院 1 か月以上		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅内療養	常時病臥			10
			精神疾患	重度の症状		10
				上記以外の程度		8
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8
障がい	身体障がい者手帳を有し 1・2 級程度		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間		
	療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有し A1・A2・B1、 1・2 級程度		10			
	療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有し B2 程度、3 級程度		8			
	身体障がい者手帳を有し 3 級程度		6			
	身体障がい者手帳を有し 4～6 級程度		4			

4	同居親族の介護	施設等の付添い		就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間
		居宅介護	重度障がい者等の全介護（要介護5, 4）	10	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）	8	
			上記以外の程度	4	
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合		10	当該期間
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている		2	3か月以内
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合		就労時間に準ずる	当該期間
8	虐待	虐待やDVのおそれがあること		10	最長就学前
9	その他、市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）			10	

【調整指数表】

分類	No.	条件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がいを有する場合	3
	4	保護者が重度の障がいで、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により一度退所し、育児休暇明けに、保育所を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している （希望順位が第1希望の場合は更に+1）	4 (+1)
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 （多胎児の場合は更に+1）	2 (+1)
	11	転居による転園 転入による入所希望（転入元で認可保育施設在園児に限る）	1
子育て支援・	12	特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	13	産休・育休期間満了後に入所希望	3

少子化対策の配慮	14	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	15	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減点	17	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

【指数の合計が同点の場合の優先順位】

第1段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する(マイナス調整は除く) ※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。
第2段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在>疾病・障がい>就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧(主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第3段階	待機期間の長い世帯を優先する
第4段階	児童数の多い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する
第6段階	世帯の市民税所得割額が低い世帯を優先する

※ 優先順位の第6段階において、税情報が確認できない方は優先度が低くなる。

3.3.4.3 関係法令等

児童福祉法第24条

子ども・子育て支援法

宇都宮市子ども・子育て支援法施行条例

宇都宮市子ども・子育て支援法施行細則

宇都宮市保育の実施選考基準

3.3.4.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.3.4.5 監査の結果

(1) ICT導入による業務効率化のための施策について(意見)

令和4年度4月の入所選考からAIシステムを導入する事により、選考作業の効率化が図られるなど、導入に対する一定の成果があった事が確認できた。入所選考以外の業務に対しても、膨大な時間を要する事務プロセスを可能な限り自動化するための検討を継続することが望まれる。一方で、ICTの導入にはシステム導入等のコストが発生する事や、業務フローの見直しが必要になる場合があり、ICTの導入が必ずしも目的に適合しない可能性もある事から、事前の十分なシミュレーションを含め、コスト・メリットについても併せて慎重に検討する

事が望まれる。

3.3.5 広域入所の事務

3.3.5.1 事業の概要

女性の就労の増加、車社会の進展等により、行政区域を越えた教育・保育施設等への入所の需要が高まる中、より利用しやすい保育制度を目指し実施する。

- (1) 事業の開始:平成 10 年 4 月 1 日
- (2) 実施までの経過:平成 9 年 5 月より県央都市圏の 4 市 12 町における協議を実施
- (3) 実施の基本方針
 - 市町村間の協議に基づく委託方式
 - 定員に余裕があり、市内の児童の入所に支障がない場合受入れを承諾
- (4) 実施対象
 - 父母の勤務状況から、他市町村の保育所を希望する場合
 - 里帰り出産や自宅が行政境にある場合、等
- (5) 実施の手続き:関係市町村間で、委託契約を締結
- (6) 利用者の推移

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
委託	223 名	189 名	198 名	198 名
受託	120 名	145 名	127 名	137 名

3.3.5.2 関係法令等

保育所広域利用実施要領

3.3.5.3 実施した監査手続

事業概要を把握し、保育の実施委託契約書（宇都宮市が他市町村に委託する委託契約書・宇都宮市が他市町村から受託する受託契約書）、広域入所に関する協議に係る資料等を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.3.5.4 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3.3.6 幼稚園運営費貸付金の事務事業

3.3.6.1 事業の概要

宇都宮市内に設置されている私立幼稚園及び私立認定こども園の設置者に対し、その運営に必要な資金を貸し付けることにより、幼稚園運営の安定を図り、幼児教育の充実・振興に寄与することを目的とする。

3.3.6.2 事業の内容

運営に必要な資金を貸し付け、幼稚園及び認定こども園運営の安定を図る。

- (1) 貸付対象:宇都宮市に私立幼稚園及び私立認定こども園を設置している設置者

- (2) 限度額：1年度につき 5,000 千円
- (3) 貸付金利：なし
- (4) 貸付期間：9ヶ月以内、但し、当該年度を超える事はできない
- (5) 連帯保証人：2名、但し個人設立の幼稚園設置者は1名
- (6) 実施状況・推移：下記のとおり。返還遅延等は発生していない。

【実績】

(単位：千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数	1	1	1	1	1	1	1
貸付金額 (実績)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
貸付金額 (予算)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

3.3.6.3 関係法令等

私立幼稚園等運営貸付要綱

3.3.6.4 実施した監査手続

事業概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

3.3.6.5 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 子ども発達センター

4.1 子ども発達センター全般

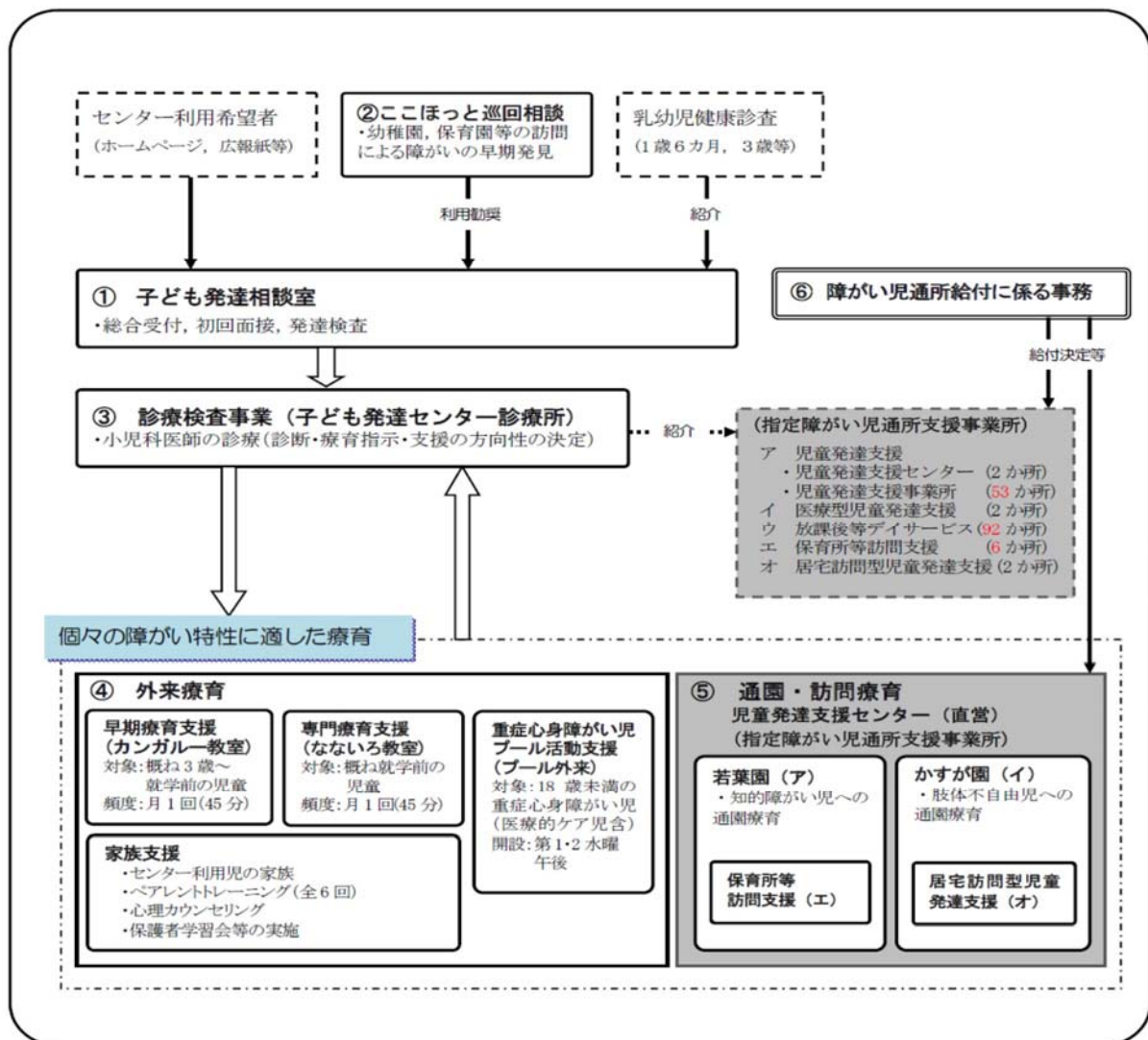
4.1.1 事業の概要

子ども発達センターは、どんな障がいがあっても、子どもたちが持っている力を十分に発揮して地域でいきいきと生活ができ、家族が安心して子育てができる「やさしいまち・・・うつのみや」を目指すことを組織目標としている。

子ども発達センターには、西部保育園及び子育てサロン西部が併設されている。

4.1.2 相談・療育の流れ

子ども発達センターの事業に関する相談・療育の流れは、次のとおりである。



4.1.3 労務の状況

4.1.3.1 職員等の人数

令和4年4月1日における子ども発達センターの職員等の人数は、専任職員37名、保育課兼務職員13名、非常勤嘱託員(医師)9名、会計年度任用職員56名の合計115名であった。

4.1.3.2 実施した監査の手続き

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.1.3.3 監査の結果

(1) 超過勤務の発生状況

令和4年度における子ども発達センターの月別職員別に超過勤務状況を閲覧の上、年間の残業時間が200時間を超えている職員5名（A氏・B氏・C氏・D氏・E氏）について、業務について他の職員に分担できていない背景、及び子ども発達センターにおける残業時間の限度に関する規則及び残業時間に関する方針について担当者に質問を行った。

A氏については、交流・管理グループの施設管理担当であり、当初想定していなかった施設の修繕が突発的に発生・対応することが多く、業務を分担することが困難な業務だったため、超過勤務が多くなった。B氏については、通園グループ給食業務の担当であるが、令和4年度に初めて栄養士の正規職員として配置され業務の改善などを図ったが、専門職が一人しかいないので業務を分担できなかったため、超過勤務が多くなった。C氏・D氏・E氏は、全員相談グループだが、相談業務全体が増加傾向であったため、係長を含めて業務を分担していたが消化しきれず残業が発生した。

残業時間の限度について、人事課が①月100時間未満、②年720時間、③連続する2から6月の平均が80時間、④1年のうち45時間を超えた月数が6月、を上限と設定した。令和4年度は、上記項目に該当する職員はいなかった。なお、超勤縮減に向けた取組として、スケジュール作成と定期的なミーティングの実施により業務の進行管理を適切に行うとともに、スイッチオフ day の定時退勤の徹底やICTの積極的活用を図っていた。

以上の回答から、担当者別の残業発生について原因を把握し、かつ、残業時間の限度内に収まっており、超過勤務縮減の取り組みも実施していることから、子ども発達センターの超過勤務の管理状況は、監査上指摘すべき点は無かった。

(2) 年次休暇の取得状況（意見）

令和4年度の職員37名の年休時間取得状況一覧表を入手し、年休の取得状況の確認を行ったところ、年休取得率0%が3名、0%超30%以下が18名、50%超取得している人は4名であった。労働基準法の改正に伴い、平成31年4月1日から、当該年度10日以上年休が付与される現業職員、公営企業職員等に対して、毎年5日、年休を確実に取得させることが義務付けられているところである。このため、担当者へ子ども発達センターで遵守している年休取得に関する方針と実際の年休取得に向けた職員への働き掛けの状況について質問を行った。

年休取得率0%の3名は育児休暇中だった職員である。職員の休暇取得目標を年15日以上とし、監督者が全員出席するセンター会議や各グループの朝礼などで取得を呼びかけるとともに、取得状況の遅い職員には個別に声掛けを行うなど取得しやすい環境づくりを推進している。

しかしながら、年休取得率0%超30%以下の職員の中には年休取得日数4日の者が2名おり、年休取得日数が15日未満となっている職員は21名となり、これら職員は目標未達となっていた。

子ども発達センターでは、業務の改善と職員配置人数の継続検討が必要な状況である。

4.2 交流・管理グループ

4.2.1 ここ・ほっと交流事業

4.2.1.1 事業の概要

ここ・ほっと交流事業は、通園施設・保育園等のカリキュラムや日常的な療育・保育の中で、障がいのある児とない児の交流を通じて、地域におけるノーマライゼーションを推進する。

4.2.1.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ここ・ほっと 交流事業	事業費決算額(千円)	253	242	155	120	154
	実施回数(回)	30	30	13	16	23
	参加延人数(人)	6,875	5,271	2,425	2,109	3,176

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数や開催規模を縮小しての実施となった。

4.2.1.3 関係法令等

宇都宮市子ども発達センター条例

ここ・ほっと交流事業実施要項

4.2.2 障がい児通所給付事業

4.2.2.1 事業の概要

児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービスの利用を希望する障がい児に対して、給付の要否を決定するとともに、必要な給付費を支援する事業である。

4.2.2.2 事業の実施状況

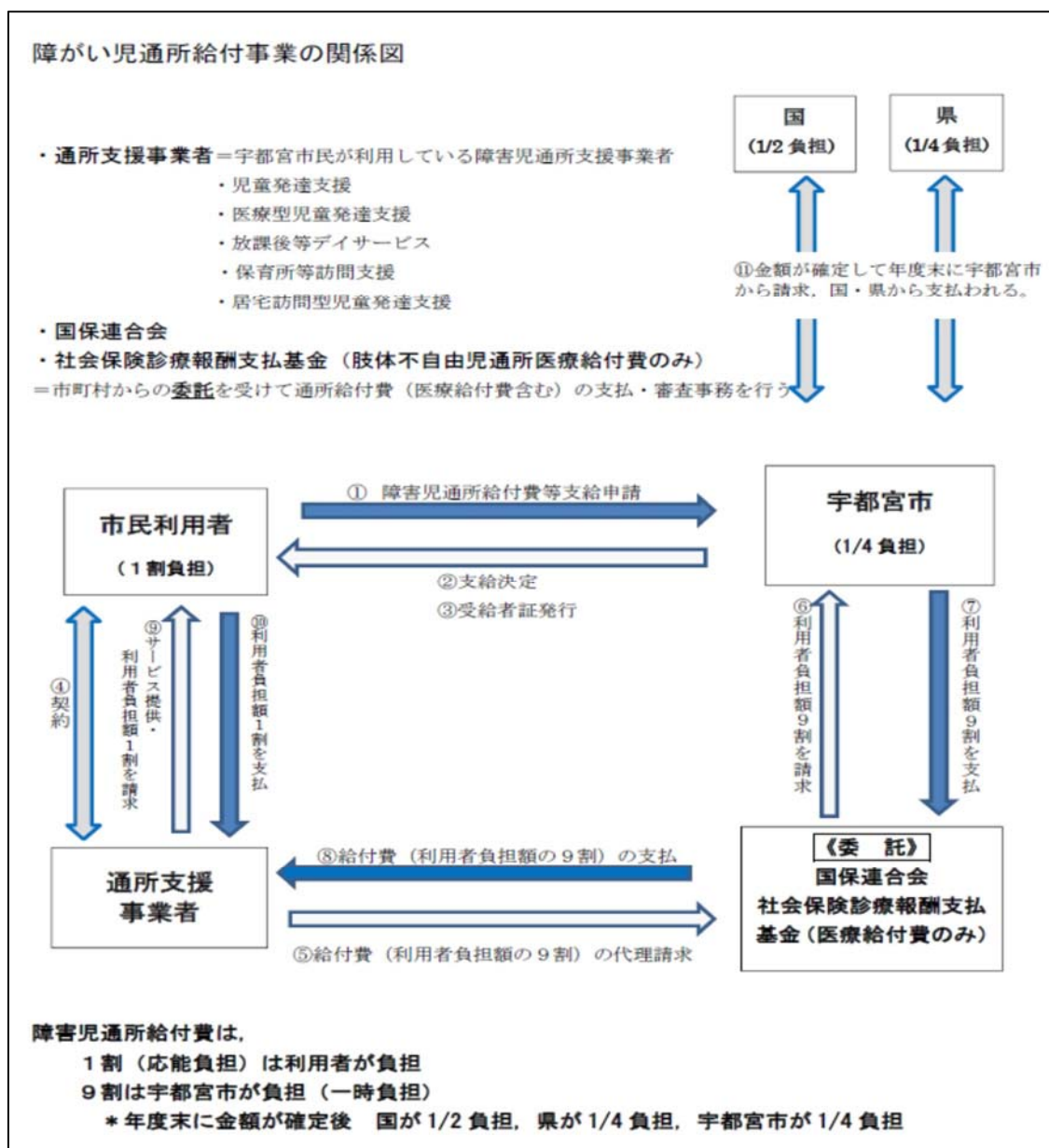
事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい児 通所給付事業	事業費決算額(千円)	1,491,769	1,892,247	2,346,103	2,928,667	3,347,588
	(相談支援実績)					
	障がい児支援利用計画作成数	423	538	609	674	728
	セルフプラン数	767	902	1,023	1,211	1,377
	受給者数 計	1,190	1,440	1,632	1,885	2,105
	(年間延利用人数)					
	児童発達支援(延人)	3,575	5,186	4,208	5,215	5,803
	医療型児童発達支援(延人)	242	297	206	214	152
	放課後等デイサービス(延人)	14,522	18,154	11,150	13,275	15,181
	居宅訪問型児童発達支援(延人)	-	-	17	24	31
	保育所等訪問支援(延人)	118	142	200	306	380

障害児通所給付事業を利用するためには、福祉サービス等の利用に関する計画(「サービス等利用計画」)を市町村に提出する必要がある。身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合や本人が希望する場合には指定障害児相談支援事業者が作成する「サービス等利用計

画」に代えて、「セルフプラン」を作成し提出することができる。また、セルフプランの作成者は指定障害児相談支援事業者以外の者とされているので、本人了解のもと、支援者等が作成することが認められている。

相談支援実績件数は新型コロナウイルス感染症の影響をある程度受けつつも全般的には増加している。これらは、児童発達支援は障がいのある児童にとって保育園や幼稚園のような役割を担っていること、放課後等デイサービスは障がいの特性上児童に入れない児童の放課後の居場所であることなど、障がい児通所支援が、障がい児の生活に欠かせないサービスであることから、コロナ禍においてもサービスを必要とする人からの申請が増え続けたと考えられる。

4.2.2.3 障がい児通所給付事業の関係図



市民利用者による障害児通所給付費（サービス利用負担額）は1割、残りの9割を宇都宮市・国・県が負担しており、9割負担分のうち国が2分の1を、県が4分の1を、市が4

分の1を負担している。

4.2.2.3 関係法令等

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き（厚生労働省）
障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（厚生労働省）
宇都宮市児童福祉施設法施行細則
宇都宮市社会福祉施設入所措置等負担金徴収規則
宇都宮市児童福祉法に基づく障がい児通所給付費等の支給等に関する事務処理要領
宇都宮市多子軽減措置に伴う償還払いによる障がい児通所給付費支給要綱
宇都宮市障害児通所給付認定審査会設置要領
宇都宮市障害児通所給付費支給決定基準

4.2.2.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.2.2.5 監査の結果

(1) 指定障害児相談支援事業所の件数について（意見）

施設利用者が施設を利用する場合、サービス等利用計画を作成する必要があるが、令和4年度の実績では指定障害児相談支援事業所を利用せずにセルフプランとなった割合が65.4%になる。この点に関し、市内の指定障害児相談支援事業所が不足しているかどうかを担当者に質問したところ、宇都宮市としてはどのくらい指定障害児相談支援事業所が足りないかの調査資料は無いとの回答があった。

株式会社政策基礎研究所が全国1,741市町村を対象にアンケートを行い作成した「障がいの相談事業に関する実態把握の調査研究報告書」（令和2年3月）によれば、「政令指定都市・中核市・特別区」ではセルフプランの児童数が就学前の児童であれば37.5%、就学後の児童では45.8%となっていた。また、厚生労働省が公表した「障害者相談支援事業の実施状況等について 令和3年度市町村分」によれば、セルフプラン率の全国平均は28.5%（障害児相談支援）とのことから、宇都宮市のセルフプランの割合は高い水準にある。

下表のとおり宇都宮市の令和4年度の相談支援受給者人数は平成30年度に対して176.9%の増加を示しているのに対し、令和4年度の指定障害児相談支援事業所数は平成30年度に対して128.0%の増加に留まっていることからしても、必要としている受給者の増加に対して事業所の設置が追い付いていない状況にある。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援受給者	人数（人）	1,190	1,440	1,632	1,885	2,105
	平成30年度対比	100.0%	121.0%	137.1%	158.4%	176.9%
指定障害児相談支援事業所	事業所数（箇所）	25	27	29	31	32
	平成30年度対比	100.0%	108.0%	116.0%	124.0%	128.0%

このため、宇都宮市としてどれくらい指定障害児相談支援事業所数が足りないかを調査の上で、整備目標と必要施策を設定する必要がある。

(2) 支援の質の向上について

施設利用者はコロナ禍においても施設利用件数が増加しており、これに対応すべく通所支援事業者の数も増えている。このため、支援事業利用者の実態に合わせた支援サービスの質の向上が必要となるところであり、担当者に対して、サービスの質の向上施策について質問を行ったところ、宇都宮市では次のことを行っているとのことであった。

子ども発達センターにおいて、市内の事業者等を対象とした研修会及びかすが園、若葉園の体験見学を実施する等、事業所の職員の資質の向上の機会を設けている。令和4年度においては「通所支援事業所等の意見交換会」を開催し、通所支援事業所間の連携強化及び質の向上を図るとともに、この意見交換会の中で、複数の事業所を利用する児童のセルフプランの活用方法、事業所間の連携に係る児童の支援の統一などについて検討を行った。

以上の通り、宇都宮市としては事業所のサービスの質の向上について、研修会や宇都宮市の2施設の体験見学会、複数の事業所による意見交換会などを実施して、向上に努めていると評価でき、監査上指摘すべき点は無かった。

(3) 請求に対するエラーデータの取り扱いについて

障がい児通所給付事業の年間決算額が令和3年度は2,928百万円、令和4年度が3,347百万円と増加傾向にあった。令和4年度分について、事業所別の給付費支払額を検証したところ、国保連合会からの審査・支払結果報告について、状況が「受付審査エラー」となっていた申請が4件あったことから、これらのエラー内容とその後の支払いに至るまでの提出書類の修正状況について、担当者に質問を行ったところ、以下の回答が得られた。

質問のあった4件全てにおいて「該当の請求情報は既に受付済、又は請求情報内で重複する情報が存在しています」というエラーが出ていた。これらの事業所は児童発達支援と放課後等デイサービスを運営する多機能型事業所であり、本来は請求書を1つにまとめて処理すべきところを、2つに分けて請求をしてきたため、国保連システムにおいてシステムエラーとなっていた。システム上ではエラーと表示されているが、請求の内容に問題はなく、事業所への支払いは通常通り行われている。

以上より、請求に対するエラーデータの取り扱いについて監査上指摘すべき点は無かった。

(4) サービス提供日から6か月以上経って行われた支給申請について

令和4年度の支給申請データのうち、サービス提供日から請求受付日までの期間が6か月以上になっている請求情報が48件存在したため、サービス提供日から請求までの期間が6か月以上になってしまう原因について、担当者に質問したところ、以下の確認ができた。

基本的にはサービス提供月の翌月が請求受付月となり、請求誤り等がある場合に再請求を認めている。また、指導監査（宇都宮市子ども政策課が担当）により明らかとなった請求誤りについては、過去に遡って再請求させる場合がある。

続いて、サービス提供日から請求受付日までの期間が6か月以上たって行われた請求のうち、X事業所は平成30年1月サービス提供分含めて15件、Y事業所は令和2年7月サービス提供分を含めて21件、Z事業所は令和元年5月サービス提供分を含めて3件となっていた。これら事業所の状況について市の担当者に質問したところ、次の確認ができた。

X事業所は、令和元年度の指導監査により不正請求が発覚した事業所であり、令和2年度には処分の実施（6か月間の新規受入停止処分）及び不正請求分の給付費の返還命令を出している。事業所に提出させた返還計画により、4年間の過誤（国保連を通じた再請求）による返

還を現在も継続中のため、平成30年分の再請求を受け付けているところである。Y事業所については、加算の請求漏れがあったため、過誤申立をして再請求を行っている。Z事業所は、子ども政策課の指摘を受けての再請求を行っている。なお、子ども政策課は事業所の指定をしている部署で、事業所における人員配置や体制届に係る加算の内容については、子ども政策課で管理・指導をしている。

加えて、宇都宮市の担当者に対し、事業者からの請求について制度的に請求期限等を設けていないか、及び、過去の請求が行われる主な原因について質問を行ったところ、次の確認ができた。

請求の時効は基本的に5年間となる。ただし、一度請求をしたものの再請求についての時効は、過誤申立書を宇都宮市に提出してから5年間となる。基本的に過去のサービス提供月分の受付は過誤申立による再請求となり、過誤申立をする要因としては①子ども政策課の監査による指摘を受けての再請求、②加算等の請求誤りに事業所が気づいての再請求、となる。

以上より、サービス提供日から6か月以上経って行われた支給申請は、支給申請が時効消滅する前分であり、子ども政策課の監査による指摘を受けての再請求、又は、加算等の請求誤りに事業所が気づいての再請求であることから、子ども部としての対応は妥当なものであることから、監査上指摘すべき点は無かった。

4.2.3 発達支援ネットワーク会議

4.2.3.1 事業の概要

発達支援ネットワーク会議は、発達の遅れや障がいのある児童に対し、乳幼児期から就労に渡り、ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、医療・保健・福祉・教育・就労などの関係課や関係機関が連携を強化し、発達の支援を推進する会議体である。

4.2.3.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発達支援ネットワーク事業	事業費決算額(千円)	346	580	213	365	158
	市内の医療的ケア児把握数(人)	47	65	86	85	96

4.2.3.3 関係法令等

発達障害者支援法

宇都宮市発達支援ネットワーク会議設置要綱

4.2.3.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.2.3.5 監査の結果

監査上指摘すべき点は無かった。

4.3 相談グループ

4.3.1 子ども発達相談室事業

4.3.1.1 事業の概要

子ども発達相談室事業は、発達の遅れに不安を抱いている保護者等の総合的な窓口として、関係機関等とのコーディネート等を行い、障がいの早期発見・早期療育につなげるとともに、保護者の不安の軽減を図る。また、専門的な発達検査等を行い、所見に基づき、日常生活における個々の特性に応じた適切な対応等を保護者に助言する事業である。

4.3.1.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子ども発達 相談室事業	事業費決算額(千円)	889	941	873	859	1,816
	相談件数(延人)	1,523	1,528	1,627	1,416	1,420
	連携・コーディネート実績(時間)	179	154	253	200	213

令和4年度当初、相談待ち時間が最長3か月以上であったが、外部心理士の相談枠を増やし対応することで、2か月程度に短縮した。

4.3.1.3 関係法令等

宇都宮市子ども発達センター条例

令和4年度子ども発達相談室実施要項

4.3.1.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.3.1.5 監査の結果

(1) 相談までの待ち時間について(意見)

令和4年度当初、相談待ち時間が最長3か月以上であった原因及び短縮化に向けての宇都宮市としての目標期間について、担当者に質問を行った。

相談待ち時間が最長3か月以上であったのは、心理相談員は複数の事業を兼務しているが、発達相談に係る従事に対し、発達相談希望者が1.15倍に上回ったことが原因であった。

次に、発達相談来所までの待ち期間の目標であるが、宇都宮市はこれを1か月半と設定している。この目標期間に関して、来所までの事務手続きには、発達相談依頼を受理し保護者への連絡調整、関係機関からの情報収集などの業務があり、準備等に必要な期間と考えて設定されたものであった。

以上の通り、宇都宮市の目標とされている1か月半には一定の根拠を有するが、その一方で子どもの発達に関する保護者の一刻も早く相談したいという気持ちは大きいものであり、現状の相談待ち時間は2か月程度であることから、あと半月短縮できるよう外部心理士の相談枠を増やす等といった対策が必要である。

4.3.2 ここ・ほっと巡回相談事業

4.3.2.1 事業の概要

(1) 園訪問

園訪問は、心理相談員、保健師等の専門職が市内の幼稚園、保育園等を訪問し、発達が気になる児の行動観察を行い、支援方法等について担当職員へ助言指導を行い、対応力の向上を図るとともに、児や家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、地域の発達支援の充実を目指す事業である。

(2) 個別相談会

個別相談会は、園訪問や「5歳児チェックリスト」において、発達が気になる児童の個別相談を実施し、適切な支援につなげる事業である。

(3) 5歳児チェックリスト

5歳児チェックリストは、市内の年中児童の保護者を対象に「5歳児チェックリスト」を実施し、保護者の発達に係る「気づき」を促す。また、保育士の視点での「チェックリスト」を活用し、軽度発達障がいへの早期発見、早期療育につなげる事業である。

(4) 専門職向け研修会

専門職向け研修会は、市内の園に勤務する幼稚園教諭や保育士等を対象に、障がいへの正しい知識や個々の特性に応じた適切な支援方法に関する研修会を実施し、援助技術の向上を図る事業である。

4.3.2.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ここ・ほっと 巡回相談事業	事業費決算額(千円)	970	914	921	667	746
	園訪問 延相談数(人)	414	396	125	75	139
	個別相談会 人数(人)	62	58	62	43	52
	5歳児チェックリスト 回収数(人)	4,492	4,669	4,577	4,374	4,112
	専門職向け相談会 参加人数(人)	437	244	105	70	139

新型コロナウイルス感染症の影響により園訪問は実施対象を縮小した。訪問以外の支援方法として心理相談員による電話相談を行い、園での対応方法について助言するなど、園において発達が気になる児童の対応力の向上を図っている。

4.3.2.3 関係法令等

宇都宮市子ども発達センター条例

令和4年度「ここ・ほっと巡回相談事業」実施要項

4.3.2.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.3.2.5 監査の結果

監査上指摘すべき点は無かった。

4.4 発達指導グループ

4.4.1 事業の概要

(1) 早期療育支援事業（カンガルー教室）

早期療育支援事業（カンガルー教室）は、障がい疑われる幼児に対し、遊びを通して、個々の状態に応じた早期の療育支援を行いながら、保護者の不安の軽減と障がい受容を促す事業である。

(2) 専門療育事業（なないろ教室）

専門療育事業（なないろ教室）は、障がい児やその保護者に対し、専門職が助言・指導・機能訓練を行い、症状の軽減や日常生活動作を身につけ、家庭など身近な地域における自立を促す事業である。

(3) 診察検査事業

診察検査事業は、子ども発達センターを利用する児に対し、医師が診察を行い、個々の発達に応じた支援の方向性を指示することで、適切な療育につなげる事業である。

(4) 重症心身障がい児プール活動支援事業

重症心身障がい児プール活動支援事業は、重い運動障がいのある重症心身障がい児がプール活動を通じて、心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど生命の維持・向上を図るとともに、QOL（生活の質）を高めることを目的とする事業である。

(5) 家族支援事業

家族支援事業は、障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や、育児に対する不安など精神的負担を軽減するため、心理相談員によるカウンセリングやペアレントトレーニング、また、きょうだい支援などの家族支援を実施する。

4.4.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
早期療育支援事業 （カンガルー教室）	事業費決算額(千円)	165	155	150	156	154
	延利用児数(人)	3,981	3,792	3,741	3,235	3,641
専門療育事業 （なないろ教室）	事業費決算額(千円)	226	219	219	214	204
	延利用児数(人)	2,689	2,816	3,081	3,247	2,930
診療検査事業	事業費決算額(千円)	13,781	13,565	13,262	12,894	13,455
	延受診人数(人)	1,254	1,317	1,407	1,514	1,579
重症心身障がい児 プール活動支援事業	事業費決算額(千円)	367	240	188	470	564
	延人数(人)	110	79	51	86	89
家族支援事業	事業費決算額(千円)	35	35	35	6	6
	家族サポート相談 延人数(人)	71	81	88	81	44
	ペアレントトレーニング 受講者延人数(人)	48	35	50	55	81

早期療育支援事業や専門療育事業から民間の児童発達支援に移行していく児が増えていることから、児童発達支援との効果的な連携について検討していく必要がある。

診療検査事業では、新たに作成した「初診・再診用問診票」や診断名や診断名及び発達特性等についてわかりやすく説明するための「説明用フォーマット」活用により、保護者の希望に沿った診断告知を行うようにしている。

4.4.3 関係法令等

宇都宮市子ども発達センター条例

宇都宮市早期療育支援事業（カンガルー教室）実施要項

宇都宮市専門療育事業（なないろ教室）実施要項

診療検査事業実施要項

重症心身障がい児プール活動支援事業実施要項

家族支援事業実施要項

4.4.4 実施した監査手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.4.5 監査の結果

(1) 専門療育事業と民間の児童発達支援との連携について

専門療育事業と民間の児童発達支援との連携が効果的に行われているかの検証状況を、担当者に質問した。

宇都宮市では保護者アンケートの結果を踏まえ、以下の役割のとおり本センター療育を提供している。専門療育事業は、母子同伴を必須として療育の提供を行っており、保護者は担当者と子どもの関わりを直接見ることで対応を学ぶことができることに加え、保護者の相談に適宜応じることができる。この「保護者支援」が民間の児童発達支援事業に対する強みである。

	専門療育事業（なないろ教室）	民間の児童発達支援事業
児の状態	障がいが確定する前の段階（グレーゾーン）の児	障がいが確定した児
親の状態	障がいの受入れや子どもへの対応が未習得の保護者	障がいの受入れや子どもへの対応を習得できた保護者

以上の回答から、専門療育事業と民間の児童発達支援との効果的な連携が行われていると判断でき、監査上指摘すべき点は無かった。

4.5 通園グループ

4.5.1 事業の概要

(1) 障がい児通所支援事業 福祉型児童発達支援センター（若葉園）

本事業は、福祉型児童発達支援センターに通所する知的障がい児に対して、様々な生活体験や遊びを通じ、児童福祉法に基づく障害児通所支援の提供（日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への対応のための訓練）を行う事業である。

(2) 障がい児通所支援事業 保育所等訪問支援事業（若葉園）

本事業は、保育所等に通う児童発達支援が必要な児童に対して、訪問支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的療育を直接行う事業である。

(3) 障がい児通所支援事業 医療型児童発達支援センター（かすが園）

本事業は、医療型児童発達支援センターに通所する肢体不自由児に対して、様々な生活体験や遊びを通じ、児童福祉法に基づく障害児通所支援の提供（日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練）を行う事業である。

(4) 障がい児通所支援事業 居宅訪問型児童発達支援事業（かすが園）

本事業は、重度の障がい等の状態にあり、発達支援（日常生活における基本的動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練）を行う施設への通所することが困難な児童に対し、自宅を訪問して発達支援を行う事業である。

4.5.2 事業の実施状況

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉型児童発達支援センター （若葉園）	事業費決算額(千円)	37,769	30,366	31,302	33,516	32,859
	契約者数(人)	68	68	68	67	64
	延人数(人)	12,030	12,240	12,264	12,033	10,989
保育所等訪問支援事業 （若葉園）	契約者数(人)	26	24	28	36	20
	訪問延回数(回)	134	152	176	208	135
医療型児童発達支援センター （かすが園）	契約者数(人)	9	18	12	11	5
	訪問延回数(回)	817	1,244	1,404	1,285	596
居宅訪問型児童発達支援事業 （かすが園）	契約者数(人)	-	2	2	3	3
	訪問延回数(回)	-	30	42	60	58

令和4年度は、感染症対策の一環として電子連絡帳システムを導入し、保護者の利便性向上と職員と保護者の円滑な連携を図っている。また、若葉園・かすが園の夕方時間の開園時間の延長に関してアンケートを行ったところ延長希望は69%と高かった。

4.5.3 関係法令等

児童福祉法

平成 24 年厚生省令第 15 号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

宇都宮市子ども発達センター若葉園運営規程

宇都宮市子ども発達センターかすが園運営規程

宇都宮市子ども発達センターかすが園居宅訪問型児童発達支援運営規程

若葉園事業実施要項

かすが園事業実施要項

4.5.4 実施した監査の手続

事務概要を把握し、関連する資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。

4.5.5 監査の結果

(1) 若葉園の開園時間延長の効果

障がい児通所支援事業福祉型児童発達支援センター（若葉園）は令和 4 年 7 月から、午前 8 時から午前 9 時 30 分までの延長療育事業を開始している。この開園時間前倒しによる利用者増加等の効果について、宇都宮市の担当者へ質問を行った。

利用者数（契約者数）は、令和 3 年度が 67 人、令和 4 年度が 64 人、令和 5 年度が 70 人となっているが、そのうち延長時間利用者の実人数は令和 4 年度が 3 名、令和 5 年度が 5 名であった。以上より、若葉園については開園時間延長の効果はあったと判断でき、監査上指摘すべき点は無かった。

(2) かすが園の開園時間延長の効果

障がい児通所支援事業医療型児童発達支援センター（かすが園）も令和 4 年 7 月から、午前 8 時から午前 9 時 30 分までの延長療育事業を開始しているが、契約者数は令和 3 年度が 11 名だったところ、令和 4 年度には 5 名に減少している。この減少理由について宇都宮市の担当者に質問を行った。

かすが園は、県の児童発達支援センター利用後の移行先として利用する児童が多いが、令和 4 年度は移行してくる児童が少なかったため契約者数が増えなかったが、対策として、利用者を宇都宮市内の児童に限らず、希望があれば市外の児童も受け入れているところであるとのことである。以上より、監査上指摘すべき点は無かった。